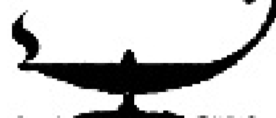
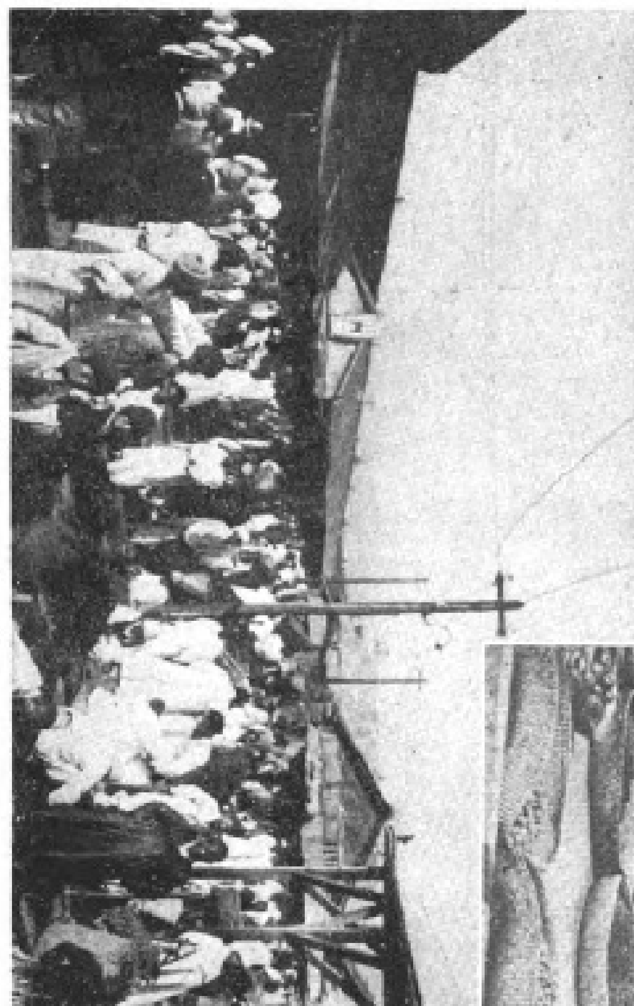
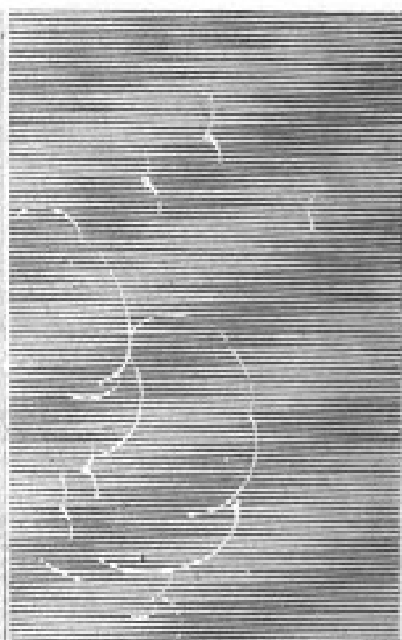

UNIVERSITY OF MICHIGAN
3 9015 06234 2012

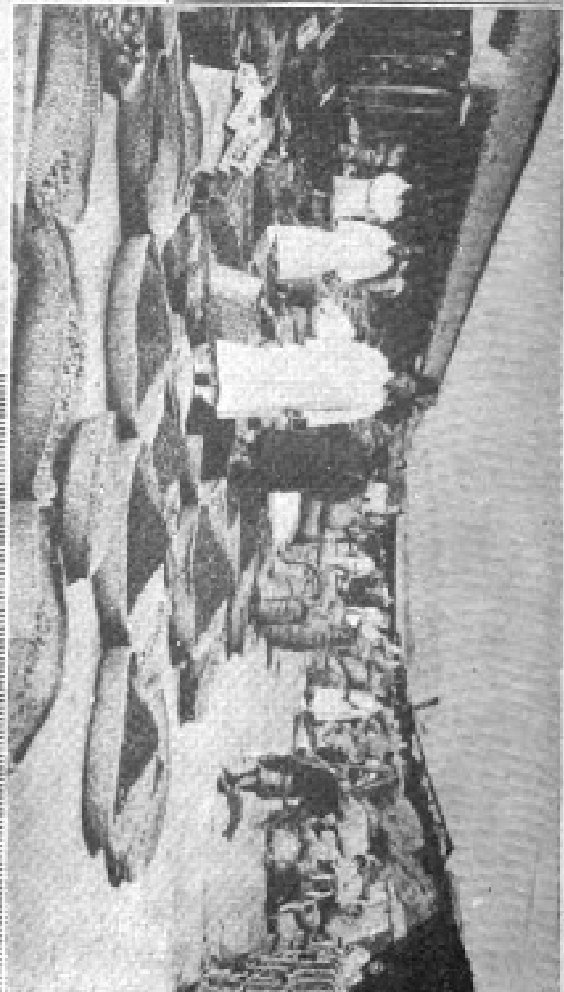




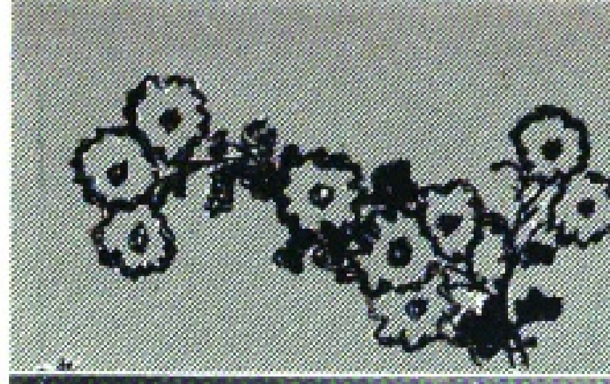


東大門市場

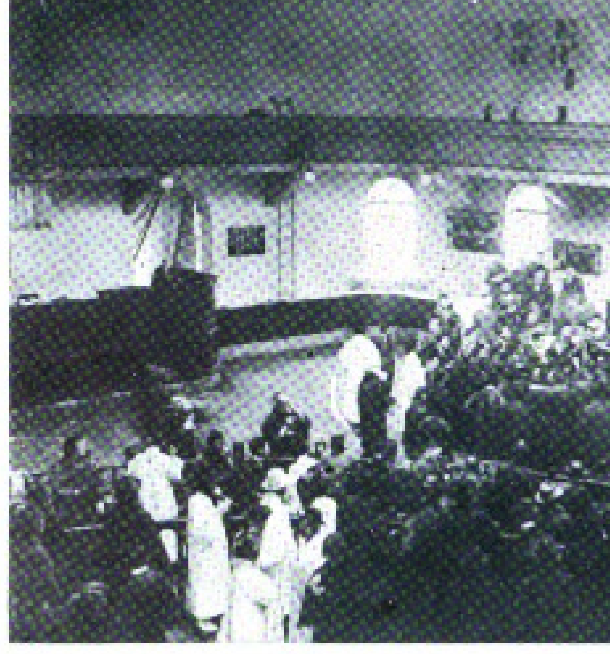




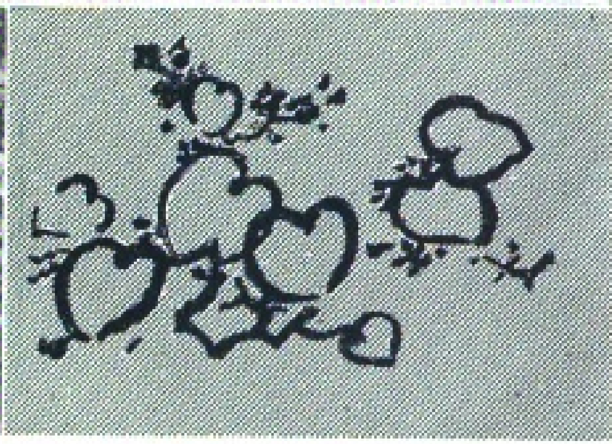
南大門市場





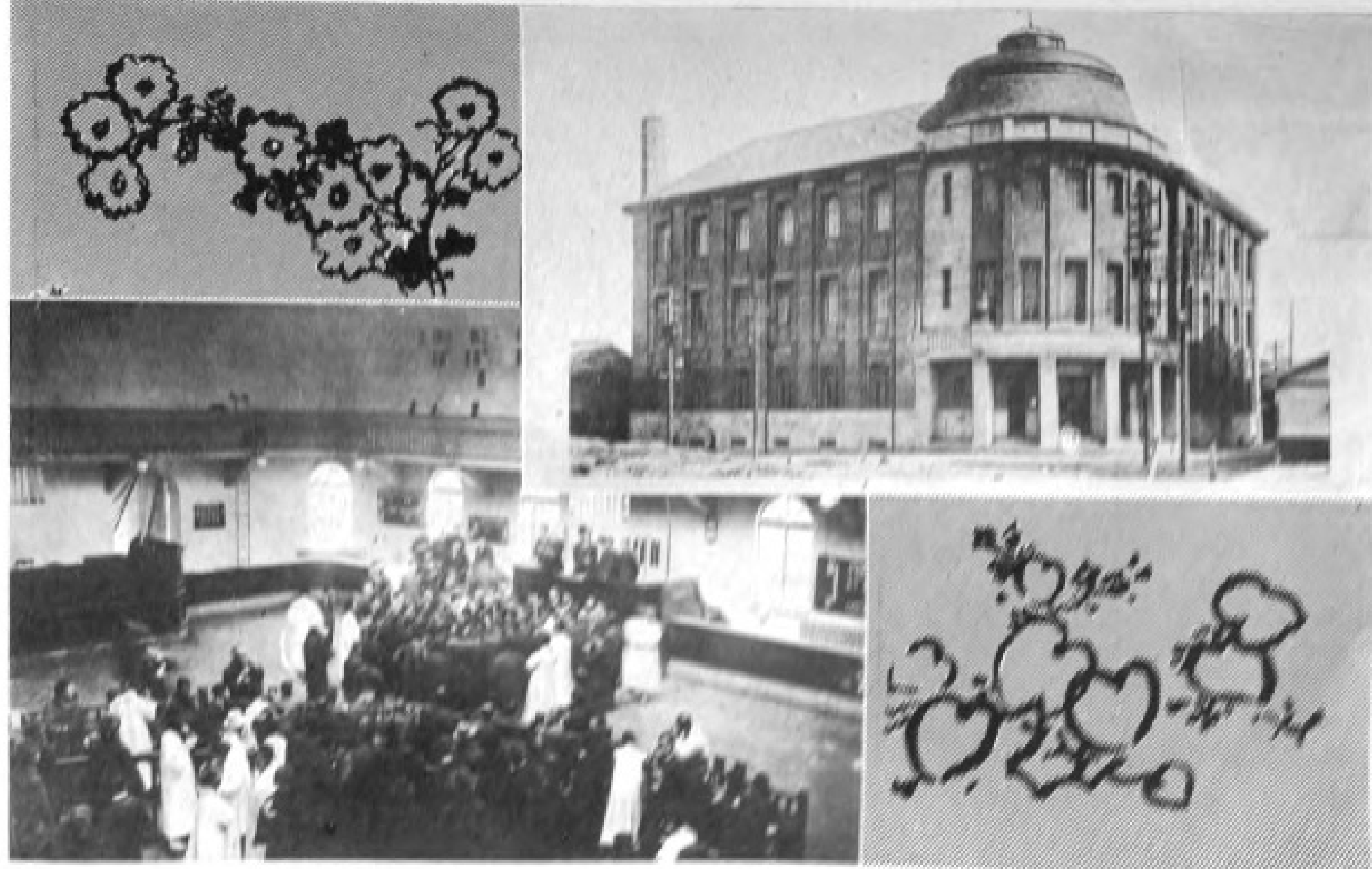




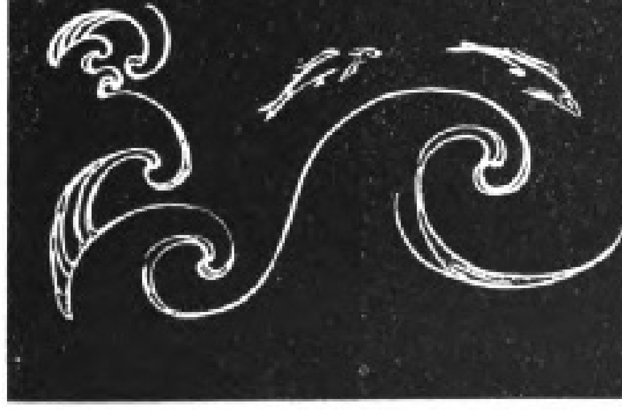


京城株式現物取引市場外觀

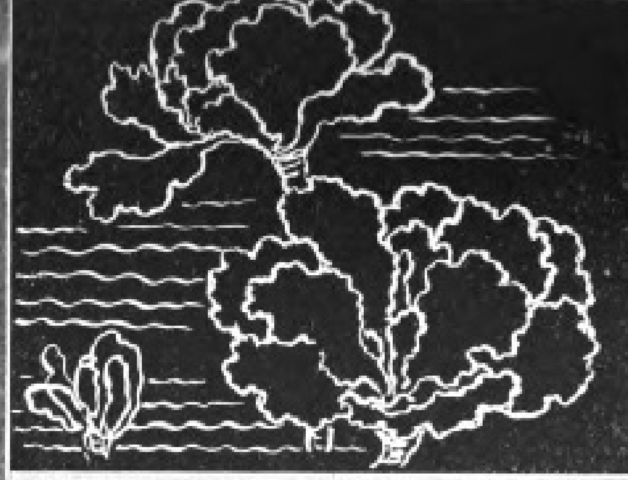
同　立會場







京城花園町公設市場

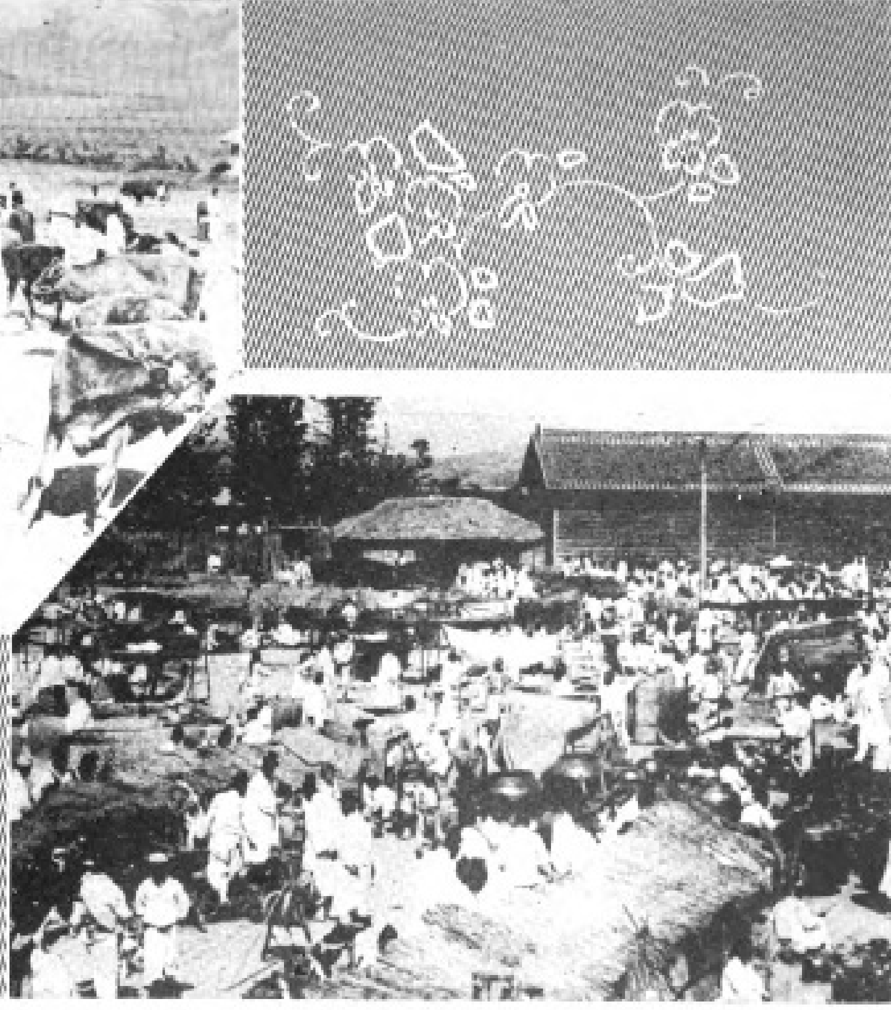




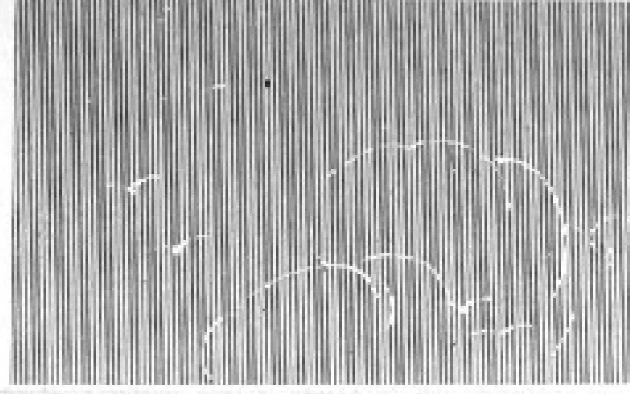
開城市場



水原牛市場



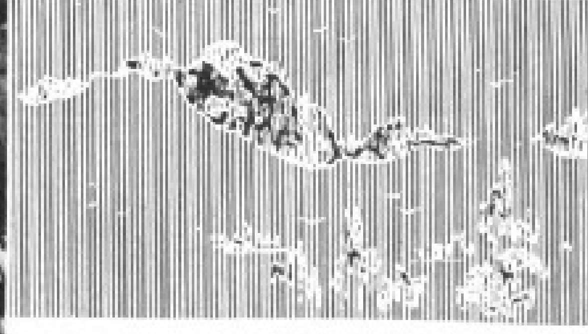
江景上市場



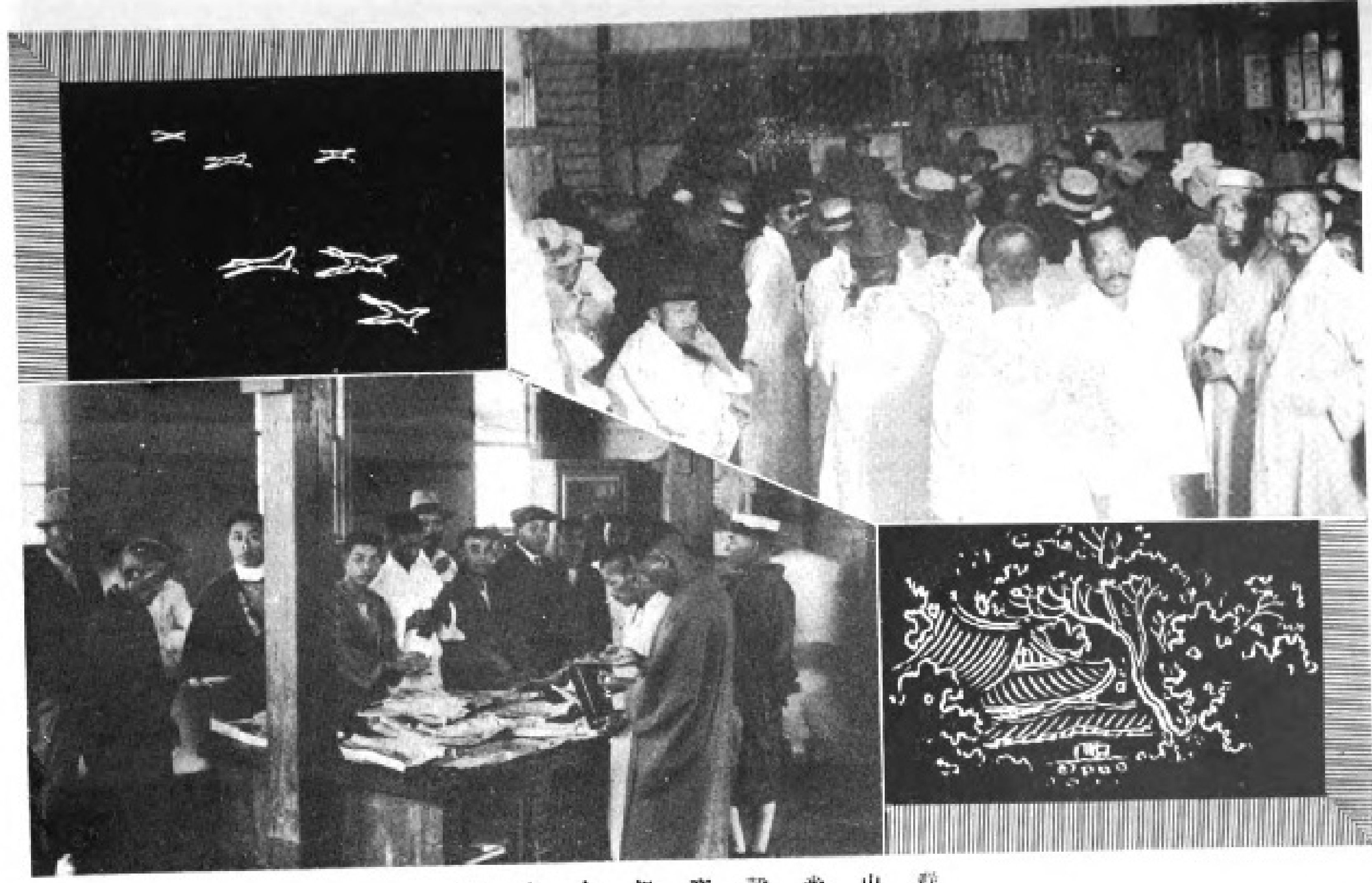




全州市場



清州市場



群山米穀商組合市場

金泉米市場





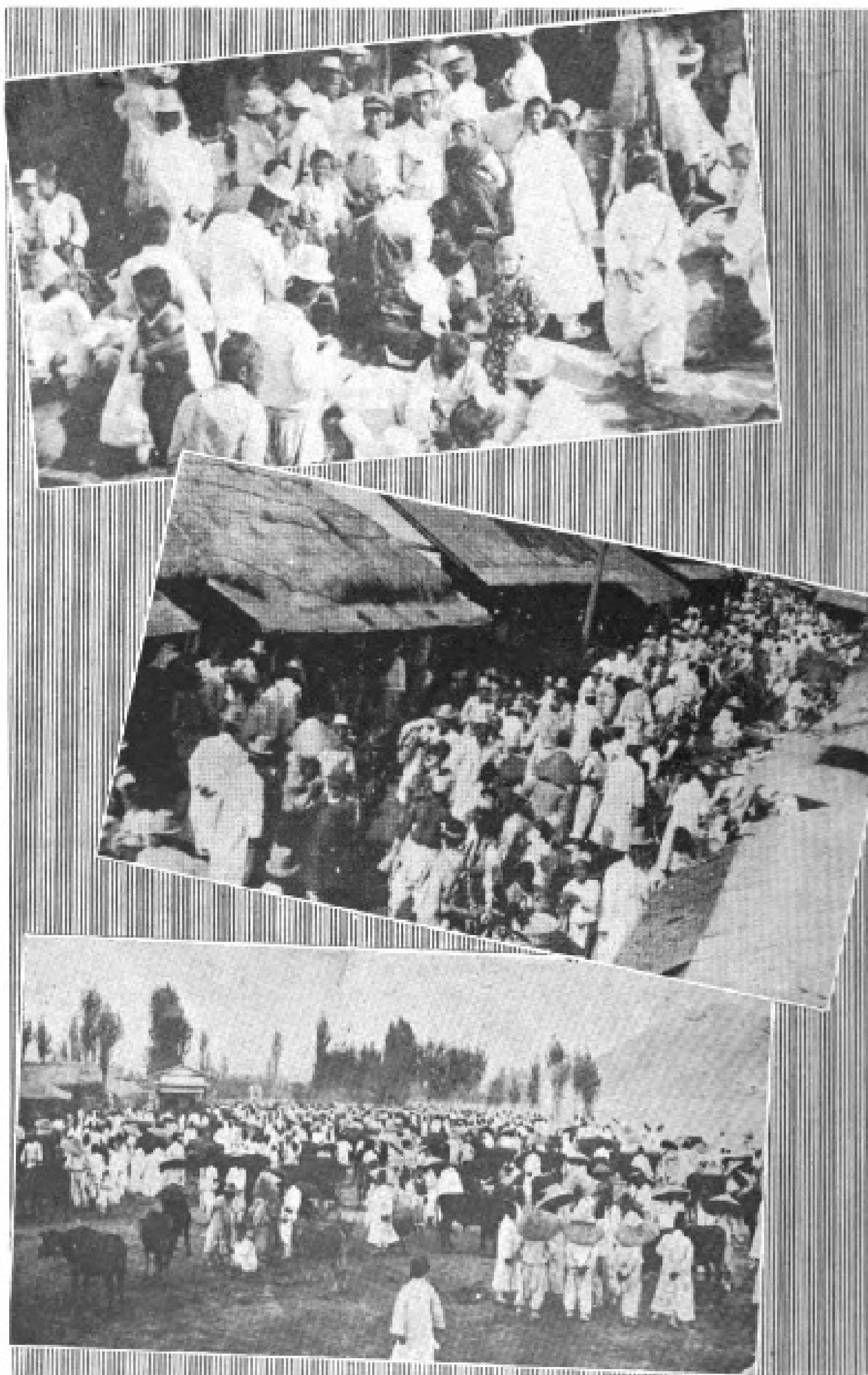
イ 錦行市場

ロ 錦行市場

ハ 乾物市場 蔬菜市場

ニ 金物市場 米市場

ホ 魚市場

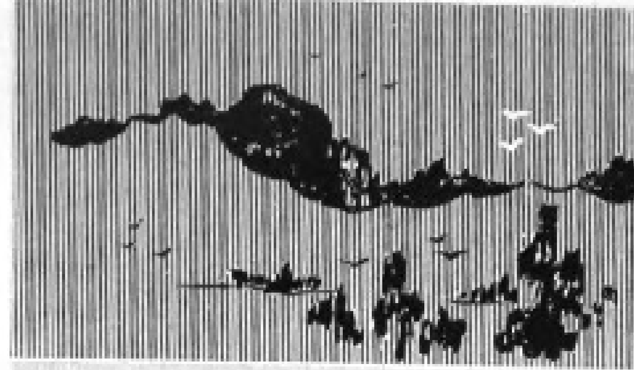


上 金泉米市場　中 金泉雜貨市場　下 金泉鳥獸市場



大邱市場

釜山魚市場

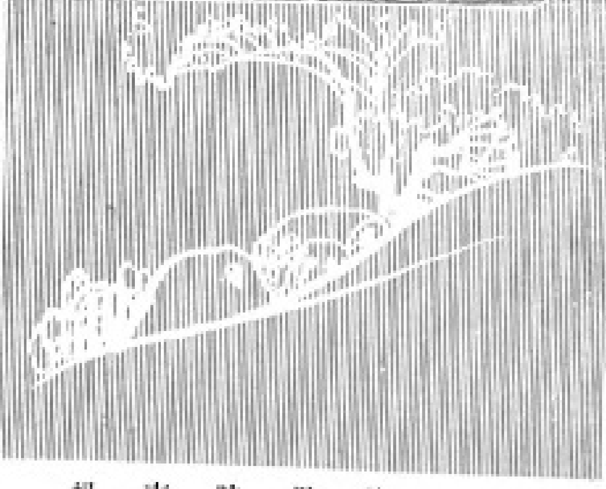




沙里院市場



海州市場

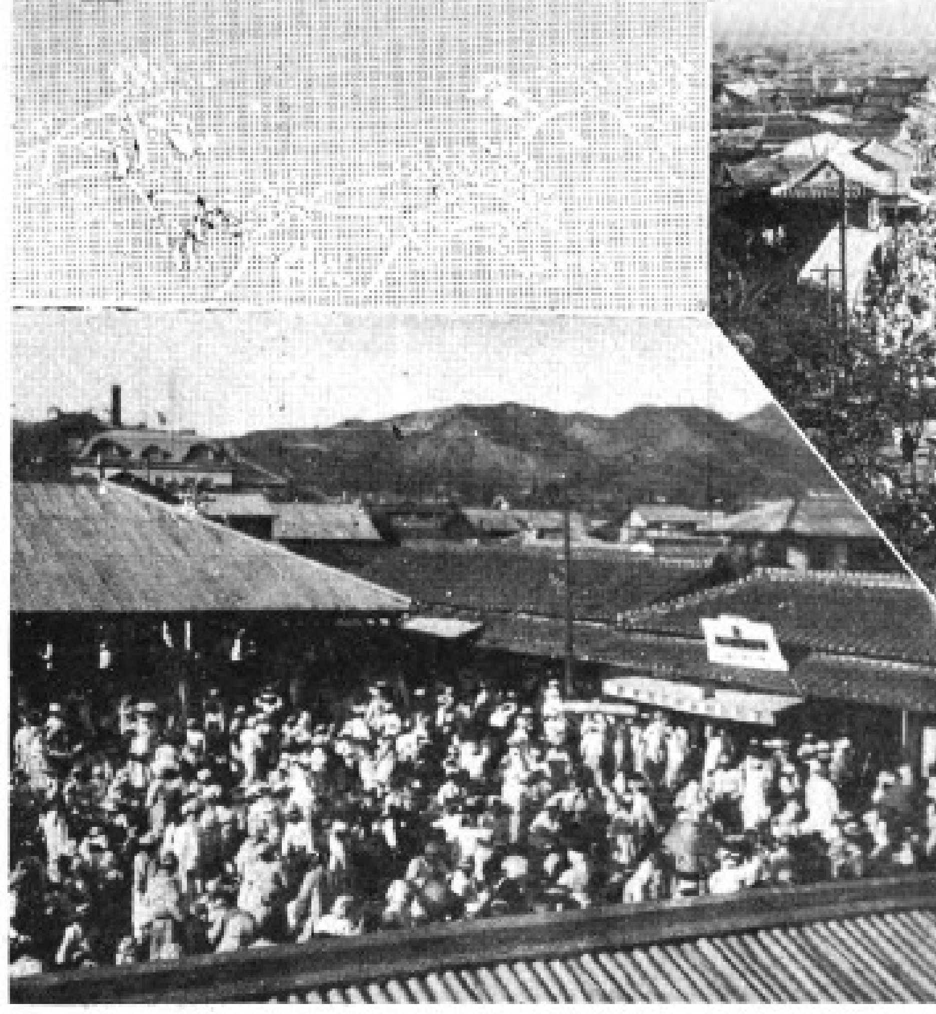




平壤司倉市場通



裏山鎭牛市場

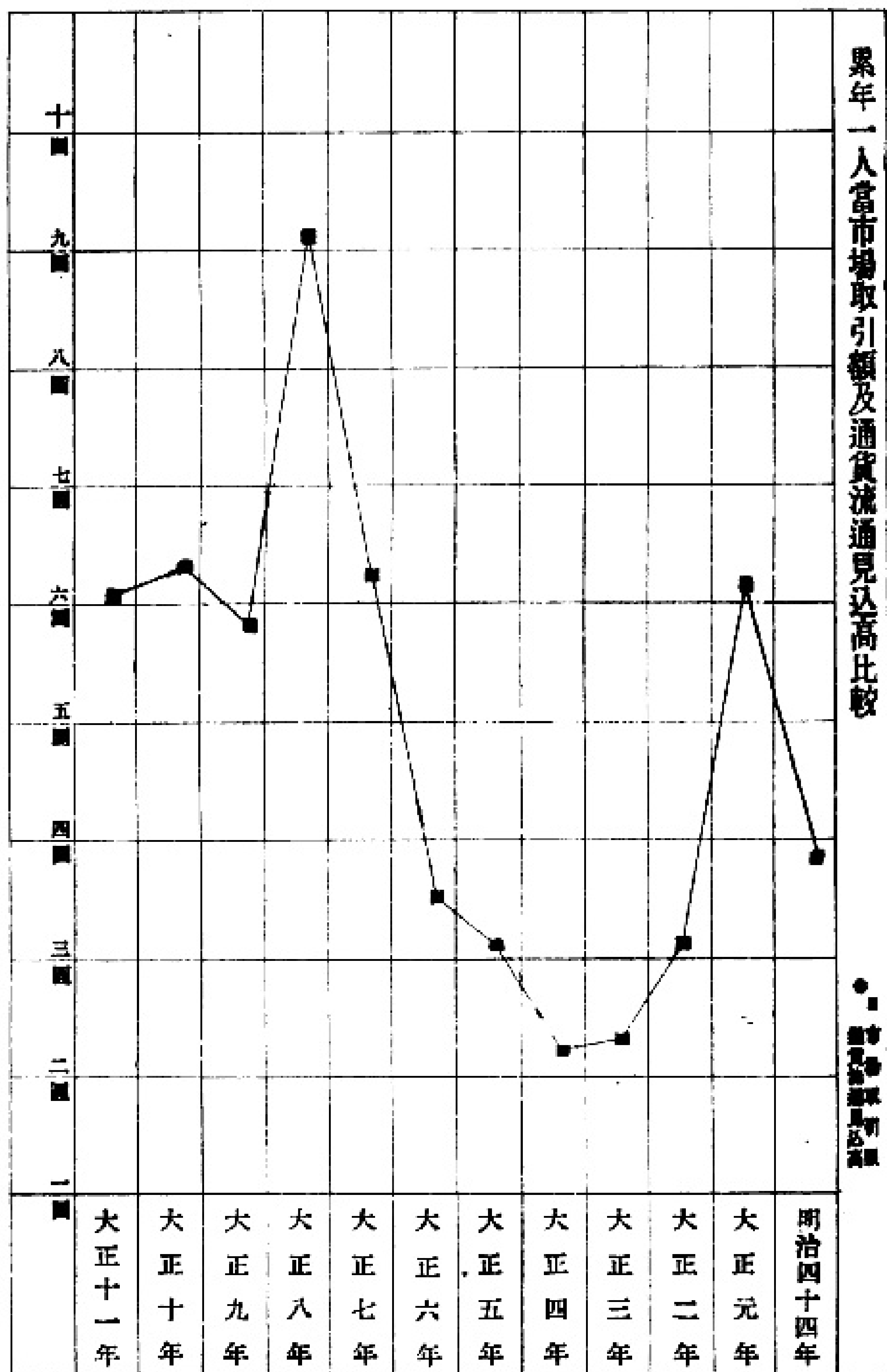


咸興魚菜市場

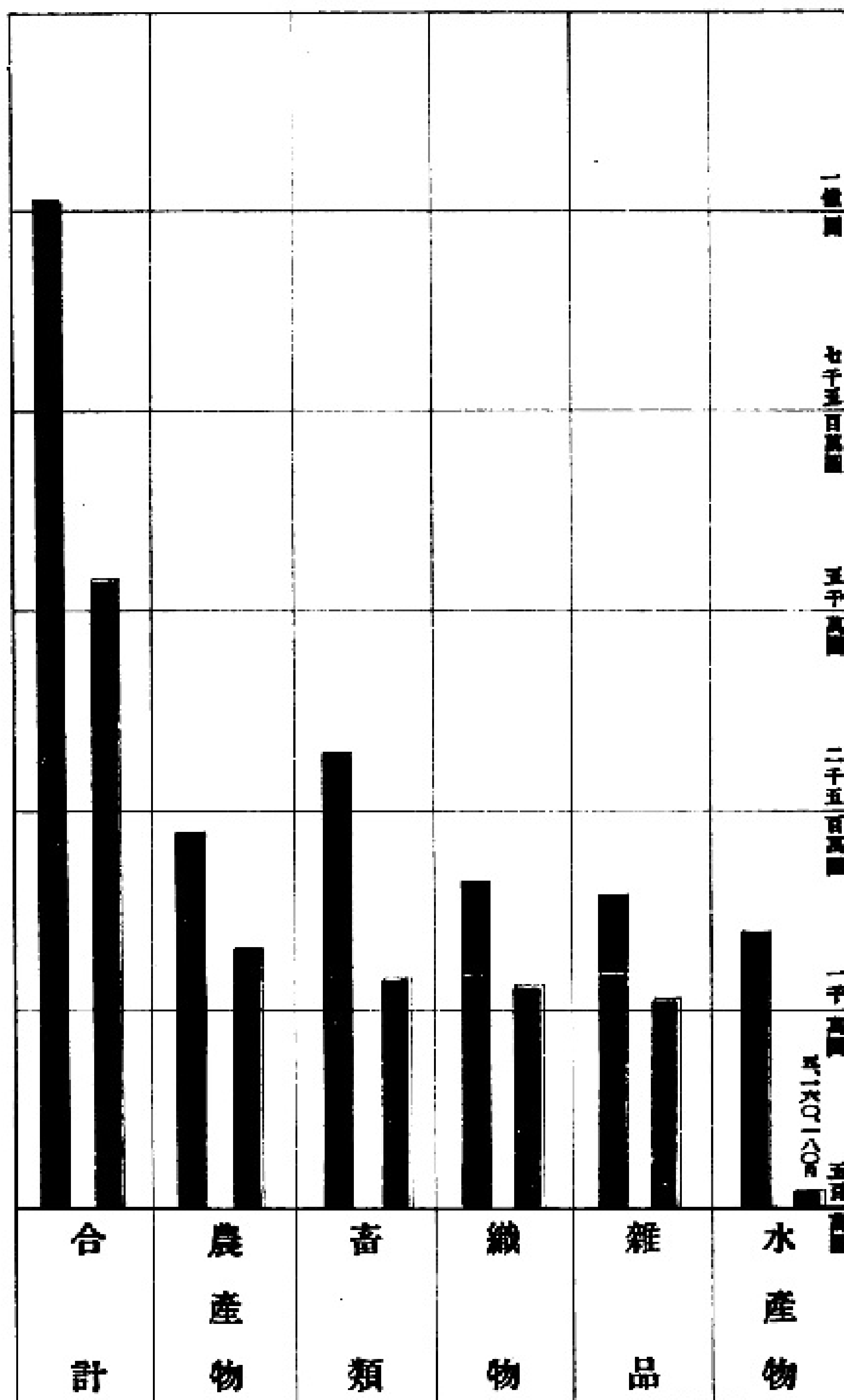


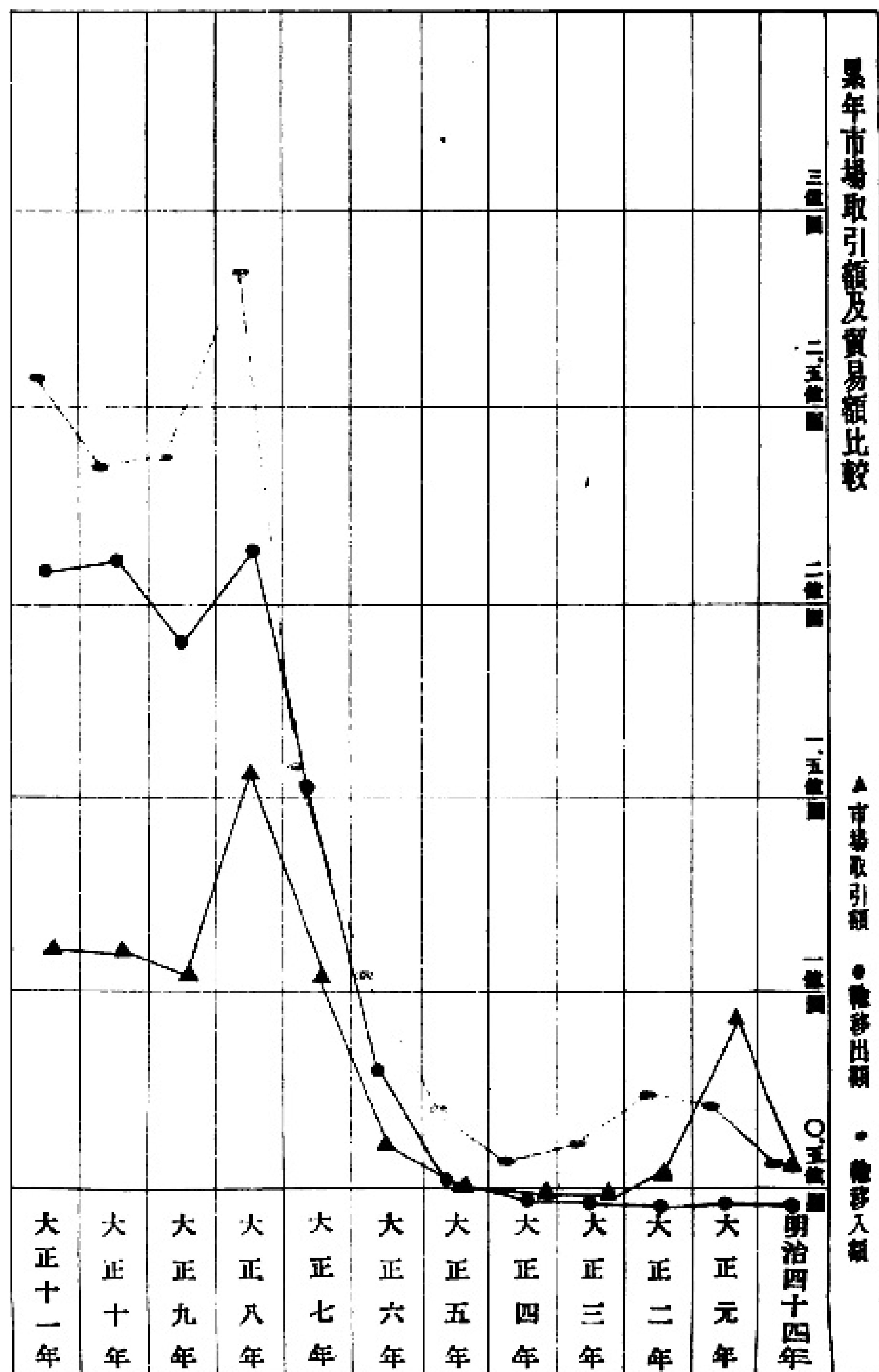
咸興市場

年



累年一人當市場取引額及通貨流通見込高比較
● 市場取引額
■ 通貨流通見込高
十圓
九圓
八圓
七圓
六圓
五圓
四圓
三圓
二圓
一圓
大正十一年
大正十年
大正九年
大正八年
大正七年
大正六年
大正五年
大正四年
大正三年
大正二年
大正元年
明治四十四年


種類別市場取引額
一億圓
七千五百萬圓
五千萬圓
二千五百萬圓
一千萬圓
五百萬圓
五、一六〇、一八〇圓
明治四十四年
大正十一年
合計
農產物
畜類
織物
雜品
水產物



累年市場取引額及貿易額比較
三億圓
二.五億圓
二億圓
一.五億圓
一億圓
〇.五億圓
▲ 市場取引額
● 韓移出額
• 韓移入額
明治四十四年
大正元年
大正二年
大正三年
大正四年
大正五年
大正六年
大正七年
大正八年
大正九年
大正十年
大正十一年

朝鮮の市場

第一章 市場の沿革

第一節 總說

一般商業と市場取引

往時に於ける朝鮮の國內商業は、其生産業の萎縮、外國貿易の衰頽、國民經濟の不振、諸般制度の不備、苛斂誅求の弊害、交通運輸の不便等各種の事情により、甚だ不振を極めて居たのみならず、其取引の方法も頗る幼稚なるものであつた。即ち併合當時の狀況に徴するも、京城、平壤、其他重たる市街地を除きては、朝鮮人にして百貨の取引を行ふに、常設店舗を設けて爲すものは極めて稀にして、國內商業の大部分は、原始的經濟生活に於て見るところの物々交換時代の遺物たる在來の市場に於て行はれ、日常生活の必需品は勿論、各般の物資は、市場所在地の周圍二三里乃至四五里の狹隘なる範圍內に於て、地方的に交換賣買せらるゝに止まり、從つて其一箇年の貨物集散高も各市場を通じて五千萬圓內外に過ぎなかつたやうである。また市場以外の商業取引も、客主、旅閣、旅閣等の如き、い

づれも數百年來の舊慣たる幼稚なる機關によりて行はれ、店舗の構造、取引の方法等に、文明的の新組織を採用せる者は極めて少い狀態にあつた。

此に於てか本府は併合以來、或は市場に關する制度を確立し、或は市場並に取引所に對する監督を周密にし、或は度量衡制度を整備する等、鮮內商業の改善促進に關し種々施設する所あり、生産業の勃興、鮮人知識の進步、生活程度の向上、及其資力の增加等と相俟つて、鮮內の商取引は漸次發達し、鮮人商間に於ける常設店舗の設置は次第に增加し、各地方共に貨物の荷動集散頻繁となり、取引貨物の種類も多くなり、且大量取引が盛んに行はれ、見本取引の發達、商業市街地の殷賑、商取引方法の進步等、其面目を改めつゝあることは明白である。併合當時の明治四十三年に於ける市場の數は九百以上、其貨物集散高は穀物現物及證券現物市場を除き約五千萬圓なるも、取引高は約一千五百萬圓と推算されるが、それが大正八年以降は常に一億圓以上に達し、今や其數一千二百餘を算し、朝鮮に於ける商業上、市場取引が大部分を占め、最も重要なる機關たることを示して居る。

從來朝鮮に存在せる市場は、(一)在來の普通市場、(二)多數の營業者が一場屋に於て主として穀物食糧品の販賣を行ふ市場、(三)委託を受け競賣の方法に依り、貨物の販賣を行ふ市場、(四)同業者相會して見本又は銘柄により穀物の賣買を行ふ市場の四種に分れて居たが、其大部分は在來の市場にし

て、單に市場と稱するときは卽ち在來の市場を意味するのである。在來の市場は各府郡一、二箇所より多きは十箇所以上に達し、平均五、六箇所ありて、其多くは陰曆の一、六の日、二、七の日、三、八の日、四、九の日、五、十の日と云ふやうに一箇月六回程度定期に開市するを例とし、間々市街地等に於て每日開市するものあり、また藥令市の如きは春秋二回若くは一箇年一回の開市に過ぎざるものもある。而して每市大量の取引が行はれ、賣買者雙方の爲めに便益を與へて居ることは甚だ大なるものである。

斯くの如く在來の市場は、朝鮮に於ける殆ど唯一の商業機關として、一般の商取引上に附與し來れる效果利便は頗る大なるものあり、各市場とも定例の市日には近郷近在より賣買者雲集し、殊に都會地に於ける京城、平壤、大邱、及地方の江陵、永興、天安、新幕等の大市場の盛況は、到底内地などで想像し得ざるものである。卽ち市場は朝鮮人の生活上に取り極めて密接なる關係を有し、啻に商業取引の機關たるに止まらず、俱樂部、娛樂場、通信機關たるの働きをも爲し、また其反面に於ては遊興、浪費、竊盜、詐欺、賭博、姦通、惡宣傳等の機會をつくる弊を伴ふことが尠くない。また取引上に於ても從來居間又は客主と稱する仲介業者が、賣買者の間に介在して妄りに驅引を行ひ、其無智に乘じて不當の利得を貪り、斗量者と稱する者が穀物の取引に際して計量を爲し賣買者をして無用の

失費を餘儀なくせしめたる如き不都合あり、或は市場の新設や變更等に對しても、物價民情に通ぜないやうな弊もありて、其位置の不適當のものも無きにあらず、若くは在來市場の多くが殆ど設備と稱すべきものなく、爲めに附近の道路上に雜然と商品を羅列し、野天や假設なる小屋掛内に於て飲食物の取引を爲す等、經濟、交通、衞生上より見て弊害が多かつたのである。從來其監督取締の行き屆きたる結果、此種の弊害は餘程除去さるゝに至つたが、尚市場に就いては改善すべき餘地が尠くない。

市場規則の發布

總督府設置後に於ても、市場に對する從來の弊風を一新し、其監督を嚴にするの必要を認め、市場の設置、變更等に付、地方長官をして本府に稟請の上處理せしむることゝし、更に大正三年九月に至り、新に府令を以て市場規則を制定した。本令は當時の現況に鑑み、市場の種類を、（イ）在來普通の市場、（ロ）食料品販賣市場、（ハ）水産物、果菜等の糶市場の三種とし、市場の經營は水産物糶市場、及市場規則發布前より個人又は會社の經營に係るもののみ除き、其他の市場は地方公共團體（府）又は之に準ずべきもの（面）に非らざれば許可せざることゝし、市場の設置、移轉、廢止、其他市場に關する重要の事項は、總て之を道長官の權限に委し、其他市場の組織、管理、監督に關する詳細の規定を設け、大正九年に至り同規則の一部を改正して現物市場に關する規定を設け、有價證券穀物取引市場の

設置を公認することゝなつたのである。更にまた近年物價の暴騰の爲めに一般の生活を脅威すること甚だしく、之を緩和して中流階級以下の生活難を救濟することの必要なるを認め、府に於て公設の市場を設置し、希望者中より選定したる商人に之を貸付け、以て日用品の販賣業を營ましめることゝなり、市場販賣の商品に對しては、或は運輸業者に交渉して特に運賃の輕減を行はしめ、或は課税の免除を爲し、以て需要者に對し安價供給の方途を講じ、又市場には常に吏員を派して其實況を監視すると共に、交通、衛生、不當暴利、其他の注意を施す等、專ら社會政策施設の目的に合致するに努めて居る。

今左に市場規則を示して見やう。

市場規則

（大正三年九月總令第百三十六號／改正 大正九年四月總令第三十八號／大正十三年九月總令第五十一號）

第一條　本令ニ於テ市場ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ

一　場屋ヲ設ケ又ハ場屋ヲ設ケサルモ區劃シタル地域ニ於テ每日又ハ定期ニ多數ノ需要者及供給者聚集シ貨物ノ賣買交換ヲ行フ場所

二　十人以上ノ營業者一場屋ニ於テ主トシテ穀物食料品ノ販賣業ヲ行フ場所

三　委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ノ販賣業ヲ行フ場所

四　每日又ハ定期ニ營業者集合シ見本又ハ銘柄ニ依リ物品又ハ有價證券ノ賣買取引ヲ行フ場所

第二條　市場ハ公共團體又ハ之ニ準スヘキモノニ非サレハ之ヲ經營スルコトヲ得ス但シ前條第四號ノ市場ハ會社又

ハ當該市場ニ於テ賣買取引ヲ行フ營業者ヲ以テ組織スル組合ニ於テ之ヲ經營スルコトヲ得

第三條　第一條第一號乃至第三號ノ市場ヲ設定セムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ道知事ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

一　名稱
二　位置
三　面積
四　設備
五　開市日又ハ休業日及市場ノ開閉時刻
六　取引スヘキ主ナル貨物ノ種類
七　府面ニ於テ經營スル場合ヲ除クノ外使用料ヲ徴收セムトスルトキハ其ノ率及徴收方法
八　管理方法
九　設置ノ理由

前項ノ願書ニハ市場ノ設備位置及其ノ附近ノ状況ヲ記載シタル圖面ヲ添附スヘシ

第三條ノ二　第一條第四號ノ市場ヲ設置セムトスルトキハ會社ニ在リテハ發起人組合ニ在リテハ組合員前條各號ノ事項ヲ記載シタル願書ニ左ノ書類ヲ添附シ朝鮮總督ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

一　定款又ハ組合契約
二　市場ニ於ケル賣買取引ニ關スル規程
三　發起人又ハ組合員ノ氏名、商號、年齡、住所、營業所、職業
第四條　市場ヲ開始シタルトキハ遲滯ナク之ヲ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ在リテハ道知事第一條第四號ノ市場ニ在リテハ朝鮮總督ニ屆出ツヘシ
第一條第三號又ハ第四號ノ市場ニシテ休業日以外ノ休業ヲ爲シタルトキ其ノ他ノ市場ニシテ一月以上ニ亘ル休業ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ
第五條　第三條第一項第一號乃至第八號ニ揭ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ在リテハ道知事第一條第四號ノ市場ニ在リテハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ
第五條ノ二　第三條ノ二第一號及第二號ニ揭クル事項ヲ變更セムトスルトキハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ
第六條　市場ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ在リテハ道知事第一條第四號ノ市場ニ在リテハ朝鮮總督ノ許可ヲ受クヘシ
第七條　道知事ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一條第一號乃至第三號ノ市場ニ對シ許可ヲ取消シ又ハ市場ノ移轉其ノ他適當ノ措置ヲ命スルコトヲ得
第七條ノ二　第一條第四號ノ市場ニ於テハ其ノ市場ヲ經營スル組合ノ組合員又ハ仲買人ニ非サレハ賣買取引ヲ爲ス

コトヲ得ス

仲買人タラムトスル者ハ商號、氏名、年齡、住所及營業所ヲ記載シタル書面履歷書及資產調書及市場經營者ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附シ朝鮮總督ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

組合員脫退シ又ハ氏名、商號、住所若ハ營業所ヲ變更シタルトキハ組合ハ遲滯ナク朝鮮總督ニ屆出ツヘシ

前項ノ規程ハ仲買人死亡若ハ廢業シ又ハ氏名、商號、住所若ハ營業所ヲ變更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條ノ三　朝鮮總督ハ公益上必要アリト認ムルトキハ第一種市場ノ市場ニ對シ許可ヲ取消シ定款、組合契約若ハ賣買取引ニ關スル規程ノ變更ヲ命シ又ハ組合員若ハ仲買人ニ對シ營業ノ禁止若ハ停止其ノ他必要ノ措置ヲ命スルコトヲ得

第八條　委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ヲ販賣スル營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ニ市場經營者ノ同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ添附シ道知事ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

一　商號氏名

二　資本金額

三　營業期間

四　營業規程

五　營業所ノ位置

六　貨物ノ種類

七　一年間ノ販賣見込數量及金額

八　一年間ノ損益見込計算

營業者其ノ營業上必要ナル設備ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ記載シタル書面及圖面ヲ前項ノ願書ニ添附スヘシ

第九條　前條ノ營業規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　貨物ノ保管及販賣ノ方法ニ關スル事項

二　仲買人ヲ置クトキハ其ノ資格及加入脫退ニ關スル事項

三　販賣手數料ノ率及取立方法委託者ニ對スル代金支拂方法其ノ仲立ニ關スル事項

四　營業時間及休業日ニ關スル事項

五　前各號ノ外營業ニ關シ必要ナル事項

第十條　第八條第一項第三號ノ營業期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第十一條　第八條ニ依リ許可ヲ受ケタル營業ハ相續ニ依リ之ヲ繼承スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ相續人ヨリ遲滯ナク之ヲ道知事ニ屆出ツヘシ

第十二條　第八條ノ許可ヲ受ケタル者同條第一項第三號、第五號、第六號ノ事項同條第二項ノ設備又ハ營業規程ヲ變更セムトスルトキハ遲滯ナク道知事ニ屆出ツヘシ

第八條第一項第一號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク道知事ニ屆出ツヘシ

第十三條　第八條ノ許可ヲ受ケタル者ハ正當ノ理由アル場合ヲ除クノ外休業日以外ニ其ノ營業ヲ休止スルコトヲ得ス

第十四條　第八條ノ許可ヲ受ケタル者ハ營業規程ニ依ル場合ヲ除クノ外其ノ營業貨物ノ販賣委託ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條　第八條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ營業ヲ開始シ廢止シ又ハ休業日以外ニ休止シタルトキハ遲滯ナク之ヲ道知事ニ屆出ツヘシ但シ營業休止ノ場合ハ其ノ事由ヲ屆書ニ記載スヘシ

營業者死亡シタルトキ又ハ解散ニ依リ營業ヲ廢止シタルトキハ相續人又ハ清算人ヨリ遲滯ナク之ヲ道知事ニ屆出ツヘシ

第十六條　道知事必要アリト認ムルトキハ第八條ノ許可ヲ受ケタル者ヲシテ營業ノ狀況及出納計算ノ報告ヲ爲サシメ又ハ之ニ關スル書類帳簿ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

第十七條　第八條ノ許可ヲ受ケタル者許可ヲ受ケタル日ヨリ六月内ニ營業ヲ開始セス又ハ營業休止一月ヲ超ユルトキハ道知事ハ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

道知事公益上必要アリト認ムルトキハ第八條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ許可ヲ取消シ又ハ營業ノ停止營業所ノ位置ノ移轉其ノ他適當ノ措置ヲ命スルコトヲ得

第十八條　警察官必要アリト認ムルトキハ市場ニ於テ營業ヲ爲ス者又ハ市場ニ入ル者ニ對シ公安、交通又ハ衛生ノ

取締ニ關シ臨時必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

第十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　許可ヲ受ケスシテ市場ヲ設置シタルトキ

一ノ二　組合員又ハ仲買人ニ非サル者第一條第四號ノ市場ニ於テ賣買取引ヲ爲シタルトキ又ハ不實ノ申告ヲ爲シ第七條ノ二第二項ノ許可ヲ受ケタルトキ

二　許可ヲ受ケスシテ第八條ニ規定スル營業ヲ爲シ又ハ不實ノ申告ヲ爲シテ第八條ノ許可ヲ受ケタルトキ

三　第八條ノ許可ヲ受ケタル營業者營業所トシテ許可ヲ受ケタル市場外ニ於テ其ノ營業ヲ爲シタルトキ

四　第十三條第十四條ノ規定又ハ第七條ノ三若ハ第十七條ノ命令ニ違反シタルトキ

第二十條　第八條ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　第十二條第一項ノ規程ニ違反シ又ハ不實ノ申告ヲ爲シ第十二條第一項ノ許可ヲ受ケタルトキ

二　許可ノ條件又ハ營業規程ニ違反シタルトキ

三　第十六條ニ規定スル檢査ヲ拒ミ營業ノ狀況若ハ出納計算ノ報告ヲ爲サス又ハ報告ニ不實ノ記載ヲ爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

四　營業ニ關スル帳簿、帳簿ニ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ故意ニ必要ノ事項ヲ記載セサルトキ

第二十一條　第十八條ニ依ル警察官ノ命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十二條　第七條ノ二第三項、第四項、第十一條、第十二條第二項又ハ第十五條ニ規定スル届出ヲ怠リタル者ハ科料ニ處ス

第二十三條　法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ規定スル罪ヲ犯シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第二十四條　第一條第四號ノ市場ヲ經營スル組合ノ組合員、仲介人又ハ第八條ニ規定スル營業者ハ其ノ代理人、戸主家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ規定シタル罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十四條ノ二　第一條第四號ノ市場ニ關スル規定ハ會社組織ノ取引所ニハ之ヲ適用セス

附則

第二十五條　本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條　委託ヲ受ケ競賣ノ方法ニ依リ貨物ヲ販賣スル市場ハ當分ノ內公共團體又ハ之ニ準スヘキモノ以外ノ者ニ對シ期限ヲ附シ其ノ設置ヲ許可スルコトヲ得

第二十七條　本令施行ノ際現ニ存在スル市場ニシテ會社又ハ個人ノ經營ニ屬セサルモノハ道知事ノ指定スル公共團體又ハ之ニ準スヘキモノニ於テ設置シタルモノト看做ス

第二十八條　本令施行ノ際現ニ會社又ハ個人ニ於テ經營スル市場ハ引續キ之ヲ經營スルコトヲ得

前項ノ市場ニハ第四條第二項、第五條乃至第七條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條　第二十六條ノ市場經營者及前條ノ市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニハ第十一條、第十三條、第十五條第二項、第十六條ノ規定ヲ準用ス

前項ニ依リ準用シタル規定ニ關スル本令ノ罰則ハ前項ノ市場經營者ニ之ヲ適用ス

第三十條　不實ノ申告ヲ爲シ第二十六條ノ市場ノ許可ヲ受ケタル者又ハ市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニシテ第七條ノ命令ニ違反シタルトキハ一年以下ノ懲役禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニシテ許可ノ條件ニ違反シタルトキ、第五條若ハ第六條ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ不實ノ申告ヲ爲シ第五條ノ許可ヲ受ケタルトキハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

市場ヲ經營スル會社又ハ個人ニシテ第四條ノ屆出ヲ怠リタルトキハ科料ニ處ス

第三十一條　本令施行前許可ヲ受ケ現ニ第八條ニ規定スル營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第三十二條　第二十八條ノ市場又ハ前條ノ營業ニ付期間ノ定メナキモノハ其ノ期間ヲ本令施行ノ日ヨリ十年トシ其ノ期間ノ定メアルモノハ其ノ期間之ヲ存續スルコトヲ得

第三十三條　第二十七條及第二十八條ノ市場經營者ハ第三條ニ揭ケタル事項第二十一條ノ營業者ハ第八條ニ揭ケタル事項ヲ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ道知事ニ屆出ツヘシ

第二十七條及第二十八條ノ市場經營者ニシテ其ノ市場ニ付許可ヲ受ケタル者又ハ第三十一條ノ營業者ハ許可ノ官廳許可年月日及期間ヲ前項ノ屆出ト同時ニ道知事ニ屆出ツヘシ

前二項ノ屆出ヲ怠リタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則（大正九年四月總令第三十八號附則）

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第一條第四號ノ市場ヲ經營スル者及其ノ仲買人ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ本令ニ依リ許可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ許可ヲ願出テタル者ハ其ノ許否決定スル迄從前ノ例ニ依リ事業ヲ繼續スルコトヲ得

本令施行前會社令ニ依リ許可ヲ受ケ第一條第四號ノ市場ヲ經營スル會社ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

附　則（大正十三年九月總令第五十一號）

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二節　市場の起源變遷

市場に關する歷史的研究は本調査の範圍外に屬するを以て、本篇の記述並に資料蒐集に就いては、專ら其現情を審かにすることに努める方針を執り、玆には只市場の起源並に其變遷の概略を知るに便せんが爲め、小田省吾氏の「朝鮮市場資料管見」を參考として揭げて置くことにした。

新羅の市場

三國史記を按ずるに新羅炤知王十二年の條に

「初開京師市。以通四方之貨。」

とあり。蓋し市に關し朝鮮史籍に見ゆる最初のものなるべし。此處に京師市といへるは、當時の國都たりし今の慶州に於ける市場を指すこと勿論にして此の以外の諸地方に於ても既に市場の存せしものならむ。然れども之に就きては的確の史料見當らず。

三國史記職官志には東市典、西市典、南市典(北市典はなし)なる官衙見ゆ。東市典は智證王十年に、他の二市典は孝昭王四年に置かれたるものにして、共に京師の市を監督せしものなり。されば當時の京師市は相當盛なるものなりしならむ、各典の官吏としては、監二人、舍人二人を置けり。

增補文獻備考市糴考に引用せる左記史料は、新羅市場の實情を窺ふ一端となすべし。

「唐書曰。新羅市皆婦女貿販。

宋孫穆所撰鷄林類事曰。日早晩爲市。皆婦人挈一柳箱。一小升有六合爲一刀。以粹米定物之價而貿易之。其他皆視此爲價之高下。」

高麗の市場

高麗仁宗の時宋より來りし正使路允迪の隨行員徐兢の著はせし高麗圖經には左の記事あり。

「高麗故事。每使人至。則聚爲大市。羅列百貨。丹漆繒帛皆務華好。而金銀器用悉王府之物。及時鋪陳。蓋非其俗然也。」

宋使の來る時などには特別に京師市を盛にして貨物の多きを衒ひしものならむか。又同書に

「其俗無居肆。惟以日中爲墟。男女老幼官吏工技各以其所有用以交易。」

とあれば一般の風俗としては常設的店舗即ち所謂居肆なく、惟だ日中に於て今日朝鮮各地に見る如き市場を顯出せしなり。墟とは康熙字典に「商賈貨物輻湊處」とあれば論ふまでもなく今日の市場なり。又增補文獻備考に引用せる文獻通考には

「高麗使郭元言。方午爲市。不用錢以布米貿易。」

とあり。略當時の市場の有樣を知るべし。

然るに熙宗の時に至り、大に開城の市場を改營して幾分常設的店舖を見るに至れるが如し。そは高麗史に

「熙宗四年秋七月丁未。改營大市。左右長廊自廣化門至十字街。凡一千八楹。又於廣化門內。構

は幾
今日
宗の
。」
時、
卯定
と、
数。

大倉南廊迎休門等七十三楹。」

とあり。廊とは京城鍾路街に六矣廛の遺趾として見る如き、官設の商店長屋の謂なり。

市廛監督の官衙としては、高麗史百官志に、

「京市署、掌勾檢市廛。」

とあり。蓋し新羅の三市典に相當し、京師の市廛を監督せしものなり。高麗末期の王辛禑の時、開城の物價非常に騰貴したるを以て、時の執政崔瑩は令を下し、京市署に於て先づ物價を評定し、商品に税印を捺して標識となし之を賣らしめ無印の商品を賣買するものは死刑に處することゝせり市人之が爲め大に震慄せしも、事竟に行はれざりしと云ふ。

李氏朝鮮の市場

京城の市街に官設塲舗の設けられしは、太祖の次なる定宗の時にして、開城の制に倣ひしものなり。増補文獻備考市糴考には

「定宗元年。始置市廛。左右行廊八百餘間。自惠政橋至于昌德宮洞口。」

とあり。惠政橋は現に光化門郵便局前にある橋なり。されば京城の中央たる今日の鍾路通の左右に設けられたる行廊即ち商店長屋は、當時京城商業の中心にして、其の行廊は幾多の店舗に區分

せられ、種々なる商品を鬻げり。其の廛舖中の主たるものは即ち所謂六矣廛なり。されども此の市廛は決して普通に謂ふ所の市場にあらず。市場は此の以外に行はれしものなり。

世宗の十二年通信使として日本へ往きて歸りたる朴瑞生の復命上啓は世宗實錄に掲載せらる。其の中に於て、當時日本の市制と朝鮮の市場とを比較論述せる條に頗る興味あるを覺ゆ。即ち左の如し。

「日本街市制。市人各於簷下用板設層樓。置物其上。非惟塵不及汚。人得易見而買之。市人食物無貴賤皆買食之。我國之市。則乾濕魚肉等食物皆置塵土。或坐或踐之。自雲從街左右行廊。東至樓門。自鐘樓南至廣通橋。皆構補簷。其下設層樓。置物之處。令菜間爲菜所。以次懸額。令共易知。」

即ち本條は主として魚類等の市場につきて云へるものなり。其の行廊につきて記する中、雲從街とは鐘路の鐘樓より以西をいひ、廣通橋は鐘樓より南方に在りて、南大門通を横ぎれる開川に架する橋なれば、此方面にも亦行廊の設けられしを知るべし。京都雜誌と云へる書には、左の記事あり一面の參考となすに足る。

「緞紬紙布諸大舖。挾鍾街而居。餘皆散處。凡趨市者。晨集于梨峴及照義門外。午集于鍾街。一

城之所需者。東部菜七牌魚爲盛。南山下善釀酒。北部多賣餠家。俗稱南酒北餠」

右記事中、梨峴とは東大門内に在り。現在の黄橋通と鍾路大通りとが十字路になつて居る邊から西の方宗廟廣場前迄に至る邊の道路をいひ、七牌も亦地名にして、「現今南大門外、青野町邊に當る處をいふ。之によりて見れば、東大門内の蔬菜市場、南大門外の魚類市場最も盛なりしが如し。此の外荷柴炭其他の市場は城内の諸所にありしなり。今は單に文獻に見當りたるものを掲ぐるのみ。是等の市廛並に市場を取締る官衙は之を平市署と稱す。東國輿地勝覽に

「平市署。在中部堅平坊。掌勾檢市廛。平斗斛丈尺。低昂物價等事」

とあるもの是なり。

若し夫れ京城以外に在る所の市場は之を鄕市と稱し、一六、二七、三八、四九、五十の日に於て一箇月に六回の開市をなすを常例とす。是等各邑の市場は存廢移徙常ならず、其の數固より一定せず。增補文獻備考市糴考鄕市の條に揭ぐる所、全鮮を通じて約九百餘處あり。

（大正九年十月本府發行の朝鮮要覽に依る）

第三節　韓國時代の市場

市場の起源變遷は、前節に引用した市場史料管見に據りて略ぼ窺ふことが出來るから、以下少しく

最近の市場狀態を說明して見やう。從來市場に關して完全なる調査の行はれたことは殆んどないが、今より約二十年前の隆熙三年九月、當時の韓國政府度支部司稅局に於ては、全鮮各市場に付、市場名開市日、一箇年取引高、主要取引品、貨物集散地域、新貨流通狀況等を調査したことがある。其調査は勿論不完全ではあるが、當時の市場狀態の一斑は知るに難くない。今當時の記錄に基き、主要市場一覽表を作製せば即ち次の通りである。

主要市場一覽表

道名	市場名	開市日	一箇年取引高	主要取引品	貨物の集散地域	備考
京畿	漢城府西部宣惠倉內市場	每日	九四、〇三二圓	米、大豆、小豆、海産物、果物、煙草、雜貨等	京畿、[illegible]、仁川、[illegible]、其他	
	水原郡北部普施洞門內市場	九日	三六八、〇〇〇	米、大豆、小豆、粟、[illegible]、明太魚、牛、綿布、[illegible]、寸、眞、木炭等	始興、水原、京城、仁川	
	廣州郡中垈面松坡場	五、十日	三六、〇〇〇	米、雜穀、牛、布木、魚鹽、果實、眞、炭、紙、雜貨等		
	江華郡府內面市場	二、七日	一五二、三〇〇	牛、米、大豆、雜穀、鹽、薪炭、布、鍮器、果物、肉類等	京城、仁川、海州、江華、金浦、通津	

郡江 黄 細麻 公 物等 炭 系 單洋 同

道	市場名	市日	取引高	主要取引品	取引区域
道	長湍郡長西皐浪浦場	同		牛、洋木、木綿、白木、苧糸、生魚、塩、甘苧、大麦、乾魚、鶏、米、大豆、小豆、粟、石油、瓶詰、卵、蟷竹	開城、伐山、積城及附近
	安城郡東里面場基市場	同	二六〇、〇〇〇	米、牛、皮革、麻、真糸類、海産物、砂糖、雑貨等	陽城、竹山、陽智、陰竹、稷山、鎮川
	陰竹郡南面長湖院市場	四、九日	一四〇、〇〇〇	穀類、乾魚、雑貨、牛、鶏、炭、油、煙、布、塩、器物等	忠州、清州、鎮川、陰城、驪州
忠	公州郡公州市場	一、六日	二四〇、〇〇〇	布帛、真、鹽、牛皮、煙、魚、綿糸、雑貨等	公州、燕山、大田、論山、定山、扶餘、鳥致院
	同長尺面大橋市場	三、八日			
	瑞山郡瑞山市場	二、七日	一六〇、〇〇〇	穀類、布帛、魚、陶磁器、牛、物等	泰安、唐津、海美
清	恩津郡花枝面論山市場	三、八日	二、一七二、一七〇	綿織物、雑穀、真、魚、酒、雑貨、牛等	扶餘、石城、連山、錦山、公州、鎮岑、四津
	恩津郡江景上町市場	四日		綿布、麻布、籾穀、真、魚、酒、雑貨等	礪山、連山、論山、扶餘、公州、石城、臨陂、益山の各地方
	同郡江景下町市場	九日		同	定山、公州、臨陂、龍安、益山、全州等
南	禮山郡禮山市場	五、十日	二四〇、〇〇〇	穀類、魚、布木、鐵土器、紙、真等	公州、天安、牙山、溫陽、新昌、洪州、定山、大興、結城、海美、青陽、沔川

忠清南道	懐徳郡懐徳市場	四、九日	六八、四六〇	雑穀、乾魚、布帛、烟草、棉花等	錦山、珍山、公州、[illegible]、文義、沃川、懐仁、鎮岑	
	同　大田市場	一、六日				
忠清北道	清州郡清州市場	二、七日	四八、三二〇	米、牛皮、魚類、布帛、[illegible]、紙、綿、[illegible]等	忠清南道	南二面燕岩洞に砂金を産し本市を通して京城、仁川方面へ移出さる
	忠州郡忠州市場	五、十日	一九〇、四〇〇	雑穀、葉煙、紙、木綿、棉花、雞卵等	地廻なり	煙草産額五萬餘貫にして忠州、京城方面へ移出さる
	堤川郡邑内市場	二、七日	三九、〇〇〇	牛、麻、苧布、木綿、苧、魚等	丹陽、永春、清風、忠州、延豊、平昌	
全羅北道	臨陂郡邑内市場	二、七日	一四四、〇〇〇	米、大豆、麻布、綿、紙、鹽、魚、[illegible]、煙草等	沃溝、咸悦、益山	移出米穀は冬期に於て[illegible]に輸送し[illegible]北面及び[illegible]に移出す
	沃溝府京場市場	十日		米、大豆、小豆、木花、煙草、白木、金巾、[illegible]、干魚等	臨陂、咸悦、舒川、[illegible]、任実	移出入品は主として米穀、[illegible]
	井邑郡邑内市場	二、七日	三六、〇〇〇	米、穀、雑貨、陶器、木綿、紙類等	古阜、泰仁、興徳、長城、淳昌	[illegible]は著名の特産にして[illegible]に移出す
全羅南道	務安府府内南[illegible]橋市場	四、九日		苧、皮革、乾魚、[illegible]、木綿、布、塩、棉花等	府内一円	棉花、木綿の[illegible]
	光州郡西門外市場	同		米、綿布、麻布、木竹細工、紙、[illegible]等	南平、昌平、潭陽	

全羅南道	済州郡済州城市場	二、七日		宕巾、白米、麻太、網巾、[illegible]、竹木、魚、洋大布、白布、[illegible]、[illegible]、木、[illegible]製品、漆、牛馬	済州、木浦、下関、長崎	本郡は島内一圓に[illegible]約九千町[illegible]を作付し[illegible]地方に移出[illegible]
	海南郡邑内市場	一、六日		麻布、木綿、金巾、綿、刻煙、鉄、紙、煙[illegible]、牛、魚等	馬山、莞島、珍島、[illegible]、木浦、霊岩	棉花の年産額約六萬圓[illegible]
慶尚北道	大邱郡西門市場	二、七日	一、〇八〇、〇〇〇	穀物、白木、麻布、牛、魚、塩、煙炭	慶州、[illegible]、永川、尚州、安東等	
	慶州郡扶助市場	五、十日	四三、八〇〇	穀類、白木、綿、牛、魚、塩、乾物等	郡一圓	
	尚州郡尚州市場	二、七日	三六、〇〇〇	穀類、白木、木綿、白紙、牛、陶器等	咸昌、善山、醴泉、金泉、大邱、釜山	當地には絹糸の特産物あり
	安東郡府内市場	同	一七、〇〇〇	穀類、鶏卵、[illegible]、薪炭、陶器、煙草等	大邱、醴安、栄州、醴泉	特産品[illegible]大邱及京城方面へ移出す
	永川郡大市場	二、七日	四二、〇〇〇	穀物、牛、白木、鶏[illegible]、薪炭、魚、紙等	慶山、[illegible]、大邱、[illegible]、[illegible]	
	青松郡川邊市場	五、十日	三九、八六八	麻、白木、煙草、紙、魚、雑貨等	安東、盈徳、[illegible]	紙の特産品あり
	金山郡金泉市場	同	二〇、〇〇〇	穀物、牛、藁、鶏、卵、麻、曲子、薪炭、陶器、鉄具、雑貨等	金山、[illegible]、大邱、[illegible]、釜山	特産品[illegible]
	高霊郡邑市場	四、九日	三四、〇〇〇	布木、[illegible]、牛皮、魚、鶏、薪炭等	大邱、居昌、陜川	

道	市場	開市日	取引高	主要取引品	關係地方	備考
	淳化郡乃城市場	八日	三六八、〇〇〇	穀物、魚、鹽、牛、麻布、白米、莨、柿、紬等	龍城、大邱、江陵、豊基、青松	當地の特產物紬は一年二萬圓を產出し上記の各地方へ搬出す
	比安郡安溪市場	一、六日	三四〇、〇〇〇	牛、蠶、魚、煙草、乾柿等	尚州、聞慶、義興、醴泉、軍威	
慶尚南	東萊府邑內市場	二、七日	一九九、二〇〇	白木、綿布、支那木綿、白米、大豆、牛、魚、雜貨、生果、牛肉、石油、[illegible]等	府內、釜山、機張、梁山、龜浦、彦陽、金海等	特產物は一年一千五百圓、一月乃至十二月に三百一斗[illegible]は秋に一千石を產出す
	昌原府馬山市場	五、十日	三五六、〇〇〇	米、麥、大豆、白木、莨、鹽、明太、生牛、紬、綿布、海產物、雜貨、莞草等	咸安、宜寧、靈山	特產莞草は夏秋に二萬三千圓を產出す
	密陽郡邑內市場	二、七日	六六二、六〇〇	米、大豆、魚、明太、生牛、綿布、石油、煙草、雜貨、蔬菜、薪等	郡內、昌寧、靈山、清道、梁山	
	同 守山里市場	三、八日	六七、六〇〇	穀物、魚、牛、明太、布、綿類等	昌寧、靈山、金海	
	同 三浪里市	一、六日	三六、〇〇〇	米、魚、鹽、明太、布類、雜貨、石油、藥草等	郡內、梁山、昌原、金海	
	晋州郡府內市場	二、七日	四四八、〇〇〇	五穀、綿布、鐵物、鹽、海產物、草實、生牛、陶器、雜貨、竹木、紙類等	丹城、山清、三嘉	當地には紙の特產品あり
	河東郡邑內市場	二、[illegible]日	二〇〇、〇〇〇	石油、金巾等	晋州、馬山	海苔は本地の特產物にして一、二月の交に於て約八千圓を產し全國へ移出す
	同 咸坪市場	七日	一〇〇、〇〇〇	麻布、綿織物等	泗川、台浦	貝は本地の特產にて、入月の交千圓を產し、晉山、丸光陽の各地へ移送す

道	市場名	市日	年額	主要取引品	取引區域	摘要
道	麻田郡川内市場	一、六日	三八、〇〇〇	米、麻布、牛、豆、木綿、金巾等	積城、馬山、金見、大邱、釜山、郡内	當地方の特産麻布は年三千疋を産し京城金泉を主要取引地とす
	山朔郡邑内東洞 朔内市場	同	二三、四〇〇	牛、乾魚、錦布、木綿、市木、内帯、麻布、紙、笠子等	鐵原、伊川、三登、郡内	本郡の特産品大豆、小豆、竹は年三千五百匹を産出す
黄海道	鳳山郡沙里院面 沙里院市場	五、十日	四〇、〇〇〇	米、大豆、小豆、鶏、鮮魚、金巾等	附近七面	
	谷山郡邑内面市場	五日目毎	一五〇、〇〇〇	牛、乾物、雑貨、陶器、砂金、絹布等		其は本地方の特産にして年約四千匹を産す
	安岳郡細洞面西山市場	二、七、十二日	四七、〇〇〇	穀類、綿布、紙、煙草、果物、鶏、雑貨等	文化、信川、長連、殷栗、南浦、平壌	蔬菜は當地方の特産物たり
	黄州郡南山里市場	一日	一〇、〇〇〇	穀物、雑貨、牛、豚、陶器、真鍮等	附近九面	
	遂安郡城洞面 位羅洞市場	二、七日	二〇、八〇〇	五穀、明太魚、牛、鶏、煙草、乾柿、牛肉等	附近十二面	當地は生栗の産出頗る盛なり
	同郡延岩面上竹洞市場	同	四六、〇〇〇	同	附近七面、平壌、中和、南面	同
	新溪郡村面支石市場	四、九日	三四、〇〇〇	牛、明太魚、米、雑穀、塩、唐木、白木、煙草等	伊川、谷山、遂安	當地は煙草、栗の特産地なり
江原道	春川郡邑内市場	二、七日		金巾、綿糸、織物、綿、牛、塩、魚、雑貨等	附近各郡	
	原州郡文幕里市	五、十日	二〇、〇〇〇	金巾、石油、明太魚、甘藷、乾魚、米、煙草、大豆、砂糖、酒、白黒物等	京城、江陵	
	鐵原郡上市、下市	三、八日		牛、米、穀物、乾柿、金巾、綿糸、染料、蠶繭、栗、雑貨等	地廻り、門城、京城	

道	市場	開市日	取引高	主要取引品	取引地方	備考
道	通川郡庫底里市	同		牛、米、大豆、小豆、塩、煙草、木花、苧麻、布、物、白木、洋木、綿布、紙、綿紬、雜貨、油、柿等	近廻り	
平安南道	三和府津石洞市場	十、廿五日	七六、八〇〇	米、粟、大豆、小豆、鮮魚、明太、塩、魚類、麻布、木綿、鐵器等	鎮南浦、江西、黄海道	
平安南道	平壤郡平壤市場	一、六日		穀物、食料品、魚類、鮮魚、布、器具、雜貨等	平壤、中和、永柔、江西、三登、江東、成川、安州、寧邊	
平安南道	安州郡城內市場	四、九日	四六、〇〇〇	米、雜穀、乾魚、海藻、木器、綿絲、糸類、石油、燒酎、牛皮、金物、綿布、雜貨等	平壤、肅川、順川、价川、寧邊、德川、博川、泰川、嘉山、成川、寧邊	當地の特產絹物は年六百十八疋、一萬二千六百圓の生產方あり
平安南道	价川郡郡內面市場	一、六日	一六〇、〇〇〇	米、小豆、麥、鹽、木米、柚子、燒酎、白木、綿布、木花、木綿、西洋木、牛、猪等	安州、順川、德川、寧邊、殷山、熙川	九龍、大寧は年産百二十六圓なれども當地の特產物たり
平安南道	德川郡德川邑市場	二、七日	三六、〇〇〇	五穀、鹽、鮮魚、土器、綿布、陶器	安州、平壤	當地には絹及綿布の特產物あり
平安南道	甑山郡沙川市場	同	一〇、〇〇〇	穀物、鹽、鮮魚、牛、雞、木綿、器物、金物、菸草、細工、魚類等	龍岡、江西、平壤	
	義州府州內面市場	一、六日		牛、米、穀物、牛皮、海產物、綿布、雜貨等	朔州、昌城、龍川、宜川、龜城	

平安北道	德川府城下面市場	三、八日	二四〇、〇〇〇	米、雜穀、牛、馬、鹽、魚、蔬菜等	德川、義州	
	定州郡邑內面市場	一、六日	一六四、三六八	金巾、木綿、陶器、雜貨、穀類、雜穀、牛等	郡內十面	當道の特産明紬は年額二萬三千斤を産出す
	同郡葛山面市場	三、八日	二三六、一六〇	右同	郡內六面、嘉山、博川	
	鐵山郡古城面市場	一、六日	一〇〇、〇〇〇	米、雜穀、牛、馬、鹽魚、蔬菜等	龍川府地方	
	龍川郡南市面在下圖里市場	五、十日	一九八、七九三	明紬、米、粟、豆、牛、鹽等	鐵山、宣川	明紬は當地方の特産にして十一、十二月の交千八百疋を生産す
	宣川郡邑內面市場	三、八日	三六八、〇〇〇	雜穀、木炭、牛、豚、莨、綿布類、雜貨等	定州、郭山、鐵山、龜城、龍川、義州	當地は畜牛、海産物、牛皮の特産地なり
	雲山郡北鎭面市場	二、七日	三六八、〇〇〇	雜穀、綿絲、布木、雜貨	寧邊、安州、雲山、熙川	
	泰川郡邑市面市場	三、八日	四二九、六八〇	明紬、帽子、糸、綿、雜穀、木炭等	泰川、平壤、博川、熙川	
	博川郡邑內面市場	五、十日	七四〇、〇〇〇	雜穀、木材、牛皮、雜魚、當地方產木綿、金巾、石油、食鹽、綿、曲、冠帽、紙等	寧邊、龍川、定州、安州、雲山、嘉山、南市、平壤	當地の特産たる苧布は年額二萬圓を産出す
咸鏡	德源府元山市場	同	一、四四〇、〇〇〇	米、大豆、牛、麥、粟、紡布、白米、木綿、綿布、雜貨、魚類、鹽乾魚等	德源南北各面、安邊、文川、高原、日本其他各地	
	咸興郡城底市場	二、七日	一、八〇〇、〇〇〇	右同、穀類	定平、洪原、北青、長津、新興	
	北青郡北青市場	三、八日	三四一、〇〇〇	米、豆、布、魚、莨、木綿、雜貨等	郡內一圓、甲山、三水	
	甲山郡惠平市場	一、六日	九七、〇〇〇	米穀、布帛、雜貨、食料品等	郡內	

南道	安邊郡邑內市場	三、八日	一四、〇〇〇	右同 貨、柴木	郡內、元山里	
	端川郡端川邑市場	一、六日	一八〇、〇〇〇	米穀、布帛、魚、生牛、柴木、陶器、雜貨等	郡內、城津、吉州、利原、永興	
	洪原郡洪原市場	五、十日	七二〇、〇〇〇	穀物、布、明太魚、牛、鹽炭、農具、食器等	郡內、咸興、北青	
	同郡雲武市場	一、六日	四七、六〇〇	米穀、布帛、魚、陶器雜貨等	郡內一圓、北青	
	同郡狄三市場	三、八日	二四、〇〇〇	右同	郡內一圓	
咸鏡北道	鏡城郡輸城市場	五、十日	一六〇、〇〇〇	牛、魚、布、鹽、雜貨等	郡內一圓、吉州、明川	
	同郡立石市場	三、八日	四三、〇〇〇	牛、豚、牛皮、布、鹽、炭、藥、魚、陶器、雜貨等	右同	
	同郡鏡城邑市場	一、六日	一八〇、〇〇〇	牛、布、薪炭、土器、雜貨等	郡內一圓	
	吉州郡吉邑市場	同	一八〇、〇〇〇	牛、牛皮、布、麻、穀物、柴木、雜貨等	明川、城津、端川	當地は麻布一萬五千餘尺、牛一千五百頭を産出す
	明川郡邑內市場	四、九日	六八、〇〇〇	米、大豆、布帛、牛、豚、魚、鷄、雜貨等	郡內一圓、鏡城	
	同郡雲場市場	同	三六、〇〇〇	柴、布、牛、豚、粟、魚、雜貨等	郡內一圓	
	同郡下加市場	同	四二、〇〇〇	米、布、魚、金物、碟子等	郡內一圓、吉州	
	會寧郡晩項市場	一、六日	(三、六〇〇頭)	大部分は生牛	甲山、茂山、吉州、明川、間島	

第四節　十年前の市場

全鮮の市場に對して最も精密なる調査の行はれたのは、元臨時土地調査局に於て大正二年より大正六年に亙りて爲したる調査である。之に據れば當時に於ける各市場の開市日、賣上高、貨物需要區域貨物供給區域、出場商人數、出場購買者數、敷地の官私有別、市場の起源變遷、及習慣等を詳細に知ることが出來、單に市場調査の好參考たるのみでなく、朝鮮の地方經濟事情を研究する上に得難い資料である。而して左表は其調査報告書に基き、必ずしも市場の大小に依ることなく、各道に亙り比較的特色あるものを撰び、以て今より約十年前に於ける、其地方地方の市場狀態を知るに容易ならしめんことを期したのである。最近十年間は、交通の進歩、産業の發達、物價の騰貴等、地方經濟上最も著しい變遷のあつた時代であるから、當時の市場と今日の市場とを比較するときは、其消長に關して興味深い事實を發見するであらう。

市場狀態一覽表

道名	市場名	開市日	賣上高	貨物需要區域	貨物供給區域	出場商人數	出場購買者數	敷地の官私有別	摘要

（[illegible]）

京

市場名	市日	取引高	區域		人數		所有
龍仁郡 白岩市	一、六日	販出高 四〇、〇〇〇円 賣買高 二二、七〇〇	竹山、陽智、安城郡寶蓋面	陽智、竹山、利川、水原、安城郡寶蓋面、慶北、[illegible]	最多 一、五〇〇人 最少 五〇〇 普通 一、〇〇〇	最多 一、二〇〇人 最少 [illegible]〇〇 普通 一、〇〇〇	土地は國有 建物は民有
水原郡 烏山市	三、八日	六〇、〇八九 四三、〇〇〇	元水原郡[illegible]、晴湖、[illegible]、東北、文市、[illegible]、山城、正林等、振威郡一北、二炭、古[illegible]	同上	五〇〇 一〇〇〇 三〇〇	[illegible]	民有
陽城郡 [illegible]市	二、七日	一、三五九 一、八四〇	元[illegible]郡中南面、南面、東面、郡北面	同上 陽城	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

道	郡	市場名	開市日			集散區域				所有
京畿道	楊州郡	平邱市	一、六日	[illegible]	[illegible]	抱川、加平、楊平、楊州、春川、廣州の各郡	同上	[illegible]	[illegible]	國有
	利川郡	邑內市	二、七日	[illegible]	[illegible]	利川郡一圓、驪州郡、廣州郡實村面、金沙面、西面、陰竹郡北一面、竹山郡	京城、水原、驪州、安城	[illegible]	[illegible]	官有
	利川郡	長湖院市	四、九日	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	官有

[illegible]

名稱	市日	[illegible]	區域	[illegible]	[illegible]	所有
報恩郡 邑内市	五、十日	[illegible]	報恩郡一圓 隣近各郡	[illegible]	[illegible]	官有
報恩郡 官基市	四、九日	[illegible]	報恩 尚州 青山 郡一部 尚州郡及青山郡の一部	[illegible]	[illegible]	道路 官有

[illegible]

清北道

所在地	開市日		取引區域	集散地		所有
清州郡 米院市	四、九日	七、〇〇〇 一〇、四〇〇	清州郡 山內一面 山內二面	清州邑內 會川市	[illegible]	道路
槐山郡 會川市	一、六日	二一、二〇〇 一八、四〇〇	清州郡會川面 元 清安郡東面	清州邑內 槐山郡	[illegible]	官有
鎭川郡 廣惠院市	九日	四〇、〇〇〇 二五、六〇〇	鎭川郡萬升面 梨月面 陰城郡大所面 三成面 安城郡竹二面	陰城、安城、槐山、堤川郡	[illegible]	官有一部民有

[illegible]

忠

槐山郡 邑内市	三、八日	一三、〇〇〇	一〇九、三〇〇	槐山郡、延豊、聞慶郡一部、陰城郡南面、忠州郡北面、清州郡青川面	鳥致院、俗離、清州、聞慶	一五〇 一五〇 一〇〇	四、[illegible] 一、[illegible]	民有	[illegible]
公州郡 大橋市	三、八日	七、三〇〇	四四、〇〇〇	長尺面、三岐面	鎮岑、[illegible]	[illegible]	一、[illegible]	国有	[illegible]
大田郡 儒城市	五、十日	二一、四〇〇	[illegible]	大田郡、論山、公州、鎮山、徳山	大田、珍山、扶餘、論山、鎮山、公州、高山、永同、[illegible]	[illegible]	一、[illegible]	国有 民有	[illegible]
扶餘郡 鴻山市	二、七日	七、三〇〇	[illegible]	鴻山、林川、舒川郡、保寧郡、扶餘、群山、江景	群山、江景	[illegible]	[illegible]	国有	[illegible]

	南		清	
	錦山郡	錦山市	天安郡	並川市
	三、八日		一、六日	
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	錦山郡大田面、大田郡大信面	公州郡、扶餘面	木川郡、燕岐郡、西江外面	清州郡
	全州、錦山、論山	各府郡	木川郡、鎭川郡、天安郡	
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	要路に通じ市に日を市中にて…		民	有

[illegible]

にの居
市及一
って市以
跡就く
をはげ
とに切
を 数多
の場品

道

洪城郡 洪州市	一、六日	一六、三九 / 三二、七六四	元洪州郡、元德山郡一部、元海美郡一部、元泰安郡一部、瑞山郡一部	元洪州郡一面、元德山郡結城面、元結城郡臨川面	五三〇 / 三〇〇 / 二〇〇	四〇〇〇 / 一、五〇〇〇 / 一、七〇〇〇	民有地 三、六〇〇坪 國有地 五〇〇坪

[illegible]

[illegible]

當地は古來洪州郡所在地なりしか長本郡と合併の際に創設せり、從來は舊市に於ては舊一の日に現市は六の日に開市せしも大正五年兩市を合併して現市

全羅北道

長水郡 長溪市	一、六日	二六、六〇〇 四〇、〇〇〇	溪內面、溪南面、長水面、天川面、溪北面、咸陽郡北上面	海産物は統營、河東より、全州よりは雜貨、雜穀等は各市より鎭安、長水、安義市等より集まり供給さる	[illegible]	[illegible]	國有
沃溝郡 京場市	十の日 小の月は二十九日	[illegible] 一〇、[illegible]	沃溝郡大部、益山郡府[illegible]面、全州郡[illegible]、[illegible]郡[illegible]陽面	同上	[illegible]	[illegible]	五國有分 五民有分
錦山郡 錦山市	二、七日 八月十四日、十二月二十日に臨時開市	[illegible]	錦山郡一圓 大田	同上 茂朱郡、沃川郡の一部	[illegible]	[illegible]	國有

[illegible]

全羅南

光州郡 光州大市	二、七日	一〇八、〇〇〇 一四〇、〇〇〇	光州郡一圓、潭陽郡大田面、長城郡南面、和順郡一部、南平地方	同上	四〇〇 一四〇 三〇〇	三、〇〇〇 一、〇〇〇 二、〇〇〇	國有	掛小屋を[illegible]商人に使用せしむ[illegible]
求禮郡 求禮市	三、八日 正月二日前 八月十三日	四七、一四〇 六〇、〇〇〇	本郡一圓、順天郡黄田面の一部	郡内一圓、河東郡の一部、順天郡黄田面の一部	三四〇 八〇 一四〇	二、四〇〇 四〇〇 一、〇〇〇	國有	市場税を納付[illegible]如く[illegible]料を徴し[illegible]管理人の取得とす。[illegible]
光陽郡 邑内市	一、六日	一一、二六六 三〇、八三九	光陽、仁德、鳳岡、玉龍、玉谷、骨若の各面、順天郡海龍、西面	同上、麗水郡栗山方面	四〇〇 一四〇 三〇〇	一、四〇〇 四八〇 六〇〇	官有	大正三年より所謂[illegible]

三百年前南門外及東門外の二ヶ所に市を設け前者を四日市、後者を九日市と號せしを交通不便のため二十年前後者

道

郡・市	市日			區域	取引地							所有	備考
麗水郡 邑内市	四、九日	三、一六八	七、三三一	麗水面、三月面、斗南面、豐[illegible]面	同上 順川邑内、光陽邑内	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、[illegible]	七[illegible]	[illegible]	國有	[illegible]
順天郡 順天市	二、七日	六五、六八五	二九、四四一	海龍面、道沙面、別良面、上沙面、順天面、西面	釜山、麗水、筏橋、光州、南原	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長興郡 長興市	二、七日	八八、六四〇	三九、一六七	長興郡一圓、寶城郡一部、康津郡一部	同上	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]陽川 河川[illegible]	[illegible]
羅州郡 南平市	一、六日	二四、九〇〇	四七、八〇〇	光州、羅州、扶安、咸平、和順、長城、靈光、靈岩の各郡	木浦、南原、舒川、靈岩、綾州、光州、潭陽、康津、濟州	三、〇〇〇	一、[illegible]〇〇	七〇〇	一〇、〇〇〇	[illegible]、〇〇〇	七、〇〇〇	國有	[illegible]

[illegible]

慶

達城郡花園市	三、八日	九、六〇〇 三、四〇〇	大邱府 達城郡	蔬菜、穀物等は地方農民により其他は市街業者の供給に依る	五〇〇 三〇〇 二〇〇	一〇、〇〇〇 一、五〇〇 五〇〇	洞有 国有	[illegible]
軍威郡義興市	外市は五日 内市は十日	六、八〇〇 四、〇〇〇	山城面、友保面、義興面、古老面	永川、新寧及義城市より持寄す	七〇〇 六〇 六〇	七〇〇 二五〇 二〇〇	国有	[illegible]
義城郡鳳陽市	四、八日	四、二〇〇 七、〇〇〇	義城郡召文、丹山、安平、金城、鳳陽面、及比安、軍威、善山各郡の一部	義城郡大部、及比安、軍威、善山各郡の一部	七〇〇 二〇〇 八〇〇	一、〇〇〇 五〇〇 八〇〇	民有	[illegible]

本市の起源不詳なるも地理的関係より[illegible]

市

義城郡	安溪市	一、六日	二〇、〇〇〇 一〇〇、〇〇〇	比安、安東、青松、善山、尚州、[illegible]、軍威各郡の一部	同上　義城、醴泉、開慶、金泉、大邱府の各一部	[illegible]	[illegible]	國有　民有
慶州郡	[illegible]市	五、九日	[illegible]	延日郡、永川郡、大邱府、漆原郡、慶州郡の一部	延日郡、慶州郡、長鬐郡の一部	[illegible]	[illegible]	國有
醴泉郡	邑内市	二、七日	[illegible]	醴泉郡一圓、聞慶、榮州、安東、龍宮各郡の一部	同上　金泉、大邱	[illegible]	[illegible]	國有　民有
永川郡	永川市	二、七日	[illegible]	永川郡、大邱府、慶山郡、清道郡の一部、延日郡一圓	同上　慶州、慶山、釜山	[illegible]	[illegible]	國有

[illegible]

北

金泉郡 梨川市	三、八日	二六、五〇〇 三九、〇七〇	一九 開寧郡一部 善山郡一部	五五 開寧、善山、安東、義城の各郡、金泉市	一〇〇 五〇 一〇〇	三〇〇 一五〇 三〇〇	國有
慶山郡 慈仁市	三、八日	二二、六二〇 一六、六〇〇	一〇 慈仁郡一帯 河陽郡樂山面 慶山郡東面	釜山、大邱、浦項、清道郡	三〇 一五〇 二〇〇	三、〇〇〇 七〇〇 一、二〇〇	國有

沿革不詳、昔は頗る殷盛なりしも [illegible]

[illegible]

十数年前は穀物、雑貨の取引盛なりしも交通機関の発達、内地商人の入込み

道

星州郡 星州市	二、七日 大晦日特に開市	七〇、八四一 一〇九、〇四〇	星州郡全部、高靈、玄風、漆谷、仁同、金山郡の一部	星州郡一圓、大邱、金泉、漆谷	五〇〇 四〇 三〇〇	五、〇〇〇 一、〇〇〇 二、八〇〇	國有	常設店舗の増加に伴ひ取引毎日行はるを以て現況以上の發達見込なし、特に設物の大部分は倭産、金山、大邱方面の為に商人に依り平日に於て取引され市日に賣買さるゝは一部のみ。商産物は市場附近の商人になす何かの口銭を約し開店す（附近に住する商人山ら店舗となりし）る習あり、若し此慣習に從はず開店せば官行く他店に顧慮さるゝを常とせるを以て皆此慣習に從ふ。
金泉郡 金泉市	五、十日	三六、二〇〇 六二六、〇〇〇	金泉、開寧、善山、知禮郡、全部、黄澗、尚州、仁同、居昌、比安、咸昌、開慶、醴泉、永同、龍宮各郡の一部	本市は交通便利なるを以て大邱、釜山よりは雜貨類、尚州、開寧より牛は本郡、義城、安東、知禮、居昌より薪炭は本郡西部知禮より供給す	一、九四四 五八〇 一、五八九	八、〇〇〇 二、〇〇〇 五、〇〇〇	國有 三、九八〇坪 民有 [illegible]坪	[illegible]
金海郡 邑内市	二、七日	七八、三四一 一〇九、五〇一	清川、下東、西村、右部、七山、鳴旨、下北、生林、上東各面の一部	釜山、草梁、東萊、鎮浦	[illegible]	[illegible]	大部分國有にて一部分民有なり	[illegible]

朝鮮の市場

宜寧郡 邑内市	三、八日	三三、五四一	宜寧郡大部分 晋州郡美田面 咸安郡竹南面	同上	三五〇 一四〇 三〇〇	[illegible]	國有
		四〇、三九九	靈北面				
統營郡 定期	一、六、七日	一四〇、八六八	統營郡一圓 巨濟島各等面	同上	一、五〇〇 一、四〇〇 一、〇〇〇	一五、〇〇〇 一、三〇〇 三五、〇〇〇	國有
統營市 臨時鮮魚		二八、四七六	北德面				

[illegible]

[illegible]

[illegible]

南　道

市場名	市日	人口	區域	集散地域				所有
泗川郡 三千浦市	四日	二七、六〇〇 四三、一八〇	泗川郡大部、固城郡上里、下一、下二面、南海郡昌善、三東面	泗川郡徐浦、文善面、固城郡上里、下一、下二面、晋州、山清、河東、南海、統營、順天、光陽、	三〇〇 一七〇 三〇〇	五、〇〇〇 三、五〇〇 四、〇〇〇		國有
陜川郡 栗旨市	一、六日	四、九〇〇 三、〇〇〇	陜川郡德谷、雙冊面、青德、高靈郡中谷面、昌寧郡梨房面、達城郡玄風面	雙冊面、青德、高靈郡德谷、中谷面、大邱府、昌寧郡梨房面、玄風面一部	六〇〇 三〇〇 一〇〇	[illegible]		國有 道路

[illegible]

[illegible]

[illegible]

黃

居昌郡 邑內市	一、六日 二、七日（牛市）	[illegible]	本郡大部分、安東面 陝川郡、咸陽郡	郡內各面、大邱、河東、釜山	[illegible]	[illegible]	國有、道路、民有
海州郡 翠野市	三、八日	[illegible]	海州郡の大部、甕津郡富民面	同上、仁川	[illegible]	[illegible]	國有
殷栗郡 長淵市	一、六日	[illegible]	本郡南部面を除く各面、安岳郡鐵紅面、大杏面、邑內面	同上	[illegible]	[illegible]	國有

[illegible]

[illegible]

[illegible]

道	郡	市場名	市日	[illegible]	商圏	出場商人	[illegible]	[illegible]	交通
黄海道	安岳郡	上市、中市、新市	三、八日市二ケ所、六日市一ケ所 上市より始め中市新市の順序なり	[illegible]	邑内、大遠、文化、信川、銀紅門、[illegible]	同上	[illegible]	[illegible]	陸
黄海道	黄州郡	南川市	一、六日	[illegible]	黄州全郡、鳳山郡所沙面	同上 平壌、南浦、中和、沙里院より出場する商人あり	[illegible]	[illegible]	道路及川船
黄海道	鳳山郡	沙里院市	五、十日 小月には二十九日	[illegible]	本郡一円、黄州、安岳、信川、載寧の各郡、京城、平壌、鎮南浦の各府	同上	[illegible]	[illegible]	道路

[illegible]

（黄海道）	載寧郡 新院市	五、十日	二一、八〇〇 三〇、三四〇	載寧郡上柳、下柳、上方、下方、下聖、海州、水甲面、邑、羅谷面	除清水甲面 當安區域に同し	四〇〇 二〇〇 三〇〇	四、〇〇〇 一、八〇〇 二、五〇〇	国有（牛市のみ民有）
平安南（道）	安州郡 邑部市	四、九日	三五、〇〇〇 三八、四四〇	雲山郡北鎮、寧城、平壌、安州郡州内、新安州、立石、龍花、燕湖、雲谷、大尼、東面	立石、龍花面（米）雲谷、東面（粟）价川郡一部（小豆）安州郡州内、大尼（新安）、寧邊、照川、德川（綿、明太、布）安州郡燕湖面（魚類）	五〇〇 二〇〇 四五〇	一、八〇〇 七〇〇 一、二〇〇	民有
平安南（道）	平原郡 甘川市	一、六日	一二六、七三七 一二六、七三七	成川郡德川、赤松面、永柔郡青山面、大同郡總山面、一部	同上	三〇〇 二〇〇 二五〇	三、〇〇〇 一、五〇〇 二、〇〇〇	道有

[illegible]

平安南道	順川郡	新倉市	一、六日	一三、一四〇 三三、三三〇	新倉、東面、殷山、龍北、舍人面、成川郡雙龍面	同上、平壌、了波、順川	一〇〇 一〇〇 五〇	三、〇〇〇 一、五〇〇 八〇〇	道路 國有	京元線新安州驛の開通前は順川市として平壌、殷山間の中心に位し、その往來も盛なりしが、近年稍衰へたり。開市日には附近の物資集散し相當の賑を呈す。
	鎮城郡	南串市	五、十日	四、三五〇 五〇、九〇〇	龜城、泰川、宜川、定州	同上	一五〇 三五〇 一〇〇	三、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇	民有	開國五百三十餘年前、一九一五年(大正四年)十月より開市し、現今に至る。市場は民有にして、其の後市場の擴張をなし、賣買の盛なるを以て今日に至る。
	安山郡	北倉市	二、七日	三九、〇三九 二六、六八〇	安山郡北倉、城臺面、邑東、新倉面、昌城郡東倉面	同上	四四〇 二五〇 三〇〇	三、〇〇〇 一、〇〇〇 三、〇〇〇	道路	市は明治二十年頃北鎭に於て開設せられ、其の後大正二年に至り現位置に移轉し、北鎭の集散地として商業盛なり。附近一帶の物資の取引をなし、諸種の商人多く集まり、其の賑ひ甚だしきを以て、今日の盛況を呈するに至れり。

三百年前三門通に創設され五十四年前（大正六年十月）南門通に火災あり、民家洞の移轉に同地に移し市を設け、現市場と稱するに至れり。

安

寧邊郡 邑内市	二、七日	八〇、四〇七 九六、四〇〇	邑内、八院、古城、新里、少林、延山の各面	同上 平壌、安州、博川、泰川、成川市場 [illegible]	一四〇 [illegible]	[illegible]	國有
博川郡 博川市	五、十日	二六、六〇〇 一九、一四〇	博川郡一圓 泰川郡長林面 寧邊郡少林面	博川郡一圓、泰川郡の一部、寧邊郡	[illegible]	[illegible]	面有
定州郡 納亭市	三、八日	二〇、四四四 二〇、六六一	馬山、大田、德達、古邑、葛地面、博川郡、嘉西面 [illegible]	定州邑、安州邑、博川市、古邑新市	[illegible]	[illegible]	國有

（大正六年より）[illegible]

[illegible]

[illegible]

道	郡	市名	市日		區域				道路
北道	定州郡	郭山市	二、七日	一六、四三四 三三、八六四	郭山、觀舟、臨海、南西、東州、香通、安東、葛城、新南、玉泉、安興、海山、邑部、伊彦の、新安州、仁川、賓南面	郭山、安興、臨海、南面、玉泉、阿舟、海山、西面	三五〇 一五〇 四〇〇	一、六〇〇 三四〇〇 一、〇〇〇	道路
	宣川郡	邑内市	三、八日	一四四、一四〇 一二四〇、八三五	宣川郡全部、郭山郡安興面、東西面、鐵山郡	同上、平壌、京城	四五〇 三七〇 四〇〇	三、〇〇〇 一、〇〇〇 四、〇〇〇	國有道路及鐵道

[illegible]

ミ製一共
加数さむ附
易設仁り稿

江

龍川郡 楊市市	三、八日	一四〇、六九九 一五五、〇〇〇	龍川郡全面 義州郡光城面 古津面 新義州府	陰沼 義州府 同上	一、六〇〇 七五〇 一、二〇〇	八、八〇〇 一、〇〇〇 三、〇〇〇	官有地 街路
春川郡 泉田市	三、八日	一〇五、三三一 六六、四五九	春川郡西上、府內外、新北、東北、西下、北山外一作、東山面、加平、楊平郡、一部、京城府	春川郡一圓、楊口、麟蹄、洪川、杆城、襄陽郡一部	四〇〇 一〇〇 二〇〇	一、三〇〇 七〇〇 四〇〇	民有
楊口郡 邑內市	五、十日	六一、五五四 一〇、〇〇〇	北面、郡內面の各里洞、西面一部、東面一部	郡內面、林當、市長坪、萬俗市、麟蹄、邑內、杆城、春川	三〇〇 二〇〇 二〇〇	一、〇〇〇 四〇〇 一〇〇	國有

[illegible]

[illegible]

[illegible]

數百年前に創設せりと云ふ。取引は多く店舗商人により行はれ且つ[illegible]

原

横城郡 横城市	一、六日	一三六、二九 一四、七四〇	横城郡一圓	京城、原州 (人商館店除)	[illegible]	[illegible]	民有
江陵郡 邱内市	二、七日	三一、一〇〇 三二七、〇〇〇	郡内、城南、下邱井、城山、沙川、下洞、上邱井、連方、各可谷の各面	同上 蔚山、元山	[illegible]	[illegible]	國有
江陵郡 玉溪市	四、九日	七、〇〇〇 八、〇〇〇	玉溪、望祥面、江可谷面、三陟郡北三面、旌善郡臨溪面	同上 江陵邑	[illegible]	[illegible]	民有

[illegible]

道

三陟郡 北坪市	三、八日	[illegible]	北三面、上長、所達、未老、下長、近徳、江陵郡、[illegible]面	同上	[illegible]	[illegible]	道路 民有
金化郡 昌道市	四、九日	[illegible]	昌道、[illegible]津北、[illegible]	楊口郡、水入面、[illegible]	[illegible]	[illegible]	國有 民有
鐵原郡 但內市	一定の期日なし	[illegible]	鐵原郡一圓	同上	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

道	市場名	開市日			区域	取引品			経営	備考
	平壌郡 上市 下市	[illegible]	[illegible]	一〇〇、〇〇〇	郡内、西、南、[illegible]、平、東、[illegible] 面、伊川郡東面	同上 [illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
咸	洪原郡 洪原市 牛市	五、十日	[illegible]	[illegible]	洪原郡一圓	同上	[illegible]	[illegible]	民有	[illegible]
	北青郡 北青市	三、八日	[illegible]	[illegible]	北青郡大部	同上	[illegible]	[illegible]	國有	[illegible]

[illegible]

鏡　南

新興郡 元平市	四、九日 秋及暮の二日前に臨時開市	二一、二五〇	五、六〇〇	元平面 加平面 西古川面一部	同上 成興邑內 西湖津	一五〇 二〇 四〇	七〇〇 一四〇 二〇〇	國有 民有	本市の出場商人數に比し客の過半は婦人にして [illegible]
三水郡 仲坪市	二、七日	三九、八五〇	六〇、四二九	三南面 邑府面 館興面	同上	六〇 二〇 五〇	七〇〇 一五〇 五〇〇	國有 道路	約二十年前の創設なり。本市は他市と異り常設店舗 [illegible]
甲山郡 惠山市	二、七日	四八、二〇〇	一〇七、〇〇〇	中華民國長白、三水郡別東面、好仁面、江鎭面、本郡雲興、會仁、同仁、寶惠面	北青郡老德面、元山府、邑內、本郡雲興、會麟、寶惠面	一四〇 二〇 二〇	六、〇〇〇 五〇〇 八〇〇	國有 民有	[illegible]
洪原郡 洪原市	五、十日 小の月は二十九日に開市す	三四、四二五	五九、七〇一	洪原郡一圓	同上	一五〇 二〇 四〇	七、〇〇〇 七〇〇 一、〇〇〇	國有魚市のみは民有なり	三百年前 [illegible]

道

郡	市場名	開市日	戸数	人口	市場区域	主要道路	[illegible]	[illegible]	敷地
咸興郡	五老市	五、十日	八、六二三	六、四九九	岐上川、下川、下朝陽、下岐川、州北、岐谷面、咸興邑内、[illegible]平、定平面	咸新興郡、同上、洪原、長津	[illegible]	[illegible]	國有 [illegible]坪 民有 [illegible]坪
咸興郡	德山館市	四、九日	一、六二三	[illegible]	德山面一圓、德川面一圓、北州東面一部、岐谷面の一部	同西湖津上、咸興	[illegible]	[illegible]	國有道路 [illegible]坪

[illegible]

咸

慶興郡 龍岐市 毎日 六五、八六九 六五、八六九 慶興西面

慶興、慶源、穩城、鍾城、茂山、會寧、富寧、明川、吉州各郡

一〇〇 二〇〇 一五〇

國道 有

[illegible]

明川郡 花台市 四、九日 八〇四、九七〇

下加、下古、上加面、吉州郡東海、雄坪面

同上（除雄坪面）阿間面、吉州郡邑内、東海面、元山、城津

一五〇 八〇〇 八〇〇

三八〇 八〇〇 一八〇〇

國有一部は市民有

[illegible]

吉州郡 邑内市 一、六日 三六、三三三

吉城、雄坪、德山、英北、長白、鵝北、各面、明川郡阿間上加の二面

城津、甲山、端川郡

三〇〇 三九〇 四〇〇

八〇〇 四〇〇 三〇〇

國有 面有 民有

[illegible]

鏡城郡 臨溟市	明川郡 下雩北市	明川郡 上雩北市
二、七日	七日	二日
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	同	[illegible]
[illegible]	上	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]
公有	民有 公有	[illegible]

[illegible]

道

明川郡 邑内市	陽暦 四、九日	[illegible]	一	下明面、上古面、北面、西面	同	上	[illegible]	[illegible]	國有 民有
明川郡 立石市	三、八日	[illegible]	一	西面、東面、下明面	同	上	[illegible]	[illegible]	國有 民有

[illegible]

[illegible]

第二章 市場の取引

第一節 市場の舊慣

市場の舊慣に關しては、前章に引用した、元韓國政府度支部司税局の調査、及臨時土地調査局の調査に據りて、多少知ることが出來るが、この外にも大正九年、中樞院に於て各府郡に對し、市場の取引慣習を照會して蒐集した資料がある。この資料は未だ整理されて居らぬが、これに就いて見ると、市場の舊慣として認むべきものが相當に集まつて居る。左に掲ぐるは、即ち右の資料中より、特に數例を抜萃したに過ぎないが、亦幾分の參考となるであらう。

◎富寧郡富居市

一、**賣買方法** 舊時代の慣習も現今と大なる差異なく、現今の方法に依れば價格の高價なるもの即ち生牛の如きは賣手買手兩者相寄り袖中に手を入れ暗示し、價格に於て不調なる時は自議又は媒介者を介して協調する事あり、協調成立し圓滿に取引せし後現金の授受は現場に於て行ふか、若くは飲食店にて飲食を採りつゝ授受を行ふ者多く、本地方は大抵此の方法に依りて取引せらる。

一、**媒介人の手數料**　相互の賣買に當り媒介人ある場合若くは無き場合に依りて一定せざるも、媒介人を介在せしときは手數料として有價物件の受納無きも、賣買者相互より媒介人を飲食店に招き飲食を共にするの慣習ありて、本地方は一般に本慣行を以て手數料に代ふ。

◎吉州郡吉州市

一、**賣買の方法**　今を距ること約二十年前迄は、客主人（現今の旅人宿と同じ）の居間なるものありて媒介をなせしも、現今は其跡を絶ち、各人相互間直接賣買交換を行ふ、生牛馬の取引に限り稀に右慣行に依る者あり。

一、**仲介人の手數料**　特に指定せられしもの無く當事者間に於て自由に行ふものにして、生牛馬の取引に限り賣買成立後二十錢位の手數料を拂ひ、又は酒肴の饗應をなすに過ぎざるなり。

一、**市場に於ける利息**　昔時より市場利息として無市日期間（毎五日）に付一分の割合を以て利息を徴するの方法は現今も亦行はる。

◎穩城郡北蒼坪市

一、**市場の創設**　本郡永忠面北蒼坪里に在りて主として生牛の取引行はる、由來北境の地々味肥沃なるも、住民少く交通不便にして商業頗る不振なり、然れども一衣帶水支那領滿洲に接し、越て

更に露領に程近く、爲に古來該地方との交通比較的頻繁に行はれし結果、北鮮牛の優良なるもの時に露領方面に輸出せらるゝことゝなり、是を商ふ商人は輸出すべき生牛を求むるに甚だ不便を感じ、亦生牛を賣却せむとする農民は是を賣るに尠からざる不便を覺えしを以て、相計りて北鮮蒼坪に生牛市を創設し、日を定めて賣買人此の地に集りしより、爾來一盛一衰時々商況に影響ありしも今尙之を繼續して開市す。

一、**賣買の方法**　諸物品の賣買又は交換を行ふときは、當事者及市場內集合者相互評價に依りて取引を行ふ。

一、**使用料**

1.借店料　每市生牛馬一頭に付二錢、其他の家畜は一頭一錢、鷄鴨類五羽に付一錢、鷄雛は總て之を三羽と看做す。薪炭野菜は一牛馬車に付每市二錢。穀物綿布類は一坪に對し每市一錢。

2.手數料　賣買交換を行ふ兩當事者より徵收す、家畜の賣買は價格の百分の二、交換の場合は價格の百分の一を徵收す。但し家畜の評價は當事者及市場に關係を有する者二名以上の評價に依りて決定す。

一、**市場に於ける利息**　每月金一圓に對し二錢五厘又は三錢にして、古往も現今も大差なし。

一方利者◎

◎元山府揚村洞市、北村洞市

一、市場に於ける監督機關並に媒介者　府職員をして監督に當らしむ、生牛の賣買取引以外には媒介者なし。

一、媒介手數料　生牛一頭に對し一圓五十錢乃至二圓の手數料を徴收す。

一、利息　月六歩。

◎定平郡邑內市

一、媒介手數料　生牛一頭に對し四十錢。

一、市場の利息　一圓に付一月最高三錢、普通二錢、最低一錢。

◎文川郡都草市

一、賣買方法　賣買者雙方合意の上にて取引す。

一、利息　一ヶ月一圓に付五、六錢の割。

一、慣習　穀物の斗量は七升を以て一斗となし取引す。

◎端川郡波道面牛市

一、慣習　従來市日に牽引し來れる牛畜を市場以外稍々離れし所に牽き寬かに生牛の市價を調べ

仲介者の手を藉らずして賣買するの弊害ありしも、今や面監督の下にある媒介の取締嚴重なるを以て漸次此例減少しつゝあり。

◎麟蹄郡の分

一、**賣買の方法**　生牛取引は仲介人の評價に依り、其他の貨物は賣買者雙方の協調に依る。

一、**市場利息**　通常一ケ月一圓に對し五、六錢なり。

◎城津郡臨溟市

一、**市場に於ける監督機關並に賣買の仲介者**　現今に於ては毎開市日に面吏員出張し使用料の徴收其他監督の任に當るの外、規則に反する者に對しては警務官憲の力を藉りて嚴重に取締りつゝあり。又昔日に在りては部落民が市場規約を設けたる後「市亭廳」なるものを設け「市亭班首」(即ち委員長)を選擧し、市に關する一切の事項を管理せしめたり、而して班首の下に「公員」(書記)二名ありて班首の事務を補佐せしめたりと云ふ。仲介者は古今共に無し。

一、**市場の使用料**　本市は當初より洞有及私有地を以て市場敷地となしたるものにして、創設の際有志協議の上私有地を借入れ年々少額の借地料を拂ひ來れるも、爲に出場者より入場料又は使用料を徴收せし事無かりしが、市場規則施行に至り管理上諸設備の要あるを以て現今左の如く使

用料を徴收す。

常設店舗は三錢、露店は二錢、生牛每頭一錢、其他は一錢

一、**市場慣行中匡正を要するもの**　古來本市は麻布賣買に於て尺度の使用殊に甚しき異風を有し例へば一定の長さを要求して而も實際に於ては要求尺よりも長からんことを希ひ、尺度を粗大に運ぶことを要求するの慣行ありしも、本道麻布檢査規則の發布以來製織麻布の長幅を一定せられつゝあるに由り、是等の弊習も自然匡正せられつゝあり。

◎新興郡古川市

一、**市場使用料**　使用料は經營者たる面に於て、徵收するものにして、魚類一牛車に付十五錢、行商人一負に付五錢、生牛一頭に付六錢を徵し、其他は徵せず。

一、**利息**　一圓を借りたる場合は次の市日より金二十二錢宛を五回に分ちて元利共に返濟す、右の利息は今昔共同樣にして異なることなし。

◎豐山郡新豊里市

一、**賣買の方法**　普通市場に於て需要供給兩者の希望に依り直接取引を爲すも、一般農民穀物を市場に搬出取引するときは、相互協議の上「桝量り」なる者を選み穀物の計量を行はしむることあ

り、而して農家は其の手數料として得益の殘餘を附與するか、又は任意に手數料として小量の穀物を與ふる慣行あり。

一、利息　年三分にして今昔同樣なり。

◎横城郡横城市

一、賣買方法　普通雜貨類は賣買者相互間に於て直接取引せらるゝも、穀物、牛皮、織物、魚類は通例貨物の所有者より一定の價格を表示して之を客主に委託販賣せしめ、而して客主が委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢、其他の諸雜費を控除し、殘額を委託者に交付す、生牛馬等の取引には居間ありて諸般の賣買を斡旋し一定の口錢を受く。

一、仲介者の手數料　賣取引高の百分の二を手數料として徵し其内より市場稅を納付す。

一、利息　今を距る十餘年前迄は月六分乃至一割二分なりしも、今は二分乃至五分となれり。

◎熙川郡邑內市

一、賣買方法　古來より仲介者に於て見本を持ち購買者へ勸誘の爲巡廻し、賣買者雙方の承諾により現品現金を相渡すの狀態なり。

一、仲介者　仲介者は當市創設當初郡衙に於て經歷あるもの十名を選定せしも、今は任意に出場

し仲介するの狀態なり、其手數料は郡に於て別に定めしものなく、大槪一回に付三錢の割合にて徵收す。

◎德川郡德川市

一、**賣買の方法**　穀物、魚類、日用雜貨は市場の一部たる道路の兩側又は露天に配列若くは堆積し置き、需要者、供給者間に於て代價を協議し現金にて取引するを通例とするも、知人間にては掛賣を行ふ事もあり、而して穀物、綿布は法定の度量衡を用ひず計量し、尙代價の如きは同品質のものも一樣ならず、故に相場に疎き者は奸商輩に瞞さるゝ事もあり。尙本郡内の特産品たる麻布、絹布等は各地の行商人部落内を家毎に巡廻して現金にて購ふか、若くは綿布と物々交換をする例もあるが、其生産者の多くは市場に於て賣却するを常とし、尙其所持する者は之を直接需要者に賣却する事なく、仲介人（所謂居間なる者）を介して取引する。生牛も亦仲介人に依り賣買せらる。

一、**仲介人**　仲介人の多くは多年斯業に從事し賣買に對する經驗深しと雖、麻布、紬布類には仲介手數料一定し居らざる爲、中には狡猾なる手段を弄し不當の利を射る者も亦尠からず。

一、**仲介人の手數料**　生牛取引は每頭五十錢と規定しあるも、外の商品の仲介料は一定し居らず。

一、**利息**　金額の多寡信用の有無により金利に高低あり、數年前迄は十圓に對し一日一錢乃至四錢なりしも、今は流通貨幣の增加及金融組合等の設置に依り利率低下し、十圓に付七厘乃至三錢となれり。

一、**匡正を要する慣習**　本郡各市に於ける麻布、絹布類の仲介料は大略前記の如く古來より一定せられざる爲に種々の弊あり、則ち本郡の重要産物たる絹布、麻布等は多く村間農民の副業に依り生産するものにして大部分は市場にて取引さる、然るに本郡古來よりの慣行として村間より絹布類を携へ市場に出づる者は、直に需要者に面接して賣却することなく、其持ち來れる貨物を自己の常に宿る主人又は仲介人（即ち居間にして是等は多く不當遊衣徒食し專ら仲介料のみにて生計を營むものにして、市日には市場を廻りながら村間より絹布を持參する者を待ち、知人なると否とは問はず賣却方の依託を懇請す）に與ふべき代價を定め賣却方を依賴す、而して頼まれたる居間が其代價以上にて賣却するときは、最初定めたる價のみを交付し餘りは全部着服するを以て、最初頼まるゝとき可成代價を下げ、又買手には高價を唱へ、故に一匹の取引に終日を費すのみならず相場に疎き賣買者雙方は意外の損失を蒙りつゝあり、若し此慣習を其儘放任せむか、徒に分外の利益を仲介人に壟斷せられ、延いては販路擴張並に商工業獎勵上最も面白からざる現象を

生ずるに付、朝鮮全土に亘り仲介業及仲介料制度を設け、之が弊害を芟除する事は焦眉の急務ならむ。

◎求禮郡求禮市

一、賣買の方法　従來牛及麻布は仲介人に依り取引せられしも、其他は需要供給者直接之を行ひ代價は總て即時拂なるも、中には掛賣を爲す者もあり。

一、仲介者及手數料　生牛の仲介者は十九人にして取引價格の百分の一、麻布の仲介者は十二人にして取引價格の千分の一の手數料を受く。

一、利息　従來は一市一圓に付二錢なりしも、今は平均一錢乃至八厘なり。

一、慣習　賣買に仲介人ありて手數料なる中間利得を得る事は、賣買者雙方の損失尠なからざるに付、媒介者を全然廢止されんことを望む。

◎任實郡良崎市

一、賣買方法　苧布、青苧、家畜等は仲介人の手に依り賣買するを常とし、其他に在りては個人直接取引し總て舊慣に依りて行はれつゝあり。

一、利息　舊慣に依る市邊なるものあり、小口金額は十錢に付一市日目(五日目毎)二厘の利息な

りしも、今は少額の金額と雖も半分に減せられたり。

◎海南郡海南市

一、市場商人の行商區域並に賣買方法　康津、長興、靈光の各郡市商人にして、其の賣買は掛値の多き事甚だしく、或種の物は呼び値の半額以上十分の六七にして賣買するあり、生牛の取引は從來媒介者に託して之を行ひ、或は畜産組合の媒介により一定の手數料を拂ひて取引さる。

一、仲介人　昔日の市場監督には場監なる者ありしも、此は出場商人の監督のみにして、媒介人は米及生牛のみに限り、斗監考の手數料の如き一定の標準なきも一斗に付一合、生牛一頭に付五十錢にて、其他の媒介人は賣主より買主へ媒介の時に一二圓を加算して其部分を自己の所得とす。

一、利息　昔時は毎市五割乃至十割なりしも、今は多少減低せり。

◎谷城郡邑內市

一、買賣の方法　卸賣買中生牛、穀物、鹽、魚類、麻布、綿子に限りて居間の手を經て取引せらる。

一、媒介者及手數料　居間と稱する媒介者ありて現在十名居り取引高の約一分を收む。

一、利息

い、短期貸　一箇月間元金十二圓とすれば、之が返濟は六回の開市日に元利二圓十錢を分返す。

る、長期貸　一ヶ年間元金二十圓とせば、七十回の開市日に分返し一回の元利金は四十錢なり。

一、匡正を要する慣習　從來の慣習に依る居間を廢し之を市場管理人たる面長に統一せしめ、且手數料を一定せしめ不當手數料の強請を防ぎ、地方物産の需給を圓滑になすは市場經營上第一に改むべき慣行とす。

◎羅州郡路下市

一、賣買方法　畜類、織物は媒介人ありて仲介をなし、其他は賣買者雙方合議の上取引し多くは現金拂なり。

一、市場利息　廉價に依る市錢あり一箇市一圓に付十錢なり（月一割二分）之は貸借金高百圓以下にして、其他短き期間に返濟する林斗錢とて一圓貸借の契約にて十錢を差引九十錢のみ貸付け其支拂方法は一市毎に十錢宛十回分に分納するものなり、斯くの如き貸借金高は最高百圓より最低二十錢の間なり。

◎井邑郡泰仁市

一、賣買方法　賣買方法は掛値の多き事甚しく或種の物は呼價の十分の六、五にして賣買するもの多く、米の賣買は斗監考の仲介に依りて行ひ、牛、苧布、麻布の取引は媒介人に託して行ふ。

市遷手場た資四一

一、**媒介の手數料**　媒介者は米、牛、苧布、麻布に限り取引の媒介をなし、斗監考の手數料は大約一斗に付一合、牛一頭に六十錢、苧麻は一除(約二貫)に付十錢、苧布は取引額の百分の一、其の他の媒介者は買主より媒介する時若干を加算媒介して自分の所得とす。

一、**市場利息**　各市を通じ不定なるも本市の最高額は年四割なり。

◎利川郡邑內市

一、**賣買方法**　米穀は斗監考ありて價格を鑑定し、賣買者兩方の意思決定を得て其賣買物の斗量を爲し、牛は仲介人ありて價格を鑑定し、賣買者雙方の意思決定を得たる上取引を爲さしめ、布木其他の雜貨は京城の相場に依りて放賣せらる。

一、**仲介手數料**　牛取引は成牛一頭十五錢、犢十錢、米穀は米一石に十錢なり。

一、**利息**　昔時は市場貸借と稱し最高は市二分、月五分、最低年五割を以て貸借せられしも、社會の變遷に伴ひ目下は最高一市一分、月四分を以て取引をなす者多く、最低は月三分なり。

◎加平郡邑內市

一、**賣買方法**　1.牛は家畜市場仲介人に、2.米類は米市儲人に於て價格を評定し、3.木材、煙草、棉花、色紙は仲介者に依り、4.其他は相互に取引を直接行ふ。

一、仲介手數料　成牛一頭二十錢、犢牛十錢、木材、蓆、棉花、色紙は慣習上少額の手數料を徴するも詳ならず。

一、市場利息　市邊と稱する百圓に付一市二圓の利子あり、周邊と稱する百圓に付月六分の利子あり、目下は周邊行はるゝこと多し。

◎楊平郡葛山面市

一、市場の設置　今を距る四十五年前本市は古邑面玉泉里より葛山面へ移轉せられ、其敷地は漢江沿岸に接近せし爲漸次發展するに伴ひ、現今は同面楊根里中央を共同にて經營せしも、明治四十二年本郡に於て市場附近住居李範茂なる者をして市場管理者と定め之が管理を行はせし所、大正三年十二月二十五日道告示第七十一號を以て面長之を經營するに至れり、市場の敷地は國有なるも穀物市場は私有なり。市場の區域は楊根里内市街一圓にして、邑内市場と稱し、陰曆三、八日に開市し、主要取引商品は牛、穀物、織物、雜貨、木材、金物なり。

一、需要供給の區域　本郡葛山、江上、古邑、江下、龍門、楊西、砥堤の各面、利川郡、驪州郡、洪川郡、横城郡。

一、市場出入商人の行商區域　本郡砥堤面曲水市、青雲面龍頭市、廣州郡南終面牛川市、楊州郡

瓦阜面平口市、利川郡邑内市、驪州郡州内市。

一、市場取引品種別、數量並に價額

種類	數量	價額	種類	數量	價額
生牛	五二頭	四八〇〇・〇〇〇円	眞	七〇疋	四〇・〇〇〇円
白米	七石	三八五・〇〇〇	木綿	八〇尺	一六・〇〇〇
大豆	一石	一〇・〇〇〇	白紙	一五束	四五・〇〇〇
小豆	五斗	二〇・〇〇〇	麻紬	八〇疋	二四・〇〇〇
牛肉	一五〇斤	一五〇・〇〇〇	棉花	三〇斤	九・〇〇〇
食料品	ー	八〇・〇〇〇	金物	ー	二〇〇・〇〇〇
雜貨	ー	五八〇・〇〇〇			

第二節　市場の分布

現在に於ける朝鮮の市場數は千二百餘の多きに達し、各郡に大抵四五箇所乃至十箇所内外の市場が設置されて居る。而して其中には數百年前より繼續せるもの、または時勢の變遷、交通の關係等に依りて位置名稱の移動變更したもの、或は最近に至つて新設若くは廢止されたものもあるが、斯くの如く多數の市場が存在せることは、朝鮮の經濟組織と商業取引事情の特異なる點である。各道に於ける

市場分布の狀態を見るに、京畿道一〇四、忠淸北道五二、忠淸南道八九、全羅北道六四、全羅南道一一七、慶尙北道一六〇、慶尙南道一三七、黃海道一一七、平安南道一二〇、平安北道五八、江原道八四、咸鏡南道九〇、咸鏡北道四五となり、この外に穀物現物市場八、證券現物市場一がある。

各道市場分布表（大正十一年十二月末現在）

京畿道

府郡名	市場名	備考	
京城府	南大門市場	一號	私設
	東大門市場	同	同
	南米倉町市場	同	同
	合名會社京城食糧品市場	三號	同
	京城魚市場	同	同
	京城日の丸水產株式會社	同	同
	龍山水產株式會社	同	同
	株式會社京城株式現物取引市場	四號	同
	京城穀物商組合市場	同	同
	敦義洞公設柴炭市場	一號	公設
	安國洞公設柴炭市場	同	同
	竹添町公設柴炭蔬菜市場	一號	公設（十一年七月十日開市）
	明治町公設市場	二號	同
	花園町公設市場	同	同
	鐘路公設市場	同	同
	京城府家畜市場	一號	同（十一年十一月五日開市）
	富來洞柴炭市場	同	私設（十一年六月卅日廢）
	京城公設市場	同	公設（十一年九月廿五日廢）
	光熙町公設柴炭市場	同	同（十一年六月廿三日廢）
	臨時鍾路公設蔬菜市場	同	同（十一年十一月十五日許可存立期間一個月）
仁川府	仁川水產株式會社	三號	私設

郡	市場	號	設置
高陽郡	一山市場	一號	公設
	東幕市場	一號	公設（廢止の狀態なり）
廣州郡	京安市	同	同
	老谷市	同	同
	昆池岩市	同	同
	牛川市	同	同
	松坡市	同	同
	盆唐市	同	同
	山城市	同	同
楊州郡	議政府市場	同	同
	東豆川市場	同	同
	[illegible]橋市場	同	同
	平邱市場	同	同
漣川郡	車灘市場	同	同
	古尼浦市場	同	同
	朔寧市場	同	同
	賞存市場	同	同
	笠岩市場	同	同
	麻田市場	一號	公設
	斗日市場	同	同
	全谷市場	同	同
抱川郡	上松隅市	同	同
	下松隅市	同	同
	邑內市	同	同
	梁文市	同	同
	雲潭市	同	同
加平郡	邑內市	同	同
	縣里市	同	同
楊平郡	邑內市	同	同
	美原市	同	同
	龍頭市	同	同
	曲水市	同	同
驪州郡	邑內市	同	同
	梨浦市	同	同
利川郡	利川市	同	同
	午川里市	同	同

，區市市市市

朝鮮の市場

長湖院里市　一號公設

龍仁郡
- 金良場市　同　同
- 白岩市　同　同
- 登[illegible]川市　同　同

安城郡
- 安城市　同　同
- 注川市　同　同
- 竹山邑內市　同　同

振威郡
- 平澤市　同　同
- 西井里市　同　同
- 安仲市　同　同

水原郡
- 水原城內市　同　同
- 水原城外市　同　同
- 半月市　同　同
- 南陽市　同　同
- 新基市　同　同
- 發安市　同　同
- 烏山市　同　同

永登浦市　同　同

[illegible]宗里市　一號公設

始興郡
- 三巨里市　同　同
- 軍浦場市　同　同

富川郡
- 蛇川市　同　同
- 黃魚市　同　同

金浦郡
- 金浦邑市　同　同
- [illegible]羅里市　同　同
- 郡下里市　同　同
- 麻谷里市　同　同

江華郡
- 吉祥市　同　同
- 府內市　同　同

坡州郡
- 汶山市　同　同
- 汶山牛市　同　同
- 奉日川市　同　同
- 奉日川牛市　同　同
- [illegible]市　同　同
- 金村市　同　同
- 訥老里市　同（廢止の狀態）同

永同
浪浦
醫 十
號公

郡名	市場名	備考
長湍郡	邑内市	一號 公設
	高浪浦市	同 同
	九化市	同 同
	菜谷市	同 同
	涓川里市	同 同
開城郡	開城市	同 私設
	都橋市	同 同
	松都面薪炭市	同 公設
	十川橋牛市	同 同
	豐岩牛市	同 同
	邑内牛市	同 同
	板門橋牛市	同 同
	兩合市	同 私設

忠清北道

郡名	市場名	備考
清州郡	清州市	一號 公設
	芙江市	同 同
	内秀市	同 同
	米院市	一號 公設
	文義市	同 同
	屏岩市	同 同
	梧根市	同 同
報恩郡	報恩市	同 同
	官基市	同 同
	元南市	同 同
	懐仁市	同 同
沃川郡	沃川市	同 同
	青山市	同 同
	伊院市	同 同
永同郡	永同市	同 同
	龍山市	同 同
	黄澗市	同 同
	馬岩市	同 同
	深川市	同 同
	陽山市	同 同

郡	市場	號	設置
鎮川郡	邑内市	一號	公設
	廣恵院市	同	同
	閑川市	同	同
槐山郡	槐山市	同	同
	光田市	同	同
	水回市	同	同
	延豊市	同	同
	青川市	同	同
	清安市	同	同
	潘進市	同	同
陰城郡	邑内市	同	同
	漢川市	同	同
	無極市	同	同
	旺場市	同	同
	市川市	同	同
	忠州市	同	同
	大召院市	同	同
	龍院市	同	同
忠州郡	連河市	一號	公設
	龍堂市	同	同
	泉浦市	同	同
	牧溪市	同	同
	内倉市	同	同
	新堂市	同	同
堤川郡	堤川市	同	同
	清風市	同	同
	水山市	同	同
	徳山市	同	同
	毀泉市	同	同
丹陽郡	丹陽市	同	同
	永春市	同	同
	梅浦市	同	同

忠清南道

郡名	市場	名稱	考
	邑内市	一號	私設
	利仁市	同	公設

郡	市場名	種別	號	設置
公州郡	敬天	市	一號	公設
	大橋	市	同	同
	廣亭	市	同	同
	虎溪	市	同	同
	新下	市	同	同
	維鳩	市	同	私設
燕岐郡	鳥致院	市	同	公設
	魚菜（鳥致院面）	市	三號	私設
	燕岐	市	一號	公設
	大平里	市	同	私設
	東部里	市	同	公設
	小井里	市	同	同
大田郡	大田	市	同	私設
	新灘津	市	同	公設
	魚菜（大田面）	市	三號	私設
	儒城	市	一號	公設
	黑石	市	同	同
	沂下	市	同	同

郡	市場名	種別	號	設置
	鎭岑	市	一號	公設
論山郡	論山	市	同	同
	連山	市	同	同
	豆溪	市	同	私設
	仁川	市	同	公設
	斗江	市	同	同
	江景	市	同	私設
	魚菜（江景面）	市	三號	公設
扶餘郡	邑內	市	一號	同
	旺津	市	同	同
	恩山	市	同	同
	鴻山	市	同	同
	[illegible]浦	市	同	同
	林周	市	同	同
舒川郡	舒川	市	同	同
	吉山	市	同	同
	新場	市	同	同
	板橋	市	同	同

庇仁市　一號公設（本年取引なし）

保寧郡
大川市　同　私設
保寧市　同　公設
靑所市　同　同
藍川市　同　同
熊川市　同　同
良峙市　同　同

靑陽郡
靑陽市　同　私設
雲谷市　同　公設
定山市　同　同
美堂市　同　同
化城市　同　同

洪城郡
洪州市　同　私設
廣川市　同　同
儲湖市　同　同
上村市　同　公設
甕岩漁市場　同　私設
結城市　同（有名無實にして開市したる事なし）

禮山郡
禮山市　一號公設
新禮院市　同　同
新陽市　同　同
光時市　同　同
大興市　同　同
德山市　同　同
大川市　同　同

瑞山郡
瑞山市　同　同
海美市　同　私設
泰安市　同　公設
餘美市　同　同
犂潭市　同　同
天宜市　同　同
大山市　同　同
藷地市　同　同（年中開市せず）

唐津郡
邑內市　同　同
三巨市　同　同
沔川市　同　同
長竹市　同　同

府郡名	市場名	備考	
	南元市	一號	公設
	棲澄市	同	同
牙山郡	溫陽市	同	同
	溫泉市	同	同
	屯舖市	同	同
	牙山市	同	同
	仙掌市	同	同
	乾虎陵市	同	同
	新昌市	同	同
	曲橋市	同	同（十一年一月廢止）
天安郡	笠場市	同	同
	成歡市	同	同
	幷川市	同	同
	天安市	同	同
	豐西市	同	同

全羅北道

府郡名	市場名	備考	
	群山府食料品市場	二號	公設
群山府	群山魚市場	三號	公設
	群山市場	一號	同
	公設市場	二號	同
全州郡	全州市場	一號	同
	東山市場	同	同
	參禮市場	同	同
	鳳翔市場	同	同
	高山市場	同	同
	花坪市場	同	同
鎮安郡	鎮安市場	同	同
	龍潭市場	同	同
	銅鄕市場	同	同
錦山郡	錦山市場	同	同
	珍山市場	同	同
	秋富市場	同	同
茂朱郡	茂朱市場	同	同
	茂豊市場	同	同
	安城市場	同	同

同同
市

長水郡
- 長水市場　一號　公設
- 山西市場　同　同
- 蟠岩市場　同　同
- 溪内市場　同　同

任實郡
- 任實市場　同　同
- 獒樹市場　同　同
- 両山市場　同　同
- 館村市場　同　同
- 葛潭市場　同　同

南原郡
- 南原市場　同　同
- 引月市場　同　同
- 梨井市場　同　同
- 雲峯市場　同　同

淳昌郡
- 淳昌市場　同　同
- 避老里市場　同　同（本年は開市せず）

- 泰仁市場　同　同
- 龍頭市場　同　同
- 古縣内市場　同　同

井邑郡
- 禾湖市場　一號　公設
- 上三里市場　同　同
- 古阜市場　同　同
- 井邑市場　同　同

高敞郡
- 高敞市場　同　同
- 西瓦市場　同　同
- 安子市場　同　同
- 介眉市場　同　同
- 茂長市場　同　同
- 邸山市場　同　同

扶安郡
- 茁浦市場　同　同
- 上市場　同　同
- 下市場　同　同

金堤郡
- 金堤市場　同　同
- 萬頃市場　同　同
- 院坪市場　同　同
- 竹山市場　同　同
- 才南市場　同　同

設)四
全羅南

府郡名	市場名	備考
沃溝郡	臨陂市場	一號公設
	東場市場	同　同（本年は開市せず）
益山郡	裡里市場	同　同
	黃登市場	同　同
	米川市場	同　同
	咸悅市場	同　同
	礪山市場	同　同
	金馬市場	同　同
	龍新市場	同　同

全羅南道

府郡名	市場名	備考
木浦府	埋魚市場	三號私設
	大成洞市	一號公設
	南橋洞市	同　同
	穀物市場	四號私設（十二年十二月開設）
	光州大市	一號公設
	光州小市	同　同
	松汀市	同　同
光川郡	[illegible]市	一號公設
	龍山市	同　同
	林谷市	同　同
	西倉市	同　同（開市せず）
	井村市	同　同（開市せず）
潭陽郡	邑内市	同　同
	邑里市	同　同
	大峙市	同　同
谷城郡	邑内市	同　同
	月峰市	同　同
	於谷市	同　同
	茂林市	同　同
求禮郡	求禮市	同　同
	院村市	同　同
光陽郡	光陽市	同　同
	玉谷市	同　同
	邑内市	同　同
	牛市場	同　同

郡	市場	號	設
麗水郡	魚市場	三號	私設
	突山邑内市	一號	公設
	細洞市	同	同
順天郡	順天市	同	同
	廣川市	同	同
	棲木市	同	同
	洛水市	同	同
	中興市	同	同
	邑内市	同	同
高興郡	高興市	同	同
	加采市	同	同
	過驛市	同	同
	油芚市	同	同
寶城郡	東外市	同	同
	牛基市	同	同
	福内市	同	同
	海倉市	同（十一年八月廢止）	同
	筏橋市	同	同
	長佐市	一號	公設
	島城市	同	同
	會寧市	同	同
	熊峙市	同	同
和順郡	和順市	同	同
	石談市	同	同
	陵村市	同	同
	同福市	同	同
	沙坪市	同	同
	梨陽市	同	同
	西五市	（十一年九月より龍江里へ西五市を移し龍江市と稱す）	
	龍江市		
	綾州市	同	同
長興郡	邑内市	同	同
	竹川市	同	同
	大德市	同	同
	海倉市	同	同
	社倉市	同	同
	月川市	同	同

郡	市場		
康津郡	青積市	一號	公設
	七良市	同	同
	道岩市	同	同（十一年八月より市場の名稱を改正せり）
	石橋市	同	同
	兵營市	同	同
海南郡	邑內市	同	同
	松旨市	同	同
	佐日市	同	同
	二日市	同	同
	七日市	同	同
	南利市	同	同
	右水營市	同	同
	海倉市	同	同（十一年八月廢止）
靈岩郡	東外市	同	同
	德津市	同	同
	火陸市	同	同
	鳩洞市	同	同
	都浦市	同	同

郡	市場		
	牙川市	一號	公設
	犢川市	同	同
務安郡	三鄕市	同	同
	務安市	同	同
	望雲市	同	同
羅州郡	羅州市	同	同
	榮山市	同	同
	潘南市	同	同
	南呂市	同	同
	佐洞市	同	同
	平林市	同	同
	南平市	同	同
	大草場市	同	同
	東倉市	同	同
咸平郡	邑前市	同	同
	羅山市	同	同
	沙川市	同	同
	鎭岬市	同	同
	鶴橋市	同	同（十一年十一月廢止）

靈光郡	靈光市	一號公設
	浦川市	同同
	法聖市	同同
長城郡	黄山市	同同
	沙倉市	同同
	月坪市	同同
	新興市	同同
	四街里市	同同
	藥水市	同同
莞島郡	郡内市	同（開市せず）同
	大平市	同同
	院洞市	同同
珍島郡	邑内市	同同
	五日市	同同
	十日市	同同
	四日市	同同
濟州島	州城市	同同
	三陽市	同同
	朝天市	同同

慶尚北道

府郡名	市場名	備考
大邱府	西門市	一號公設
	東門市	同同
	令市	同同
	魚菜市	三號私設
達城郡	百安市	一號公設
	解顔市	同同
	河濱市	同同
	花園市	同同
	坪村市	同同
	島川市	同同
	車川市	同同
	本官市	同同
軍威郡	軍威市	同同
	孝令市	同同
	嵒院市	同同
	鷄城市	同同

郡	市場名	種別	設置
	義興市	一般	公設
	山城市	同	同
義城郡	邑内市	同	同
	毘方市	同	同
	鳩川市	同	同
	桃李院市	同	同
	邑上市	同	同
	安溪市	同	同
	深川市	同	同
安東郡	邑内市	同	同
	[illegible]市	同	同
	瓮泉市	同	同
	豊山市	同	同
	九尾市	同	同
	田下市	同	同
	九潭市	同	同
	道安市	同	同
	仁溪市	同	同

郡	市場名	種別	設置
青松郡	邑内市	一般	公設
	梨田市	同	同
	大前市	同	同
	川邊市	同	同
	火視市	同	同
	和睦市	同	同
	眞寶市	同	同
英陽郡	邑内市	同	同
	唐洞市	同	同
	發里市	同	同
	院甲市	同	同
盈徳郡	邑内市	同	同
	江口市	同	同
	長沙市	同	同
	寧海市	同	同
	柄谷市	同	同
	浦項市	同	同
	余川市	同	同

都邑市　一號公設

迎日郡
- 迎日市　同　同
- 扶助市　同　同
- 外三洞市　同　同
- 興海市　同　同
- 玉里市　同　同
- 杞溪市　同　同
- 立岩市　同　同
- 達州市　同　同
- 下城市　同　同
- 淸河市　同　同
- 七田市　同　同（十一年中取引なし）

慶州郡
- 山內市　同　同
- 蘆帆市　同　同
- 魚日市　同　同
- 下西市　同　同
- 入室市　同　同
- 龍山市　同　同
- 義谷市　一號公設、
- 乾川市　同　同
- 阿火市　同　同
- 安康市　同　同
- 扶助市　同　同
- 東山市　同　同

永川郡
- 永川市　同　同
- 新寧市　同　同
- 市基市　同　同
- 慈川市　同　同
- 杏花市　同　同
- 古村市　同　同（十一年九月十一日新設）
- 北安市　同　同
- 大呂市　同　同
- 琴湖市　同　同

慶山郡
- 慶山市　同　同
- 栗下市　同　同
- 河陽市　同　同

	慈仁	市	一般	公設	
	慶里	市	同	同	
清道郡	華陽	市	同	同	（十一年十一月八日元城内市を改む）
	新	市	同	同	
	陽院	市	同	同	
	大城	市	同	同	
	楡川	市	同	同	
	大川	市	同	同	
	新基	市	同	同	
	東倉	市	同	同	
	新旨	市	同	同	
高靈郡	邑内	市	同	同	
	扮成	市	同	同	
星州郡	邑内	市	同	同	
	院	市	同	同	
	葉安	市	同	同	
	倉泉	市	同	同	
	大馬	市	同	同	
漆谷郡	倭館	市	一般	公設	
	新洞	市	同	同	
	[illegible]峰	市	同	同	
	仁同	市	同	同	
	若木	市	同	同	
	漆谷	市	同	同	
	多富	市	同	同	（大正十一年中開市せず）
金泉郡	金泉	市	同	同	
	校洞	市	同	同	
	梨川	市	同	同	
	舘基	市	同	同	
	開寧	市	同	同	（十一年中開市せず）
善山郡	善山邑	市	同	同	
	桃開	市	同	同	
	海平	市	同	同	
	長川	市	同	同	
	龜尾	市	同	同	

尙州郡	尙州邑市	一號	公設	
	功城市	同	同	
	洛東市	同	同	
	中牟市	同	同	
	化寧市	同	同	
	咸昌市	同	同	
	新岩市	同	同	
聞慶郡	邑內市	同	同	
	山陽市	同	同	
	籠岩市	同	同	
	赤城市	同	同	
	胝陵市	同	同	
	葛坪市	同	同	
	幽谷市	同	同	（十一年中取引なし）
醴泉郡	醴泉市	同	同	
	金谷市	同	同	
	開芳市	同	同	
	踏川市	同	同	

金泉郡	柳川市	一號	公設	
	能宮市	同	同	
	知保市	同	同	
	三灑市	同	同	
榮州郡	榮州市	同	同	
	金光市	同	同	
	梨郎市	同	同	
	縣村市	同	同	
	豊基市	同	同	
	順興市	同	同	
	玉帶市	同	同	
	部川市	同	同	
奉化郡	乃城市	同	同	
	塩屯市	同	同	（十一年陰曆二月五日開設）
	春陽市	同	同	
	西碧市	同	同	
	小川市	同	同	
	才山市	同	同	
	明湖市	同	同	

慶尚南道

府郡名	市場名	備考
釜山府	釜山鎭市場	一號公設
釜山府	富平町市場	同 同
釜山府	釜山鎭牛市場	同 同
釜山府	釜山水產株式會社魚市場	三號私設
釜山府	㊌釜山食糧品株式會社	同 同
釜山府	釜山鎭共同販賣所	同 同（十一年一、二、三四月中取引なし）
釜山府	釜山穀物市場	四號 同
馬山府	馬山水產市場	三號 同
馬山府	舊馬山水產市場	同 同
馬山府	馬山㊥青物市場	同 同
馬山府	馬山牛市場	一號公設
馬山府	舊馬山牛市場	同 同
晋州郡	邑內市場	同 同
晋州郡	水谷市場	同 同
晋州郡	安澗市場	同 同
晋州郡	北倉市場	同 同
晋州郡	文山市場	一號公設
晋州郡	智木面市場	同 同
晋州郡	班城市場	同 同
晋州郡	盤亭市場	同 同
宜寧郡	宜寧邑市場	同 同
宜寧郡	中橋市場	同 同
宜寧郡	新反市場	同 同
宜寧郡	柳谷市場	同 同
咸安郡	邑內市場	同 同
咸安郡	郡北市場	同 同
咸安郡	平林市場	同 同
咸安郡	漆原市場	同 同
昌寧郡	邑內市場	同 同
昌寧郡	秀也市場	同 同
昌寧郡	上浦市場	同 同
昌寧郡	靈山市場	同 同
昌寧郡	馬首院市場	同 同

密陽郡
- 密陽市場　一號公設　同
- 三浪市場　同　同
- 松旨市場　同　同
- 守山市場　同　同
- 湍場市場　同　同
- 武安市場　同　同

梁山郡
- 邑内市場　同　同
- 鷲山市場　同　同
- 三溪市場　同　同
- 新坪市場　同　同
- 院洞市場　同　同
- 西倉市場　同　同

蔚山郡
- 邑内市場　同　同
- 兵營市場　同　同
- 内廂市場　同　同
- 山島市場　同　同
- 南倉市場　同　同
- 彦陽市場　同　同
- 大峴市場　一號公設
- 達山市場　同　同
- 仁甫市場　同　同
- 西生市場　同　同
- 亭子市場　同　同
- 呂川市場　同　同

東萊郡
- 東萊市場　同　同
- 龜浦市場　同　同
- 下端市場　同　同
- 機張市場　同　同
- 佐川市場　同　同
- 松亭市場　同　同

金海郡
- 金海市場　同　同
- 大渚市場　同　同
- 永康市場　同　同
- 裴山市場　（十一年五月廿日開設認可）
- 新文市場　同　同
- 進永市場　同　同

各郡の市場

郡	市場	號	公私
昌原郡	昌原市場	一號	公設
	新琴市場	同	同
	斗刀米市場	同	同
	鎭東市場	同	同
	古縣市場	同	同
	鈴南市場	同	同
	慶和洞市場	同	同
	鎭海魚物市場	三號	私設
	鎭海水産市場	同	同
	鎭海水産株式會社慶和洞出張所	同	同
	熊川邑市場	一號	公設
	院里市場	同	同
統營郡	統營市場	同	同
	鶴市場	同	同
	下我市場	同	同
	巨濟市場	同	同
	河淸市場	同	同
	統營魚市場	三號	私設
	巨濟島魚市場	三號（十一年中は休止）	私設
	營山市場	一號（十一年中は休止）	公設
固城郡	邑內市場	同	同
	背屯市場	同	同
	斯洞市場	同	同
	下明市場	同	同
泗川郡	邑內市場	同	同
	朱文市場	同	同
	三千浦市場	同	同
	八浦市場	同	同
	三千浦水産合資會社水産市場	三號	私設
	城內市場	一號	公設
南海郡	邑內市場	一號	公設
	彌助市場	同（十一年十二月十八日より開市）	同
	彌助水産市場	三號	私設
	平山市場	一號（十一年十二月廿七日開市）	公設
	昌善市場	同	同

朝鮮の市場

郡	市場		
河東郡	邑内市場	一號	公設
	花開市場	同	同
	横川市場	同（横街市ヲ改稱す）	同
	升橋市場	同	同
	谿梁市場	同	同
	辰橋市場	同	同
	文岩市場	同	同
山清郡	（山清面）邑内市場	同	同
	車黄市場	同	同
	於外市場	同	同
	生林市場	同	同
	徳山市場	同	同
	（丹城面）邑内市場	同	同
	丹渓市場	同	同
咸陽郡	邑内市場	同	同
	安義市場	同	同
	介坪市場	同	同
	道川市場	同	同
	沙斤市場	一號	公設
	玉安市場	同	同
	馬川市場	同	同
	栢田市場	同	同
	松溪市場	同	同
居昌郡	邑内市場	同	同
	熊陽市場	同	同
	高梯市場	同	同
	古縣市場	同	同
	渠陁市場	同	同
	加祚市場	同	同
陜川郡	邑内市場	同	同
	冶爐市場	同	同
	草溪市場	同	同
	栗旨市場	同	同
	三嘉市場	同	同
	古縣市場	同	同

黄海道

郡名	市場名	備考	
海州郡	西門外薪炭市	一號	公設
	東門外薪炭市	同	同
	海州市	同	私設
	海州牛市場	同	公設
	翠野市	同	同
	温泉市	同	同
	境鎮市	同	同
	青丹市	同	同
	竹川市	同（十一年中開市せず）	同
延白郡	延安邑市	同	同
	拝橋市	同	同
	漂纓市	同	同
	白川邑市	同	同
	紅峴市	同	同
	撲石市	同	同
	鼓頂市	同	同
金川郡	金郊市	一號	公設
	牌府市	同	同
	助浦市	同	同
	新場市	同	同
	市邊里市	同	同
	兎山市	同	同
平山郡	汗浦市	同	同
	漏川市	同	同
	鐵井市	同	同
	白川五里市	同	同
	縣鑾市	同	同
	文匠市	同	同
	物開市	同	同
	南川驛市	同	同
	新店川市	同	同
	漢川市	同	同
	四内市	同	同
	丁峰市	同	同

新溪郡
古蓄里市 一號公設
銀居市 同 同
大坪市 同 同
市邊市 同 同

甕津郡
温井市 同 同
東鶴市 同 同
雙鼓市 同 同
念錦市 同 同
蘇江市 同 同

長淵郡
邑內市 同 同
樂山市 同 同
菁潭市 同 同
南倉市 同 同
松川市 同 同
助尼市 同 同
石橋市 同 同
碑石浦市 同 同
苔市 同 同

松禾郡
松禾市 一號公設
水橋市 同 同
公稅市 同 同
雙川市 同 同
石湖市 同 同

殷栗郡
殷栗市 同 同
清溪市 同 同
劍山市 同 同
金山浦市 同 同
長連市 同 同

安岳郡
邑內市 同 同
東倉市 同 同
温井市 同 同
板井市 同 同
船峯市 同 同
鐵鏁市 同 同
（十一年九月十九日開設認可）

邑內市 同 同
文化市 同 同

信川郡	溫泉市	一號	公設	
	石坊市	同	同	
	錦川市	同	同	
載寧郡	載寧市	同	同	
	載寧牛市	同	私設	
	載寧馬市	同	公設	
	載寧薪炭市	同	私設	
	金山市	同	公設	
	上海市	同	同	（十一年三月六日開設認可）
	內土洞市	同	同	（十一年七月十九日開設認可）
	石灘市	同	同	（十一年七月十日許可取消）
	青石頭市	同	同	
	新院市	同	同	
	彌勒市	同	同	（十一年七月十七日開設認可）
	海昌市	同	同	
	新換浦市	同	同	
	內宗市	同	同	
黃州郡	邑內市	一號	公設	
	城南市	同	同	
	兼二浦市	同	同	
	三街市	同	同	
	德陽市	同	同	
	黑橋市	同	同	
	小梅市	同	同	
	沈村市	同	同	（十一年五月九日開設認可）
鳳山郡	沙里院市	同	同	
	銀波市	同	同	
	鳳山市	同	同	（十一年三月十四日廢止認可）
	舊山市	同	同	
	馬洞市	同	同	
	新溪市	同	同	
	西鍾市	同	同	（十一年三月六日開設認可）
瑞興郡	邑內市	同	同	
	新幕市	同	同	
	興水市	同	同	
	陵里市	同	同	

一太同市三

府郡名	市場名	備考
遂安郡	邑內市	一號 公設
	防河市	同 同
	明堂市	同 同
	坪院市	同 同
	栗里市	同 同
	坊洞市	同 同
	社倉市	同 同
谷山郡	邑內市	同 同
	新坪市	同 同
	仙岩市	同 同
	一松亭市	同 同
	助仁市	同 同
	文岩市	同 同

平安南道

府郡名	市場名	備考
平壤府	平壤家畜市場	一號 私設
	平壤上呼市場	同 公設
	平壤南倉公設市場	同 同
	平壤壽町公設市場	一號 公設
	平壤寺町公設市場	同 同
	株式會社平壤魚市場	三號 私設
	平壤食料品市場	同 同
鎭南浦府	鎭南浦穀物組合市場	四號（十一年五月新設） 同
	鎭南浦水產株式會社魚市場	三號 同
	株式會社鎭南浦物產市場	一號 同
	龍井里市場	同 公設
	碑石里市場	同 同
	億兩機里市場	同 私設
大同郡	檢浦市場	同 公設
	太平市場	同 同
	太平家畜市場	同 私設
	長水院市場	同 公設
	大巢市場	同 同
	梨木市場	同 同
	猿岩市場	同 同
	院場市場	同 同

郡	市場	種別	設置
	院屋家畜市場	一般	私設
	長観市場	同	公設
	長観家畜市場	同	私設
	戊辰市場	同	公設
	廣灘市場	同	同
	馬獄市場	同	同
	船橋市場	同	同
	下石花市場	同（十一年三月新設）	同
順川郡	順川市場	同	同
	新倉市場	同	同
	慈山市場	同	同
	舍人市場	同	同
	殷山市場	同	同
孟山郡	邑内市場	同	同
	北倉市場	同	同
	南倉市場	同	同
	東倉市場	同	同
	仁徳家畜市場	同	同

郡	市場	種別	設置
陽徳郡	陽徳市場	一般	公設
	新邑市場	同	同
	溫倉市場	同	同
成川郡	邑内市場	同	同
	檜倉市場	同	同
	大谷市場	同	同
	卵山市場	同	同
	勿兒視市場	同	同
	了波市場	同	同
	岐倉市場	同	同
	別倉市場	同	同
江東郡	縣内市場	同	同
	朝陽市場	同	同
	閻波市場	同	同
	勝湖市場	同	同
	縣内家畜市場	同	同
	朝陽家畜市場	同	同
	閻波家畜市場	同	同

郡	市場名	號	設
中和郡	邑市場	一號	公設
	中和家畜市場	同	私設
	祥石市場	同	公設
	校巖市場	同	同
	校盛家畜市場	同	私設
	新邑市場	同	公設
	新邑家畜市場	同	私設
	看東市場	同	公設
	看東家畜市場	同	私設
	斗潤市場	同	公設
	瑞浦市場	同	同
	昆陽市場	同	同
	內洞市場	同	同
龍岡郡	邑內市場	同	同
	眞池市場	同	同
	佳慣市場	同	同
	玉花市場	同	同
	多美市場	同	同
	海邑內市場	一號	公設
	齊山市場	同	同
	大嶺市場	同	同
	温井市場	同	同
	堂岾市場	同	同
	馬山市場	同	同
江西郡	邑內市場	同	同
	岐陽市場	同	同
	必毛里市場	同（十二年三月廢止）	同
	南陽市場	同	同
	咸從市場	同	同
	邑內市場	同	同
	沙川市場	同	同
	文洞市場	同	同
	新興市場	同	同
	烏耳里市場	同（十一年三月新設）	同
	馬山市場	同	同
	岐陽家畜市場	同	同

府郡名	市場名			備考
平原郡	永柔市場	一號	公設	
	中檜市場	同	同	
	加乙院市場	同	同	
	漢川市場	同	同	
	石岩市場	同	同	
	岩赤市場	同	同	
	順安市場	同	同	
	公平市場	同	同	
	一里市場	同	同	
	三里市場	同	同	
	西里市場	同	同	
	金鶴市場	同	同	（十一年四月設置）
	西部面牛市場	同	同	
安州郡	東隅市場	同	同	
	龍伏市場	同	同	
	立石市場	同	同	
	新安州市場	同	同	
	邑内市場	同	同	
价川郡	撫壽市場	一號	公設	
	平院市場	同	同	
	東隅市場	同	同	
	北院市場	同	同	
德川郡	邑市場	同	同	
	沙屯市場	同	同	
寧遠郡	邑内市場	同	同	
	社倉市場	同	同	
	新邑市場	同	同	
	温倉市場	同	同	

平安北道

府郡名	市場名	備考	
新義州府	本町市場	三號	私設
	米穀商組合市場	四號	同
義州郡	梧木市場	一號	公設
	當市場	同	同
	靖山市場	同	同

永由市　一號公設
碧馬市　同　同
白馬市　同　同（十年十一月二十日新設）
邑市　同　同
南市　同　同
龜城郡
吉祥市　同　同
新市　同　同
塔洞市　同　同
泰川郡
泰川市　同　同
雲山郡
邑內市　同　同
古場市　同　同
北鎭市　同　同
熙川郡
邑內市　同　同
寧邊市　同　同
修關市　同　同
武昌市　同　同
立石市　同　同

寧邊郡
石倉市　一號公設
泰平市　同　同
球場市　同　同
新興市　同　同
蘇民市　同　同（十一年八月十七日新設）
東倉市　同　同
博川郡
邑內市　同　同
孝美市　同　同
定州郡
邑內市　同　同
清亭市　同　同
郭山市　同　同
古邑市　同　同
德川市　同　同
宣川郡
邑內市　同　同
古軍營市　同　同
鐵山郡
邑內市　同　同
車輦館市　同　同

府郡名	市場名			備考
龍川郡	龍岩浦市	一般	公設	
	南市	同	同	
	新南市	同	同	
	楊市	同	同	十一年四月廿一日開設
	良策市	同	同	十一年七月廿六日開設
	龍岩浦魚市	同	私設	
	耳島浦魚市	同	同	
朔州郡	邑内市	同	公設	
	大館市	同	同	
	清倉市	同	同	
昌城郡	昌城市	同	同	
碧潼郡	碧潼市	同	同	
	雩市	同	同	
	碧團市	同	同	
楚山郡	楚山市	同	同	
	古場市	同	同	
渭原郡	漢場市	同	同	
江界郡	江界市	同	同	
慈城郡	中江市	一號	公設	
厚昌郡	院坪市	同	同	

江原道

府郡名	市場名	備考		
春川郡	邑内市	一號	公設	
	泉田市	同	同	
	先牧里市	同	同	
	倉里市	同	同	
	倉村市	同	同	
	芝村市			十一年中廢市す
麟蹄郡	元通市	同	同	
	瑞和市	同	同	
	伊布市	同	同	
	縣里市	同	同	
	蒼村市	同	同	
	上東市	同	同	
	清坪里市			十一年中廢市す

郡	市場		
楊口郡	楊口邑市	一號	公設
	長坪里市	同	同
	文登里市	同	同
	萬垈里市	同	同
	林塘里市	同	同
淮陽郡	邑内市	同	同
	新安市	同	同
	縣里市	同	同
	化川市	同	同
	北倉市	同	同
	蘭米市	同	同
通川郡	邑内市	同	同
	庫底市	同	同
	貸通市	同	同
	外遊城市	同	同
高城郡	高城市	同	同
	大津市	同（十一年九月二日に設置せり）	同
	巷内市	同	同
	杆城市	一號	公設
	長箭市	同（十一年中開市せず）	同
襄陽郡	南門里市	同	同
	物淄里市	同	同
	橋岩里市	同	同
	其士門里市	同	同
	洞山里市	同	同
三陟郡	邑内市	同	同
	交柯市	同	同
	莊湖市	同	同
	古士市	同	同
	黄池市	同	同
	闕淵市	同	同
	北坪市	同	同
	杞谷市	同（十一年中開市せず）	同
	江陵邑市	同	同
	連谷市	同	同

郡	市場			備考
江陵郡	玉溪市	一號	公設	
	注文津市	同	同	
	邱山市	同	同	十一年中開市せず
蔚珍郡	邑內市	同	同	
	富邱市	同	同	
	梅花市	同	同	
	正明市	同	同	
	平海市	同	同	
	竹邊市	同	同	十一年中開市せず
旌善郡	邑內市	同	同	
	臨溪市	同	同	
	麟・林吉市	同	同	
	餘糧市	同	同	
	虎鳴市	同	同	十一年中開市せず
	賢山市			
平昌郡	邑內市	同	同	
	美灘市	同	同	
	大和市	同	同	
	珍富市	一號	公設	
	蓬坪市	同	同	
寧越郡	永興市	同	同	
	酒泉市	同	同	
原州郡	原州市	同	同	
	文幕市	同	同	
	興湖市	同	同	
橫城郡	邑內市	同	同	
	安興市	同	同	
	屯內市	同	同	
	柳洞市	同	同	
洪川郡	新場垈市	同	同	
	崇岩里市	同	同	
華川郡	邑內市	同	同	
	九萬里市	同	同	
金化郡	邑內市	同	同	
	金城市	同	同	
	昌道市	同	同	
	淸陽市	同	同	十一年中開市せず

府郡名	市場名	備考
鐵原郡	邑内市	一號公設
	石場市	同同
	大光市	同同
平康郡	平康市	同同
伊川郡	邑内市	同同
	月岩市	同同
	北洞市	同同
	安石市	同同
	文岩市	同同
	黒石市	同同

咸鏡南道

府郡名	市場名	備考
元山府	第一魚市場	三號私設
	第二魚市場	同同
	上市	一號公設
	下市	同同
	穀物市	四號私設（十一年二月設置）
咸興郡	咸興市	一號公設
	咸興魚菜市	同私設
	岐谷市	同公設
	上通市	同同
	五老里市	同同
	上朝里市	同同
	地境里市	同同
	連浦市	同同
	西湖市	同同
	退潮市	同同
	德山館市	同同
定平郡	定平市	同同
	草原市	同同
	富春市	同同
	宣德市	同同
	永興牛市	同同
	永興市	同同
	鎭興市	同同

永興郡
- 紅場市　一號　公設
- 仁興家倉市（十一年中開市せず）
- 馬山市　同　同
- 宣興家倉市　同　同
- 横川家倉市　同　同

高原郡
- 高原邑內市　同　同
- 德池市　同　同
- 地境市　同　同
- 山谷市　同　同

文川郡
- 玉坪市　同　同
- 豊田市　同　同
- 箭灘市　同　同

德源郡
- 豊上第一區市　同　同
- 豊上第二區市　同　同
- 文坪市（十一年中開市せず）

- 安瀯市　同　同
- 盤川市（取引不振の為休止中）
- 楷山市　同　同

安邊郡
- 南山市　一號　公設
- 高山市（取引不振の為休止中）
- 新高山市　同　同

洪原郡
- 洪原邑市　同　同
- 豐武市　同　同
- 平浦市　同　同
- 趙市　同　同
- 三湖市　同　同

北青郡
- 北青市　同　同
- 居山市　同　同
- 新昌市　同　同
- 陽化市　同　同
- 新浦市　同　同
- 方村市　同　同
- 倉坪牛市　同　同
- 陳興牛市　同　同
- 三坡市（十一年十二月中開設）

郡名	市場名	市名		備考
利原郡	利原邑	市	一號	公設
	遮湖	市	同	同
	角宗	市	同（三十一年十二月三十日廢止）	同
	群仙	市	同	同
	龍岩	市	同	同
端川郡	端川邑	市	同	同
	龍淵	市	同	同
	雙上	市	同	同
	古城	市	同	同
	橋項	市	同	同
	松項	市	同	同
	梨洞堡	市	同	同
	新福	市	同	同
	石浦	市	同（本年中取引なし）	同
新興郡	古川	市	同	同
	元平	市	同	同
	物理	市	同	同
	新豐	市	同	同
	加平	市	同	同
長津郡	長津邑	市	一號	公設
	下碣隅	市	同	同
	古土里	市	同	同
豐山郡	新豐	市	同	同
	楊坪	市	同	同
	把撥	市	同	同
	黄水院	市	同	同
三水郡	神坪	市	同	同
	館城	市	同	同
	上巨	市	同	同
	三德	市	同	同
甲山郡	甲山邑	市	同	同
	惠山鎭	市	同	同
	津橋	市	同（十一年八月十九日新設）	同

咸鏡北道

府郡名	市場名	市名	備考
清津府	清津	市	一號公設（本年は開市せず）
	清津魚菜	市	三號　同

鏡城郡	鏡城	市	一般	公設
	朱乙温	市	同	同
	朱村役場	市	同	同
	羅南	市	同	同
	水南	市	同（本年は開市せず）	同
	七班洞	市	同（本年は開市せず）	同
明川郡	邑内	市	同	同
	峰洞	市	同	同
	立石	市	同	同
	雩市下	場	同	同
	雩市上	場	同	同
	阿間	市	同	同
	古站	市	同	同
	陽村	市	同（十一年三月十七日開設）	同
	花臺	市	同	同
吉州郡	吉州邑	市	同	同
	東海	市	同	同
	鶴川	市	同	同
城津郡	臨溟	市	二號	公設
	玉泉	市	同	同
	城津	市	同（十一年八月十二日開設）	同
富寧郡	富居	市	同	同
	寨請	市	同（本年は開市せず）	同
茂山郡	茂山	市	同	同
	松坪	場	同	同
會寧郡	會寧	市	同	同
	碑項	市	同	同
	孔心洞	市	同	同
	石油	市	同	同
	金洞	市	同（本年は開市せず）	同
鍾城郡	鍾城	市	同	同
	行營	市	同	同
	鍾山洞	市	同（十一年中開市せず）	同
	鳳山洞	市	同（同）	同

穩城郡
- 穩城市　一變公設
- 北蒼坪市　同（大正十一年中開市せず）同

慶源郡
- 檜川市　同　同
- 古乾原市　同　同
- 新阿山市　同（十一年中開市せず）同

慶興郡
- 阿吾地市　同　同
- 龍峴市　同　同
- 雄基市　同　同
- 下汝済市　同（十一年中は開市せず）同
- 湯坪市　同（十一年十二月二十八日廢止）同

第三節　市場取引高

累年市場賣買高

市場の分布狀況は前節に示した通りであるが、其取引高は一年を通じて秋の收穫後に最も多く、春より夏に掛けては賣買高が極めて尠いのである。更に明治四十三年以降に於ける累年の市場賣買高を見るに、明治四十三年には五千四十四萬二千圓であつたものが、大正七年以後は一億圓を超過して居る。而して大正十一年の市場數は公設千百七十二、私設六十五、計千二百三十七（市場規則第一條第四號市場を除く）にして、其取引高は、農産物二千四百七十八萬三千圓、水産物一千六百十二萬九千圓、織物一千八百四萬九千圓、畜類三千百九十六萬三千圓、其他一千七百二十一萬五千圓、合計一億八百十四萬圓となり、其賣買高の最も大なるは畜類で、農産物第二位を占め、織物、水産物等之に亞いで居る。（附表參照）また

各道に於ける市場取引狀況を見るに、平安南道の千二百六十六萬一千圓が最高にして、京畿道の千百七十六萬七千圓、慶尚南道の千百五十三萬七千圓等之に亞ぎ、最も少きは咸鏡北道の三百三十六萬五千圓である。

市場統計累年表

累

年次		市場數	開市回數	賣買高					
				農產物	水產物	織物	畜類	其他	合計
明治四十三年		九八〇	五三、〇〇〇	[illegible] 円	[illegible] 円	[illegible] 円	[illegible] 円	[illegible] 円	[illegible] 円
同　四十四年		一、〇八四	七七、一八四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正　元年		一、一一五	八七、三二一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　二年		一、一四五	七六、四七五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同三年	公設	一、一〇八	六七、七七五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	私設	一三六	二四、四一〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	一、二四四	九二、一八五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同四年	公設	一、〇八〇	六七、五九一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	私設	一四一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	一、二二一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	公設	一、〇八一	六九、三六〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

年　比　校									
同五年	私設	一八	二、八九〇	六、八〇七、四三三	三、八五二、七五五	四九、〇六八	一、〇三九六、四三四	一、二一一、九六六	一三、四九七、六〇四
	計	一、三一〇	九一、一三〇	[illegible]	九、四一六、三二〇	九、四九六、二一三	一、三九四、五九九	七、九〇〇、八三五	四〇、九六八、八四〇
同六年	公設	一、二一六	七一、七〇	一一、一四一、七五六	四、〇一一、〇六一	七、〇一七、四三一	一五、〇一九、八三一	七、九九六、七七一	四九、七八六、八〇一
	私設	一〇六	二〇、〇一〇	六、八八八、六〇〇	二、〇六九、〇一一	四六八、〇〇一	一、八二一、八六一	一、二九四、六七一	一六、五〇六、〇六〇
	計	一、三二二	九一、一八〇	一八、〇三〇、三六一	七、〇八〇、四七八	七、四八三、四三二	一六、八九六、一八六	八、九六一、四〇六	六六、二九二、八六一
同七年	公設	一、一三五	七一、〇三三	一六、八一六、四四六	六、三九〇、三二八	一一、二八〇、四二一	三四、六八六、六八八	一一、〇〇〇、八四五	七〇、三三五、九六六
	私設	一〇一	一七、四九八	三、七九六、七四一	四、四六〇、九八八	七九八、九三九	三、九三〇、〇四五	二、八三九、八〇七	[illegible]
	計	一、二三六	八八、五三一	[illegible]	[illegible]	一二、〇七九、三六〇	三八、六一六、七三三	一三、八四〇、六五二	[illegible]
同八年	公設	一、一五五	七三、三四四	二〇、八五九、七九一	七、八八八、九四五	三〇、三五六、八八〇	四三、八八〇、七六六	一六、六四三、一〇九	[illegible]
	私設	八〇	一七、七八五	四、四〇一、一八四	五、七一一、六四四	八六九、一四三	二、一二一、〇一六	二、一七一、四四三	[illegible]
	計	一、二三五	九〇、一二七	二五、一〇九、七六五	一三、三三五、〇一三	[illegible]	四五、九一八、八〇四	一九、三〇一、〇〇五	[illegible]
同九年	公設	一、一五九	七四、三三五	一七、八九一、八五〇	七、六三五、九七一	一七、六九六、八〇八	三七、五六〇、四五五	一四、四三九、四三九	八四、八六三、五五五
	私設	七五	一六、五八〇	六、〇七四、七八五	六、五三〇、七一〇	八九六、九九九	三、四九六、一二五	二、八三九、八四七	一八、五三二、〇〇六
	計	一、二三四	九〇、六九五	二三、九六六、六三五	一四、一九三、三八一	一八、五九三、〇〇七	四一、〇五六、五八〇	一七、三二九、二二六	[illegible]
同十年	公設	一、一六四	七七、八六六	二〇、一六九、一六五	八、一一八、八四六	一七、七六九、一三三	二九、四二一、六四三	一六、九八九、四〇一	四四、四五八、一八七
	私設	七四	一六、三八一	五、八六九、〇八三	七、〇六八、六三五	八五六、六六八	二、三三三、五二五	一、七一四、四三四	一八、七六八、六八三
	計	一、二三九	九四、二〇七	二六、〇三八、二四七	一五、一八七、七七一	一八、六二五、八〇一	三一、六八四、一七七	一八、七〇八、八九五	一一一、三三九、八六九

同十一年	公設	一、一七三	四六、〇七五	一〇、八〇〇、二一九	八、七三九、六七九	一七、三六二、八〇八	三八、一二五、五四一	一四八、八八八、九九七	九一、七七七、三三三
	私設	九五	一六、四二四	四、九八八、一三三	七、三九九、四〇七	七八八、四五九	三八、八九七、四四九	一、六七七、〇〇三	一六、三六四、九九九
	計	一、二六八	九四、四八九	一五、七八八、三三八	一六、一三九、一四九	一八、〇四九、二〇九	五二、九〇二、〇〇一	一七、三二五、九九九	一〇八、四〇〇、五九一
大 京畿道	公設	九三	六、九五一	一、〇八三、六八七	四〇五、八七四	一二四、四八一	三、七七〇、九九八	九〇八、九八四	六六、[illegible]八四、三七五
	私設	一一	二、八一八	二、五九六、五八四	三、〇〇六、〇九八	四四、八九八	四、八三五	四八〇、二三三	五、一一一、八四〇
	計	一〇四	一〇、七六九	四、六九九、二七一	三、四一一、九七五	五六〇、二一九	三、七七三、七八三	一、四八二、六一六	一一、七六六、〇〇三
忠清北道	公設	四三	二、四六八	六八、八六三	二一七、三二五	五六六、八二一	一、〇九〇、三九九	五四二、六九九	三三、八七九
	私設	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	四三	二、四六八	六八、八六三	二九九、三二五	五六六、八二一	一、〇九〇、三九九	五四二、六九九	四〇六、七九九
忠清南道	公設	七一	四、八六七	二、六三二、一三三	四六九、三三七	一、五五八、五五六	一、五七八、九九六	一、五三二、三二〇	七、三八〇、一〇三
	私設	一六	二、〇九一	七五三、四八九	四一一、四九五	七一四、一九一	六四一、八五〇	七三〇、九九六	三一三、四九九
	計	八七	六、九六〇	三、四八六、六二〇	八六九、八五〇	一、三三二、九〇四	三、〇二二、四五六	二、二六六、四六六	一〇、九九四、二九九
全羅北道	公設	六四	五、〇〇〇	九八五、一〇六	八三四、八〇五	七〇〇、八四四	一、〇五八、七〇〇	一、〇四九、五〇〇	四六四、八五六
	私設	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	六四	五、〇〇〇	九八五、一〇六	八三四、八五六	七〇〇、九四四	一、〇五八、八〇〇	一、〇四九、五〇〇	四六四、八五五
全羅南道	公設	一三五	六、七六〇	五〇〇、九六五	四六六、六〇九	八一一、七二一	一、〇五六、九〇三	一、〇六六、三六九	四〇〇、九六六
	私設	二	七六	—	三四四、一八〇	—	—	—	五九四、一八一
	計	一三七	七、五〇八	五〇〇、九六五	八七〇、七五〇	九一一、七〇四	一、〇六六、九〇一	一、〇六六、三六九	四四〇、四〇八

正	慶尚北道	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		私設	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]
		計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	慶尚南道	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		私設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]
		計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	黃海道	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		私設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
十	平安南道	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		私設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	平安北道	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		私設	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]
		計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	江原道	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
		私設	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

一　年

咸鏡南道	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	私設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
咸鏡北道	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	私設	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	私設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第一號市場	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	私設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第二號市場	公設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	私設	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
第三號市場	公設	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]
	私設	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]

合計	公設	一、一五二	七八、〇四三	三〇、八〇〇、三二六	八、七三九、六〇九	一七、三六四、八四八	三九、四〇五、五四二	一五、八五八、九九七	九一、七五七、二二三
	私設	八五	一六六、四四四	三、五九三、〇二〇	七、五九九、五三七	六八四、三五九	三、八一七、四五九	一、一七七、〇〇一	一六、四三六、三六九
	計	一、二三七	二四四、四八七	三四、三九三、三四六	一六、三三九、一四六	一八、〇四九、二〇七	四三、二二三、〇〇一	一七、〇三五、九九八	一〇八、一九三、五九二

備考　一、本表には市場規則第一條第四號市場を掲上せず
　　　二、賣買高とあるも大正元年迄は集散高なり

飜つて各市場を種類別に就いて分類すると、大正十一年に於ては、第一號市場數一千二百二、賣買高九千九百十八萬圓、第二號市場數四、賣買高八十五萬三千圓、第三號市場數三十一、賣買高八百十萬六千圓にして、各道に於ける種類別市場數並に其賣買高は即ち左表の如くなつて居る。

種類別市場及取引高（大正十一年調）

道別	公私設別	第一號市場 市場數	第一號市場 一箇年取引高	第二號市場 市場數	第二號市場 一箇年取引高	第三號市場 市場數	第三號市場 一箇年取引高	合計 市場數	合計 一箇年取引高
京畿道	公設	八九	五、八六一、六二五円	四	七六、七七〇円	—	—円	九三	六、〇四八、三九五円
	私設	七	三、〇三八、二三六	—	—	四	一、〇四九、七〇一	一一	四、一二七、六三八
	計	九六	八、八九九、八六一	四	七六、七七〇	四	一、〇四九、七〇一	一〇四	一〇、一七六、〇三三
忠清北道	公設	二三	四、二三六、七三九	—	—	—	—	二三	四、二三六、七三九
	私設	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	二三	四、二三六、七三九	—	—	—	—	二三	四、二三六、七三九

忠淸南道	公設	七二	七、七一四、一八〇	—	—	一	四六、〇〇〇	七四	七、七六〇、一八〇
	私設	一四	三、〇四九、五五五	—	—	二	一八四、六八四	一六	三、二三四、二三九
	計	八六	一〇、七六八、七〇五	—	—	三	二一〇、六八四	八九	一〇、九九四、五九九
全羅北道	公設	六三	四、二九五、二〇一	—	六五、八一〇	一	二八七、五八四	六四	四、六四八、五九五
	私設	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	六三	四、二九五、二〇一	—	六五、八一〇	一	二八七、五八四	六四	四、六四八、五九五
全羅南道	公設	一二四	四、〇一〇、六六六	—	—	—	—	一二四	四、〇一〇、六六六
	私設	—	—	—	—	三	一二四、八八一	三	一二四、八八一
	計	一二四	四、〇一〇、六六六	—	—	三	一二四、八八一	一二七	四、一三五、五四七
慶尙北道	公設	一五九	一〇、五八〇、三三三	—	—	—	—	一五九	一〇、五八〇、三三三
	私設	—	—	—	—	一	三三、三四四	一	三三、三四四
	計	一五九	一〇、五八〇、三三三	—	—	一	三三、三四四	一六〇	一〇、六一三、六七七
慶尙南道	公設	一三八	八、〇〇一、七五七	—	—	—	—	一三八	八、〇〇一、七五七
	私設	—	—	—	—	二	三、五六六、〇八九	二	三、五六六、〇八九
	計	一三八	八、〇〇一、七五七	—	—	二	三、五六六、〇八九	一四〇	一一、五六七、八四六
黃海道	公設	一四四	一〇、三九六、四八〇	—	—	—	—	一四四	一〇、三九六、四八〇
	私設	一七	三三三、八八二	—	—	—	—	一七	三三三、八八二
	計	一六一	一〇、七三〇、三六二	—	—	—	—	一六一	一〇、七三〇、三六二

平安南道	公設	一〇七	九,九六九,〇〇四	—	—	—	—	一〇七	九,九六九,〇〇四
	私設	一〇	六,一四〇,三五九	—	—	三	四六一,九六六	一三	六,六〇二,三二五
	計	一一七	一六,一〇九,三六三	—	—	三	四六一,九六六	一二〇	一六,五七一,三二九
平安北道	公設	五五	八,〇六四,九四九	—	—	—	—	五五	八,〇六四,九四九
	私設	二	一四五,一八〇	—	—	一	八〇,一〇四	三	二二五,二八四
	計	五七	八,二一〇,一二九	—	—	一	八〇,一〇四	五八	八,二九〇,二三三
江原道	公設	六四	六,一四九,三四三	—	—	—	—	六四	六,一四九,三四三
	私設	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	六四	六,一四九,三四三	—	—	—	—	六四	六,一四九,三四三
咸鏡南道	公設	八七	九,〇四八,九三九	—	—	—	—	八七	九,〇四八,九三九
	私設	一	一七三,〇三〇	—	—	二	四三一,一二九	三	六〇四,一五九
	計	八八	九,二二一,九六九	—	—	二	四三一,一二九	九〇	九,六五三,〇九八
咸鏡北道	公設	四四	三,〇〇五,七四七	—	—	一	二六九,三八六	四五	三,二七五,一三三
	私設	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	四四	三,〇〇五,七四七	—	—	一	二六九,三八六	四五	三,二七五,一三三
合計	公設	一,二六四	九〇,四〇〇,九七〇	四	八五,六四〇	五	四三二,九七〇	一,二七一	九一,七七二,三三三
	私設	七七	八,六七九,四四〇	—	—	二六	七,四八五,九六四	九三	一六,三五四,五六九
	計	一,三四一	九九,一八〇,〇七六	四	八五,六四〇	三一	八,二〇六,九三五	一,三七七	一〇八,一四〇,五八二

F へ。
六0七一
二六EE (
一年！
手に就
六匣、
の市場
易取引

二、 10

二、

備考　本表には市場規則第一條第四號市場は掲上せず

一人當市場取引高

更に前記の市場取引高を基礎として人口一人當の市場取引高を算出すると、左表の示す通りである。試みに大正十一年に就いて見るに、其市場取引高は六圓十三錢五厘となり、之を內譯すると、農產物一圓四十錢六厘、水產物九十一錢五厘、織物一圓二錢四厘、畜類一圓八十一錢三厘、其他九十七錢七厘となつて居る。（[illegible]）

一人當市場取引額累年比較一覽表

年次		農產物	水產物	織物	畜類	其他	合計
明治四十四年	實數	一四、八六八、八九三円	五、二三〇、一八〇円	一三、二〇三、三二〇円	一二、七五一、八五八円	一〇、三五一、五八四円	六六、一八一、六八四円
	一人當	一・〇四四円	〇・三六七円	〇・八六八円	〇・九七八円	〇・七三九円	四・九〇七円
大正元年	實數	三六、三六一、八四〇	七、一九〇、三六八	一三、五四四、七九六	五五、〇一一、一八四	一二、六八八、九六八	九一、五八〇、一五六
	一人當	一・七七一	〇・四八五	〇・九一三	〇・三三七	〇・七〇一	六・三六八
同　二年	實數	二一、四四五、一三一	四、八五三、〇六六	七、五二九、八八三	一〇、〇八八、七七三	八、八〇四、二三一	五三、五〇〇、〇〇六
	一人當	一・五八七	〇・三一四	〇・四四四	〇・六四一	〇・四〇七	三・五九七
同　三年	實數	一四、九五四、〇一四	五、九一三、八九一	六、〇一六、八九〇	八、五四三、三一四	六、九九九、五三九	四四、四六一、一〇〇
	一人當	〇・九七七	〇・三七一	〇・七七八	〇・六〇〇	〇・四三九	二・七三五

同四年	實數	一四、一六四、七五四	四、六〇四、四一五	四、六三五、四〇六	六、七七七、七八〇	七、〇六五、〇七六	四二、九六六、四七九
	一人當	〇・九三一	〇・四五六	〇・三六四	〇・六〇一	〇・四一五	二・六九六
同五年	實數	一六、四六二、七四五	六、四二七、六九〇	六、四一八、三三三	一二、七九四、四二八	七、八〇四、七一四	四〇、七六八、六八〇
	一人當	〇・九六六	〇・九六一	〇・三六六	〇・八三四	〇・四四六	四・〇四一
同六年	實數	三〇、〇三〇、六九七	七、〇六〇、四七四	七、六四四、三一四	一六、八四一、六八四	八、四六一、四〇六	六二、四四一、六二六
	一人當	一・一六八	〇・四一六	〇・四五四	〇・六九四	〇・五一六	四・六八〇
同七年	實數	四四、四七四、二〇四	九、八一七、三一六	三、〇八六、七四六	一六、九一八、一八一	一二、〇六〇、〇二八	一〇八、一〇六、四八四
	一人當	二・六一四	〇・四三九	〇・七〇六	一・六七八	〇・七六六	六・三六六
同八年	實數	六九、一六〇、七七四	一四、四四五、〇二三	一三、一四一、三三三	四六、六八六、八〇五	一六、三五六、四八六	一四六、一六四、四三一
	一人當	三・八〇〇	〇・七八六	一・二二四	三・一四七	一・一二八	六・一三四
同九年	實數	三四、六六九、六三四	一四、六〇四、二八一	一八、四四一、〇〇七	三六、八〇三、一七〇	一七、三六九、〇三六	一〇四、四一四、四一九
	一人當	一・三六八	〇・八〇七	一・〇七三	一・七三四	〇・六八八	四・六六四
同十年	實數	二六、〇六八、三四七	一四、一八九、七七一	一八、九三九、八〇一	四二、六八四、一四七	一八、七〇三、八九一	一一一、三四九、八六八
	一人當	一・四六一	〇・八七〇	一・〇六七	一・八七四	一・〇九一	六・七四四
同十一年	實數	二四、七八二、二一六	一六、一三六、一四六	一八、〇四六、二〇七	四一、六六四、〇〇一	一七、三一四、六六六	一〇八、一四〇、四六一
	一人當	一・四〇六	〇・九一四	一・〇二四	一・八一四	〇・六七七	六・一九四

市場取引高と貿易額

朝鮮に於ける市場取引高が、其内國商業上重要なる地位を占めて居ることは既に說明した通りであ

るが、更に之を其貿易額と比較して見ると、明治四十三年には、市場取引高五千四十四萬二千圓に對し、輸移入額三千九百七十八萬二千圓、輸移出額一千九百十一萬三千圓であつたものが、大正十一年には、市場取引高一億八百十四萬圓に對し、輸移入額二億五千六百四萬四千圓、輸移出額二億一千五百四十萬四千圓に增加し、最近十餘年間に於ける貿易額の增加率は市場取引高の增加率よりも遙かに大なることを示して居るが、別紙圖表に據りて見るも明瞭なる如く、大體に於て市場取引高は貿易額と其消長の傾向を同うして居ることが認められる。今試みに市場取引高及貿易額累年比較を示せば、即ち左の通りである。（別紙圖表參照）

市場取引高及貿易額累年比較對照表

年次／種別	市場取引高	輸移入額	輸移出額
明治四十三年	五〇、四四二、七八〇円	三九、七八二、七九六円	一九、九一三、八四三円
同四十四年	五六、一八〇、六四四	五四、〇八七、六八一	一八、八九六、九五五
大正元年	六三、六八〇、三二六	六七、一一五、四四七	二〇、九八九、六一七
同二年	五二、九一〇、〇四六	七一、九八〇、二四七	二〇、八七八、六四四
同三年	四二、四一六、一七〇	六三、三三一、四六一	二四、一八八、七八七
同四年	四二、五六六、五二九	五九、一九九、二九七	四九、四七一、二二五

當表と九流流遍十五

同　五年	九〇、七八八、八九〇	七四、四五六、八〇五	五六、八〇一、九五四
同　六年	六三、四五一、六六八	一〇三、八六六、七三六	八三、七七五、三八七
同　七年	一〇八、一〇九、四八五	一五八、三〇九、三六三	一五四、一八九、一四八
同　八年	一五八、三九九、三七一	一八〇、七八六、三一八	二二九、六六五、七八一
同　九年	一〇三、五一五、四一九	二三八、九五六、四一二	一九一、九五八、六九四
同　十年	一二一、三九、八八九	一三二、三八一、五八四	二八二、七七三、三三三
同　十一年	一〇八、一四〇、五八一	一五六、〇四四、八〇七	二二五、四〇四、四〇三

市場取引高と通貨流通高

更に朝鮮に於ける市場取引高と、其通貨流通高の關係を見るに、左表の如く、明治四十四年の一人當市場取引高は三圓九十九錢七厘で、之に對する一人當通貨流通見込高二圓五十二錢九厘であつたが、其後市場取引高も通貨流通高も殆んと相並行して増加し、大正十一年に於ては、一人當市場取引高六圓十三錢五厘、一人當通貨流通見込高四圓六十錢となつて居る。（[illegible]）

一人當市場取引高及通貨流通見込高累年比較表

年次	一人當市場取引高	一人當通貨流通見込高	年次	一人當市場取引高	一人當通貨流通見込高
明治四十四年	円 三、九九七	円 二、五二九	同　六年	円 三、六八〇	円 四、一〇三

大正元年	六・二九八	二・四〇六	同七年	六・三三八	六・一〇一
同二年	二・六九七	二・二一九	同八年	九・一二三	七・八五四
同三年	二・七三五	一・八〇二	同九年	五・九八五	五・七三二
同四年	二・六七八	二・六一五	同十年	六・三七四	六・三二八
同五年	三・〇五一	三・二八二	同十一年	六・一三五	四・六〇〇

之を要するに朝鮮に於ける市場取引高の消長は、生産力及購買力を測定する尺度と云つても過言であるまい。然しながら以上に引用したる市場取引高に關する諸統計は、いづれも屆出高に基いたものである爲め、市場税等の關係上、實際の取引高よりは遙かに少額になつて居るらしく、市場に依りては屆出高に比し賣買高が三倍乃至四倍以上にも達して居るものもある。其簡體としては第一章第四節の市場狀態一覽表に掲げた、各市場の賣上高中其屆出高と實賣買高の差額、並に前掲の市場統計中の賣買高と、第六章及第七章に於ける府、面、警察の調査に係る最近の市場取引高との比較が、之を明白に示して居る。

第四節　市場税

市場に於ける賣買取引に對しては、地方税として市場税を賦課して居るもが多い。其徴收方法は、

第六章「市場の現狀」中に示す如く各地一樣でないが、大體普通市場と月稅市場に大別し得、普通市場は多く市日の當日其賣上高に應じて徵稅員が稅金を徵收し、月稅市場は市場經營者に依託して徵稅せしむる方法である。稅率は賣上高の百分の一のものが大部分を占めて居るが、中には收入金額百分の五を課するものもある。由來此種の課稅は往々にして、稅率高ければ、從つて賣上高を詐ること甚だしく、徵稅の度數繁ければ、自然納稅者の義務觀念を惡化することゝなり、加ふるに徵收に多くの手數と費用とを要し、且つ負擔の公平を期し難きのみならず、陋稅の弊を大ならしむる等、幾多の缺點を伴ふことがあるので、現行市場稅の徵收に就いて地方當局は、相當に苦心して居るのである。試みに最近五箇年間の市場稅收入額、及其道別比較を示して見やう。

市場稅收入額

累年比較

	普通市場				月稅市場				
	市場數	故賣價額（円）	收入金額（円）	稅額（円）	市場數	故賣價額（円）	收入金額（円）	稅額（円）	稅額計（円）
大正七年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　八年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　九年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同　十年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
同十一年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

大正十一年度

京畿道	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	一〇	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
忠清北道	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]
忠清南道	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
全羅北道	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
全羅南道	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
慶尚北道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]
慶尚南道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]
黄海道	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]
平安南道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
平安北道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]
江原道	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]
咸鏡南道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]
咸鏡北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

即ち大正十一年の市場税總額は六十四萬三千圓にして、道別に就いて見ると、慶尚北道の十一萬二千圓第一位を占め、最も少きは忠清北道の二萬四千圓である。

第三章　主要市場

朝鮮に於ける市場の大勢は前述したる如くであるが、以下二三主要地に於ける著名なる市場の現状に就いて記述して見たいと思ふ。古來平壤、大邱、江景の市場は朝鮮の三大市場と稱せられ、いづれも古き沿革を有し、其取引高の多きと規模の大なるを以て知られて居た。近年に至り新市街の發達を來し又は交通機關の變革等により、市場の盛衰消長を見ることゝなりたるも、平壤、大邱の市場の如きは、京城市場と共に依然として盛大を誇つて居るが、江景市場に至りては昔時に比して稍や衰微を來したやうである。

（朝鮮の三大市場とは卽ち南鮮の三大市場を指すものにして、大邱、江景の外に、金泉の市場を加へたものであると云ふ說と、大邱、江景の外に、公州の市場を加へたものであると云ふ說がある。）

第一節　大邱市場

大邱は昔新羅の達句火縣（一名達城）であつたが、景德王の時に改めて大丘と稱し、壽昌郡の領縣とした。其後歷朝制度の改廢によりて、或は縣令を置き、都護府を設け、又は觀察使、郡を置かれたが常に慶尙道に於ける要都として早くから發達して來た土地で、日露戰爭起り京釜鐵道の敷設さるゝや

人口急激に增加し、經濟上有力なる都會となるに至つた。其地勢は京城を距る約七十八里、釜山を距る約二十八里にして、慶尚南北兩道の中央に位し、東方は烏足章鶴の諸嶺迤り、南方は琵琶山を隔てて八助嶺に接し、西方には臥龍山蟠り、北方には八公山迤亘し、沃野此間に介在して平坦なる大邱市街を形成し、新川は市街の東方を北流して居る。大正十一年末現在戶數及人口を見るに、內地人四千二百三十二戶、一萬七千五百十六人、朝鮮人九千百二十八戶、四萬三千四百人、支那人百十三戶、四百八十四人、其他外國人十九戶、四十一人、合計一萬三千四百九十二戶、六萬一千五百一人に達し、附近には慶尚南北道の豐饒なる大農業地を控へ、運輸交通の便拓け、人口の密度高き爲め、從つて百貨輻輳し、商取引亦殷賑を極め、朝鮮の都市中將來最も發達の餘地あるものと稱せられて居る。斯くの如きを以て歷史古き大邱府の市場が、今日其盛況を維持せるは當然にして、殊に其藥令市に至りては他に比類なき特殊のものである。

大邱の市場には、在來の普通市場として最も大なるものに、同府市場町、市場北通、新町に亘る西門市あり、毎月陰曆二、七の日に開市し、之に比して遙かに小なる東門市は同府德山町にあり、毎月陰曆四、九の日に開市し、また有名なる藥令市は同府京町、南城町、東城町、西城町に掛けて、從來は毎年春秋二回催されたるも、現在は冬期一回開市されて居る。この外に魚菜の委託販賣を爲す魚菜

市場は同府元町一丁目に大邱魚菜株式會社の經營を以て毎日開市され、府の公設市場は同府東門町十三番地に設置され、毎日開市して日用品の販賣を爲しつゝある。今試みに大正十一年中に於ける大邱市場の貨物取引高を見るに、左の如くなつて居る。

大正十一年中大邱市場貨物取引高（大邱府調査）

名稱	開市日數	畜産物	水産物	蔬菜物	穀物	其他雜品	合計
西門市場	三六二	四三三、五五五円	四九四、八九五円	二四三、〇〇六円	三九九、九九八円	六八一、五五六円	二、一〇七、四〇一円
東門市場	三六四	一七九、六九五	一一四、一六〇	一六三、〇〇八	七一、七五八	一五三、〇〇〇	五四三、六二一
藥令市	冬期總設一回 每日開市	—	—	—	三六二、一一一	二九、二五七	三九一、三六八
魚菜市場	三五八	一九、七七一	二五三、五六三	—	—	—	二七三、三三四
公設市場	三六〇	八〇、三三一	四八、四四八	一二、八七九	—	一〇、三九七	一五二、〇五五
計		七二一、九六二	九四一、〇六八	四一七、二五五	四一七、五六七	一、二六八、〇〇八	三、五〇八、一二九

即ち一箇年の市場取引高三百五十萬八千餘圓中、西門市場の取引高が二百十萬七千餘圓を占め、之に亞ぐは東門市場の五十四萬三千餘圓、及藥令市の三十九萬一千餘圓にして、毎日開市の魚菜市場及公設市場の取引高が、遙かに其以下なるを見ても、如何に大邱の定例市日の繁昌せるかを窺ふことが出來やう。

普通市場

大邱に於ける在來の普通市場は、西門市（大邱府市場町、市場北通、新町）、及東門市（大邱府德山町）にして、東門市は早晩廢止されて西門市に合併さるゝことになつて居る。この兩市場共府の經營に屬し、西門市は建物として、甲六畳三十六戸、乙四疊六十九戸、路面一萬坪を有し、一千七十二人の出店者に達し、其中常設店舖を持ちて營業せる者十人あり、東門市は路面五千九百坪を日用品の賣買場と爲し、此所に出店する者は六百三十一人に及び、常設店舖を有して營業する者十二人ある。西門市は日用必需品のみならず、生牛の取引をも行ひ、其盛況は釜山鎭、平壤等の牛市には及ばないが相當に有名なるものである。而して大正十一年中に於ける大邱各市場の取引高は前表によりて大體窺ふことが出來るが、大邱府が大正十二年度の市場稅徵收豫算の基礎として計上した各市場の月別賣上推定額は總計百三十萬七千八百九十四圓にして、前年よりは少しく減少して居る。之を内譯すると、西門市百四萬四千百十三圓、東門市十八萬七千五百三十一圓、藥令市七萬六千二百五十圓となり、素より推定額なるを以て實際のことは分らぬが、各月の取引高消長の一班は略ぼ窺ふことが出來る。之に據りて見ると、十一、十二、一月の三箇月間は市場の取引高最も多く、五、六、七月の三箇月間は其賣買額が最も少いことが示されて居る。

大正十二年度市場賣上額推定月別表　（大邱府調査）

月次	西門市 大正十二年度	西門市 大正十一年度	東門市 大正十二年度	東門市 大正十一年度	家令市 大正十二年度	家令市 大正十一年度	合計 大正十二年度	合計 大正十一年度
一月	一二五、〇三三円	一一四、九六六円	二五、六八一円	二三、六八一円	七六、二五〇円	六八、九一六円	三〇六、九六三円	二一四、八〇八円
二月	八二、三三三	八二、三三三	一八、九二二	一八、六三六	—	—	一〇〇、八四四	一〇〇、九四九
三月	一〇四、〇一五	一〇八、三六八	二一、〇一六	一一、三六六	—	—	一二六、〇四一	一一九、六七四
四月	八六、四二七	八六、四二七	九、三〇一	九、三七一	—	七、二二四	九五、七二八	一〇三、一二二
五月	四九、〇九〇	四八、〇九〇	九、二〇六	九、三八六	—	—	五四、二九六	五七、四七六
六月	五二、三九七	六三、三九七	九、八四一	九、八九九	—	—	六二、二三六	七三、二九六
七月	五二、九九八	八三、九九八	一三、九〇〇	一三、五五九	—	—	六六、〇九〇	七六、一一三
八月	七三、一四二	八七、一四二	一五、七一三	一五、七一〇	—	—	八八、八六三	一〇二、八六二
九月	九四、六五〇	九八、六五〇	一六、〇一〇	一六、〇三〇	—	—	一一〇、六六〇	一一四、六七〇
十月	九〇、八五四	九一、八五四	一六、六〇〇	一六、六七二	—	—	一〇七、四五四	一〇八、五一六
十一月	一一七、九〇〇	一二五、九九七	二一、九一三	二〇、〇〇二	—	—	一三九、〇一三	一三六、〇〇六
十二月	一三〇、一三五	一四一、五八六	一九、九〇〇	一五、七〇九	—	—	一三九、六五五	一五七、二九五
計	一、〇四四、二一三	一、一一一、二八八	一八七、五二二	一七九、九七六	七六、二五〇	七六、一四〇	一、三〇七、九八四	一、三六四、七六九
一ヶ月平均	八七、〇〇九	九二、六〇七	一五、六三五	一四、九九八	六、三五四	六、三四五	一〇八、九九一	一一三、七三〇
一年一市平均	一四、五〇一	一五、四三四	二、六〇四	二、四九九	一、〇五九	一、〇五八	—	—

市場の賣上高に對しては地方税として百分の一の市場税を徴收しつゝあるが、大正十二年度の大邱

府の市場稅收入豫算は、西門市一萬四百四十一圓十三錢、東門市千八百七十五圓三十一錢にして、其內譯は卽ち左表の如く、其品種別販賣人員、一市並一箇年の賣上高も大體推定され、市場取引の狀況を簡單明瞭に說明して居る。市場稅徵收に關しては、西門市に監督二人、稅務補助員十三人、雇員六人、東門市に監督二人、補助員十三人、雇員二人を置き、種目別に付各分擔區域を定めて稅金を徵收し、牛市場の稅は鐘城畜產同業組合に委託して徵收せしめて居る。

大正十二年度市場稅收入豫算

西門市

種別	販賣人	平均一市徵收額 一人當徵收額	平均一市徵收額 總徵收額	一箇年市數	合計稅額
穀物	一〇〇人	一五〇	一五〇〇〇	七二	一〇八〇〇〇〇
生牛	八〇	五〇〇	四〇〇〇〇		二八八〇〇〇〇
鳥獸類	二五	三〇	七五〇		五四〇〇〇
猪	一三	七〇	九一〇		六五五二〇
魚類	一〇〇	九〇	九〇〇〇		六四八〇〇〇
鹽類	七	二七	一八九		一三六〇〇
海藻類	二九	五七	一六五三		一一九〇一〇

種別	販賣人	平均一市徵收額 一人當徵收額	平均一市徵收額 總徵收額	一ケ年市數	合計稅額
蔬菜類	三九	二〇	七八〇		五六、一六〇
果實類	一五	一〇	一五〇		一〇、八〇〇
薪炭類	四〇〇	三〇	一二、〇〇〇		八六四、〇〇〇
織物類	五一	一三〇	六、六三〇		四七七、三六〇
綿花類	五	三〇	一五〇		一〇、八〇〇
魚類	二七	一二	三二四		二三、三二八
油類	六	八〇	四八〇		三四、五六〇
金物類	五	五〇	二五〇		一八、〇〇〇
紙類	一五	八〇	一、二〇〇		八六、四〇〇
陶磁器類	一五	三〇	四五〇		三二、四〇〇
雜類	一〇〇	一〇〇	一〇、〇〇〇		七二〇、〇〇〇
酒類	一〇	二〇	二〇〇		一四、四〇〇
煙草類	一〇	三〇	三〇〇		二一、六〇〇
營業店舖	一〇	四、四〇〇	四四、〇〇〇		三、一六八、〇〇〇
計	一、〇七二	五、九四六	一四九、〇一六		一〇、四四一、一一〇

東門市

種別	販賣人	平均一市徵收額 一人當徵收額	平均一市徵收額 總徵收額	一ケ年市數	合計稅額
穀物	八〇	八〇錢	六四円〇〇錢	七二	四、六〇八円〇〇錢

鳥獣類	七一	六	四二六	三〇、六七二
栗類	六	二〇	一二〇	八、六四〇
海藻類	二五	四〇	一、〇〇〇	七二、〇〇〇
蔬菜類	五〇	一三	六五〇	四六、八〇〇
果實類	一〇	六	六〇	四、三二〇
穀物類	三〇	六〇	一、八〇〇	一二九、六〇〇
綿花類	四	一〇	四〇	二、八八〇
薪炭類	二〇〇	三〇	六、〇〇〇	四三二、〇〇〇
魚類	五四	四〇	二、一六〇	一五五、五二〇
糸類	四	三〇	一二〇	八、六四〇
油類	三	五〇	一五〇	一〇、八〇〇
金物類	二	五〇	一〇〇	七、二〇〇
紙類	七	三〇	二一〇	一五、一二〇
陶磁器類	一一	二〇	二二〇	一五、八四〇
雑類	五〇	一〇〇	五、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
酒類	七	三〇	二一〇	一五、一二〇
煙草類	六	三〇	一八〇	一二、九六〇
帽、鞋、唐、飾	一二	一〇〇	一、二〇〇	八六、四〇〇
計	六三一	七四五	二六、〇四六	一、八七五、三二〇

即ち西門市は販賣人一千七十二人、賣上總額百四萬四千餘圓、東門市は販賣人六百三十一人、賣上總額十八萬七千餘圓として市場稅賦課の豫算を立てゝ居る。而して府は市場の使用料として、大正十二年度の豫算では東西市場一般使用料三千百四十六圓四錢、（平均一坪三錢六厘、延べ八萬七千三百九十坪）、魚市場建物使用料一萬五十四圓（甲一箇月五圓、乙三圓五十錢）、牛市場使用料千八百圓（二歲以上一頭八錢二萬頭分、二歲以下一頭四錢五千頭分）を計上して居る。

藥令市

大邱に於ける藥令市は全鮮第一の稱あり、公州、大田、全州に於ても之を開催せることゝあるも多くは微々として振はず、歷史古き大邱の藥令市とは到底比較にならない。大邱藥令市の起源は、今を距る二百六十餘年前、李朝孝宗の時代に、國產を支那に貢上する爲め、各地方の特產品を調査し、春秋二期之を京城へ納めさせることにして居た。其當時既に南鮮地方に於ては多く藥材を產出して居たので、慶尙北道よりは、漢藥、迎日郡の礦石、慶州の玉石等を獻納することゝなり、大邱には觀察使が居たところから、是等の物產は先づ大邱に集められ、其中から優良なるものを選擇して貢獻し、貢獻品の餘剩を以て相互に交換又は賣買するに至つたのが藥令市の始まりである。而して之れが次第に發達して極めて大規模の取引が行はるゝに至り、慶尙北道を始め朝鮮內の特產品のみならず、遠く支那

滿洲及內地よりの藥材が出品取引され、從つて此等の方面より多數の商人が入り込み、各地方へ移出さるゝやうになつたのである。時勢の變遷によりて其取引高にも消長あり、開市日も亦變更され、大正三年に至り從來春秋二回開市したものを秋期一回に改められ、現在では每年十二月一日より翌年一月末日迄開市されて居る。其繁盛期に入るや市場たる大邱府內京町、南城町、東城町街路は往來も困難な程に雜踏し、約百三十戶の常設店舖、及附近の朝鮮宿のみならず、街路をも取引に使用し、藥令市を目當に各地方より來る藥種商人は約三百人と稱せられ、近鄕近在より藥材を賣買に出る鮮人は每市一萬人を下らないと云ふことである。大邱府廳の調査では、大正十一年中の藥令市の取引高は三十九萬一千餘圓となつて居るが、實際の取引高は恐らくそれ以上に上るべく、またこの藥令市に伴ふ人出により家具、雜貨、織物、金屬類等の賣上高も尠からず、鮮人飮食店、旅館等はこれ等の人々によりて非常に賑ひ、藥令市の盛衰は同地方の經濟界に取りて重大なる關係がある。

大邱の藥令市に集まる藥材の產出地、移出地、取引金高、取引人員、藥材別數量を知ることは藥令市研究上頗る興味あることとなるが、今試みに大邱漢藥業組合の調査に係る、大正十一年度の令市狀況及其最近五箇年間の比較を示せば左の通りである。

大正十一年度藥令市狀況　（大邱漢藥業組合調査）

産出地名	人員	取引金高	移出地名	人員	取引金高	藥名及數量
開城	二〇人	三〇、〇〇〇円	朝鮮全部	一、〇〇〇人	二四、〇〇〇円	人參 七、〇〇〇斤
支那	二	一、〇〇〇		一、〇〇〇	一、一〇〇	人參 一〇〇
慶尚北道	二	五〇〇	南鮮各地	四〇	五五〇	人參 五〇
支那	一	一〇、〇〇〇		一〇〇	一〇、〇〇〇	鹿茸 一〇〇
慶尚北道	五	七、五〇〇	朝鮮全部	五〇〇	七、五〇〇	熟地黄 六〇、〇〇〇
咸鏡南道 江原道	七	三、〇〇〇	南鮮各地	一、〇〇〇	四、五〇〇	當歸 三〇、〇〇〇
慶尚南道	六	五、〇〇〇	朝鮮全部	一、〇〇〇	六、五〇〇	川芎 一〇、〇〇〇
咸鏡南道 江原道	九	四、五〇〇	南鮮各地	五〇〇	七、〇〇〇	白芍藥 一五、〇〇〇
慶尚北道	三	三、〇〇〇	朝鮮各地	一、〇〇〇	二、五〇〇	白朮 一〇、〇〇〇
同	三	七〇〇	同	九〇〇	九〇〇	蒼朮 五、〇〇〇
南鮮	四	一、八〇〇	同	七〇〇	三、〇〇〇	牛膝 三、〇〇〇
同	三	三、〇〇〇	南鮮各地	三〇〇	三、五〇〇	山藥 三、〇〇〇
慶尚北道 全羅北道	八	三、〇〇〇	朝鮮各地	九〇〇	三、〇〇〇	山茱萸 四、〇〇〇
全羅南道	九	一五、〇〇〇	同	七〇〇	一九、〇〇〇	牧丹 一五、〇〇〇
南鮮	四	八、〇〇〇	同	八〇〇	一三、〇〇〇	澤瀉 八、〇〇〇
慶尚北道 江原道	三	二、五〇〇	南鮮各地	五〇〇	三、〇〇〇	白伏令 五、〇〇〇

濟州島・鬱陵島	三	一,〇〇〇	同	三〇〇	一,一〇〇	厚朴	五,〇〇〇
江原道・咸鏡南北道	四	九〇〇	同	三〇〇	一,二〇〇	羌活	三,〇〇〇
慶尚南道・咸鏡南北道	三	二,五〇〇	朝鮮全部	八〇〇	二,五〇〇	黄耆	一〇,〇〇〇
咸鏡南北道・平安南北道	三	一,〇〇〇	南鮮各地	四〇〇	一,五〇〇	黄連	一,〇〇〇
慶尚北道	一四	七五〇	朝鮮全部	六〇〇	一,〇〇〇	黄芩	五,〇〇〇
同	五	六〇〇	同	三〇〇	九〇〇	大黄	三,〇〇〇
慶尚北道・全羅南道	三	三,五〇〇	同	二,五〇〇	四,〇〇〇	枸杞子	五,〇〇〇
慶尚北道	一九	一,八〇〇	同	二,〇〇〇	二,五〇〇	柴胡	五,〇〇〇
同	一三	一,五〇〇	同	三〇〇	四〇〇	桔梗	一,〇〇〇
全羅北道・内地	九	三,〇〇〇	同	二,一〇〇	三,六〇〇	乾干	六,〇〇〇
慶尚北道	四	四〇〇	同	三〇〇	六〇〇	連翹	一,〇〇〇
慶尚北道・黄海道	五	一八〇	南鮮各地	四〇〇	二一〇	赤芍薬	一,〇〇〇
江原道	四	四〇〇	南鮮各地	三〇〇	六〇〇	白芷	三,〇〇〇
慶尚北道	三	八〇〇	朝鮮全部	六〇〇	一,〇〇〇	香附子	一〇,〇〇〇
同	四	五〇〇	同	七〇〇	六〇〇	木香	五,〇〇〇
同	五	一五〇	同	三〇〇	三〇〇	玄参	一,〇〇〇

慶尚南北道 咸鏡南北道 江原道	四	一,二〇〇	南鮮各地	七〇五	二,〇〇〇	防風	二,〇〇〇
咸鏡南北道 江原道	五	二〇〇	朝鮮全部	五二〇	五〇〇	獨活	一,〇〇〇
慶尚北道	二	一,八〇〇	同	七五〇	二,〇〇〇	麥門冬	三,〇〇〇
慶尚南道 全羅南道	一	二,〇〇〇	南鮮各地	二〇〇	二,〇〇〇	天門冬	五,〇〇〇
全羅南道	一	六〇〇	朝鮮全部	三〇〇	七〇〇	菅[illegible]根	二,〇〇〇
慶尚北道 忠清北道	九	五〇〇	同	三〇〇	六〇〇	荊芥	五,〇〇〇
慶尚北道	四	四五〇	同	七二〇	五〇〇	蘇葉	三,〇〇〇
全羅南道 慶尚南道	二	二〇〇	同	八〇	一二〇	捻子	一,〇〇〇
同	二	二〇〇	同	一五〇	三〇〇	梔子	一,〇〇〇
支那 慶尚南道	二	一七〇	南鮮各地	一〇〇	二九〇	蓮子	五〇〇
慶尚北道	九	一五〇	同	三〇〇	三〇〇	升麻	一,〇〇〇
咸鏡南道 全羅南道	六	四〇〇	同	三二五	五〇〇	五味子	三,〇〇〇
江原道	六	四〇〇	同	四九〇	九〇〇	山茱肉	二,〇〇〇
慶尚北道	九	四〇〇	朝鮮全部	二〇〇	六〇〇	甘菊	一,〇〇〇
同	二	二〇〇	同	四九〇	三〇〇	金銀花	五〇〇
内地 朝鮮 支那	三	九〇	南鮮各地	一九〇	一〇〇	紅花	一,〇〇〇
慶尚北道	四	四九〇	朝鮮全部	二九〇	二〇〇	木果	三,〇〇〇

慶尚北道 忠清北道	二三	一〇〇	南鮮各地	二〇〇	一五〇	薏苡仁	五〇〇
慶尚北道	二	四五	朝鮮全部	二五〇	六〇	小茴香	三〇〇
南鮮各地	三	六〇	南鮮各地	三五〇	一〇〇	車前子	三〇〇
同	九	四〇	同	一〇〇	一〇〇	兎絲子	一〇〇
黄海道	一〇	七五	同	四〇〇	一〇〇	知母	五〇〇
平安北道 支那	一〇	三〇〇	同	二七〇	九〇〇	遠志	五〇〇
内地 朝鮮 支那	九	四〇〇	同	二五〇	六〇〇	山棗仁	一,〇〇〇
慶尚南道 全羅南道	三	七五	朝鮮各地	二五〇	一〇〇	石菖蒲	五〇〇
忠清南道 鬱陵島	三	一五〇	同	八〇五	二〇〇	前胡	一,〇〇〇
内地	四	六〇〇	南鮮各地	一,二〇〇	七〇〇	陳皮	五,〇〇〇
同	四	四五〇	同	三五一	五五〇	青皮	一,〇〇〇
全羅南道 慶尚北道	二二	二〇〇	同	五一〇	三〇〇	草豆仁	五〇〇
同	三	三五〇	朝鮮全部	六〇〇	一〇〇	枳實	一,〇〇〇
慶尚北道	三	一〇〇	同	九〇〇	一三〇	何首烏	五〇〇
慶尚北道 黄海道	二	一〇〇	南鮮各地	二一〇	一五〇	三稜	五〇〇
朝鮮各地 内地	二五〇	一五,〇〇〇	朝鮮全部	一,〇〇〇	一三,〇〇〇	雑薬	一〇,〇〇〇

支那	一五	五五、〇〇〇	市郡各地	一〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	藥材各種	一五〇、〇〇〇
大正十一年計		二〇〇、四八九円			一六九、八一〇円		三二三、二九〇斤
大正十年計		二八〇、五一〇			三九八、九五〇		四一九、九七〇
大正九年計		二二〇、二三五			一四六、〇九五		四〇五、二一〇
大正八年計		四五八、二八〇			六五八、一九〇		七九八、八六
大正七年計		三四四、九九〇			四九五、一九〇		五五五、五一五

更に各道別によりて大邱藥令市に於ける藥材賣者數、並に買者數、及最近五箇年間に於ける其比較を見るに左表の如くにして、近年其取引高はいづれかと云へば衰退の兆あり、殊に最近に於ては金融の梗塞、財界の不況に加ふるに、全州に於て大正十二年の秋期より新に藥令市を開市したことは、大邱の藥令市に取りて相當の打撃らしく見える。要するに時勢の變遷の結果、漢藥類の需要は次第に減退するの傾向あり、また交通機關の發達により、藥材の如きは其性質上、自然一地方に於ける定期の市場取引は漸次不振になり、この大勢が大邱藥令市の取引上に現はれたものと思はれる。

鮮內藥材賣買者數增減表　（大正十一年度）

所在地名	賣者數	買者數
慶尚南道	一五〇人	二五〇人
慶尚北道	二〇〇	四〇〇

全羅南道	六〇	一〇〇
全羅北道	五〇	一〇〇
慶尚南道	三〇	七〇
慶尚北道	一二〇	七〇
咸鏡南道	一〇	三五
咸鏡北道	二〇	二五
平安南道	一五	三〇
平安北道	一〇	六〇
江原道	二〇	三〇
黄海道	一〇	二五
京畿道	一〇〇	二五〇
大正十一年計	六九五八	一四五八
大正十年計	八〇〇	一五七〇
大正九年計	九五〇	二三八〇
大正八年計	一六九〇	三九八五
大正七年計	一〇二〇	二五五〇

大邱に於ける最近数年間の薬令市取引の状況は、右の説明及統計によりて略ぼ知ることが出来やうと思ふが、漢薬取引の一班を窺ふ為めに大邱薬業組合の規約を掲げて置く。

大邱藥業組合規約

第一條　本組合ハ慶尚北道大邱府及達城郡ニ於ケル漢藥業者ヲ以テ組織ス

第二條　本組合ハ大邱漢藥業者組合ト稱シ事務所ヲ取締方ニ置ク

第三條　本組合ハ組合員ノ親睦ヲ圖リ協同一致業務ノ改善進步發達ヲ計リ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第四條　本組合員ハ其筋ニ提出スル營業關係ノ願届書ニ取締ノ加印ヲ受クルモノトス

第五條　本組合ハ所轄警察署ノ監督ヲ受ケ指示命令事項ヲ組合員ニ傳達シ其實行ヲ期スルモノトス

第六條　本組合員ハ互ニ信用ヲ重スル爲メ營業上賣買取引ニ關シテハ度量衡器ヲ使用スルハ勿論苟モ詐術ヲ用ヒ又ハ他人ヲ傷害スルカ如キ行爲アルヘカラス、一斤ト稱スルハ百六拾匁ニ一定ス

第七條　本組合員ハ藥材ノ腐傷、蟲蝕、贋造等苟シクモ衞生上害トナルヘキモノハ一切賣買陳列セサルモノトス

第八條　本組合員ハ藥材ノ容器、裝製、荷造等ヲ改善シ可成一定ノ標識ヲ付シ或ハ店舖ヲ清潔ニナス等信用ヲ博スル事ニ努ムルモノトス

第九條　前三條ノ實行ヲ期セン爲メ評議員中ヨリ五名ノ檢査員ヲ選定シ組合員ノ營業取引場又ハ貯藏場ニ就テ其實行ヲ檢査セシム本組合組合員ハ檢査員ノ檢査ヲ拒ム事ヲ得ス

第十條　本組合ハ大邱府ニ於ケル令市ノ改善發展ヲ計リ取締方ニ付警察署ノ命令ヲ受ケ之レカ實行ヲ計リ且藥令市其取引狀況ノ調査シ警察署ヘ報告スルモノトス

第十一條　本組合ハ毎年仲市評議員會ニ於テ仲市ノ仲介人ヲ選定シ警察署ヘ認可ヲ受ケ一定ノ章票ヲ與フルモノトス

第十二條　本組合員ハ前項仲市仲介人ノ外他人ノ仲介ニ依リ取引ヲ爲サルモノトス、但シ本組合員ハ仲市仲介人タル事ヲ得ス

第十三條　本組合ハ仲市仲介人ヨリ毎年仲市章票料トシテ金五拾錢ヲ徴收シ組合ノ經費ニ充當スルモノトス

第十四條　仲市仲介人ノ受クル手數料ハ賣買價格百分ノ五（人蔘ニ限リ百分ノ三）トシ賣買者雙方ヨリ受領スルモノトス、但シ仲市仲介人ハ仲市中自己ノ仲介セル藥品數量賣買價格收得手數料額等ヲ帳簿ニ記載シ此ヲ常ニ携帶シ三日毎ニ組合事務所ヘ提出シ役員ノ検印ヲ受クヘキモノトス

第十五條　本組合ハ仲市仲介人カ本規約ニ違反シ又ハ不正行爲アル時ハ評議員會ノ決定ヲ以テ改定シ警察署ノ認可ヲ受クルモノトス

第十六條　本組合ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ二年トシ名譽職トス

一、取締　一人　一、副取締　一人　一、會計　一人　一、評議員　十三人　一、検査員　五人

第十七條　本組合ノ役員ハ總會ニ於テ本組合員ノ無記投票ニ因リ評議員十三人ヲ選擧シ當選シタル評議員ハ取締、副取締、會計、検査員ヲ互選ス選擧ハ得票多キモノヨリ當選者ヲ定ム當選者ハ濫リニ辭退スル事ヲ得ス

第十八條　本組合役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ先ツ評議員ヲ補缺シ役員間ニ於テ互選スルモノトス、但シ補缺就任シタル者ハ他ノ役員ト任期ヲ同フス

第十九條　本組合ノ役員ハ警察署ノ認可ヲ受ケ就任ス其任期滿了又ハ辭任シタルモノハ後任者就任スル迄本組合ノ事務ヲ執ル義務ヲ有ス

第二十條　本組合ノ役員ハ左ノ責務ヲ有ス

取締ハ一、警察署ノ命令指示ヲ組合員ニ傳達スル事、二、組合員其筋ニ提出スル業務關係ノ願屆書ニ捺印スル事、三、組合ヲ代表

シ諸般ノ事務ヲ處理スル事、四、副取締以下役員ヲ指揮監督シ本組合ノ事務ヲ統轄スル事、五、會議ニ於テ議長トナリ議事ヲ整理スル事、六、組合員ノ行爲ヲ監督シ過失ナカラシムル事ヲ期スル事、七、組合員ニシテ本規約ニ違反シ注意ヲ與フルモ肯セザル者アル時ハ警察署ヘ報告スル事

副取締ハ取締ノ補佐シ本組合ノ事務ヲ處理シ取締事故アル時ハ取締ノ責務ヲ代理ス、會計ハ取締ノ指揮ヲ受ケ本組合會計ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル、評議員ハ本組合諸般ノ事務ヲ評議スルモノトス、檢査員ハ取締ノ指示ニ從ヒ前九條ノ職務ヲ行フモノトス

第二十一條　本組合必要ニ應シ事務員ヲ置ク事務員ハ取締之ヲ命シ役員ノ指揮ヲ受ケ本組合一切ノ事務ニ從事スルモノトス、但シ事務員ノ給料ハ一人日給金三十錢以内ニ於テ役員ノ議決ヲ經テ取締ハ此レヲ定ム。

第二十二條　本組合ノ會議ハ左ノ四種トス

一、役員會　一、評議員會　一、通常總會　一、臨時總會

役員會ハ取締、副取締、會計ヲ以テ組織シ隨時必要ニ應シ開催スルモノトス、評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス、通常總會ハ本組合員ヲ以テ組織シ春秋今市期間ニ開催シ組合事務ノ報告、會計、決算ノ報告及豫算ノ決議ヲ爲スモノトス臨時總會ハ本組合員ヲ以テ組織シ臨時必要ニ應シ開催スルモノトス

第二十三條　役員及評議員會ハ取締役召集シ通常總會及臨時總會ハ評議員會ニ於テ期日ヲ議決シ取締之レヲ召集スルモノトス、但シ組合員ニ於テ臨時總會ヲ開催スルノ必要アリトスル時ハ其ノ議案ヲ附シ組合員十人以上ノ賛成ヲ經テ取締ニ請求スルモノトス

第二十四條　會議ハ半數以上ノ出席アルニアラサレハ開催スル事ヲ得ス其事故アルモノハ代理者ヲ出席セシムル事ヲ得、會議ハ多數決トシ可否同數ナル時ハ議長ノ決定ニ從ヒ會議ニシテ役員又ハ組合員一身ノ利害關係ヲ有スル時ハ當該員ハ回避シ參加セザルモノトス

第二十五條　本組合ノ經費ニ充ツル爲メ組合員ハ組合加入ノ際金一圓春秋期各市ノ際ニ金六十錢宛ヲ本組合ニ納入スルモノトス

第二十六條　本組合ノ經費ハ會計ノ名義ヲ以テ銀行又ハ郵便局ニ預入保管シ出納ヲナスモノトス本組合經費ノ剰餘金ハ積立テ本組合ノ基本金トシ利殖スルモノトス剰餘金ヲ積立金ニ繰入ルハ每年決算期ニ於テナシ其保管ハ會計ノ名義ヲ以テ對岳郵便局ニ預入レ置クモノトス

第二十七條　本組合ノ經費ハ左ノ諸費ヲ支辨スルモノトス

一、役員ノ報酬事務員ノ給料　二、事務ニ要スル諸費　三、會市ニ要スル諸費　四、第三十條ノ見舞金　五、其他組合ニ要スル諸費ニシテ總會ノ決議ヲ經タルモノ、但シ春秋二期ニ於ケル經費ノ計算ハ營業者ニ屆出スルモノトス

第二十八條　本組合ニ左ノ帳簿ヲ備付シ常ニ整理ヲ爲シ相違ナキヲ期スルモノトス

一、組合員及役員名簿　二、會計出納簿　三、組合財産目録簿　四、本組合議事録簿　五、會市仲介人名簿　六、會市狀況記録簿

第二十九條　本組合ニ左ノ印章ヲ用ユ

一、慶尚北道大邱藥業者組合之印　二、大邱藥業者組合取締之印　三、大邱藥業者組合會計之印

第三十條　本組合員及本組合員ノ父母死亡シ又ハ組合員不測ノ災害ニ罹リタル時ハ評議員會ノ決議ヲ經テ金五圓ノ範圍内ニ於テ見舞金ヲ寄贈ス、其葬儀ニハ組合員會葬スルモノトス

第三十一條　本組合員ハ本規約ニ違反シタル時ハ過怠金十錢以上金二圓以内ノ金額ヲ評議員會ノ決議ヲ經テ徴收スルモノトス、但シ本徴收金ハ本組合ノ經費ニ充ツルモノトス

第三十二條　本組合規約ハ警務部長ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ施行ス

第三十三條　本組合ノ規約ヲ改正スルノ必要アル時ハ組合員三分ノ二以上出席シタル總會ノ決議ヲ經テ警務部長ノ認可ヲ受ケ施行スルモノトス

第三十四條　本組合ヲ解散セントスル時ハ組合員三分ノ二以上出席シタル總會ノ決議ヲ經テ警務部長ニ屆出テ認可ヲ受ケ之レヲ行フモノトス

第三十五條　本組合ヲ解散セントスル時ハ本組合財產ハ組合員協議ノ上處分スルモノトス

右本規約ニ違反セサル事ヲ誓スル爲メ組合員ハ左ニ署名捺印スルモノトス

大邱藥令市の狀態は左の如くであるが、大邱淡藥同業組合は、藥令市の發展と同業者の救濟のために、大正十二年以來、大邱令市振興期成同盟會なるものを設けて種々企畫運動して居る。而して藥令市振興策としての當面の問題には、淡藥業者に對する金融の便宜を計ること、藥材類の鐵道運賃を輕減すること、府外より來りて出店する者のために家賃を割引し、または旅館の設備を改善すること等の要求が當業者間に起つて居る。

第二節　平壤市場

平壤府は箕君以來の舊都で、歷史上幾多の治亂興廢はあつたけれども、常に西鮮の大都會として重

きを越し、今や其人口は八萬六千五百十七人、朝鮮人六萬六千五百四十九人、外國人八百十三人）に及んで居る。其位置、南京城に五十里、北義州へ五十三里、東元山へ五十二里、西鎮南浦へ十六里、東南は大同江に臨み、北方に大城山を負ひ、農産物の豊饒なる平壤の大沃野を控へて居る上に、附近には石炭及鐵鑛の産出地あり、鐵道及水路の便が良いのみならず、鎮南浦を經て大連、北支那地方、及朝鮮、內地諸港間との航路も開け、海陸交通上最も樞要なる地點を占め、從つて商取引殷賑を極め、亦將來工業地として大に發展すべく期待されて居る。

市場の種類

平壤府は朝鮮最古の都會で、其市場は早くから發達し、大邱、江景の市場と共に古來朝鮮の三大市場と稱せられ、其規模並に取引高は主要なる地位を占めて居たのである。而して平壤府に於ける在來の朝鮮市場は、古くより鍾路街上一帶に於て、毎月陰曆一、六の日を開市日として取引が行はれて居たが、時勢の變遷に依り明治四十一年以來屢々移轉し、一時は新倉里所在の元司倉に移轉して開市して居たこともあるが、大正九年七月公設市場の設置と共に、在來の一、六の日開市の私營市場は廢止せられたのである。この外に日用品の定例日市場としては、上需里所在の上營市場ありて毎月陰曆三、八の日に開市され、路上に於て賣買取引が行はれて居るが、其商況微々として振はず、從來此所

に集まつた賣買者は多く司倉公設市場に吸收されるやうになつた。府當局に於ては上蓄市場に柴薪市を設け、これまで雜然として行はれて居た薪類の取引を便利にせんとする計畫を樹てたのである。平壌府に於ける市場の特色は公設市場の發達にして、毎月六回開市の定例市は、新陽里所在の家畜市場、及前述の上蓄市場のみである。平壌府に於て私營の定例日市場を廢して之を公設市場に改めたことは、時勢の要求に應ずるものと認められるが、司倉公設市場は從來の慣習が殘つて居るためか、陰暦一、六の日は近郷近在よりの出荷並買出人多く、依然として市日の偉觀を呈し、殊に婦人が自ら織つた綿布を携へて來て鬻いで居るのを多く見受ける。

平壌府に於ける公設市場は、新倉里所在の司倉公設市場が最も大なるもので、この外に、壽町所在の壽町公設市場、幸町所在の幸町公設市場の三箇所あるが、今試みに其敷地並に建坪を見るに左の如くなつて居る。

平壌府公設市場敷地及建坪

市場名	位置	設立年月	敷地の坪數	建物の坪數	店舗	共同販賣場	事務所便所
壽町公設市場	平壌府壽町	大正九年四月一日	八〇〇坪	一九〇坪	一三六坪	四一・二坪	一二・五坪
幸町公設市場	平壌府幸町	大正九年十月卅一日	四〇〇	一〇八	七九	二〇・〇	九・五

司倉公設市場	本旗府新倉里	大正九年七月廿二日	二〇七一	一六八	二六八	一五〇	二三〇
計			三二七一	四六四	三五三	七六五	三六〇

また最近に於ける公設市場に出店せる店舗の種類は之を二十三種に區別し、其店舗を各市場別に就いて見ると、蒜町公設市場二十一、華町公設市場十三、司倉公設市場二十四、總計五十八になつて居るが、其内譯は即ち左の通りである。

店舗の種類	蒜町公設市場	華町公設市場	司倉公設市場	計
菓子、茶及賣藥	一	一	—	二
果實及野菜	二	一	二	五
洋物雜貨	一	一	一	三
世帶道具	一	一	一	三
反物	一	一	一	三
玩具	一	—	—	一
吳服太物	一	—	一	二
薪炭	一	一	—	二
穀類	一	一	二	四
餠類	一	—	—	一
朝鮮雜貨	一	—	二	三

海産物	一	丨	三	四
肉類	一	一	三	五
食料雑貨	二	二	一	五
味噌、醤油、漬物漂晒雑豆腐類	二	一	一	四
鮮魚	一	一	丨	二
飲食店	一	一	二	四
豆腐	一	丨	丨	一
土磁器	丨	丨	一	一
金物其他	丨	丨	二	二
川魚	丨	丨	一	一
古物類	丨	丨	一	一
賣薬及化粧品	丨	丨	一	一
計	一三	一二	一四	五八

私設市場としては、新陽里所在の平壤家畜市場、櫻町所在の株式會社平壤魚市場、諸町所在の平壤食料品市場の三市場がある。平壤家畜市場は平壤畜産組合の經營にして開市日は陰暦一、六の日であるが、一箇年間の出場畜牛頭數一萬以上、賣買額七八千に達し、農繁期を前にせる春期に於ける取引最も盛況を極めて居る。畜産組合の取扱ふ畜牛賣買手數料は牛一頭八十錢、犢一頭四十錢で、指定牛商

の仲介料は牛一頭七十錢、犢一頭三十錢、地方税として賣買價格の百分の一の市場税を徴收されるのである。株式會社平壌魚市場は市場規則第一條の三號に依る市場であつて、三大節を除き毎日開市し平壌食糧品市場は市場規則第八條に依る市場で、一箇年六日間を除く外毎日開市する。この兩市場とも株式組織にして、朝鮮第二の都會たる平壌府民を消費者とするだけに、其取引高も尠くないのである。

市場の賣上高

現在に於ける平壌府の市場は、公私設合せて七箇所あるが、大正十一年中の其總賣上高は、農産物二十四萬五千八百八十圓、水産物三十六萬十六圓、織物八萬一千六百八十八圓、畜類六十二萬八千百八圓、其他の雜品二十七萬六千五百五十九圓、總計百五十九萬二千二百五十一圓となつて居るが、實際の賣上高は遙かにそれ以上になつて居ることゝ思はれる。今左に各市場別に就いて其賣上高を示して見やう。

大正十一年中平壌市場賣上高（平壌府調査）

市場名	所在地	經營者	開市回數	一ヶ年賣揚高 農産物	水産物	織物	畜類	其の他の雜品	計	備考
平壌家畜市場	新陽里	平壌畜産組合	七二	一円	一円	一円	六六八、七四二円	一円	六六八、七四二円	市場規則第一條の一號に依る市場にして開市日は毎月一、六、十一、十六、廿一、廿六日なり

100
品八
、
、八
総に
を示
糧品
OE
て約，
壌上
七三

株式會社平壌魚市場	櫻町	株式會社平壌魚市場	三三	二一、二〇〇	三三四、七八〇	—	—	—	三五五、九八〇	[illegible]日とす
平壌上需市場	上需里	平壌府	六六	—	—	—	—	一二、二〇〇	一二、二〇〇	市場規則第一條の一號に依る市場にして開市日は[illegible]日なり
平壌司倉公設市場	新倉里	同	三四四	九一、四三六	一八七、一四四	八一、六六八	八四	八一、四三六	三七〇、三四四	市場規則第一條の一號に依る市場にして[illegible]日を除く外毎日開市す
平壌壽町公設市場	壽町	同	〃	六四、六八六	三六五、七〇〇	—	九四一	四四、五五〇	三六八、四〇四	前同斷
平壌幸町公設市場	幸町	同	〃	二四、六四三	一二一、一七〇	—	三五九	六九、一〇一	一〇四、三五八	前同斷
平壌食糧品市場	壽町	株式會社平壌食糧品市場	三五九	二四〇、三四九	一七、六九一	—	—	—	二五七、九八八	市場規則[illegible]に依る市場にして[illegible]日を除く外毎日開市す
計				四〇三、六八〇	三六〇、〇一六	八一、六六八	三四八、一〇八	一七六、四三五	一、三五四、〇〇一	

また各市場に就いて其月別賣上高を見るに、大體に於て夏より秋に掛けて賣上高少く、冬より春に掛けての賣上高が多いやうであるが、其内譯を示すと左の如くなつて居る。

平壌市場月別賣上高（大正十一年中）

市場名／月次		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
平壌魚菜市場		[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円	[illegible]円
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
平壌上需市場		[illegible]	[illegible]	一〇〇	[illegible]	[illegible]	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	一〇〇	[illegible]	[illegible]	一〇〇	一〇〇	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]

平壌公設市場	水	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	農	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
河岸公設市場	水	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	農	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	穀	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	菓	—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	—	—	—	—	[illegible]
	其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新町公設市場	水	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	農	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	菓	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
本町公設市場	水	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	農	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	菓	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	其他	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
竹林市場	水	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	農	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
合計		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
一市場平均		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	

第三節　江景市場

江景面は廣袤二十里に亘る一望坦々たる江景平野の中に在る忠清南道有數の都邑にして、陸路公州に十里、全州に十一里餘、水路錦江を經て群山港へ二十浬、錦江の支流江景川は弧形の如く蜒蛇屈曲して市中を流れ舟楫の便ある上に、湖南線開通以來鐵道の惠澤をも蒙りて物資の集散愈々頻繁となり商取引殷盛を極め、現在の人口は九千五十四人（內地人一千三百五人、朝鮮人七千五百四十人、支那人二百四人）あり、指定面となつて居る。江景の地たるや元は錦江河畔の蘆荻叢生せる一大濕地に過ぎなかつたのであるが、三百年前金氏初めて此所に居を構へて以來、此邊一帶地味の肥沃なるのみならず、水陸運輸上の便良き爲めに四方より居住する者漸く增加し、自然百貨の取引旺盛となり、其市場は夙に發達して、平壤及大邱の市場と共に朝鮮三大市場の一に數へらるゝに至つたのである。然しながら最近に至りては新市街各地に勃興し、其人口數に於ても商工業上の地位に於ても江景以上のものが多くなり、一箇年の市場賣上高二十萬圓以上のもの全鮮中百三十五箇所を算するやうになり、附近の論山、裡里等の市場に貨物及賣買者を吸集され、且つ常設店舖營業の發達に伴ひて、取引上に影響を受け、最早現在に於ては江景市場は、三大市場としての實は失はれたが、尙往時の盛況を偲ぶに

足るものあり、殊に地理的關係上、朝鮮在來の市場としての特色を最も能く發揮して居ると思ふ。

現在の江景市場は、本町所在の江景上市場及中町所在の江景下市場と、この外に大和町所在の魚菜市場あり、上市場下市場とも陰曆四、九の日に開市し魚菜市場は毎日開市して居るが、下市場の學校組合經營を除けば、いづれも私營に係るものである。今試みに最近の江景市場の取引高を見るに、大正十一年には、普通市場四十二萬八千圓、魚菜市場十五萬八千五百圓、大正十二年には、普通市場五十七萬圓、魚菜市場四十八萬圓に上つて居るが、其内譯は左の通りである。

大正十一年中江景市場賣上高（江景面調査）

種別	農産物		水産物		其他		計	
	大正十一年	大正十二年	大正十一年	大正十二年	大正十一年	大正十二年	大正十一年	大正十二年
江景市場	一八六〇〇円	三五〇〇〇〇円	二四七二五〇円	二二〇〇〇〇円	一六二一五〇円	—円	四二八〇〇〇円	五七〇〇〇〇円
魚菜市場	—	—	一五八五〇〇	四八〇〇〇〇	—	—	一五八五〇〇	四八〇〇〇〇

これによりて見ると、其取引高の大部分を占むるものは水産物にして、この外穀物、雜貨、農産物の取引も亦相當の額に達して居る。江景面に於ては本町、中町兩市場とも之を擴張改善し、附近の土地及家屋を買收し、本町市場千二百坪、中町市場五百坪と爲し、市場地域の擴張と盛土を行ひ、開市日には市場の適當なる場所に假店舖を開店せしむるに便ならしめ、農産物、工産物、織物類、陶器類、

其他雜貨等を取引せしめ之を面直接の管理に移し、使用料として常設店舗一戸一市四十錢、小屋掛店舗一間一市七錢、露店一坪一市三錢を徵收して經常費に充てゝ居る。店舗の種類は、(一)常設店舗としては獸肉店、(二)小屋掛店舗としては笠子店、葉煙草店、雜貨店、衣服店、飲食店、煙管煙竹店、網巾店、(三)露店としては米穀、麪子、綿麻布、農具、水産物、鍋釜、陶器、紙、莚蓆席、菓子、野菜、靴韈、木履、木鉢、綿、金物、果實、障子、木竹、畜産、薪炭、漁具、鑄物、其他の雜貨等の店舗がある。往時交通機關の幼稚なる時代に於ては、錦江の舟運を利用した江景は運輸上至便の地位を占め從つて其市場取引も亦繁昌を極めたのであるが、今日に於ては各地方とも鐵道其他の交通機關が發達し、江景は一の舊市街と化したる觀あり、經濟上に於ても亦從來の如く重要なる地位を有せざるに至つたが、農業都邑として尙將來發達の餘地あり、目下施工中の防水及閘門工事竣工の曉は、交通運輸上便益を得ることゝ信ずる。江景市場は古來朝鮮の三大市場と稱せられたる程であるが、從來牛の取引の行はれないのは不思議とする所で、その代りに畜類の屠殺數は一箇年に牛千二三百頭、豚七八百頭、犬二三百頭、其價額二萬圓內外に及ぶのである。江景面には木浦や大邱などと異りて公設市場の設けなき爲め、在來市場の面目は最も能く維持されて居るが、それでも時勢の變遷と新式商業の發達に伴ひ、定例市日にのみ賣買取引を行ふ市場は、漸次衰微して行くらしき傾向が見える。而してこ

れは獨り江景市場にのみ限られたることでなく、多くの朝鮮市場に於て認むる共通の事實にして、是れ總て市場取引と其管理經營上に改善を計らねばならぬ點であるまいか。

第四節　最近の大市場

交通機關の普及と産業の發達に伴ひ、一方都會地に於ては商店營業の進歩を來しつゝあるも、之と同時に地方に於ける市場の取引高は亦大に增加し、一箇年二十萬圓以上の取引高に達する市場は全鮮到る所に散在し、五十萬圓以上の大市場も約四十を算するに至つた。其結果往時は朝鮮の三大市場として隆盛を誇つて居た江景市場の如きは、遙かに他の大市場に凌駕さるゝこととゝなつたのであるが、地方に依りて市場の盛衰を免れないけれども、交通機關の普及と商店取引の發達の影響を受け、漸次都會地の市場には勢力の消長あるも、尙地方の市場は盛況を維持して居るやうである。今試みに最近に於て年額二十萬圓以上の取引ある著名なる市場を示して見ると左表の如くなつて居る。

年額二十萬圓以上の取引ある市場表（大正十一年調）

道名	市場名	所在地	經營者	開市日數	一箇年賣買高 農産物	水産物	織物	畜類	其他	合計	備考
	南大門市場	京城府南米倉町二八二	朝鮮農業株式會社	三六三	八四四、八〇〇円	三七、六〇〇円	一円	一円	一四〇、八〇〇円	一、〇二三、二〇〇円	市場規則第一條第一號開市毎日

京畿道

東大門市場	同府禮智洞四	廣藏株式會社	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	同
合名會社京城食料品市場	同府旭町一	合名會社京城食料品市場	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同	同第三號
京城魚市場	同府明治町二の八五	守永喜三郎 守永和三郎	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同	同同
京城日の丸水產株式會社	同府旭町二の一〇三	京城日ノ丸水產株式會社	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同	同同
龍山水產株式會社	同府漢江通一三	龍山水產株式會社	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同	同同
明治町公設市場	同府明治町二の一六〇四	京城府	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	同第二號
花園町公設市場	同府花園町一〇七	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	同同
仁川水產株式會社	仁川府支那町五七	仁川水產株式會社	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同	同第三號
平邱市場	楊州郡渼金面三牌里	渼金面	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	一・六日 第一號
邑內市	驪州郡州內面弘門里	州內面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	五・十日 同
長湖院里市	利川郡清美面長湖院里	清美面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	四・九日 同
安城市	安城郡邑內面場基里	邑內面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	二・七日 同
水原城內市	水原郡水原面北水里	水原面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	九日 同
水原城外市	同郡同面山楳里	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	日 同

烏山市	同郡城湖面烏山里	城湖面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 三・八日
蛇川市	同郡[illegible]新川里	[illegible]面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一・六日
[illegible]炭市	[illegible]郡[illegible]町、[illegible]町、[illegible]五ヶ所	松都面	年中	―	―	―	―	[illegible]	[illegible]	同同 [illegible]日
忠清北道										
清州市	清州郡清州面市場町	清州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・七日
永同市	永同郡永同面[illegible]里永同	永同面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 四・九日
槐山市	槐山郡槐山面邑内里槐山	槐山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 三・八日
堤川市	堤川郡堤川面邑部里堤川	堤川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・七日
忠清南道										
邑内市	公州郡公州面本町	金甲淳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一・六日
鳥致院市	燕岐郡鳥致院面鳥致院里	鳥致院面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 四・九日
大田市	大田郡大田面本町	矢切頼治	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一・六日
論山市	論山郡論山面[illegible]里	論山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 三・八日
江景市	同郡江景面	平存富造外二十一名	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 四・九日
恩山市	扶餘郡恩山面恩山里	恩山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一・六日

道	市場名	所在地	開設者								市日
忠清南道	舒川市	舒川郡舒川面舒川里	舒川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	二・七日
忠清南道	新場市	同郡馬山面新場里	馬山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	三・八日
忠清南道	板橋市	同郡東面板橋里	東面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	五・十日
忠清南道	大川市	保寧郡大川面大川里	大川市場組合	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	三・八日
忠清南道	[illegible]市	同郡珍山面金岩里	珍山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	一・六日
忠清南道	青陽市	青陽郡青陽面邑内里	寺田利三郎	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	二・七日
忠清南道	廣川市	洪城郡廣川面[illegible]里	市場組合	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	四・九日
忠清南道	德山市	禮山郡德山面[illegible]里	德山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	五・十日
忠清南道	瑞山市	瑞山郡瑞山面邑内里	朴準用	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	二・七日
忠清南道	温陽市	牙山郡温陽面邑内里	温陽面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	一・六日
忠清南道	天安市	天安郡天安面邑内里	天安面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	三・八日
全羅北道	群山魚市場	群山府内二[illegible]町	群山府	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	毎日午前[illegible]
全羅北道	全州市場	全州郡全州面大和町	全州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二・七日[illegible]
全羅北道	錦山市場	錦山郡錦山面中島里	錦山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	同
全羅北道	南原市場	南原郡南原面川渠里	南原面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	九[illegible]日

全羅北道	金堤市場	金堤郡金堤面堯村里	金堤面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・同 七日
全羅北道	裡里市場	益山郡益山面裡里	益山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 四・同 九日
全羅南道	旭魚市場	木浦府榮町	株式會社旭魚市場	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同 毎日 第三號
全羅南道	邑内市	長興郡長興面	長興面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・七日 第一號
全羅南道	州城市	濟州島濟州面	濟州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同 同
慶尚北道	西門市	大邱府市場北通町、新町	大邱府	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・同 七日
慶尚北道	東門市	同府場山町	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 四・同 九日
慶尚北道	今市	同府南城町、東城町、西城町	同	[illegible]	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	同同 十二月、二月 同 一日
慶尚北道	魚菜市	同府元町一丁目	大邱魚菜株式會社	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同 毎日 第三號
慶尚北道	安溪市	義城郡安溪面…	安溪面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一・六日 第一號
慶尚北道	邑内市	盈德郡盈德面南石洞	盈德面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・同 七日
慶尚北道	邑内市	慶州郡慶州面東部里	慶州面	大[illegible] 小[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 大…日 小…日 同
慶尚北道	永川市	永川郡永川面倉邱洞	永川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・同 七日
慶尚北道	邑内市	星州郡星州面京山洞	星州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同 同

慶尚北道									
金泉市	金泉郡金泉面本町錦町	金泉面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 五・十日
尚州邑市	尚州郡尚州面西町南町里	尚州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・七日
醴泉市	醴泉郡醴泉面本洞市	醴泉面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同 同
慶尚南道									
釜山牛市場	釜山府瓦一洞	釜山府	[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	[illegible] 同同 四・九日
釜山水産株式会社魚市場	同府南濱町	釜山水産株式会社	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible] 同同 毎日 第三號
釜山食品株式会社	同府同町	釜山食品株式会社	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	[illegible] 同 同
馬山市場	馬山府元町石町京町	馬山府	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible] 同同 五・十一日 第一號
邑内市場	晋州郡晋州面大安洞東城洞	晋州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible] 同同 二・七日
密陽市場	密陽郡密陽面内一洞	密陽面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible] 同 同
統営市場	統営郡統営面島町敷町	統営面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible] 同 同
統営魚市場	同郡同面吉野町	釜山水産株式会社	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible] 同同 毎日 第三號
邑内市場	河東郡河東面邑内洞	河東面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible] 同同 二・七日 第一號
邑内市場	居昌郡居昌面上洞下洞川洞	居昌面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible] 同同 一・六日

黄海道	海州市	海州郡海州面南本町	金義鎬	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	同同 常設
	泉野市	同郡據佐面	據佐面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 三・八日
	延安邑市	延白郡延安面	延安面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・七日
	紅峴市	同郡柳谷面	柳谷面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 五・十日
	邑内市	長淵郡長淵面邑内里	長淵面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同 同
	邑内市	安岳郡安岳面	安岳面	[illegible]	一一〇、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・七日
	邑内市	信川郡信川面	信川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一・六日
	城南市	黄州郡黄州面城南里	黄州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一日
	沙里院市	鳳山郡沙里院面沙里院里	沙里院面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 五・十日
	新幕市	瑞興郡來回面	來回面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一・六日
	邑内市	谷山郡谷山面南山里	谷山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同 同
平	平壌家畜市場	平壌府新陽里	平壌畜産組合	[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	同同 [illegible]・六日
	平壌府倉公設市場	同府新倉里	平壌府	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 除一月一日毎日
	平壌府壽町公設市場	同府壽町	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同 同
	平壌株式会社魚菜市場	同府櫻町	株式会社平壌魚菜市場	[illegible]	一一、一〇〇	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同 除三大節第三日曜

安　南

市場名	所在地	経営者								開市日
鎮南浦株式会社水産市場	鎮南浦府	鎮南浦株式会社水産	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同 毎日
龍井里市場	同府龍井里	鎮南浦府	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一・四・七日 第一日曜
順川市場	順川郡順川面上館下倉里	順川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 四・九日
新倉市場	同郡新倉面新倉里	新倉面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 一・六日
北倉市場	玉山郡玉泉面北倉里	玉泉面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同 同
邑内市場	成川郡成川面上部下部里	成川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同 同
邑市場	中和郡中和面樂民里	中和面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 三・八日
中和家畜市場	同	中和畜産組合	[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	同 同
積岐家畜市場	同郡積洞面岐里	同	[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	同同 四・九日
看東市場	同郡看東面看東場里	看東面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 五・十日
鳳陽市場	同郡陽井面鳳陽里	陽井面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・七日
眞池市場	龍岡郡池雲面眞池里	池雲面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 五・十日
岩淀市場	平原郡石岩面岩淀里	石岩面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 二・七日
塩原市場	安州郡安州面清稲里	安州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同 四・九日

道	市場名	所在地	面							市日
道	軍隅市場	价川郡外西面見龍里	外西面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	五・同十日
道	邑市場	徳川郡徳川面邑内北里	徳川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	二・同七日
平安北道	義州市	義州郡義州面東部洞	義州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	第一六日
平安北道	南市	方峴面下城井洞	方峴面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	五・同十日
平安北道	寧邊市	寧邊郡寧邊面東部洞	寧邊面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	二・同七日
平安北道	邑内市	博川郡博川面	博川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	五・同十日
平安北道	邑内市	宣川郡宣川面川北洞	宣川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	三・同八日
平安北道	楊市	龍川郡楊下面市	楊下面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	三・同八日
平安北道	楚山市	楚山郡楚山面城西洞	楚山面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四〇〇	同同	一・同六日
平安北道	江界市	江界郡江界面江界	江界面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	二・同七日
江	江陵邑市	江陵郡江陵面本町、大正町、旭町	江陵面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	二・同七日
江	原州市	原州郡原州面邑内	原州面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	同
江	邑内市	横城郡横城面邑下里	横城面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	一・同六日

江原道	新場垈市	洪川郡洪川面場垈里	洪川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	同
	邑内市	鐵原郡鐵原面官田里	鐵原面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	二・七日
	邑内市	伊川郡伊川面塔里	伊川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	一・六日
	支石市	同郡樂壤面支石里	樂壤面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	四・九日
咸鏡南道	第二號市場	元山府海岸通り	元山水産株式會社	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同	[illegible]
	下市	同府場村洞	元山府	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	[illegible]
	咸興市	咸興郡咸興面	咸興面	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	[illegible]
	富寧市	定平郡春柳面	春柳面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	三・八日
	永興牛市	永興郡洪仁面	洪仁面	[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	同同	一・六日
	永興市	同	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	五・十日
	鎮興市	同郡鎮坪面	鎮坪面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	二・七日
	安邊市	安邊郡鶴城面	鶴城面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	三・八日
	新高山市	同郡衛益面	衛益面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	同・九日
	洪原邑市	洪原郡州翼面	州翼面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	五・十日
	北青市	北青郡北青面	北青面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	三・八日

道	古川市	新興郡東古川面	東古川面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	同
	仲坪市	三水郡三南面	三南面	[illegible]	一八,〇〇〇	[illegible]	六九,〇〇〇	一四三,九六五	八,〇〇〇	[illegible]	同同	二・七日 同
	惠山鎮市	甲山郡普惠面	普惠面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同	同
咸鏡北道	清津魚菜市	清津府北星町	清津府	[illegible]	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	同同	每日第二三號
	花台市	明川郡下加面花台洞	下加面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	四・九日 第一號
	吉州邑市	吉州郡吉城面邑内洞	吉城面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	一・六日 同
	臨溟市	城津郡鶴中面臨溟洞	鶴中面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	二・七日 同
	鏡城市	鏡城郡鏡城面西門外	鏡城面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	同同	五・十日 同
合計				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
全市場取引高				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
全取引に對する歩合				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		

即ち年額二十萬圓以上の取引ある市場の總數は、全鮮千二百三十七箇所の市場中百三十五箇所の多きに達し、其總取引高六千八百二十七萬七百六十七圓を算し、其取引歩合は全部の市場取引に對し六三・一パーセントを占めて居る。

更に年額五十萬圓以上の取引ある大市場の分布を見るに、京城南大門、同東大門、及同魚市場、清州、

論山、江景、馬山面新場、大川、禮山、天安、全州、州城、大邱西門、同東門、金泉、舊馬山、統營、河內面邑內、信川面邑內、沙里院、新幕、平壤家畜、中和面邑內、中和家畜、安州面隱巖、義州面梧木、博川面邑內、宣川面邑內、楊下面楊、江陵邑、橫城面邑內、鐵原面邑內、咸興、永興、北靑、惠山鎭、吉城面吉州邑、諸市の三十八箇所に及んで居る。此內に於て府の所在地の市場は、京城の南大門、東大門、及魚市場、大邱の西門市、及東門市、平壤の家畜市場、馬山の舊馬山市場のみにして、他は皆地方に於ける市場であるが、殊に江陵、永興、天安、新幕、宣川、安州、沙里院、橫城等の如く一般商業の發達せざる地方の市場の方が、其周圍の者に盛に利用せられ、在來市場としての機能を充分に發揮し、從つて巨額の取引高を有して居るのである。

第四章　家畜市場

第一節　家畜市場の現勢

朝鮮に於ては農家一般に牛を飼養し、之を農耕運搬に用ゆるばかりでなく、其生産育成を圖りて賣却し、それによりて金融を爲す慣習が古より行はれて居たので、家畜市場に出場する畜牛數は甚だ多く、一箇年の見込頭數二百三十萬頭以上に達し、其内取引せらるゝものは約六十萬頭を算し、外に豚鷄の出場賣買せらるるものも亦尠からざるに至つた。而して是等賣買に要する資金の中、地方金融組合、東洋畜產興業株式會社、銀行、又は牛契等より一時融通を受けるもの約七百五十萬圓に上り、就中地方金融組合より購牛資金として借受ける額は六十萬圓を超ゆる見込である。

大正十一年十月末の調査に依ると、家畜市場の總數は七百六十四箇所で、大正七年十二月調査の時に較べ百九箇所を增加した。市場數の最も多いのは慶尙北道の百一箇所、最も少いのは咸鏡北道の三十八箇所にして、咸鏡北道に於ては市場數の少いために、市場外に於ける賣買は本調査以外多數に上るものと思はれる。市場に集散する家畜數に就いて見るに、牛は慶尙北道の三十六萬三千頭を最多とし、慶尙南道の二十八萬頭之に亞ぎ、咸鏡北道の七萬六千頭を最少とする。豚にありては慶尙北道、

黄海道、全羅南道の四萬八千頭最も多く、慶尙南道、平安北道之に亞いでゐる。而して出場頭數中賣買せらるゝものは、牛は約四割、豚鷄は殆と全部取引される、市場の經營者を區別して見ると面で行つてゐるものは七百三十一箇所、府五箇所、畜産組合十五箇所、個人十三箇所である。又家畜市場の入場料は地方に依りて一樣でないが、牛は三錢乃至五錢、豚三錢、鷄五厘が普通である。賣買の仲介は多く畜産組合之に當り、仲介從事者をして之を行はしめて居るが、其從事者は一市場平均七、八名にして、仲介料は大抵賣買價格の三分位を徵收することになつて居る。

家畜市場表（大正十一年十月調）

道名	市場數	經營者	仲介者	仲介從事者	一ヶ年出場見込頭數 牛	豚	鷄	一ヶ年賣買見込頭數 牛	豚	鷄	入場料	仲介料
京畿	六〇	面	畜産組合 個人	四四	三六、一〇〇	三四〇	一九、六〇〇	三五、七〇〇	三〇	一六、二〇〇	成牛五錢 犢牛三錢	賣買價格百分ノ五
忠北	三三	面	畜産組合	六二	九九、四〇六	—	—	三〇、〇〇九	—	—	二錢乃至五錢	成牛一〇〇 犢牛五〇
忠南	三五	個人 面	同	三五四	三四、八七八	一四、三〇〇	六三、八〇〇	三九、〇六九	三〇、〇二〇	一五、三二〇	二錢乃至十錢	賣買價格百分ノ三
全北	三三	面	同	三二三	七一、六〇四	三三、七六五	三五、九二〇	一九、四四八	一〇、三五一	四〇、八五一	十錢	同
全南	六六	面	同 個人	八四六	一二六、九九九	四八、五〇〇	一一七、〇二〇	一六、九九六	二〇、九六一	九二、七〇〇	十錢乃至二十錢	成牛一〇〇 犢牛五〇
慶北	一〇二	面 府	同	一〇九四	一六六、九九六	四八、一〇〇	一九八、三二五	八四、三二二	四〇、九九九	一三九、七〇〇	一錢乃至五錢	賣買價格百分ノ三

慶南	[illegible]	面、府、組合 畜産組合	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	十銭乃至[illegible]	同
黄海	[illegible]	面 同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]銭乃至三十銭	一圓乃至二圓
平南	[illegible]	府、面、組合 個人 畜産組合	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]銭乃至[illegible]銭	七[illegible]
平北	[illegible]	面 畜産組合	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二銭乃至十銭	[illegible]
江原	[illegible]	面 同	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	二銭乃至五銭	売買價格ノ百分ノ[illegible]
咸南	[illegible]	面、府 個人	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一銭乃至八銭	一頭乃至二[illegible]
咸北	[illegible]	面 畜産組合	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]銭乃至[illegible]銭	[illegible]
計	[illegible]	面、府、組合、個人	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一[illegible]乃至[illegible]	[illegible]
大正七年十二月調	[illegible]	面、府、組合	?	[illegible]	?	?	?	?	?	一銭乃至[illegible]銭	[illegible]
増減(△)	[illegible]	面、府、組合、個人	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	十[illegible]銭	[illegible]

、1 至二]年 北 、 二级 10 二、 二

備考　大正七年十二月調査中ア印は未調査である。

更に最も集散頭數多き家畜市場を見るに、牛にありては一箇年二萬頭以上のもの水原、大邱、釜川終馬、江界、北坪、北青、端川郡邑內、吉州の九箇所に及び、一萬五千頭以上のもの平邱、安州、楮木、泰川、鐵原の五箇所あり、これ等は牛市場として最も著名なものであるが、この外に一萬頭以上のもの二十三箇所、五千頭以上のもの九十五箇所を算し、生牛取引の盛況を示して居る。今試みに生牛の集散頭數に依りて主要なる家畜市場を分類すると左の通りである。

最も集散頭數多き家畜市場（牛）

道別	二萬頭以上	一萬五千頭以上	一萬頭以上	五千頭以上	計
京畿	水原郡 水原	楊州郡 平邱	坡州郡 奉日川、開城郡 中川場	廣州郡 松坡、龍仁郡 白岩、抱川郡 下松隅、利川郡 邑內、安城郡 邑內、富川郡 [illegible]、楊州郡 議政府、楊平郡 [illegible]、抱川郡 [illegible]、利川郡 長湖院、振威郡 平澤	一五
忠北			清州郡 清州、報恩郡 報恩	沃川郡 沃川、鎭川郡 鎭川、永同郡 永同、槐山郡 槐山	六
忠南			天安郡 天安	公州郡 公州、大田郡 大田、禮山郡 禮山、牙山郡 邑內、燕岐郡 鳥致院、論山郡 論山、禮山郡 大興、天安郡 並川	九
全北				全州郡 全州、淳昌郡 淳昌、錦山郡 錦山、益山郡 裡里	四

道	郡・府	市場
全羅南	[illegible]	[illegible]
慶尚北	大邱府	大邱
慶尚北	[illegible]	[illegible]
慶尚南	釜山府	釜山
慶尚南	河東郡	河東
慶尚南	密陽郡	密陽
慶尚南	[illegible]	[illegible]
黄海	[illegible]	[illegible]
平安南	安州郡	安州
平安南	平壌府	平壌
平安南	[illegible]	[illegible]
平安北	[illegible]	[illegible]
江原	江陵郡	北坪
江原	鐵原郡	鐵原
江原	平康郡	平康
江原	洪川郡	洪川
江原	江陵郡	江陵
江原	[illegible]	[illegible]

江原	平安北	平安南	黄海	慶尚南	慶尚北	全羅南
一二	一四	一三	七	九	一四	六

咸南	北青郡北青、端川郡邑內	咸興郡咸興、永興郡洪仁、甲山郡惠山鎭	元山府上市、利原郡利原	洪原郡[illegible]、三水郡[illegible]	九
咸北	吉州郡吉州		鏡城郡[illegible]、城津郡臨溟	鏡城郡[illegible]	四
計	六	九	一五	五七	三三

また家畜市場中豚鷄の集散高の最も多きものを擧げると、左表の如く、豚にありては一箇年二千頭以上のもの十四箇所、一千頭以上のもの八十四箇所あり、鷄にありては一萬羽以上のもの十一箇所、五千羽以上のもの三十三箇所に及び、豚鷄の取引も亦年々侮からざる額に達して居ることが窺はれる。

最も集散頭數多き家畜市場（豚鷄）

道別	豚 二千頭以上	豚 一千頭以上	豚 計	鷄 一萬羽以上	鷄 五千羽以上	鷄 計
京畿	—		—	南大門、東大門、米倉町、仁川	水原	五
忠南	—	天安郡天安、洪城郡廣川、同龍川	三	大田郡大田	—	一
全北	錦山郡[illegible]里	錦山郡錦山、任實郡獒樹、井邑郡黃登、同砂山、任實郡任實、井邑郡新泰仁、同金馬、同瓦里	九	—	—	—
全南	光州郡光州、同松汀	光州郡[illegible]、順天郡順天、和順郡和順、長興郡長興、海南郡松旨、潭陽郡潭陽、和順郡綾川、同石谷、海南郡海南、同七日市	一七	長城郡月坪	光州郡光州、順天郡[illegible]、長城郡[illegible]、同松汀、長興郡長興、同坪山	七

	慶北	慶南	黄海	平南	平北
	大邱府 大邱 金泉郡 金泉 同 知禮	山淸郡 生林 同 於外 居昌郡 邑內	鳳山郡 沙里院 瑞興郡 [illegible]	—	義州郡 義州 寧邊郡 寧邊 博川郡 博川
同 [illegible] 長湍郡 [illegible]	達城郡 [illegible] [illegible]	[illegible]	[illegible]	平壤府 平壤 中和郡 中和	[illegible]
[illegible]	醴泉郡 醴泉 [illegible]	[illegible]	[illegible]	順川郡 順川	[illegible]
	三	六	元	二	四
	大邱府 大邱 金泉郡 金泉 尙州郡 尙州		海州郡 [illegible]	—	—
	[illegible]	[illegible]	[illegible]		義州郡 [illegible]
	[illegible]		[illegible]		[illegible]
	九		一七		二

咸南	一	元山府下市場 高原郡德池 高原郡邑内 甲山郡恵山鎮	四	一		一	一
咸北	一	鏡城郡鏡城	一	一	鏡城郡鏡城		一
計	一四		八四	九八	二	三	四

第二節　家畜取引狀況

生牛の取引

朝鮮に於ける牛は役牛として重要なるのみならず、近年其輸移出も非常に盛んになつて來た。而して其牛市場は古來大に發達し、之が賣買は極めて自由にして、農家の金融上最も便利なために牛の賣買は極めて盛大で、其取引は普通牛市場にて行はれる。牛市場は一般の市場と共に古から開設せられ、月六回稀には二市交番に月三回づゝ開市する處もある。各地の市場は通路の順序に從ひ、順次に開催さるゝのを例とされて居る。而して牛を賣らんと欲する農民は市日を俟つて市場に牽き出し、買はむとする者亦此に集りて賣買し、牛商は順次轉々市場を巡つて之を商ふ。從來市場には居間と稱する仲介人が居て賣買兩者の間を斡旋し、居間の數は市場の大小、土地の習慣に依つて、少きは數名より、多きは數十名に上る處もある。各居間は專業的に從事する者もあり、又農商業者にして傍ら之を營む者もある。賣買方法は總て居間の仲介によつて相互の商量に任じ、糶賣の習慣は未だない。從つて其

間に於て、居間は利を恣にする弊害がある。大正三年市場規則の發布以來は、市場の經營者は地方公共團體に限られ、畜産組合には特に市場に於て賣買仲介を爲すことを認められ、漸次之が實行を見て居る。朝鮮に於ける家畜市場の取引狀況は頗る盛大にして、地方經濟上輕視すべからざるものであるが、普通市場と同樣に家畜の賣買に對しても市場税として賣買價格の百分の一を徴收し、外に畜産組合に於て仲介するものは、其の手數料も亦概ね同額を徴收し、地方及組合に取つては何れも主要なる財源の一となつて居る。

豚の取引

京畿道　本道管内にては豚市場なく、一般市場にても取引するもの稀で、多くは屠肉營業者又は飲食店營業者等の需要者と飼養者との間に於て直接に賣買し、又は立廻商人が買纏め、或は直接搬出する。價格は生後一箇年のものにして、在來種十二三圓、改良種三十圓内外である。改良豚の取引は主に畜産組合に於て之が賣買を斡旋して居る。

忠淸北道　市場附近の者は市場に於て賣買するを普通とするも、多くは仔豚であつて成豚は需要者自ら各部落を巡廻して直接購入する。大正九年中の平均價格は仔豚一圓七錢、成豚六圓三十八錢であつて、取引數は一萬八千五百十一頭、其價額は六萬五千九百十五圓である。

忠淸南道　普通市場に於て賣買者相互に取引するは多く仔豚で、成豚は農村に於て賣買される。

全羅北道　特に定まりたる取引先なく、仔豚の多くは市場に於て取引される。成豚は需要者の買出に來るものを待つて取引される。市場に在りての取引は、賣買者雙方直接又は仲介人の斡旋に依る。仲介料は一頭に付十錢乃至三十錢を賣主より支拂ふ。

全羅南道　市場に於ける取引は仲介者に依る、多くは仔豚であつて、成豚は仲介者を介し自宅で取引を行ふ。仲介料は價格の百分の一、又は一頭十錢乃至三十錢、若くは幼豚二十錢、成豚四十錢、或は豚を大中小に區分し十錢乃至五十錢位として居る。

慶尙北道　取引の方法は生産地に於てするものと、市場の一部に於て仲介人の手を經て取引するものとあるが、多くは市場にて行ふ。但し管内金泉郡には特に豚市場の設ありて豚の取引をする。

慶尙南道　賣買の方法は各生産部落に於てするものと、市場に於てするものとありて、市場に於けるものは市場の一部に豚の賣買區域を設けて居る。手數料は每頭十錢乃至十五錢、市場敷地使用料二錢である。價格は大豚六圓、中豚四圓、小豚二圓、仔豚一圓内外で取引する。

黄海道　成豚は飼養地にて、仔豚は市場にて各取引される。市場にては一日普通五六十頭より百五十頭内外賣買せられる。價格は生後二箇月位で在來種三、四圓、改良種六、七圓位である。

平安南道　主として自宅賣買であつて、都會地に於ては豚專門の商人ありて買出を行ふ。平壤では豚の朝市ありて畜産組合市場に於て取引される。價格は生後二箇月位のもの在來種三、四圓、雜種五、六圓、バークシャ種七、八圓である。

平安北道　本道に於ける取引賣買狀況は鐵道沿線部、中央部、奧地部の三部に區分し、鐵道沿線部に於ては多く市場で行はれ、中央部は自家用及鐵道沿線地方に搬出される。搬出せらるゝものは十頭二十頭を纏めて取引し、奧地部は自家用として仔豚の取引殷盛である。而して三者共一般に取引されるのは仔豚であつて、成豚は多く鄉間に於て行はれる。

江原道　豚市場又は直接需要者が農家に至りて購入するものが多い。其賣買の仲介は、石油雜貨等の行商人が、農家より購ひて他に之を鬻ぐものである。

咸鏡南道　本道に於ける取引狀況は、平地帶地方は普通市場に於て仔豚を搬出し來り、賣買者相互に取引をする。價格は生後二箇月位にして在來種二圓乃至五圓、雜種五圓乃至十五圓、當歲牝在來種一回雜種二十五圓、牡在來種十二圓、雜種二十圓である。一般農家に於ては需要者が直接に飼養者を訪れて取引し、其價格は體量一貫目に付一圓五十錢位である。

咸鏡北道　成豚は市場で取引しないが、仔豚は地方によりて市場に搬出して取引される。一般に賣

買者相互に直接取引し、價格は一歳にして雜種十五圓乃至二十圓位、在來種七圓乃至九圓、仔豚は雜種四圓、在來種一圓五十錢位である。

鷄及鷄卵の取引

京畿道　自家用を除くの外は、物々交換、及金錢賣、或は自己又は仲介人に依り、郡部市場、又は京城及仁川等の都會市場に蒐集せられ取引さるゝも、水原、高陽、富川郡等の如き多産地若くは都會に接近せる地方にては、郡部市場を經ず、直接都會市場に輸送せられる。殊に富川郡、仁川府等にありては、新鮮なる改良種卵を蒐集し、隔日に京城に輸送し、料理店、飲食店、喫茶店等にて消費せられて居る。今試みに鷄及鷄卵の取引經路と、賣買價格を示せば左の如くである。

種類	生産者販賣價格	仲買人販賣價格	郡部市場取引價格	仲買人販賣價格	都邑市場價格	小賣店價格	備考
鷄	.七〇圓	.八〇圓	.八五圓	.九五圓	一.一〇圓	一.二〇圓	在來鷄
在來種卵	.二四	.二六	.二八	.三二	.三九	.四五	各十個に付
改良種卵	.二七	.三一	.三三	.三七	.四四	.五〇	各十個に付

忠淸北道　主として最寄市場に於て取引せられ、鷄は一羽、鷄卵は十個を一包としたるものを單位として價格を定め、物々交換をなすものあるも極めて稀である。

忠清南道　市場に於て賣買主相互に取引するを普通とするも、また一部の商人に依り地方農家に於て、賣買せられて居るものもある。

全羅北道　生産者が直接附近市場にて取引するものと、行商人の手を經て取引さるゝものとある。近時下關地方より商人が入込み、各市場に於て買入蒐集の上移出するものがある。山間部は主として行商人に依り、全州、群山、大田、光州、木浦、裡里、其他の都邑へ仕向け取引される。

全羅南道　市場取引を普通とし、生産者又は仲買人に於て市場に搬出し、仲買人又は需要者と直接取引せられ、或は市場より小賣商人購入の上需要者に販賣する。

慶尚北道　市場に於て取引するもの最も多く、農家自ら或は行商人が各戸に就いて買出し仲買人が買集め、店舗に卸又は小賣を爲し、又内地商人の手に依り、或は養鷄家に依り釜山、内地等と直接取引されるものもある。

慶尚南道　生産者直接市場に搬入し、需要者と直接取引を爲し、稀に各市場間を行商する仲買人の手にて都邑に販出せらるが、近時行商人増加し、市場に限らず各部落に入込み買出をなし、殊に鷄卵は燐寸、石油等と物々交換が行はれる。今其取引價格を示すと左の如くである。

鷄	改良種	一円五〇―二円〇〇
鷄卵	改良種	二〇―二五

雑種	一・〇〇―一・五〇	雑種	二・五―四
在来種	・八〇―一・二〇	在来種	二―三

黄海道　生産者自ら市場に搬出し取引するを常とするも、近來仲買人増加し生産地を巡廻蒐集し、最寄市場にて取引し、又都會地に行商し、或は道外に移出する。其の取引價格は地方と時季とに依り一定してゐないが、成鷄一羽六十錢乃至一圓、鷄卵十個二十五錢乃至三十錢。商人は成鷄一羽に付十錢乃至二十錢、鷄卵十個に付五錢の利を得て居るやうである。

平安南道　生産者自ら市場に搬出し、直接需要者と取引するを常とするも、仲買人ありて各戸生産者より買集め上都市に賣却するものもある。鷄は春季に孵化したものは八月頃から賣り初め翌十二月末頃迄には種鷄を除く外殆ど賣拂つてしまう習慣がある。故に九、十月頃は各地の市場共鷄の出場が多い。大小に依り取引し斤量賣買は未だ行はれて居ない。

平安北道　（イ）支那との取引　本道に於ける支那鷄及支那卵の需要は鴨綠江沿岸及鐵道沿線諸郡の一部より支那商人の手に依り搬入せらるゝを普通とする。大正九年中に於ける輸入鷄は五千七百餘羽、鷄卵一萬一千餘顆の多きに達した。（ロ）南鮮方面との取引　京城、平壤、其他南鮮方面の商人は鐵道沿線地方の市場に入り込み蒐集或は商人より買入れ、鷄卵は石油箱に五百顆、鷄は生後五、六箇

月のものを二十羽乃至三十羽を萩製籠に入れ輸送する。大正九年中に於て取引された鷄は、九千九百餘羽、鷄卵は八萬九千六百餘顆に上つた。（ハ）陸路平南方面との取引　本道へ他道より搬入されるものはない。新安州、安州より入込み、商人及該地方を中心とする鷄及鷄卵の集散地に向け寧邊、博川、定州、熙川地方より搬出せられる。其數每年一萬九千餘羽、鷄卵十三萬顆内外に及ぶ。（ニ）地方に於ける取引　地方に於ける取引は開市日に各生産者鷄五羽、鷄卵一〇－五〇顆を搬入賣買する。七八月頃は最も取引多く鷄五十八萬羽、鷄卵一千萬顆、市場に於てのみ取引される鷄は五萬三千羽、價額三萬二千圓、一羽平均六十錢を示して居る。

江原道　農家市場に搬出し、又は行商人の手に依り市場にて取引される。行商人は石油、雜貨と鷄、鷄卵とを交換し、都會地又は他道に移出する。

咸鏡南道　鷄　(1) 農家の婦女が每市日に於て一、二羽宛需要者と直接取引し、(2) 仲買人が部落を巡廻し又は市日に買集め、肉商や問屋又は需要者に販賣し、(3) 市場出廻りは春の産卵前及春孵化せる鷄の成育したる時期及冬期に多い。鷄卵 (1) 農婦が每市日に數個乃至二、三十個持參し取引す、(2) 都邑の商家店員を派し買集め、又は綿絲、燐寸、染料と交換する、(3) 都邑市場に於て仲買人每市日に蒐集する。

咸鏡北道　市場の設けある地方にては婦人が之を携へ行きて取引するも、其設けなき地方にては居宅に於て取引し、主要都市附近にては鷄商人により取引される。鷄の取引價格は改良鷄一圓五十錢乃至二圓、在來鷄一圓內外、卵は改良卵一顆二錢より五錢まで、在來卵一錢二、三厘乃至三錢である。

第三節　家畜賣買と金融

朝鮮に於ける畜牛の賣買は甚だ盛大にして、家畜市場に於ける一箇年の賣買高約六十萬頭に達し、隨つて之に要する資金も莫大である。是等は大部分現金にて取引されるが、金融機關に依つて融通を受くるものも亦少くない。而して其の金融機關中、最も多く利用せらるゝのは地方金融組合である。本組合で每年畜牛購入資金として農民に貸附くる額は約六百二十萬圓であつて、利率は大抵信用貸の場合は日步五錢、擔保貸のときは日步四錢五厘位にして、期間は半箇年乃至一箇年とし、期限に至り返濟しないときは切替繼續するのである。

次は東洋興業畜産株式會社であるが、本會社は朝鮮に於ける畜産興業の目的を以て設立されたもので、各種事業の外に購牛資金の貸付も行ふのである。而して其利率は年一割にして、連帶保證に依り、大抵五箇年以內の均等年賦にて償還せしめることにしてあるが、現在本會社の貸附金額は約二十

萬圓に上つて居る。

其の次は牛契に依る金融で、この方法は古くより行はるゝものである。牛契とは畜牛を購入する資力無き者が相集り、零細なる醵金を集め抽籤に依り契員全員に購入するを得せしめる方法であつて、現在其數一千四百餘、毎年の醵金額約三十萬圓を算し其購入頭數七千頭に達して居る。

以上の外に、地主、金貸業者、又は畜產組合、殖產銀行等より、適宜畜牛購入資金の貸附を受く者もある。これ等の利子は高きは月六、七步で、總額約七十萬圓を超過して居る。各道別の購牛資金融通狀況、家畜市場に於ける金融狀況、農家金融上畜牛の利用狀況を知るに便するため、左に一覽表を示して見やう。以下三表は大正十一年十月道畜產技術員會同に於ける答申中より拔萃したものである。

(一) 購牛資金融通の狀況

區分 道別	融通金額 地方金融組合	融通金額 東洋畜產合社	融通金額 其他	融通金額 計	購入頭數 地方金融組合	購入頭數 東洋畜產合社	購入頭數 其他	購入頭數 計	利率及償還方法
	円	円	円	円	頭	頭	頭	頭	
京畿道	六七五、九〇〇	六六、〇〇〇	—	七四一、九〇〇	?	?	?	八、〇〇〇	金融組合に於ては多く信用貸とす、[illegible]

忠清北道	忠清南道	全羅北道
[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

平安南道	黄海道	慶尚南道	慶尚北道	全羅南道
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四〇〇、〇〇〇
三一、〇〇〇	—	?	—	—
—	—	?	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二〇〇	—	?	—	—
—	—	?	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

道								
平安北道	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
江原道	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
咸鏡南道	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]
咸鏡北道	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
合計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

(二) 家畜市場に於ける金融状況

道名	金融の便ある市場數	金融業者の種類	金融業者の種類	融通額	同上に依る賣買牛見込數
京畿道	二	金貸業者	二八	一二四、四四二円	二、二三八頭
忠清北道	三	客主 飲食店 其他	二五	一〇、六〇〇	?
忠清南道	一五	金貸業者	三六	四三、七〇〇	一、四四二
全羅北道	該當事項なし				
全羅南道	七	金貸業者と稱すへき程度のものに非す	七六	二〇、四七八	五、〇〇〇

利率及償還方法

利子は月五、六步又は市日貸は五日間に一步とす

(一)大抵信用貸にして

普通は貸人の進借とし利率は月三步乃至五步にして期間は一、二月とす

(二)市日貸は百圓に付一圓を普通とするも貸利從金折半又は四分六分の分配法あり

(三)獸肉販賣者は飲食店より屠肉を市價に比して一割乃至二割安に提供し又は一方牛皮の提供を約する者あり其の利子は月二、三步とす

借受人は多く鮮人の屠役業者にして貸付方法は抵當あり信用貸付保證又は牛皮を的に無期貸付のものあり利子は月四、五步を普通とす

多く信用貸にして期間は市日貸にして稀に長期のものあるも六ヶ月を出てす利子は月五步乃至一割二步にして最短期のものは日步百圓に付五十錢に及ふものあり償還は概ね良好なり

道						
慶尚北道	二	金貸業者と稱すべき程度のものにて非者とす	一五	一五、〇〇〇	?	多くは信用貸にして一口四、五十圓より多くは、五百圓とす期間は契市日迄より長きは二、三ヶ月のものあり其返期のものは抵當を設定す利子は月三歩乃至七歩にして普通は五歩位なり
慶尚南道	?	金貸業者	一市場に付一二名	一人に付二〇〇圓乃至五、〇〇〇圓	?	金融組合設立せられたる市場に於ける金融組合の貸付は漸次低減せられたる傾向あり擔保貸付は月一ヶ月乃至六ヶ月とし利子は月三分乃至五分とし又定期拂とし利子一ヶ月三分乃至五分とす
黄海道	一九	金貸業者牛皮買者	九六七	一五〇、五〇〇	?	金貸業者は普通六ヶ月乃至一ヶ年利子は二歩乃至六歩又は牛皮買者は一貫に付無利子にて牛皮の買收をなすの契約なりとす
平安南道	八	金貸業者貸賃仲介業者飲食店	一〇	二一、〇〇〇	?	多くは無擔保市日貸とす利子は其の期間一歩二十錢とす
平安北道	?	地方資産家	?	?	?	牛買收賣者は大抵八、九月頃牛の價格を見込み利益分配の方法にて資本を貸與す特に三百圓乃至五百圓の金額を融通する者なし
江原道	一〇	農業金貸業者	一六	一〇八、〇〇〇	?	總て信用貸にして期間は一ヶ月乃至一ヶ年にして利子は市日六歩とし一時貸は一ヶ月一歩六歩とす
咸鏡南道	七	資産家客主雜貨商	四〇	五九、一〇〇	?	擔保貸又は信用貸にして一口最高五百圓とす期間は市日又は二市日長きは六ヶ月乃至一ヶ年のものあり、利率は月三歩乃至六歩を普通とし咸興市に於ては年三割とす
咸鏡北道	該當事項なし					

（三）農家金融上畜牛の利用狀況

道名＼區分	利用の最も多き時期	利用 頭數	利用 見込價額	賃貸持頭數	利用歩合	備考
京畿道	春食糧補給期十二、一、二、三月 農閑期の畜牛交換時期八、九、十月	一六、〇〇〇頭	七〇〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇頭	二〇%	
忠清北道	八、九、十一、十二月	八、六〇〇	?	二八、七六六	三〇	賃貸頭數一頭當及債賃貸一頭當は差額の使用上不便よりて賃貸するものなり
忠清南道	陰曆盆前及舊正月前兩十日間	一六、三七八	?	三九、二一一	四二	
全羅北道	七月下旬より九月下旬迄最も多く十二月下旬より一月下旬其に亞く	六、一九〇	?	?	二八	
全羅南道	秋期八九月頃に陰曆盆前	二一、〇〇〇	?	三〇、〇〇〇	七〇	飼養牛乃多なるため不要牛なく濟みもの二割五分借牛判約五分何等困難に對する其價額
慶尚北道	陰曆十二、七月	東部 一四、〇二〇 北部 一一、三二〇	一二七、〇〇〇 ?	二、八六六 ?	四九 ?	
慶尚南道	舊正月及盆前	一二、九九四	?	五八、七一三	三三	
黄海道	八、十一、十二月	二八、三〇〇	?	?	六〇	
平安南道	毎年十一月より翌年二、三月迄飼料不足なると貸入金償還の期に際するとに依り利用せらる	一〇、四〇〇	?	?	二〇	
平安北道	十、十一、十二月	一一、〇〇〇	?	二九、五〇〇	二七	
江原道	舊盆及正月前	一六、〇〇〇	?	?	二〇	

咸鏡南道	春耕秋收期以前二、八、十一、十二月の農閑期	九、一九	?	二〇、〇〇〇	二〇
咸鏡北道	貸借決濟期舊曆正月及盆前八、九月	五、七九	?	二三、六〇七	四二

第四節　畜産同業組合

家畜市場の經營、畜牛及畜産物の賣買仲介、市場稅の徵收等に特別の關係あるものは畜産同業組合であるから、以下少しく其狀況を叙述して見やう。朝鮮に於ける畜産業は産業上極めて重要なるを以て、本府設立以來各郡に畜産技術員を置き、一面また畜産組合を設けしめ、大正四年には獸疫豫防令を、同五年には保護牛規則を公布する等、各種の施設を行ふて鋭意之が改良增殖の獎勵に努めて居る。斯くの如きを以て普通の重要物産同業組合の發達は未だ微々として振はず、其數も種類も甚だ少ないが、畜産同業組合は之に反して其數も多く相當に活動して居る。即ち大正五年末に於ける畜産同業組合總數は六十四に過ぎなかつたが、大正十一年末に於ては百九十一に達し、尙此外に畜産同業組合法に據らざる畜産組合二十六を算し、又畜産同業組合聯合會は、慶尙南道に一、慶尙北道に一ある。而して畜産同業組合の目的は、（一）種牛の配置及種付、（二）優良牛の保護及表彰、（三）牧野の經營、（四）飼料の

改良奬勵、(五)畜産物の改良奬勵、(六)畜牛及畜産物の賣買仲介、(七)家畜市場の經營、(八)病牛の治療及獸疫豫防、(九)講習會、講話會及品評會の開催、(十)畜産に關する調査等を行ふに在り、地方税たる市場税の徴收をも委託されて居るものが尠くない。今試みに畜産同業組合の累年比較表を示せば、即ち左の如くなつて居る。

畜産同業組合累年比較表（年度末調）

道名＼年次	大正五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
京畿道	—	—	—	—	—	—	一〇
忠清北道	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
忠清南道	一	五	八	一四	一四	一四	一四
全羅北道	—	—	—	—	—	—	一四
全羅南道	—	一〇	一四	一八	一〇	一二	一二
慶尚北道	一九	一二	一三	一三	一三	一三	一三
慶尚南道	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
黄海道	一三	一七	一七	一七	一七	一七	一七
平安南道	—	—	—	—	—	—	—
平安北道	—	一二	一九	一九	一九	一九	一九

別十一、十北面畜荷に場

江原道	九	二二	二二	二二	二二	二二	二二
咸鏡南道	三	五	七	一二	一三	一三	一四
咸鏡北道	一	一	一	一	一	一	一
合計	六四	一二一	一二六	一五一	一五五	一五六	一九二

備考　尙此外に畜産同業組合法に據らざる畜産組合が、平安南道に一四、咸鏡北道に一一、慶尙南道に一ある。

畜産同業組合聯合會

慶尙南道聯合會　一、　大正七年七月設置認可

慶尙北道聯合會　一、　大正八年一月設置認可

而して大正十一年末現在に於ては、各道の畜産同業組合數は、慶尙北道二十二、全羅南道及江原道各二十一、京畿道二十、慶尙南道及平安北道各十九、黃海道十七、忠淸南道、全羅北道、咸鏡南道各十四、忠淸北道十にして、外に畜産同業組合法に據らない畜産組合が、平安南道に十四、咸鏡北道に十一、慶尙南道に一ある。畜産同業組合の區域は、通例郡の區域に依り、更にそれを面の區域により て第一區、第二區、第三區といふやうに分ち、其名稱は何郡(又は何府、島)畜産同業組合と稱して居る。大正十一年度末現在の畜産同業組合の各道別所在地を示せば卽ち左の通りである。

畜産同業組合所在地一覽表　(大正十一年度末調)

京畿道
高陽郡　廣州郡　楊州郡　漣川郡　抱川郡　加平郡　楊平郡　驪州郡　利川郡　龍仁郡　安城郡　振威郡　水原郡　始興郡　富川郡　金浦郡　江華郡

忠清北道
清州郡　報恩郡　沃川郡　永同郡　鎮川郡　槐山郡　陰城郡　忠州郡　堤川郡　丹陽郡

忠清南道
公州郡　燕岐郡　大田郡　論山郡　扶餘郡　舒川郡　保寧郡　青陽郡　洪城郡　禮山郡　瑞山郡　唐津郡　牙山郡　天安郡

全羅北道
全州郡　鎮安郡　錦山郡　茂朱郡　長水郡　任實郡　南原郡　淳昌郡　井邑郡　高敞郡　扶安郡　金堤郡　沃溝郡　益山郡

全羅南道
光州郡　潭陽郡　谷城郡　求禮郡　光陽郡　麗水郡　順天郡　高興郡　寶城郡　和順郡　長興郡　康津郡　海南郡　靈岩郡　務安郡　羅州郡　咸平郡

慶尚北道
達城郡　軍威郡　義城郡　安東郡　青松郡　英陽郡　盈徳郡　迎日郡　慶州郡　永川郡　慶山郡　清道郡　高靈郡　星州郡　漆谷郡　金泉郡　善山郡

慶尚南道
晋州郡　宜寧郡　咸安郡　昌寧郡　密陽郡　梁山郡　蔚山郡　東萊郡　金海郡　昌原郡　統營郡　固城郡　泗川郡　南海郡　河東郡　山清郡　咸陽郡

黄海道
海州郡　延白郡　金川郡　平山郡　新溪郡　甕津郡　長淵郡　松禾郡　殷栗郡　安岳郡　信川郡　載寧郡　黄州郡　鳳山郡　瑞興郡　遂安郡　谷山郡

平安北道
義州郡　龜城郡　泰川郡　雲山郡　熙川郡　寧邊郡　博川郡　定州郡　宣川郡　鐵山郡　龍川郡　朔州郡　昌城郡　碧潼郡　楚山郡　渭原郡　江界郡

江原道
春川郡　麟蹄郡　楊口郡　淮陽郡　通川郡　杆城郡　襄陽郡　江陵郡　三陟郡　蔚珍郡　旌善郡　平昌郡　寧越郡　原州郡　横城郡　洪川郡　華川郡

咸鏡南道
元山府　定平郡　咸興郡　永興郡　高原郡　徳源郡　安邊郡　洪原郡　北青郡　端川郡　新興郡　長津郡　三水・甲山郡

綾州郡	靈光郡	尚州郡	居昌郡	鏡城郡	金化郡
長湍郡	長城郡	聞慶郡	陜川郡	厚昌郡	鐵原郡
開城郡	珍島郡	醴泉郡			平康郡
	濟州島	榮州郡			伊川郡
		奉化郡			

畜産同業組合の分布は右の如くであるが、組合として有力なるものは云ふ迄もなく牛産地として著名なる地方に多いのである。今試みに各地に於ける畜産同業組合中主要なるものに就き、大正十一年中の組合員數内譯及畜牛數を示せば左の如くなつて居る。

主要畜産同業組合員數及畜牛數一覽表

組合名	組合員數 生産者	賣買者	仲介者	計	畜牛數
水原郡畜産同業組合	九、六一五人	五五人	八八人	九、七五八人	—頭
[illegible]山郡　同	六、六八六	八	一三	六、七〇七	—
遂安郡　同	六、二七三	二	二五	六、三〇〇	六、七二三
濟州島　同	八、九五二	—	—	八、九五二	一六、九七六
鏡城郡　同	五、九三八	三八	二四	六、〇〇〇	—
吉州郡　同	八、七九〇	八	三四	八、八三二	—

寧邊郡	同	一〇、一〇六	四四	三一	一〇、一八一	一七、〇〇〇
熙川郡	同	八、七〇〇	五〇	一〇	八、七六〇	一六、〇〇〇
江界郡	同	一一、三八九	二	一〇	一一、四〇一	二〇、〇一六
北青郡	同	一三、〇三八	無	無	一三、〇三八	一三、四〇〇
端川郡	同	一五、四八四	一〇	四〇	一五、五三四	一八、四〇〇

即ち右の中組合員數の最も多きは、端川郡畜産同業組合の一萬五千五百三十四人、畜牛數の最も大なるは、濟州島の二萬六千九百七十六頭である。今や我が朝鮮に於ける畜産額は大に增加し、大正十一年の家畜產額は、牛百六十萬七千七百七頭、馬五萬二千九百九十四頭、驢九千六百九十三頭、騾二千百五十九頭、豚百十萬七百二十一頭、緬羊二千百五十三頭、山羊二萬三千百九十三頭、鷄五百八十七萬四千二百二十七羽、牛皮のみの生產額五百五十萬百五十三斤に達し、また同年の主要畜產物の輸出額は、生牛四萬五千七百八十六頭、牛皮二百二十四萬七千九百四圓、熟皮一萬三千九百八十九圓、牛脂六千五百六十九圓に及んで居る。されば將來益々畜產同業組合の發達を計り、以て畜牛其他一般家畜の改良增殖を行ひ、其利用を大ならしむると共に、之が輸出の增進に努むるは、國利民福の上から見て極めて緊要なることである。

第五章　特殊市場

朝鮮に於ける普通市場に關しては、大體說明したから、本章に於ては特殊市場に就いて記述して見やう。茲に特殊市場と稱するのは、魚市場、穀物現物市場、及株式現物市場を指すのである。而して魚市場は殆んど內地人の經營にして、大體に於て內地の魚市場と同樣である。穀物現物市場及株式現物市場は、本府始政當時、朝鮮經濟組織の幼稚なると射倖心の旺盛なる民情に鑑み、一般に取引所の設置を拒否したる關係上、穀物現物及株式現物の取引は市場規則の適用を受けて居るのである。

第一節　魚市場

魚市場賣上高

朝鮮は本土及島嶼を合せ海岸線の延長四千三百餘里に達し、また淡水養殖に適する地域頗る廣く、地勢、氣候、潮流等の關係上水產物頗る豐饒にして有利の漁場多く、大小の漁港灣約三百あり、本府に於て水產業の改善獎勵に努め、各種の施設を行ひたる結果、近年其漁獲高は著しく增加し、大正十一年に於ては、水產業者（漁業、養殖、製造）九萬八千百二十戶、四十二萬百三十四人、其漁獲高四千七百五

十三萬六千圓、製造高二千六百四十二萬五千圓に上つて居る。而して漁獲高の大なるものを擧げると鯖六百二萬圓、鹽四百七十四萬圓、明太魚三百九十六萬圓、石首魚三百二萬圓、鰆二百八十六萬圓、鰊二百四十七萬圓、鯛二百四萬圓、鰯百九十二萬圓、太刀魚百四十五萬圓、鰈百三十四萬圓、海苔百七萬圓、鰕百三萬圓にして、いづれも百萬圓以上の漁獲高のものであるが、更に五十萬圓以上百萬圓以下のものには、海蘿、鰺、和布、鯨、鰌、鱒、鰻、鰶、鰡、海鼠等あり、また水產製造物中五十萬圓以上の產額を有するものは、素乾明太魚、鹽乾石首魚、煮乾鰮、海參、鹽藏鯖、鹽藏石首魚、鹽藏太刀魚、鹽藏鯝、和布、海蘿、海苔を算する。今試みに累年の水產物漁獲高、輸移入額、輸移出額を示せば左の如くなつて居る。

水產物漁獲及貿易表

年次	漁獲高	輸移入額	輸移出額
明治四十三年	五,一四七,一九七円	—円	一七三,九二九円
同四十四年	六,七六三,〇〇〇	—	一三三,七七七
大正元年	八,四六六,〇八一	—	一三八,三四八
同二年	一一,五一一,九一五	—	一八〇,〇五三
同三年	一二,〇六四,六八五	—	一九一,八六四

のを一、同四七三

旨る、奇め同五L二

大正四年	一三、三三四、六四一	—	一、八六〇、二二七
同五年	一五、九九五、九三一	—	二、二二一、四〇一
同六年	二〇、九一三、三九二	六一、四四一	五一七、二九一
同七年	三二、八六三、四〇一	二三三、六一一	四、〇九四、三九六
同八年	四三、八四四、五八四	三七九、六六六	六、一八七、九三三
同九年	三九、二六四、六四五	一九三、一五九	七、〇九一、九九五
同十年	四四、九九七、五九〇	一六五、三四〇	七、六五四、五四六
同十一年	四七、五三六、〇八一	四三七、六九七	七、七五六、八三一
同十二年	五一、七三二、九二二	五八五、五六四	八、九二三、三二八

備考　輸移入額は主に生鮮にして、他のものも若干あるが其額不詳に付生鮮のみ掲げたり

右の如く朝鮮の水產物は產業上極めて重要なるを以て、其需給の圓滑を期するため、大正三年九月發布の市場規則中、特に魚市場に對しては、其業務の狀態普通市場と同一に律すべからざるものあるを認めて幾多の例外を設け、以て取引の安全を計つて居る。大正十一年の市場數は三十に達し、其總賣上高七百三十二萬圓、其中鮮內消費高六百十六萬圓、移出高百十四萬二千圓、輸出高一萬八千圓となつて居る。累年の消長及各道別狀況は左の通りである。

魚市場統計

		市場数	総売上高 数量（貫）	総売上高 価額（円）	朝鮮内消費高 数量（貫）	朝鮮内消費高 価額（円）	移出高 数量（貫）	移出高 価額（円）	輸出高 数量（貫）	輸出高 価額（円）
累年比較	大正元年	二六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同三年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同四年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同六年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同七年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同八年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同九年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同十年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同十一年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大正	京畿道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—
	忠清南道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—
	全羅北道	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—
	全羅南道	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—
	慶尚北道	一	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—

荷
が、而
主要
の
場の
忠
六
、八

十一年	慶尙南道	八	二〇、二六八、四四〇	一四八、五六六、五三一	一、四四五、〇九八	一、七二五、四四九	六六六、七四五	一、七〇〇、〇〇〇	—	—
	平安南道	二	六四五、〇一六	五〇七、七二二	六四五、〇一六	五〇七、七二二	—	—	—	—
	平安北道	四	四八四、一二一	四三二、三九九	四八四、〇一二	四〇四、三三四	—	—	四八四、一二一	三六八、一六五
	咸鏡南道	二	四三二、八七二	四〇六、〇〇一	四三二、八七二	三六六、〇〇一	—	—	—	—
	咸鏡北道	一	四四八、九三三	三九四、三九五	四四八、九三二	三九四、三九五	—	—	—	—
	合計	二〇	六、九四四、七六六	七、三三〇、八四六	六、三三六、八二八	六、一〇〇、一九九	六七三、八六九	一、一四〇、二三三	四八四、一二一	三六八、一六五

備考　忠淸北道、黃海道、江原道には魚市場の設置なし

即ち魚市場の各道分布を見るに、慶尙南道八、忠淸南道五、京畿道及平安北道の各四、全羅南道、平安南道、咸鏡南道の各二、全羅北道、慶尙北道、咸鏡北道の各一にして、忠淸北道、黃海道、江原道には魚市場の設置がない。

主要魚市場

朝鮮に於ける魚市場の賣上高及分布狀況は右の通りであるが、主要魚市場の狀態は左の如くなつて居る。鮮移出魚類の取引市場として最も大なるものは釜山魚市場であるが、市內消費の市場として多くの取引商を有するものは、京城魚市場及京城日の丸魚市場である。而して其取引の方法は、荷主の委託に依り市場附屬の仲買人をして魚類を競賣に附するを普通として居るが、荷主の希望にて指値賣

入札賣、算當賣を行ふこともある。取引勘定は大抵現金賣買にして、中には木浦魚市場の如き三日目に勘定を爲すものもあり、また群山魚市場の如き月三回勘定の所もある。仲介人手數料は、多くは之を徵せざるも、中には平壤魚菜市場の鮮魚賣上代に對する百分の十、鹽乾魚百分の六、大邱魚菜市場の百分の四の如きあり、また新義州魚市場に於ては市場に對し、仲買人より百分の十、委託者より百分の十を納むることになつて居る。魚市場の經營者は群山、淸津の府營、京城魚市場の個人經營を除き、其他はいづれも會社組織の經營である。

一、鮮内主要魚市場名稱、所在地、經營者、魚類の集散區域一箇年の取引高

名稱	所在地	經營者	魚類集散區域	一箇年の取引高
京城日の丸魚市場	京城旭町一の二〇二	京城日の丸水產株式會社	京城	四,四三,三四九円
京城魚市場	京城明治町二の八五	寺永喜三郎外二名	京城	六五九,七五九
龍山水產株式會社魚市場	龍山漢江通一三	龍山水產株式會社	永登浦、鷺梁津、京城、京畿道各地	三〇一,四一四
仁川水產株式會社仁川魚市場	仁川支那町五七	仁川水產株式會社	仁川、微山、京城	三九三,五九七
群山魚市場	群山府西濱町二	群山府	全州、裡里、江景、大田、鳥致院、論山、京城	三九九,五四〇
大邱魚菜市場	大邱元町一の一六	大邱魚菜株式會社	大邱府及達城郡の一部	一八四,四二三

釜山水產株式會社 釜山魚市場	釜山府南濱町一の三三	釜山水產株式會社	滿洲各地、靑島、內地、新義州、平壤、京城、大田、大邱、釜山、馬山、群山	三三二、一五三
株式會社 平壤魚市場	平壤橡町六一	株式會社 平壤魚市場	平壤、京城、龍山、仁川、釜山	二九四、三六五
鎭南浦水產株式會社 魚市場	鎭南浦三和町	鎭南浦水產株式會社	同上	二〇三、四一八
元山水產株式會社 元山第二魚市場	元山海岸通一の四	元山水產株式會社	京城、龍山、平壤、仁川、京義、京元沿線	三四三、二九〇
淸津魚菜市場	淸津北星町一九	淸津府	羅南、會寧、間島地方	三二四、六四一
馬山海產物株式會社 魚市場	馬山濱町二の五の九	馬山海產物株式會社	釜山魚市場に同じ	一七六、八七九
木浦株式會社 尾魚市場	木浦	木浦株式會社	湖南沿線、京城、龍山	三二八、四四一

二、同上市場の設備及附屬冷藏庫竝運輸設備

木造建築にして競賣場は「コンクリート」を以て排水の便を良くす、附屬冷藏庫其他の設備なし

三、魚市場出入商人の種類名稱

魚市場の仲買人及其附買人とす

四、魚類取引の方法及市場に於ける賣買方法

荷主より出荷したる魚類を魚市場の糶場に魚類別大小に區別し、仲買人をして競賣に附し、

買人は直に引取るものとす

第二節　穀物市場

穀物現物市場の內容

穀物現物取引市場は、最初は釜山（明治三十九年設置）、及群山（明治四十三年設置）の二箇所にあつたのみで、且在來の市場に比し其沿革と性質を異にして居るので、市場規則の適用を受けざることとし、行政上任意の監督を爲し必要の命令を發するに過ぎなかつたのである。然るに時勢の進步と經濟狀態の變化に伴ひ、漸く其設置を見るに至り、從つて之が弊害を醸成するの傾向あり、殊に其取引の方法が、現物市場の本旨に違背し、不堅實なる取引に利用せらるゝの事實、一層甚だしきものあるを認めたるを以て、大正九年四月市場規則を改正し、之が設置を公認すると共に、法令の根據の下に其監督を勵行することゝなつた。而して現在に於ては、京城、群山、木浦、大邱、釜山、鎮南浦、新義州、元山、及江景の九箇所にあり、其組織、市場取引に關する事項等は大同小異にして、いづれも地方の當業者が組合組織に依りて之を經營し、組合員より加盟金其他の出資を爲し、身元信認金を納付せしめて保證に充てゝ居る。市場に於ける取引物品は、米豆又は雜穀を主とするも、京城、及釜山に

於ては肥料、元山に於ては縄叺、鹽、及肥料をも取引する。市場に於て取引を爲し得る者は組合員に限定されて居るが、別に所屬仲立人なるものを置きて、組合員間の取引を斡旋せしむるを常として居るのである。取引の方法は、之を現物取引、及延取引の二種に分ち、現物取引に在りては多く見本に依りて行ひ、延取引に在りては見本又は銘柄に依りて行ふことゝし、見本品は豫め組合に於て標準物を定め、右標準品に依り受渡品の審査を行ひ、代用受渡を認むる規定にして、取引期間は普通六十日間以内である。今各市場の内容を示せば左の如くなつて居る。

◎京城穀物商組合

一、組合名稱　京城穀物商組合
一、組合位置　京城府蓬萊町一丁目八十三番地
一、組合成立年月日　大正六年十一月
一、市場名稱　京城穀物商組合穀物市場
一、市場位置　京城府南大門通四丁目七十六番地
一、市場設置許可年月日　大正十年十二月二十日
一、取引品

直取引　米・粳・豆・雜穀・米糠

延取引　右　同

一、計算期間

上半期　自一月　至六月

下半期　自七月　至十二月

一、市場開閉時刻

前場　自午前十一時　至午前十二時

後場　自午後三時　至午後四時

一、證據金

玄米百石　百五十圓　白米百石　百五十圓　大豆百石　百圓　滿洲粟一車　三百圓

同一車　二百五十圓　同一車　二百五十圓　同一車　百五十圓

一、賣買手數料

直取引　石建品一石に付四錢、斤建品百斤に付二錢、麻袋建品一袋二錢五厘

延取引　石建品一石に付二錢、斤建品百斤に付一錢、麻袋建品一袋一錢五厘

易日建年

一、取引期間

直取引　三日以內

延取引　二箇月以內　輸入三箇月

一、定期休業　大祭日・日曜日・年首三日・年末五日

一、信認金　五百圓

一、仲立人口錢

直取引　石建品一石二錢、斤建品百斤五厘、麻袋建品一袋五厘

延取引　石建品一石二錢五厘、斤建品百斤二錢五厘、麻袋建品一袋二錢五厘

一、組合長　天日常次郎

一、組合員　二十九名

一、仲立人　三名

備考　大正十一年三月一日市場開始

◎群山米穀商組合

一、組合名稱　群山米穀商組合

一、組合位置　群山府本町通二十六番地

一、市場名稱　群山穀物市場

一、市場位置　群山府本町通二十六番地

一、市場設置許可年月日　大正十一年二月六日

一、取引物品　直取引　米・籾・豆・雜穀・米糠

延取引　右同（銘柄に依るものは當分玄米のみとす）

一、計算期間　自四月一日　至翌年三月三十一日

一、市場開閉時刻　自四月一日　至九月三十日　自午前八時至午後四時

自十月一日　至三月三十一日　自午前九時至午後四時

一、證據金　一石に付二圓

一、賣買手數料　直取引一叺一俵一袋に付五厘　延取引玄米十石に付六錢二五

一、取引期間　直取引二日以內　延取引二箇月以內　輸入三箇月以內

一、定期休業　大祭祝日・日曜日・始政記念日・群山開港記念日・年末年首各三日

一、信認金　二千圓

間自
二月
一番
LL

一、仲立人口錢　直取引は五厘、延取引(仲立人なし)なし

一、組合長　森　菊五郎

一、組合員　六十六名

一、仲立人　七名

◎木浦穀物商組合

一、組合名稱　木浦穀物商組合

一、組合位置　木浦府幸町一丁目一番地

一、市場名稱　木浦穀物商組合穀物市場

一、市場位置　木浦府幸町一丁目一番地

一、市場設置許可年月日　大正十年十二月二十七日

一、取引物品　直取引　米・豆・雜穀　延取引　米・豆

一、計算期間　自二月　至翌年一月

一、市場開閉時刻　自午前九時　至午後四時

一、證據金　一石に付二圓

一、賣買手數料　延取引一石に付二錢、直取引籾一石に付四錢（買方負擔）米・豆・雜穀一石に付四錢

一、取引期間　直取引二日以内、延取引二箇月以内、輸入三箇月

一、定期休業　大祭日・日曜日・年首三日・年末五日

一、信認金　五百圓

一、仲立人口錢　延取引一石に付一錢、直取引籾一石に付一錢、米・豆・雜穀一石に付三錢

一、組合長　内谷萬平

一、組合員　五十五名

一、仲立人　五名

◎大邱穀物商組合

一、組合名稱　大邱穀物商組合

一、組合位置　大邱府

一、市場名稱　大邱穀物商組合市場

一、市場位置　大邱府大和町六十五番地

付
(組
輸
若
自
一、

一、市場設置許可年月日　大正十年十二月十四日

一、取引物品　直取引　米・籾・大豆・雜穀

延取引　米・籾・大豆・小麥・粟　特に指定せざる場合は慶北當年產檢查合格米神力（玄米）同三等大豆

一、計算期間　前期　自一月至六月、後期自七月　至十二月

一、市場開閉時刻　前場自一月　至四月　自午前十一時　至午前十二時、自五月　至十二月　自午前十時半至午前十一時半、後場自午後三時　至午後四時

一、證據金　玄米一石に付三圓、大豆一石に付一圓五十錢

一、賣買手數料　玄米・大豆一石に付取引者雙方より八厘二五（組合八厘、特別積立六厘五、信認二厘）

一、取引期間　直取引二日以內、延取引二箇月以內、輸入三箇月

一、定期休業　大祭日・日曜日・年末年首各三日

一、信認金　二千圓

一、組合長　若林誠助

一、組合員　四十名

一、仲立人　なし

備考　大正十一年一月四日開始

◎釜山穀物商組合

一、組合名稱　釜山穀物商組合

一、組合位置　釜山府大廳町一丁目三十五番地

一、市場名稱　釜山穀物商組合市場

一、市場位置　釜山府大廳町一丁目三十五番地

一、市場設置許可年月日　大正十一年三月十六日

一、取引物品　直取引　米・籾・豆・米糠・雜穀　延取引　米・大豆・小麥

一、計算期間　自一月至十二月

一、市場開閉時刻　自午前九時　至午前十二時、自午後一時　至午後四時

一、證據金　延取引　玄米一石に付二圓、大豆一石に付一圓

一、賣買手數料　延取引一石に付賣方より一錢五厘、直取引米・雜穀各一叺に付買方より一錢六厘

一、取引期間　直取引三日以内、延取引三日以上二箇月以内、輸入三箇月

一、定期休業　大祭祝日・日曜日・地方祭・年末年首各三日

一、信認金　三百圓　延は更に二千圓

一、組合長　大池忠助

一、組合員　九十四名

備考　大正十一年六月一日市場開始

◎江景米穀商組合

一、組合名稱　江景米穀商組合

一、組合位置　論山郡江景面西町六十八番地

一、市場名稱　江景米穀商組合穀物市場

一、市場位置　論山郡江景面西町六十八番地

一、市場設置許可年月日　大正十三年五月二十六日

一、取引物品　直取引　玄米・大豆・粟

延取引　玄米・大豆・粟

一、市場開閉時刻　前場　自午前一時　至午後二時

後場　自午後七時　至午後八時

一、定期休業日　大祭日・祝日・年末年首各三日

一、組　合　員　五十一名

◎鎮南浦穀物商組合

一、組合名稱　鎮南浦穀物商組合

一、組合位置　鎮南浦府三和町三十二番地

一、市場名稱　鎮南浦穀物組合市場

一、市場位置　鎮南浦府三和町三十二番地

一、市場設置許可年月日　大正十年十月二十六日

一、取引物品　直取引　米・豆・雜穀　延取引　米・籾・大豆・粟・小麥

一、計算期間　自一月至六月　自七月至十二月

一、市場開閉時刻　自午前十時　至午前十二時、自午後二時　至午後四時

一、證據金　延取引　玄米二千石迄一石一圓五十錢、五千石迄三圓、一萬石迄四圓、一萬石以上五圓

籾一俵に付一圓、粟一袋に付一圓、大豆及小麥は玄米の半額

一、賣買手數料　直取引　玄米・小麥・大豆一石に付一錢、其他一石に付五厘（賣方より徴收す）

延取引　玄米・大豆・小麥一石に付一錢五厘、籾一袋（百斤入）に付二錢、粟一袋（百七十五斤）に付二錢（賣方より徴收す）

一、取引期間　直取引　二日以內、延取引　二箇月以內、輸入　三箇月

一、定期休業　大祭祝日・日曜日・年首三日・年末六日

一、信認金　二百圓

一、組合長　齋藤久太郎

一、組合員　三十七名

備考　大正十一年五月八日市場閉鎖

◎新義州米穀商組合

一、組合名稱　新義州米穀商組合

一、組合位置　新義州府榮町五丁目一番地の二

一、市場名稱　新義州米穀商組合市場

一、市場位置　新義州府榮町五丁目一番地の二

一、市場設置許可年月日　大正十年十月二十六日
一、取引物品　直取引　米・豆・雜穀
　　延取引　精白米三等・玄米三等・大豆・粟・高粱・玉蜀黍
一、計算期間　自十二月至翌年十一月
一、市場開閉時刻　延取引　自午前十時　至午前十一時
　　直取引　自午前十一時　至午後三時
一、證據金　一石に付一圓
一、賣買手數料　一石に付四錢
一、取引期間　直取引　二日以内、延取引　三日以上二箇月以内、輸入　三箇月
一、定期休業　大祭祝日・日曜日・年末年首各五日
一、信認金　五百圓
一、組合長　多田榮吉
一、組合員　三十三名
一、仲立人　なし

引・至 三 名稱 元

備考 大正十一年一月二十五日市場開始

◎元山穀物商組合

一、組合名稱　元山穀物商組合
一、組合位置　元山府海岸通二丁目七番地
一、市場名稱　元山穀物商組合市場
一、市場位置　元山府旭町一丁目四番地
一、市場設置許可年月日　大正十一年一月二十三日
一、取引物品　直取引　米・豆・雜穀
　延取引　米・大豆・小豆・粟・稗・黍
一、計算期間　自四月至翌年三月
一、市場開閉時刻　前場　直取引　自午前十時　至午前十一時、延取引　自午前十一時　至午前十二時
　後場　直取引　自午後二時　至午後三時、延取引　自午後三時　至午後四時
一、證據金　米一石に付一圓、大豆其他一石に付一圓
一、賣買手數料　賣買者雙方より一錢五厘

一、取引期間　直取引　二日以内、延取引　二箇月以内、検入　三箇月

一、定期休業　大祭祝日・日曜日・年末五日・年首三日

一、信認金　五百圓

一、仲立人口錢　雙方より一錢

一、組合長　合資會社森野商店代表社員　森野賀壯

一、組合員　十六名

一、仲立人　六名

備考　大正十一年二月三日市場開始

更に各市場別に就き、最近の取引高を延取引、直取引に分ちて示せば即ち左表の如くなつて居る。而して其取引高の最も大なるものは、米穀輸移出港として全鮮に冠たる群山港の所在地たる群山の米穀市場である。

穀物現物市場賣買高表

市場名／年別	大正十一年 延取引	大正十一年 直取引	大正十二年 延取引	大正十二年 直取引	開始年月
京城穀物市場	一四六五、七九〇石	六五九二石	三八八三六〇石	一石	大正十一年三月

群山米穀市場	一〇、一六九、九〇〇	二九九、九八三	一四、三五一、八〇〇	五四四、一九一	同
木浦穀物市場	一	一五九、九六三	一六、三〇〇	二六五、一四五	同十二月
大邱穀物市場	一〇、二〇八、九〇〇	四四	一一、〇三四、九〇〇	五〇、九三六	同一月
釜山穀物市場	二、八〇五、〇〇〇	一、九五二、三六一	五、三四二、一〇〇	四六〇、五八〇	同六月
鎮南浦穀物市場	一六八、六五〇	一四六	八〇八、六九〇	一	同五月
新義州米穀市場	一、七九九、九六〇	一	一、一四八、四三〇	一	同三月
元山穀物市場	二二一、一六〇	一五六、四八	二、三八二、一九八	二一九、六七	同
合計	二六、六四九、四一〇	六三二、三六九	四三、九二五、四〇五	一、四三三、八一九	

備考 一、延取引は玄米及大豆（主として玄米）とす

二、直取引は籾、玄米、精米、及小麥（主として玄米及籾）とす

組合規約及賣買方法

米穀現物取引市場を構成する米穀商組合の規約、及其賣買取引方法は、各地共略ぼ同様であるから、其一例として、玆に群山米穀商組合規約、及群山米穀市場賣買規程を掲げて置く。

群山米穀商組合規約

第一章 總則

第一條 本組合ハ群山米穀商組合ト稱シ事務所ヲ群山府本町通二十六番地ニ置ク

第二條　本組合ノ目的左ノ如シ
一　穀物賣買ニ關シ組合員相互信用ヲ旨トシテ取引ノ圓滿確實ヲ期シ其ノ利益ヲ増進スルコト
二　穀物現物市場ヲ經營スルコト
三　組合員其ノ他ノ爲ニ穀物取引ニ關スル調査及報告ヲ爲スコト

第二章　組合員

第三條　六箇月以上引續キ穀物ノ賣買業ヲ營ミ身元確實ニシテ相當ノ資産信用ヲ有シ群山府内ニ營業所ヲ設クル者ハ本規約ノ定ムル所ニ依リ組合員タルコトヲ得
相續ニ因リ組合員ノ營業ヲ繼承シ新ニ組合員タラムトスル者ニ付テハ前項營業期間ニ關スル規定ハ之ヲ適用セス
第四條　新ニ本組合ニ加入セムトスル者ハ組合員二名以上ノ紹介ニ依リ加入申込書ヲ組合長ニ差出スヘシ組合長前項ノ加入申込書ヲ受理シタルトキハ其ノ資格ヲ審査シ諾否ノ意見ヲ附スヘシ
組合員新加入ノ承諾ハ總組合員ノ同意ニ依リ之ヲ決ス
第五條　組合加入ノ承諾ノ通知ヲ受ケタル者ハ直ニ本組合所定ノ加盟金及信認金ヲ提供スルコトヲ要ス前項ノ提供金ハ其ノ加入ニ付朝鮮總督ノ許可ヲ得サリシトキハ直ニ之ヲ返還ス
第六條　組合員組合ヲ脱退セムトスルトキハ其ノ旨組合長ニ申出ツヘシ組合長ハ評議員會ノ決議ニ依リ諾否ヲ決ス
第七條　前條ノ場合ヲ除クノ外組合員ハ左ノ事由ニ依リ脱退ス
一　死亡
二　破産
三　禁治産

ﾉ信認
表者
メタル
表者
號及
コトヲ
、市
クル

四　業務停止

五　營業廢止

六　群山府内ニ於ケル營業所ノ廢止

七　除名

賣買休止六箇月ヲ超エタルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルヘシ

第八條　組合員ハ市場ニ於ケル取引ヲ結了シタル後ニ非サレハ脱退ノ申出ヲ爲シ又ハ前條第五號及第六號ニ掲ケタル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第七條第一號乃至第四號及第七號ニ因リ脱退シタル場合ニ於テハ組合長ノ指定スル一定ノ期間内ニ其ノ取引ヲ結了スルコトヲ要ス

第九條　組合員脱退ノ場合ニ於テ自ラ其ノ取引ヲ結了スルコト能ハサルカ又ハ指定ノ期間内ニ之ヲ結了セサルトキハ市場賣買規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處理ス

第十條　法人タル組合員ハ遲滯ナク其ノ代表者ヲ組合長ニ屆出ツヘシ

第十一條　組合員ハ其ノ組合員トシテノ一切ノ行爲ヲ委任シタル代理人ヲ定メタルトキハ之ヲ組合長ニ屆出スヘシ

第十二條　組合員其ノ氏名、商號、記號、住所又ハ營業所、代表者又ハ代理人ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨組合長ニ屆出ツヘシ

代表者又ハ代理人カ氏名ヲ變更シタルトキ亦同シ

第三章　加盟金及信認金

第十三條　組合員ハ組合所定ノ加盟金ヲ納付スルコトヲ要ス

加盟金ハ其ノ當時ニ於ケル組合財産ノ狀況ニ從ヒ評議員會ニ於テ其ノ額ヲ決定ス

加盟金ハ之ヲ組合ノ財産ニ編入シ組合員脫退ノ場合ニハ之ヲ返還ス但シ脫退當時ニ於ケル組合財産ノ狀況ニ依リ之ヲ減額シ又ハ返還セサルコトアルヘシ

第十四條　組合員ハ信認金トシテ金貳千圓ヲ提供スルコトヲ要ス但シ評議員會ノ定ムル所ニ依リ有價證券ヲ以テ現金ニ代フルコトヲ得

信認金ニ對シテハ預リ證書ヲ交付ス預リ證書ハ之ヲ讓渡又ハ質入スルコトヲ禁ス

第十五條　信認金ハ組合解散シタルトキ又ハ組合員脫退シタルトキ之ヲ返還ス

第十六條　組合解散又ハ組合員脫退ノ場合ニ於テ組合員カ賣買取引ニ關シ組合又ハ他ノ組合員ニ對スル債務ヲ有スルトキハ加盟金信認金其ノ他組合ヨリ組合員ニ返還スヘキ金額ヨリ之ヲ控除シ其ノ殘額ヲ返還ス

第四章　役員及職員

第十七條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一　組合長　一名

二　副組合長　一名

三　評議員　若干名

四　監事　若干名

第十八條　役員ハ組合總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選擧ス

得票多數ノ者ヲ當選者トシ同數者アルトキハ年長者ヲ採リ同年月ナルトキ又ハ年齡ニ依リ難キトキハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第十九條　役員ハ名譽職トス但シ實費辨償ヲ受クルコトヲ得

第二十條　役員ノ任期ハ二箇年トス
評議員ハ毎年其ノ半數ヲ改選ス但シ第一回選任者ハ抽籤ニ依ル
補闕選擧ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
第二十一條　組合長ハ組合ヲ代表シ組合全般ノ業務ヲ執行ス
第二十二條　副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
第二十三條　評議員ハ本組合ノ重要事項ヲ評議ス
第二十四條　監事ハ本組合ノ業務ヲ監査ス
第二十五條　本組合ニ左ノ職員ヲ置ク
一　理事　　一　名
二　書記　　若干名
前項ノ外雇員傭人ヲ置クコトアルヘシ
第二十六條　理事ハ組合長ノ命ヲ受ケ書記以下ノ職員ヲ指揮シ組合事務ヲ處理ス
第二十七條　理事ハ組合長ノ推薦ニ依リ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
書記以下職員ノ任免及其ノ給與ハ評議員會ノ同意ヲ經テ組合長之ヲ定ム
第二十八條　組合員ハ本組合ノ職員タルコトヲ得ス

第五章　會　議

第二十九條　會議ヲ分チテ總會及評議員會トス
第三十條　定時總會ハ毎年四月之ヲ開キ臨時總會ハ組合長必要ト認メタルトキ又ハ評議員會ノ決議若ハ監事二分ノ一又ハ組合員三

分ノ一以上ノ請求アリタルトキ組合長之ヲ招集ス

第三十一條　定時總會ニ於ケル前期ノ事業成績ヲ報告シ收支決算及當該事業期ニ於ケル收支豫算ノ承認ヲ受クルモノトス

第三十二條　總會ヲ招集セムトスルトキハ開會ノ日ヨリ少クトモ五日前ニ日時場所及會議ノ目的タル事項ヲ記載シ之ヲ通知ス但シ緊急ノ必要アルトキ又ハ同一事項ニ付再開ヲ爲ス場合ニハ其ノ期日ヲ短縮スルコトヲ得

第三十三條　組合長副組合長及評議員ヲ以テ評議員會ヲ組織シ組合長必要アリト認ムルトキ又ハ評議員三分ノ一以上ヨリ請求アリタルトキ組合長之ヲ招集ス

第三十四條　會議ハ半數以上ノ出席ニ依リ開會シ議事ハ出席者過半數ノ同意ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル但シ同一事項ニ付再開ヲ爲ス場合ニハ出席者半數ニ滿タサル場合ト雖モ開會スルコトヲ得

第三十五條　會議ノ議長ハ組合長之ニ任ス組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代リ副組合長亦事故アルトキハ出席組合員中ヨリ選任セラレタル者議長トナル

第三十六條　會議ノ事項ニ付特別ノ利害關係アル者ハ其ノ議決ニ參加スルコトヲ得ス

第三十七條　組合員ハ自己ノ市場代理人又ハ他ノ組合員ヲ代理人トシテ總會ニ參加セシムルコトヲ得但シ組合員ノ代理權ハ一人ヲ限リトス

第三十八條　議長ハ議事錄ヲ調製シ會議ノ日時、場所、出席者ノ氏名、議事顛末及決議事項ヲ登載スヘシ議事錄ハ議長及出席者二名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第六章　賣買取引

第三十九條　組合員間ノ賣買取引ハ總テ本組合ノ經營スル市場ニ於テ之ヲ行フヘシ

第四十條　市場ニ於テハ差金受授ノ目的ヲ以テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

第四十一條　組合員ハ穀物ノ生產者賣買業者其ノ他特ニ穀物現物ノ取引ヲ必要トスル者以外ノ者ヨリ賣買ノ註文又ハ委託ヲ受タルコトヲ得ス

第四十二條　組合員ハ受渡ニ支障ヲ生スルカ如キ取引ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條　市場ニ於テ取引スヘキ物品ハ米粟豆其他ノ雜穀及米糠トス

第四十四條　取引ハ直取引及延取引トシ總テ當事者ノ相對賣買トス

第四十五條　組合員ハ市場ニ於ケル賣買ニ從事セシムル爲市場代理人ヲ設クルコトヲ得

市場代理人ハ評議員會ニ於テ承認シタル者ニ限ル

市場代理人ヲ不適任ナリト認ムルトキハ之ヲ解任セシムルコトアルヘシ

第四十六條　市場ハ組合長之ヲ管理ス

第四十七條　本規約ニ定ムルモノノ外賣買取引ニ關スル事項ハ群山穀物市場賣買規程ヲ以テ之ヲ定ム

第七章　會計

第四十八條　本組合ノ計算期ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第四十九條　本組合ノ經費ハ市場賣買手數料利子其他ノ雜收入ヲ以テ之ニ充テ尙不足アルトキハ組合員ヨリ平等ニ之ヲ徵收ス

第五十條　決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分ス

一、積立金　百分ノ二十以下

二、割戾金　百分ノ六十以上

三、繰越金　積立金及割戾金ヲ除キタル殘額

割戾金ハ當該事業期間各組合員ノ賣買セシ數量ニ應シテ之ヲ交付スルモノトス

第五十一條　過怠金ハ之ヲ組合ノ積立金トス

第五十二條　會計事務ハ監事之ヲ監督ス

第五十三條　本組合ノ取引銀行ハ評議員會ニ於テ之ヲ定メ總テ組合長ノ名義ヲ以テ金錢ヲ出納スルモノトス

金錢出納ニ關スル事務ハ之ヲ群山米穀信託株式會社ニ取扱ハシムルコトヲ得

第五十四條　監事ハ毎月一回會計事務ヲ檢査ス

第八章　仲立人

第五十五條　組合員間ノ取引ヲ仲介セシムル爲本組合ニ仲立人ヲ置クコトヲ得

第五十六條　仲立人ノ員數及其ノ人選ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第五十七條　仲立人ハ本組合ニ於テ指定シタル身元信認金ヲ提供スルコトヲ要ス

身元信認金ノ額ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

身元信認金ニ付テハ組合員信認金ニ關スル規定ヲ準用ス

第五十八條　仲立人ハ本組合員タルコトヲ得ス

第五十九條　仲立人ニ對スル制裁ハ第六十四條ノ規定ニ準シ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ加フルモノトス

第九章　仲裁

第六十條　組合員間ニ於テ賣買取引上紛議ヲ生シタルトキハ當該組合員ハ本組合ニ對シ其ノ仲裁ヲ請求スヘシ

第六十一條　仲裁ハ仲裁委員之ヲ行フ

仲裁委員ハ三名トシ事件ニ關係ナキ組合員中ヨリ組合長之ヲ選任シ組合長之カ委員長ト爲ル

一 組合長事件ニ關係アルカ又ハ其ノ他ノ事故アルトキハ副組合長又ハ互選ニ依リ選任セラレタル他ノ評議員ノ一人代リテ仲裁委員ヲ選任シ自ラ其ノ委員長ト爲ル

仲裁委員ハ正當ナル事由アルニ非サレハ之ヲ辭退スルコトヲ得ス

第六十二條 仲裁判斷ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第六十三條 仲裁ニ要シタル費用ハ當事者雙方平等ニ之ヲ負擔スルモノトス

第十章 制裁

第六十四條 組合員本規約市場賣買規程其ノ他ノ本組合規定ニ違背シ又ハ組合ノ體面ヲ汚損シ若ハ信用ヲ害シ其ノ他不正不相當ノ行爲アリタルトキハ其事情ヲ調査シ事ノ輕重ニ依リ左ノ制裁ヲ加フ

一 戒告

二 五百圓以內ノ過怠金

三 二箇月以內ノ取引拒絕

四 除名

第六十五條 前條ノ制裁ハ第一號及第二號ニ在リテハ評議員會ノ決議ニ依リ第三號及第四號ニ在リテハ特ニ本規約ニ明文アル場合ノ外總會ノ決議ニ依リ之ヲ加フルモノトス

組合長前條ノ事實アリト認ムルトキハ必要ニ依リ制裁ノ決定スルニ至ル迄當該組合員ノ賣買ヲ差止ムルコトヲ得

第六十六條 組合員過怠金ノ納付ヲ怠リタルトキハ信認金ヨリ之ヲ控除シ因テ生シタル信認金ノ不足額ハ期日ヲ指定シ之ヲ補充セシム

前項指定ノ期日迄ニ信認金ヲ補充セサルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ取引拒絕ヲ爲シ又ハ除名ス

第六十七條　假裁ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十一章　組合ノ解散及淸算

第六十八條　本組合ノ解散ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第六十九條　本組合解散シタルトキハ組合長淸算人トナル但シ總會ノ決議ニ依リ他ノ組合員中ヨリ淸算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十條　淸算人ハ就職ノ後遲滯ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作成シ各組合員ニ報告スヘシ

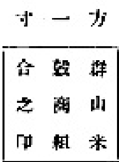
第七十一條　組合ノ財産ニ剩餘ヲ生シ又ハ組合ノ財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルトキハ其ノ剩餘額又ハ不足額ハ解散當時ニ於ケル組合員ニ對シ平等ニ分配シ又ハ賦課ス

第七十二條　淸算事務終了シタルトキハ淸算人ハ遲滯ナク決算書ヲ作製シ各組合員ニ報告シ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第十二章　雜則

第七十三條　本組合ニ左ノ印章ヲ備フ

方一寸



徑六分五厘



徑六分



第七十四條　市場取引ニ關シ組合員及仲立人ノ使用スル帳簿ノ種類樣式及記載事項ハ組合ノ定ムル所ニ依ルヘシ

前項ノ帳簿ハ本組合ニ於テ紙數ヲ附シ認印ヲ押捺シタルモノニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第七十五條　本規約ノ變更ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

群山穀物市場賣買規程

第一章　位置名稱開閉時刻及休業日

第一條　本市場ハ群山穀物市場ト稱シ群山府本町通二十六番地ニ設置ス

第二條　本市場ノ開閉時刻左ノ如シ

一、四月一日ヨリ九月三十日迄

午前八時開始　午後四時閉鎖

二、十月一日ヨリ三月三十一日迄

午前九時開始　午後四時閉鎖

第三條　休業日ハ大祭祝日、日曜日、始政記念日、群山開港記念日、年首三日間及年末三日間トス、臨時開市及臨時休業ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第二章　賣買取引

第四條　直賣買ハ賣買成立ノ日ヨリ起算シ二日以内延賣買ハ三日以上二箇月以内當事者約定ノ日ニ於テ受渡ヲ爲スモノトス但シ外國ヨリ輸入スルモノニ付テハ其ノ期間ヲ三箇月迄延長スルコトヲ得

第五條　賣買取引ハ現物ノ見本又ハ銘柄ニ依リ之ヲ行フ但シ銘柄ニ依ルモノハ當分玄米ノ一種トス

見本ニ依リ賣買契約ヲ爲シタルトキハ其ノ結了スル迄見本ノ一半ヲ組合ニ於テ他ノ一半ヲ買方ニ於テ保管スルモノトス

第六條　賣買契約ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ月日、品目、數武、價格、受渡期日及對手方ノ氏名又ハ商號ヲ組合ニ屆出テ組合ノ帳簿ニ登錄ヲ受クヘシ

第七條　延取引ハ米、籾、豆、其ノ他ノ雜穀及米糠ニ付之ヲ行フ

第八條　銘柄ニ依リ取引ヲ爲ス場合ニ於テハ少クトモ左記事項ヲ表示スルコトヲ要ス

檢查施行品ニ在リテハ檢査塲（檢查塲ノ屬スル道ノ表示ニ止ムルコトヲ得）及檢査等級、檢查未施行品ニ在リテハ之ニ準スヘキ程度ノ產地及品等

第九條　銘柄ニ依ル延取引ノ單位ハ十石トシ價格ハ一石ノ値段ニ依ル

第十條　賣買契約ヲ解除セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ組合ノ承認ヲ受クヘシ

第三章　證據金

第十一條　賣買取引ニ關シテハ組合所定ノ證據金ヲ納入セシム

第十二條　證據金ハ本證據金及追加證據金トス

本證據金ハ一石ニ付拾圓以內トシ評議員會ニ於テ其ノ額ヲ定メ當事者雙方ヨリ之ヲ徵收ス

追加證據金ハ本證據金ノ半額トシ價格ノ變動本證據金ノ半額ニ達スル每ニ其ノ損方ヨリ之ヲ徵收ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ價格ハ當日ノ出來値ノ平均ニ依リ之ヲ定ム

當日ノ賣買取引ハ計算ノ便宜上總テ前項ノ平均值段ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第十三條　證據金ハ前日ノ賣買取引ニ對シ當日ノ賣買開始前之ヲ納入セシム但シ必要ト認ムルトキハ卽時徵收スルコトヲ得

第十四條　相塲ノ變動其ノ他ニ因リ必要アリト認ムルトキハ豫納金ヲ提供セシムルコトヲ得

豫納金ノ提供ヲ命セラレタル者ハ之ヲ納付シタル後ニ非サレハ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條　賣買證據金ノ額ヲ變更シタルトキハ既約定ノ賣買ニ對シテモ亦之ヲ適用ス

第四章　賣買手數料及仲立口錢

第十六條　賣買手數料ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

第十七條　直取引ニ關スル賣買手數料ハ毎月一日ヨリ末日迄ノ賣買取引ニ對スルモノヲ翌月五日迄ニ納入セシム

延取引ニ關スル賣買手數料ハ前月ノ賣買取引ニ對シ當日ノ賣買開始前之ヲ納入セシム

第十八條　仲立人口錢額ハ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

仲立人口錢ハ賣買手數料ト共ニ組合ニ納付セシメ組合ヨリ之ヲ仲立人ニ仕拂フモノトス

第五章　賣買停止差止及入場制限

第十九條　組合長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認ムルトキハ市場ニ於ケル賣買ノ全部若ハ一部ヲ停止シ又ハ組合員市場代理人若ハ仲立人ノ取引行爲ヲ差止メ若ハ其ノ入場ヲ制限スルコトヲ得

一　相場ニ甚シキ高低ヲ生シタルトキ又ハ甚シキ高低ヲ生スヘキ虞アルトキ

二　組合員市場代理人又ハ仲立人カ不穩當ナル行爲ヲ爲シ又ハ爲サムトスルトキ

三　證據金ノ徵收ニ支障アルトキ

四　前各號ノ外市場ノ秩序ヲ維持シ又ハ組合員全般ノ利益保全ニ必要アルトキ

第六章　受　渡

第二十條　受渡ノ區域ハ釜山鎭西部又ハ釜山府内ニ於ケル現品收容倉庫内トス但シ當事者ノ合意アルトキハ組合ノ承認ヲ經テ區域外ニ於テ受渡ヲ爲スコトヲ得

第二十一條　受渡ハ總テ契約ノ期日中ニ之ヲ爲スモノトス但シ天災其ノ他不可抗力ノ為又ハ數量多額ニ上リ當日中ニ之ヲ完了スル

コト能ハサルトキハ之ヲ延期スルコトヲ得

第二十二條　受渡ハ組合ニ賣方ハ期日ノ前日正午迄ニ渡品ノ銘柄産年度數量及其ノ所在箇所ヲ記載シタル明細書ニ自己ノ處分シ得ヘキモノナルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ差出シ買方ハ期日ノ午前十時迄ニ代金ヲ差出スモノトス

第二十三條　現品ノ受渡ハ左ノ方法ニ依ル

一　直取引ハ當事者立會シテ契約ニ依ル見本ト渡品トヲ對比シ其ノ數量ヲ檢シテ受渡スルモノトス

二　延取引ハ當事者立會シテ契約ニ依ル見本又ハ銘柄若ハ標準見本品ト現品トヲ對比シ其數量ヲ檢シテ受渡スルモノトス

第二十四條　受渡日カ休日ナルトキハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ翌日ニ繰下クルコトヲ得

第二十五條　契約ニ依ル銘柄以外ノ代品ヲ以テ受渡ニ供スルコトヲ得ス

第二十六條　受渡品ノ品位數量等ニ關シ紛議ヲ生シタルトキハ必ス組合ニ申告シ其ノ審査ヲ受クヘキ　ノトス

第二十七條　審査ハ審査委員之ヲ行フ

審査委員ハ三名トシ事務ニ關係ナキ組合員中ヨリ組合長之ヲ選任ス

審査委員ニ選任セラレタル者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ辭退スルコトヲ得ス

第二十八條　審査ニ對シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十九條　受渡結了シタルトキハ雙方ヨリ完濟ナタ其ノ旨組合ニ届出ツヘシ

第七章　契約不履行者處分

第三十條　組合員受渡ノ全部又ハ一部ヲ履行セサルトキハ受渡日ニ於ケル出來値ノ平均價格ト約定價格トヲ對比シ其ノ違約數量ニ對スル差損金ヲ對手方ニ支拂ハシム若シ對手方ノ被リタル損害カ差損金以上ナルトキハ仍其ノ不足額ヲ賠償セシム契約不履行者ニ差益金アル場合ニ於テハ對手方ハ之カ支拂ノ義務ナキモノトス

第三十一條　延取引ニ於テハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ契約ヲ履行セサルモノト看做ス

一　證據金ヲ納入セサル者

二　受渡ニ關スル諸規定ニ違背シタル者

第三十二條　當事者雙方違約シタル場合ニ於テハ第三十條ノ規定ヲ適用セス

第三十三條　前條ノ場合ニ於テハ組合ハ其ノ取引效力ヲ失セタルモノト看做シ之ヲ處理スルモノトス

第三十四條　組合規約第九條ノ場合ニ於ケル取引ノ終了ハ第三十條ノ規定ニ準シ終了當日ニ於ケル出來値ノ平均ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第八章　附則

第三十五條　左ノ事項ハ之ヲ市場ニ掲示ス

一　組合規約及市場賣買規程ノ變更ニ關スル事項

二　役員ノ異動ニ關スル事項

三　組合員又ハ代理人ノ異動ニ關スル事項

四　市場代理人ノ異動ニ關スル事項

五　仲立人ノ異動ニ關スル事項

六　制裁ニ關スル事項

七　標準見本品ニ關スル事項

八　賣買證據金ニ關スル事項

九　組合員ノ氏名、商號、記號、住所又ハ營業所、代表者又ハ代理人ノ氏名變更ニ關スル事項

十　前各號ノ外組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三十六條　本規程ノ變更ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス但シ輕易ナル事項ニ關スルモノニ付テハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ評議員會ニ委任スルコトヲ得

第三十七條　賣買取引ニ關シ本規程ニ定メナキ事項ニ付テハ群山府内ノ慣習ニ依ル

米穀商組合營業成績

米穀市場の内容並に取引狀況は前述の如くであるが、主要米穀商組合の營業成績を窺ふ爲め、最近に於ける其收支決算及豫算書を示せば左の如くなつて居る。

(一)群山米穀商組合

群山米穀商組合大正十二年度收支決算書

收入之部

直取引手數料	一五、七四一、八一円	雜收入	二、一九九、四六円
延取引手數料	一八二、九五六、二五	合計	二〇〇、八九七、五二

支出之部

俸給及給料	九、七〇八、〇〇円	交際費	二〇〇、〇〇円
市場係手當	二、九六八、六六	消耗品費	三、二七八、六一
仲立人手當	四、二〇〇、〇〇	新聞雜誌	二五六、一二
雜給	一、五八八、三三	圖書費	四〇、一七

賞與金	六,八四五.〇〇	備品費	一,一〇四.二七
旅費	一,四〇一.八四	通信費	二,二九四.九七
會議費	七八三.〇三	保險料	一四四.〇〇
聯合會費	三五〇.〇〇	營繕費	一,八五一.一九
市場税	七,三五八.五一	交際費	一,四〇八.六四
諸税及公課	二,一九〇.八〇	廣告費	二,〇九〇.〇〇
印刷費	一,九五五.六五	宴會費	六〇〇.四〇
衛生費	二,三八六.六八	寄附金	一,五九二.二二
雜益費	五二〇.四〇	雜費	一,一三九.二九
宣傳費	九六四.七七	豫備金	五,三四四.六五
臨時傭人費	二,八五〇		
市場取締費	二,一〇二.二五	合計	一〇〇,八七七.五一

群山米穀商組合大正十三年度收支豫算書

收入之部

直取引手數料	一二五,〇〇〇.〇〇圓	雜收入	一,二〇〇.〇〇圓
延取引手數料	一三五,〇〇〇.〇〇	合計	三六,七〇〇.〇〇

支出之部

俸給及給料	一二,七八〇.〇〇圓	消耗品費	三,〇五〇.〇〇圓

仲立人手當	四,〇〇〇.〇〇	新聞雜誌	一〇〇.〇〇
雜給	二,六七九.〇〇	圖書費	三八〇.〇〇
賞與金	五,八八〇.〇〇	備品什器費	二,〇〇〇.〇〇
旅費	二,〇〇〇.〇〇	通信費	一,九〇八.〇〇
會議費	一,〇八〇.〇〇	保險料	一七〇.〇〇
聯合會費	三〇〇.〇〇	修繕費	五〇〇.〇〇
表彰費	六〇〇.〇〇	市場稅	六三,〇〇〇.〇〇
諸稅及公課	三五〇.〇〇	廣告費	一,〇〇〇.〇〇
印刷費	二,〇〇〇.〇〇	交際費	一,二〇〇.〇〇
衞生費	二五〇.〇〇	寄附金	五,〇〇〇.〇〇
審査費	五〇四.〇〇	雜費	二,二〇〇.〇〇
立替費	一,〇一〇.〇〇	豫備金	一四,七八三.〇〇
臨時傭人費	六〇〇.〇〇	接待費	一,五〇〇.〇〇
市場取締費	六〇〇.〇〇	合計	一二八,七〇〇.〇〇

◎木浦穀物商組合

木浦穀物商組合大正十二年度收支豫算書

收入之部

l手数

直取引手數料	八八〇〇〇〇円	雑費	一〇〇〇円
延取引手數料	一二四〇〇〇〇	合計	一一〇〇〇〇〇
收入利息	七〇〇〇		

支出之部

給料及手當料	四〇一〇〇円	旅費	四五〇〇〇円
仲立人口錢	二三五〇〇〇	賞與金	四〇〇〇〇
事務費	一〇〇〇〇	合計	一〇五五〇〇
諸税及公課	一五〇〇〇		

◎大邱穀物商組合

大邱穀物商組合大正十二年度下半期收支決算書

收入之部

手數料	九六二六二四五円	繰越金	三一一〇〇〇円
雑收	一五八〇二五	合計	一二九一四八八〇

支出之部

諸給	一〇〇〇一七〇円	旅費	一七〇〇円
會議費	二一二〇	紙費	二〇八九七〇
通信費	七〇七七〇〇	別途手數料積立金	三七九六四九
修理費	二九二〇	剰餘金	三八七六九九

五00四

職員奨励金	一二八七.〇六
合計	一二五一四六.六〇

大邱穀物商組合大正十三年度上半期收支豫算書

收入之部

手數料	七四二五〇.〇〇円	繰越金	二七六九.二九円
雜收	九〇〇〇.〇〇	合計	八六〇一九.二九

支出之部

諸給	二四一〇〇.〇〇円	雜費	一四六五〇.〇〇円
會議費	一二一〇.〇〇	豫備金	三〇〇.〇〇
通信費	六三五〇.〇〇	別途手數料積立金	一九二五〇.〇〇
修理費	一〇〇〇.〇〇	剩餘金	一七四五九.二九
職員奬勵費	一二〇〇.〇〇	合計	八六〇一九.二九
旅費	五〇〇.〇〇		

◎釜山穀物商組合

釜山穀物商組合大正十二年度下半期收支決算書（右側直取引　左側延取引）

收入之部

手數料	一八六六五.三二円 五一八六七.五二	前期繰越金	四七.七四円 六八八.八一

利息	一二、七二六.〇二	八五、八八〇.八二
雜收入	四二.四〇	二六二.〇〇
合計	一九、八七八.一七	一六〇、八六八.三七

支出之部

市場税	一五、八四六.三二	一九一、七九九.九一
給料並に雜給	一六四、〇七六.六四	二四、九七七.六八
取扱手數料	一五、三二七.九五	
通信費	四四〇.四八	四二〇.四八
會議費	一、〇八六.八九	九五五.四四
運動會費	七五九.〇〇	三二七.八六
借地料	一、二〇〇.〇〇	—
家賃	六〇〇.〇〇	—
印刷費	二七二.〇五	二七九.六五
畫費	二二五.四	—
新聞費	一二〇.五九	五九八.五二
電話使用料	一三〇.〇〇	六八〇.〇〇
當期利益金	一〇七、二九三.五九	五二五.五六
合計	一九、八七八.一七	一六〇、八六八.三七

釜山穀物商組合大正十三年度上半期收支豫算書（右側直販引 左側延販引）

收入之部

手數料	一五、〇〇〇.〇〇	一五〇、〇〇〇.〇〇
利息	一、二〇〇.〇〇	八、〇〇〇.〇〇
合計	一六、二〇〇.〇〇	一五八、〇〇〇.〇〇

支出之部

市場税	二、〇〇〇.〇〇	二〇、〇〇〇.〇〇
通信費	二〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇

電話料	二八八.〇〇	一四四.〇〇
給料並に諸給	六九〇〇.〇〇	一二〇〇〇.〇〇
新年宴會並に會議費	一二五〇.〇〇	一二五〇.〇〇
家賃又は借地料	六〇〇.〇〇	一二〇〇.〇〇
印刷費	三〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇
運動會費	四〇〇.〇〇	九〇〇.〇〇
叢費	二〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇
寄費	三八〇〇.〇〇	四〇〇〇.〇〇
販撥手數料	五,〇〇〇.〇〇	—
組合員割戻金	[illegible]	一〇一,八〇六.〇〇
合計	一六,[illegible]〇〇.〇〇	一五八,〇〇〇.〇〇

◎鎭南浦穀物商組合

鎭南浦穀物商組合大正十二年度下半期收支決算書

收入之部

手數料	八,六九一円五〇	前期繰越金	九一〇円七九
雜收入	八七九.六九	合計	一〇,四八一.九八

支出之部

諸給	四,四八七円〇〇	交際費	二五円八四
旅費	一六八.八〇	聯合會費	三〇〇.〇〇
需用費	一二四.一九	雜費	四八九.四六
通信費	一,一六三.六四	當期益金	一三,〇四七.〇五
借家料	一二〇.〇〇	合計	一〇,四八一.九八

其營
俺
場の
四一
〇九

鎮南浦穀物商組合大正十三年度上半期收支豫算書

收入之部

手數料	二〇、四〇〇、〇〇円	前期繰越金	二、六〇九、四一円
雜收入	四〇〇、〇〇	合計	二三、四〇九、四一

支出之部

諸給	五、〇〇〇、〇〇円	聯合會費	三〇〇、〇〇円
販費	四〇〇、〇〇	雜費	六〇〇、〇〇
需用費	六〇〇、〇〇	豫備金	五〇〇、〇〇
通信費	一、八〇〇、〇〇	繰越金	一三、四八九、四一
借家料	三二〇、〇〇	合計	二三、四〇九、四一
交際費	六〇〇、〇〇		

第三節　株式市場

株式現物取引市場の內容

朝鮮に於ける株式現物取引市場は、僅に京城に於て一箇所設置されて居るのみで、同市場は株式組織に係り、大正九年八月十四日の開業で、其營業目的、資本金、仲買人數、賣買手數料、及仲買人手數料等は左の如くなつて居る、

数百以賣泣

株式會社京城株式現物取引市場

一、會社設立許可年月日　大正九年一月二十六日
一、同　成立年月日　同　五月十五日
一、同　開業年月日　同　八月十四日
一、位　置　京城府黄金町二丁目百九十九番地
一、目　的　所屬仲買人をして有價證券現物の賣買取引を爲さしめ受渡代金の一時立替を行ふ
一、資本金　四百七拾八萬六千壹百圓
一、拂込資本金　壹百拾九萬七千七百貳拾五圓
一、仲買人定員數　四拾名以内但當分參拾名以内
一、同　現在數　貳拾參名

株式會社京城株式現物取引市場賣買手數料及仲買人手數料

價格	賣買手數料	委託手數料	備考
十圓迄	三錢	一〇錢	
二十五圓迄	四	一四	

株式（一枚に付）	五十圓迄	五	一八
	百圓迄	七	二七
	百五十圓迄	九・五	三五
	二百圓迄	一二	四三
	二百五十圓迄	一四・五	五一
	三百圓迄	一七	五九
	三百圓を超るときは五十圓迄毎に	二錢五厘を加ふ	八錢を加ふ
公債及地方債、社債	（百圓に付）（百圓未滿は一通に付）	二	一〇

更に大正九年以降大正十二年末迄の株式現物賣買高を、長期と短期とに分ちて見れば左表の如くにして、財界の盛衰投機熱の消長に依り、取引高には自ら增減を來して居るが、半島經濟力の貧弱なることは其取引高の少額なるに依りても想像するに難くない。

京城株式現物取引市場賣買高表

年次	種別 長期取引	短期取引	合計	備考
大正九年	一枚	一八三二九一枚	一八三二九二枚	大正九年八月十四日開業

同　十　年	二、七七四、〇二九	九三八、九九〇	三、七一三、〇一九
同　十一年	九二八、七九一	一、七三〇、〇三〇	二、六五八、八二一
同　十二年	五〇〇、〇四二	一、〇二九、六六〇	一、五二九、七〇二

市場定款・及取引方法

京城株式現物取引市場の内容は右の如くであるが、市場定款・及營業細則は次に掲ぐる通りである。而して之に據ると、取引の方法も亦明瞭になつて居るから、それに就いての説明は省略することにした。

株式會社京城株式現物取引市場定款

第一章　總　則

第一條　當會社ハ株式會社京城株式現物取引市場ト稱ス

第二條　當會社ハ所屬仲買人ヲシテ有價證券ノ現物取引ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

受渡代金及物件ノ貸付立替保證其他當會社ノ業務ノ遂行ニ必要ナル事項ハ營業細則其他取引慣行ニ準シテ之ヲ爲スコトヲ得

第三條　當會社ハ營業所ヲ京城府黄金町二丁目百九十九番地ニ置ク

第四條　當會社ノ存立期限ヲ設立ノ日ヨリ滿十箇年トス但シ株主總會ノ決議ヲ以テ繼續スルコトアルヘシ

第五條　當會社ノ公告ハ所轄登記所ノ公告ヲ掲載スル新聞紙ヲ以テス

第二章　資本及株式

第六條　當會社ノ資本金ハ金四百七十八萬六千一百圓トシ之ヲ九萬五千七百二十二株ニ分チ一株ノ金額ヲ金五十圓トス

但第一回拂込金ハ金十二圓五十錢トシ第二回以後ノ拂込ハ必要ニ應シ重役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ金一百圓ニ對シ一日ニ付金五錢ノ賠償金ヲ徴收ス

第七條　株券ハ記名式トシ一株券及十株券ノ二種トス

第八條　株券ハ分合汚損ニ因リ新券交付ヲ求ムル者ハ本會社ノ定ムル書式ニ依リ請求書ヲ作成シ株券ヲ添ヘテ差出スヘシ但汚損ノ僞眞正ヲ確メ難キ場合ハ次項ニ準ス

株券ノ滅失紛失盗失ノ場合ニハ其ノ事由並ニ株券ノ種類、記號、番號ヲ明記シテ届出テ新券ノ交付ヲ請求スヘシ

前項ノ場合ニハ當會社ハ請求人ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公告シ一箇月ヲ經タル後當會社ノ適當ト認ムル保證人二人以上ヲ立テシメ新券ヲ交付ス但證跡判明ナル滅失ニ付キテハ公告ヲ省略スルコトヲ得

右ノ株券ニ付異議又ハ故障ノ申立アルトキハ當會社ハ確定判決ニ依ルニ非サレハ新券ヲ交付セサルコトアルヘシ

新券ノ交付ニハ新券一枚ニ付金四十錢ノ手數料ヲ徴スヘシ

第九條　株主ハ其ノ住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ

株主カ代理人又ハ代表者ニ依リ代表セラルル場合ニ於テハ其ノ代理人又ハ代表者ノ氏名住所及印鑑ヲ届出ツルモノトス

株主其代理人又ハ代表者カ其氏名ヲ改メタル時ハ之ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ添ヘ其旨ヲ届出ツルモノトス

帝國内ニ居住セサル株主ニハ帝國内ニ假住所又ハ代理人ヲ定メシムルコトアルヘシ

第十條　株式ノ名義書換ヲ請求スル者ハ當會社ノ定ムル書式ニ從ヒ請求書ヲ作リ株券ヲ添ヘテ差出スヘシ

前項ノ請求書ニハ株式讓渡ノ場合ノ外移轉ノ原因ヲ證スルニ足ル書類ヲ添付スヘシ

名義書換手數料ハ一枚ニ付金十錢トス

第十一條　當會社ハ總會三十日前ヨリ總會ノ結了ニ至ル迄株式記名換ヲ停止スルコトヲ得此場合ニ於テハ豫メ其旨ヲ公告スルモノトス

第三章　株主總會

第十二條　定時總會ハ毎年六月十二月ノ兩度社長之ヲ招集ス

第十三條　株主及其代理人又ハ代表者ハ株主ニ限リ之ヲ代理人トシテ議決權ノ行使ヲ委任スルコトヲ得

第十四條　總會ノ議長ハ社長又ハ取締役之ニ當ル

社長取締役ニシテ議長トナルモノナキ時ハ株主中ヨリ總會之ヲ選任ス出席株主ノ半數以上ノ請求アリタルトキ亦同シ

第四章　重役

第十五條　重役ノ員數左ノ如シ

取締役　七名以内

監査役　五名以内

第十六條　取締役ハ本會社株式一百株監査役ハ同五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

第十七條　重役ノ選任ハ株主議決權ノ多數ニ依リテ之ヲ決ス但同數者アルトキハ年長者ヲ取ケ同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ當選者ヲ定ム

第十八條　取締役ノ任期ハ三年監査役ノ任期ハ二年トス但任期カ其任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定期總會前ニ滿了スルトキハ其

定時總會ノ終結ニ至ル迄其任期ヲ伸長スルモノトス補缺選擧ニ依リテ重役トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期トス

第十九條　重役ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テ法定ノ員數ヲ缺クニ至ラサルトキハ次ノ選擧期迄其選任ヲ爲サヽルコトヲ得

第二十條　取締役ハ就任ノ日ニ於テ其所有ニ係ル當會社ノ株式一百株ヲ監査役ニ供託スヘシ取締役不時ニ退職スルモ其事業年度ノ諸報告ヲ總會ニ提出シ其承認ヲ得タル後ニアラサレハ前項ノ株券ハ之ヲ返戻セサルモノトス

第二十一條　取締役ノ互選ヲ以テ社長一名專務取締役一名及常務取締役若干名ヲ選ヒ但營業ノ狀況ニ依リ常務取締役ヲ置カサル事ヲ得

第二十二條　社長ハ當會社ヲ代表シ業務ヲ統轄ス

專務取締役及常務取締役ハ社長ヲ補佐シ日常ノ業務ヲ執行ス

社長事故アリテ其職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ專務取締役之ニ代リ專務取締役差支アル時ハ他ノ取締役之ニ代ル

第二十三條　重役會ノ決議ニ依リ支配人ヲ置クコトヲ得

支配人ハ社長又ハ專務取締役及常務取締役ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理ス

第二十四條　重要事項ハ重役會ニ於テ議定ス

但監査役ハ可否ノ數ニ加ハラス

重役會ノ會長ハ社長之レニ任ス

第二十五條　取締役及監査役ノ報酬ハ創立總會又ハ定時總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條ノ二　重役會ノ決議ヲ以テ顧問又ハ相談役ヲ置クコトヲ得

第五章　仲買人

第二十六條　當會社ノ仲買人ハ四十名以內トシ重役會ノ決議ヲ以テ適當ノ員數ト定ム

第二十七條　仲買人タラントスル者ハ履歴書其他必要ナル書類ヲ具シ當會社ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

第二十八條　三箇月以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルモノニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ三箇年ヲ經過セサルモノ及仲買人除名處分ヲ受ケ二箇年ヲ經過セサル者ハ仲買人タルコトヲ得ス

第二十九條　仲買人ノ身元保證金ハ金二萬圓トス
但内一萬圓ハ即納セシメ殘額ハ重役會ノ決議ヲ以テ期限ヲ定メ分納セシムルコトヲ得

第三十條　仲買人カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當會社ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處分ス

一　正當ノ理由ナクシテ引續キ三箇月以上當會社ニ於テ賣買取引ヲ爲ササル者　除名

二　家資分散又ハ破產ノ宣告ヲ受ケタル者　除名

三　懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者　除名

四　前號ノ外仲買人ニシテ其營業ニ關シ他人ニ其名義ヲ貸與シ其他不正ノ行爲ヲナシ不穩當ノ賣買ヲ爲シ當會社又ハ仲買人ノ業務ヲ妨害シタリト認ムヘキ者　過怠金營業停止又ハ除名

五　仲買人ニシテ身元保證金、賣買證據金、賣買手數料、其他ノ計算金又ハ過怠金ノ納入ヲ怠リタル者　除名
但特ニ宥恕スヘキ事情アリト認ムル者ニ付テハ六箇月以下ノ營業停止又ハ六箇月以下ノ營業停止及過怠金ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

六　仲買人ニシテ其身元保證金若クハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止ノ命令ヲ受ケタル場合ニ於テ當會社ノ指定ニ從ヒ指定時限內ニ相當ノ金額ヲ納入セサル者又ハ仲買人ニシテ其ノ身元保證金若ハ賣買證據金ニ付租稅滯納處分ニ係リ又ハ租稅滯納處分ノ例ニ依リ差押ヲ受ケタル者　同上

七　身元保證金ノ還付ヲ受クヘキ權利ヲ他人ニ讓渡シ若クハ讓渡ノ豫約ヲ爲シ又ハ質入レ若クハ質入ノ豫約ヲナシタル者又ハ自

己ノ所有ニ屬セサル有價證券ヲ以テ身元保證金ニ代用シタル者　除名

八　仲買人組合規約規定ニ違反シ委託手數料ヲ輕減シタルモノ　過怠金又ハ營業停止

九　受渡ヲ履行セサル者　過怠金、營業停止又ハ除名

十　前各號ノ外法令定款營業細則ノ規定若クハ當會社ノ承認シタル仲買人組合ノ諸規約ニ違反シ當會社ノ秩序ヲ紊スト認ムヘキ者　過怠金營業停止、過怠金營業停止又ハ除名

第三十一條　仲買人ハ會員ヲ以テ組合ヲ組織シ組合委員ヲ選舉スヘシ

組合委員ハ委員會ヲ組織シ委員中ヨリ委員長副委員長ヲ選舉スヘシ

第六章　賣買手數料、賣買證據金

第三十二條　賣買手數料率ハ重役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條　賣買證據金ハ營業細則ノ規定ニ依リ之ヲ徴收ス

第七章　違約賠償

第三十四條　取引ノ違約ヨリ生シタル損害ニ付テハ徴收シタル其證據金及身元保證金其他當會社ニ預入セル違約者ノ諸積立金ヲ限度トシ營業細則ノ規定ニ依リ損害ヲ受ケタル者ニ之ヲ交付ス但違約者カ特ニ當會社ニ對スル債務ヲ有スルトキハ身元保證金ハ之ヲ控除シタル殘額ヲ限度トス

第八章　計算

第三十五條　計算期ハ一年ヲ二回ニ分チ前年十二月一日ヨリ當年五月三十一日迄ヲ上半期トシ六月一日ヨリ十一月三十日迄ヲ下半期トス

第三十六條　當會社ハ每期ノ總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシテ左ノ如ク分配ス

一　法定積立金　純益金ノ百分ノ五以上
一　別途積立金　若干
一　役員賞與金　純益金ノ百分ノ十以內
一　社員恩給基金　若干
一　株主配當金　若干
一　後期繰越金　若干

第九章　營業細則

第三十七條　營業細則ハ重役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ朝鮮總督ノ認可ヲ受クルモノトス

附　則

第三十八條　當會社ノ創立費用ハ金一萬五千圓以內トス
第三十九條　當會社ハ其株式ノ一部ヲ額面以上ノ價額ヲ以テ發行スル事ヲ得
第四十條　初期ノ計算期ニ限リ會社成立ノ當日ヨリ大正九年十一月三十日迄ヲ一期トス

株式會社京城株式現物取引市場營業細則

第一章　取引物件

第一條　本會社ニ於テ賣買取引スヘキ物件ハ國債證券地方債證券社債券及株券トス

才會ノ日賣一

第二條　賣買取引開始後ト雖モ賣買取引上危險ナリト認ムルトキ又ハ其他重要ナル事由アル場合ニハ取引物件ノ一部ノ賣買取引ヲ中止又ハ廢止スルコトアルヘシ

第二章　開市及休業

第三條　市場ノ立會ヲ前場後場ニ分チ毎日左ノ時刻ニ開始ス

前場　午前十時

後場　午後二時

必要アル場合ニハ前項ノ時刻ヲ變更シ又ハ立會ヲ中止セシムルコトアルヘシ

第四條　休業日ハ左ノ如シ

一、年首　三日間

二、年末　五日間

三、大祭日　祝日

四、日曜日

第五條　前條休業日ノ外臨時休會シ又ハ休業若ハ休會ノ場合ト雖モ臨時立會ヲ開始スルコトアルヘシ

前項ノ規定ヲ適用スル場合ニハ豫メ之ヲ市場ニ掲示ス

第三章　立會

第六條　立會ハ相對賣買又ハ入札賣買ノ方法ニ依ル

相對賣買ハ當事者雙方ノ契約ヲ以テ之ヲ爲ス

入札賣買ハ其物件ノ銘柄種數及受渡期日ヲ掲示シ豫定ノ時刻ニ賣買者ヲシテ記名式ヲ以テ其價格ヲ入札セシメ開札ノ上賣方ハ最高評價ヲ爲セル買方ヲ以テ確定ノ相手方トシ買方ハ最低評價ヲ爲セル賣方ヲ以テ確定相手方トス

第七條　賣買ハ當事者賣買物件ノ銘柄數量價格及受渡期限ヲ本會社ノ場帳ニ登錄シタルトキニ成立ス

第八條　取引ノ期間ハ賣買成立ノ日ヨリ起算シ一箇月以內トス

第九條　賣買當事者雙方ヨリ場帳登錄ノ訂正ヲ申出タルトキハ之ヲ訂正ス但場帳ノ照合ヲ完了シタル後ニ於テハ此限リニアラス

第十條　株券ノ取引單位ハ十株トシ呼値ハ一株ノ値段ニ依リ國債證券地方債證券及社債券ノ呼値ハ其額面ノ値段ニ依ル但必要ノ場合ニハ取引單位ヲ一株トスルコトヲ得

第十一條　賣買出來値段ハ銘柄別ニ之ヲ公示ス

第十二條　賣買不穩當ト認メタルトキハ場帳ノ登錄ヲ爲サス

第四章　證據金身元保證金及計算

第十三條　賣買取引ニ對スル證據金ハ本證據金增證據金及追證據金トス本證據金ハ價格ノ百分ノ五十ノ範圍內ニ於テ定メ當事者雙方ヨリ之ヲ徵收ス

增證據金ハ其ノ必要アリト認メタルトキハ本證據金ノ二倍ノ範圍內ニ於テ定メ當事者雙方ヨリ之ヲ徵收ス

追證據金ハ相場ノ變動本證據金ノ半額ヲ超エタル場合ニ變動額ニ準シ適宜ニ定メ損方ヨリ之ヲ徵收ス

第十四條　本證據金ハ前日後場及當日前場ヲ合セ一計算區域トシ其區域內ノ賣買ニ對シ翌日前場立會前ニ之ヲ納入セシム增證據金及追證據金ノ納入時限亦同シ但證據金ノ納入時限ヲ臨機短縮スルコトアルヘシ

身元保證金ハ證據金納入時限ニ違セサル賣買ノ擔保ト看做スコトアルヘシ

第十五條　第十三條ノ價格ハ前條ニ定ムル計算區域內ノ最後ノ出來値ノ圓位以下五捨六入シタルモノヲ以テス但特別ノ事由アリト

認メタル場合ニハ帯積引値ノ平均又ハ其他ノ方法ニ依リ價格ヲ定ムルコトヲ得

立會ノ停止特別證據金又ハ追證據金ノ徴收其他ノ事由ニ依リ必要ナルトキハ後場又ハ前場ノミノ賣買ニ付前項ノ例ニ依リ價格ヲ算定ス

第十六條　賣買證據金ノ定率ヲ變更シタルトキハ變更前ノ賣買ニ付テモ適用ス

第十七條　本會社ハ左ノ場合ニ於テハ賣買ノ一方又ハ雙方ニ對シ豫納金ヲ差入レシムルコトアルヘシ其差入時限ハ本會社之ヲ定ム

一　第十四條第二項ノ賣買擔保ニ不足ヲ生スル虞アリト認メタルトキ

二　多額ノ賣買玉ヲ有スルモノヲシテ更ニ賣買ヲ爲サシムルコトヲ危險ナリト認メタルトキ

三　賣買ニ不穩ノ徴候アリト認メタルトキ

前項ノ規定ニ依リ豫納金ヲ差入ルヘキ者ハ之ヲ差入タル後ニ非サレハ賣買ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條　賣買證據金及豫納金ハ現金ヲ以テ之ヲ納入スルヲ要ス但賣買證據金ハ本會社カ特ニ指定シタル有價證券ヲ以テ代用セシムルコトアルヘシ此場合ニ於ケル代用價格ハ本會社之ヲ定ム

第十九條　代用有價證券ノ種類又ハ其價格ヲ變更シタルニ因リ賣買證據金ニ不足ヲ生シタル場合ハ本會社指定ノ時限内ニ其不足額ヲ納入セシム

第二十條　記名ノ有價證券ハ何時ニテモ處分シ得ヘキ手續ヲ完了スルニアラサレハ之ヲ代用ニ供スルコトヲ得ス但他人名義ノ證券ヲ仲買人名義ニ書換ヘ得ヘキ必要ノ書類及其費用ヲ添付シテ差入レタルトキハ之ヲ收受スルコトアルヘシ此場合ハ本會社ニ於テ書換手續ヲ代理執行ス

前項ノ場合ニ於テ書類ノ不備其他ノ事由ニヨリ書換ヲ爲スコト能ハサルトキハ現金又ハ他ノ證券ヲ差入レシム

第二十一條　賣方カ受渡ノ爲メ其約定證券ヲ本會社ニ提供シタルトキハ其賣買ニ付證據金ヲ徴收セス既ニ徴收シタル證據金ハ之ヲ返還ス但第三十三條ノ規定ニ依リ受渡代金ノ假渡ヲナストキハ支障ナシト認メタルトキニ限リ之ヲ返還ス

前項ノ規定ニヨリ本會社ニ提供シタル證券ハ約定期間内ニ於テハ如何ナル事情アリト雖他ノ證券又ハ現金ト引換エルコトヲ得ス

第二十二條　證據金トシテ納入シタル現金ニハ利子ヲ附セス

第二十三條　證據金ノ納入返付ハ本會社ノ定メタル通帳ヲ以テ之ヲ爲スヘシ其通帳ハ本會社之ヲ交付ス

本會社ハ前項ノ通帳ノ外預リ證ノ類ヲ交付セス

第二十四條　身元保證金ハ現金ヲ以テ納入スルヲ要ス但本會社カ指定シタル有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其代用價格ハ本會社臨時之ヲ定ム

前項身元保證金ノ利息及代用有價證券ノ利札ハ仲買人ノ請求ニヨリ之ヲ返付ス

第二十五條　身元保證金代用有價證券ノ種類又ハ其代用價格ヲ變更シタルニヨリ生シタル身元保證金ノ不足額ハ變更後五日以内本會社ノ指定シタル時限ニ納入スルヲ要ス其超過額ハ何時ニテモ仲買人ノ請求ニヨリ之ヲ返付ス

第二十六條　仲買人カ資格ヲ失ヒタル場合ニハ其身元保證金ハ本會社ニ於ケル取引ヲ結了シ且ツ本會社ニ對スル一切ノ計算ヲ完了シタル後五日以内ニ之ヲ返付スヘシ

第二十七條　仲買人其身元保證金又ハ證據金ニ付裁判所ヨリ轉付差止ノ命令ヲ受ケタルトキ又ハ法令ニヨリ差押ヲ受ケタルトキハ本會社ノ指定シタル時限ニ之ニ相當スル金額ヲ本會社ニ納入スルコトヲ要ス

第五章　受渡及違約

第二十八條　賣買物件ノ受渡ハ本會社ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

第二十九條 受渡ハ本會社所定ノ用紙ニ必要事項ヲ記載シ賣方ニ在リテハ證券及記名換委任狀買方ニ在リテハ代金ヲ添ヘ約定期限内ニ本會社ニ差出シ之ヲ爲ス

第三十條 前條ノ差込アリタルトキ本會社ハ之ニ履行濟ノ證印ヲ押捺シ且ツ當事者ヲシテ受取欄ニ捺印セシメ夫々約定證券及代金ヲ交付ス

第三十一條 約定代金ハ現金又ハ仲買人振出ノ本會社指定ノ銀行ノ小切手ニ限ル但シ本會社ニ於テ必要ト認ムルトキハ小切手差入ヲ拒ムコトアルヘシ

第三十二條 仲買人カ現金ニ代ヘテ差入タル小切手カ不渡トナリタルトキハ其仲買人ハ即時ニ現金ヲ以テ小切手記載ノ金額ヲ納入スルヲ要ス

第三十三條 賣方カ受渡期限前ニ賣約定ノ證券ヲ本會社ニ差出シタルトキハ本會社ハ受渡代金ノ假渡ヲ爲スコトアルヘシ但シ買方カ規定ノ期限迄ニ受渡代金ヲ差入レサルトキハ本會社ハ直ニ賣方ヲシテ假渡金ヲ返還セシム

假渡金ニハ利子ヲ附ス

買方ノ差入レタル受渡代金ハ本會社ノ立替ヘタル假渡金ニ充當ス

第三十四條 賣買當事者ノ一方カ約定ノ全部又ハ一部ヲ履行セサルトキハ其部分ニ付約定當日ニ於ケル第十三條價格ヲ受渡日ニ於ケル價格ニ對照シ違約者ヲシテ被違約者ノ差損金ヲ支拂ハシム違約者ノ差益金アル場合ニ於テハ違約者ハ之カ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス

前項ニ於テ對照スヘキ價格ナキトキハ本會社ニ於テ選定シタル三名以上ノ仲買人ノ評價ヲ以テ之ニ代フ

第六章 手數料

第三十五條 賣買取引ニ對シテハ別ニ定ムル所ニ依リ當事者雙方ヨリ賣買手數料ヲ徴收ス

賣買手數料ハ第十四條ノ計算區域毎ニ算出シ本證據金ト同時ニ之ヲ納入セシム

第七章　仲買人、仲買人組合及仲買人ノ使用人

第三十六條　仲買人營業許可ヲ受ケタル者ハ定款營業細則其他本會社カ定メタル一切ノ規則ヲ遵守スヘキ旨ノ誓約書ヲ差出スヘシ

第三十七條　本會社ハ前條ノ誓約書ヲ受取リタル後仲買人證票ヲ交付シ本會社所定ノ使用料ヲ徴收ス

仲買人ハ前項ノ看板ヲ店頭ニ揭クヘシ

證章ハ仲買人仲買代理人及其使用人用ノ三種ニ區別シ各自市場ニ於テ之ヲ佩用セシム

第三十八條　仲買人ハ商號及記號ヲ定メ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

第三十九條　仲買人ハ本會社ノ指定シタル區域内ニ其營業所ヲ設クヘシ

仲買人ハ支店出張所其他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス前項ノ營業所以外本市場ニ於ケル賣買ノ取扱ヲ爲ス場所ヲ設タルコトヲ得ス

第四十條　仲買人ハ本市場外ニ於テ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

第四十一條　營業停止中ニ於テハ仲買人ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一　本會社ヨリ交付シタル看板ヲ揭クルコト

二　新ニ賣買取引ニ關スル委託ヲ受クルコト

三　仲買營業ノ廣告ヲ爲シ相場ヲ揭示シ相場表ヲ發布シ其他委託ヲ誘致スルコト

第四十二條　仲買人ハ其全員ヲ以テ仲買人組合ヲ組織スルコトヲ要ス新ニ許可ヲ受ケタルモノハ此組合ニ加入シタル後ニ非サレハ其營業ヲ開始スルコトヲ得ス

仲買人ハ其仲買營業ニ關スル目的ヲ以テ前項ノ組合以外ニ別ニ組合又ハ團體ヲ設クルコトヲ得ス

第四十三條　仲買人組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　目的及事務所
二　委員長副委員長其他役員ノ員數選擧ノ方法任期解任及權限ニ關スル事項
三　組合總會及委員會ノ組織招集權限議決ノ方法等ニ關スル事項
四　組合員ニ部類ヲ定ムルトキハ之ニ關スル事項
五　經費賦課ニ關スル事項
六　加入金ニ關スル事項
七　會計年度ニ關スル事項
八　委託手數料委託證據金ニ關スル事項
九　仲買人ノ用ユル帳簿ニ關スル事項
十　委託手數料ノ減額其他不正競爭ノ取締ニ關スル事項
十一　不正ノ行爲アリタル委託者及雇人等ノ相互通知其他仲買人ノ營業上ノ利益ヲ保全スルニ付必要ナル事項
十二　規約違反者ノ處分(違約金)ニ關スル事項
十三　規約變更ノ手續ニ關スル事項
十四　組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ處分ニ關スル事項
十五　解散ノ場合ニ於ケル清算ニ關スル事項

前項ノ規約ヲ制定シ又ハ之ヲ變更セントスルトキハ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

第四十四條　仲買人組合ハ受託契約準則ヲ定メ本會社ノ承認ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第四十五條　仲買人ノ市場代理人ハ帝國臣民ニシテ二十歳以上ノ男子タルコトヲ要ス

第四十六條　仲買人カ市場代理人ヲ置カントスルトキハ其市場代理人タラントスル者ノ氏名年齢住所及履歴及委任權限ヲ記載シタル書面ヲ差出シ豫メ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

第四十七條　仲買人ハ其市場代理人ノ解任辭任又ハ死亡ヲ遲滯ナク本會社ニ屆出ツヘシ

第四十八條　本會社ニ於テ市場代理人ヲ不適任ト認メタルトキハ其解任ヲ命シ又ハ必要ト認メタルトキハ其市場代理人ノ市場ニ出入スルヲ停止スルコトアルヘシ

第四十九條　仲買人其資格ヲ失ヒタルトキハ本人又其相續人若クハ其親族ヨリ直チニ看板徽章等ヲ本會社ニ返付スヘシ

第五十條　仲買人ノ業務上使用スル諸帳簿ハ仲買人組合ニ於テ之ヲ議定シ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ帳簿ニハ紙數ヲ附シ使用前本會社ノ捺印ヲ受クヘシ

第五十一條　本會社ハ必要アリト認メタルトキハ仲買人ニ對シ諸帳簿其他必要ナル書類ノ提出ヲ命シ又説明ヲ求ムルコトアルヘシ

仲買人ハ前項ノ帳簿書類ノ提出及説明ヲ拒絶シ又帳簿及書類ヲ隱匿シ或ハ虚僞ノ陳述ヲ爲スコトヲ得ス

第五十二條　仲買人組合ニ於テ其規約ニ因リ委員ヲ選舉セサルトキ又ハ選舉ヲ爲ス能ハサルトキハ本會社ハ適宜仲買人中ヨリ之ヲ指定ス

前項ノ選定ヲ受ケタル仲買人ハ如何ナル理由アルモ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十三條　仲買人除名セラレ營業ヲ停止セラレ又ハ入場ヲ制限セラレタル場合ト雖モ其既約定ニ係ル賣買結了範圍内ニ於テ處分ヲ受ケサリシモノト看做ス

第八章　受　託

第五十四條　仲買人ハ本章ノ規定其他定款營業細則及仲買人組合規約ニ定メタル條件ニ依リテ受託契約ヲ爲スヘシ

第五十五條　委託證據金ハ仲買人組合ノ定ムル所ニ從ヒテ之ヲ差入レシム

第五十六條　委託者ハ委託賣買ニ對スル受渡代金又ハ物件ヲ受渡當日午前十時迄ニ仲買人ニ振込ムヘシ但委託ニ際シテハ特ニ受渡期日ヲ指定シタルトキハ委託者ハ委託ト同時ニ受渡物件又ハ代金ヲ受託仲買人ニ振込ムヘシ

第五十七條　委託者カ前條所定ノ時限內ニ受渡物件又ハ受渡代金ヲ振込マサルトキハ仲買人ニ於テ代位受渡ヲナスモノトス

前項ノ代位受渡處分ノ結果仲買人ニ於テ損害ヲ被リタルトキハ委託者ハ遲滯ナク之ヲ賠償スルコトヲ要ス

第五十八條　仲買人ハ委託證據金ヲ委託者ノ指圖ニヨリ受渡代金ニ振替ヘ又ハ受渡終了ト同時ニ之ヲ返付スヘシ但シ委託者ニ於テ受渡ヲ履行セサルトキハ委託證據金ヲ仲買人ノ損害ニ充當スルモ委託者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第五十九條　仲買人委託ノ全部ヲ執行スルコト能ハサル場合ニ於テハ其一部ヲ執行スルコトヲ得

第六十條　仲買人ハ委託賣買成立シタルトキ又ハ第五十七條ニヨリ受渡ヲナシタルトキハ其都度直チニ之ヲ委託者ニ報告スヘシ

第六十一條　仲買人ヨリ委託者ニ對シテ爲ス通信ハ特別ノ契約アル場合ノ外委託者ノ營業所住所又ハ居所ノ孰レカ一方ニ宛テ之ヲ發送スルモノトス但委託者ハ營業所住所及居所ヲ變更シタルトキハ其都度直チニ之ヲ仲買人ニ通知スヘシ

第六十二條　委託者ノ仲買人ニ對スル債務ハ總テ仲買人店舗所在地ヲ以テ其履行地トスヘシ

第六十三條　委託者ハ仲買人ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ委託物件又ハ委託ニヨリ生シタル一切ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第六十四條　委託ノ賣買ニ關シ仲買人ヨリ委託者ニ發送スル賣買報告書若クハ賣買計算書等ニ於テ若シ違算又ハ錯誤ヲ生シタル時ハ總テ仲買人ノ帳簿ニヨリテ解決ス

第九章　立會ノ停止及賣買ノ差止

第六十五條　本會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認ムルトキハ市場ノ立會ノ一部又ハ全部ヲ停止スヘシ

一　相場ノ昂低不穩又ハ著シキトキ若ハ不穩當又ハ著シキ昂低ヲ生スル虞アルトキ

二　仲買人カ不穩當ナル賣買ヲ爲シ又ハ其ノ立會方法宜シキヲ得ス其他故意ニ市場ノ秩序ヲ紊ス行爲ヲ爲シタルトキ又ハ爲サントシタルトキ

三　證據金ノ徵收ニ支障アリト認ムルトキ

四　前各號ノ外市場ノ立會カ公益ニ害アリト認ムルトキ

第六十六條　本會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルト認メタルトキハ仲買人ノ賣買ヲ差止メ若シクハ之ヲ制限シ又ハ入場ヲ制限スヘシ

一　前條第一號乃至第三號ノ事由アルトキ

二　仲買人ニシテ其身元保證金若クハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ拂渡差止メ命令ヲ受ケタルモノニ付キ本會社カ其必要アリト認ムルトキ

三　不正若クハ不穩當ノ行爲アリト認メタルトキ又ハ不正若シクハ不穩當ノ行爲ヲ爲ス虞アリト認メタルトキ

四　仲買人ニシテ證據金賣買手數料遲怠金其他本會社ニ差入ルヘキ金額ノ差入レヲ怠リタルトキ

五　第三十三條ノ假渡金ヲ返還セサルトキ

六　第四十條ニ違反スル所爲アルトキ

第十章　雜　則

六
ヲ得
ト
死亡
止
代理
元
事

第六十七條　左ノ事項ハ之ヲ市場ニ掲示ス

一　立會ノ臨時休止及停止
二　仲買人ノ許可死亡廢業營業禁止及許可ノ取消
三　新ニ定メタル仲買人ノ商號記號又ハ番號
四　仲買人ノ違約過怠金營業停止又ハ除名處分
五　營業停止ノ解除
六　市場代理人ノ承認解任辭任死亡
七　仲買人ノ入場制限
八　市場代理人ノ本會社ヨリ命シタル解任又ハ市場出入停止
九　賣買證據金ノ額及納入時限ニ關スル事項
十　身元保證金又ハ證據金ニ關スル事項
十一　仲買人組合ノ定メタル委託手數料ニ承認ヲ與ヘタルトキハ其事項
十二　賣買手數料ノ變更
十三　立會時間ノ變更
十四　證券ノ賣買開始又ハ中止
十五　前各號ノ外本會社ニ於テ必要ト認メタル事項

前項第二號第五號及第八號ニ付テハ其事由ヲ記載シテ二週間以上之ヲ市場ニ掲示ス

第六十八條　仲買人ハ前條ノ掲示アリタル事項ニ付テハ本會社ニ對シ之ヲ知ラサルコトヲ主張スルヲ得ス

第六十九條　本則ニ明文ナキ事項ニ付臨機ノ處置ヲ必要トスルトキハ本則ノ趣旨ニ準シ社長之ヲ決定ス

市場の營業成績

京城株式現物取引市場の組織並に取引の方法等に關しては略ぼ記述したから、玆には最近に於ける其營業成績を窺ふ爲め、貸借對照表、及損益計算書を示して見やう。

株式會社京城株式現物取引市場最近二營業期貸借對照表

資産　勘定科目	大正十二年下半期	大正十三年上半期
未拂込資本金	三、五四九、一五〇・〇〇円	三、三四九、一五〇・〇〇円
定期預金	六五〇、〇〇〇・〇〇	一六、七〇〇・〇〇
當座預金	八、〇三五・二五	四、八七三・二八
別段預金	二、八〇九・九五	四、五六六・四五
振替貯金	四七・一六	六六・五五
仲買人身元保證金預ケ金	一九、九七七・四九	一六、〇四八・〇〇
仲買人身元保證金代用證券	一八、一三八・〇〇	一七、四三一・〇〇
社員身元保證金代用證券	五、九三四・二八	五、九三四・二八
買賣證據金代用證券	四二、六七八・〇〇	四一、九二五・五〇

負債　勘定科目	大正十二年下半期	大正十三年上半期
資本金	四、七六八、一〇〇・〇〇円	四、七六八、一〇〇・〇〇円
法定積立金	一四五、〇〇〇・〇〇	一四九、五〇〇・〇〇
別途積立金	一六三、〇〇〇・〇〇	一八四、〇〇〇・〇〇
不動產消却準備金	一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇
社員恩給基金	三四〇・〇〇	二、一九〇・〇〇
未拂配當金	八、三九九・九〇	九、四三五・四一
公納金引當	二〇〇、〇〇〇・〇〇	四五、八二五・五四
仲買人身元保證金	一九七、四五五・四九	一〇〇、〇〇〇・〇〇
社員身元保證金	八、七三四・三三	一〇、四八〇・八五

勘定科目	大正十二年下半期	大正十三年上半期	勘定科目	大正十二年下半期	大正十三年上半期
假渡金	一四六、六九〇・〇〇	五四、五四〇・〇〇	賣買證據金	四四一、一三五・〇〇	一四四、九八六・〇〇
假拂金	二〇一、一五四・三三	一三一、三三八・八一	賣買證據金預託金	四四、〇五五・〇〇	三六、六九五・四〇
預託株券	四一、〇六八・〇〇	一八〇・〇〇	仲買人共同積立金	六〇、三八一・六一	六五、〇五五・六六
未收入金	—	八〇四、〇一三・四四	仲買人共同特別積立金	一〇、三四〇・三〇	一〇、〇〇一・八一
貸付金	九八、〇七一・五六	五五四、〇六九・七七	假受金	一六、二〇〇・五九	三六、三〇一・一六
立替金	—	一八一、五一〇・〇〇	預り證券	四一、〇六八・〇〇	一八〇・一〇
地所	一九三、一〇〇・〇〇	一九三、一〇〇・〇〇	借入金	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇	一、四〇〇、〇〇〇・〇〇
建物	五五八、六〇〇・〇〇	五五八、九一〇・〇〇	頭金預託金	三三、九六九・〇〇	—
什器	三四、〇〇〇・〇〇	三四、五八〇・〇〇	賣買頭金	一六、三八〇・〇〇	—
賣買頭金代用證券	五三、〇四七・〇〇	—	前期繰越	二一、一九四・九〇	八、三九六・二〇
代引貸付金	一〇一、九一〇・〇〇	—	當期利益	八三、〇五四・三一	六七、九五七・四一
月賦貸付金	七六八・六八	—			
有價證券	四〇八、一一一・〇〇				
現金	一、八五四・〇四	二、四四七・六〇			
合計	六、〇六八、〇七四・六三	四、九九一、四六四・二三	合計	六、〇六八、〇七四・六三	四、九九一、四六四・二三

株式會社京城株式現物取引市場最近二營業期損益計算書

利益

勘定科目	大正十二年下半期	大正十三年上半期
賣買手數料	九二、三三五・一四円	九二、九九六・九八円

損失

勘定科目	大正十二年下半期	大正十三年上半期
諸稅	一六、八六八・〇九円	八、八四一・〇八円

株式名義書換手數料	四三·五〇	四六四·二〇
預ヶ金利息	三,四一六·六一	四一,一九四·五五
假渡金利息	一〇,一〇〇·一六	五一,九七七·一二
貸付金利息	三〇,四三三·七五	一四二,一四四·一〇
立替金日歩	一四,三六二·三九	一六八,五八八·三四
雜收入	四八,八五九·四五	三八,四八二·四四
合計	一六八,〇八九·七九	一六五,二四三·四〇

報酬及俸給	四七,四五一·四〇	四五,〇九五·二六
諸給	一六,八九二·九五	一六,七八五·三〇
旅費	四〇一·六二	四四九·六〇
通信費	一,三五五·九三	一,三九三·四七
賞與金	三〇,四九七·〇〇	一四,八四六·六八
仲買人共同		
積立補助金	五九,九五三·八五	四五,三一六·五四
借入金利息	七,九四九·三九	一四,三四〇·五四
預り金利息	—	二〇,〇八八·五四
就手數料	—	一六六·〇〇
營繕費	七〇五·三六	—
建物減價消却	九一〇·九六	—
什器消却	一,五二四·九六	—
雜費	一二,五五七·〇七	一三,四四二·五五
當期利益金	八五,〇七四·三三	六七,九五七·四三
合計	一六八,〇八九·七九	一六五,二四三·四〇

第六章　市場の現狀

本章は大正十三年七月、各府、各指定面、及年額五十萬圓以上の取引ある普通市場、幷に年取引一萬頭以上の牛市場所在地の面に對して、左記の項目に就き照會を發し、其調査に係る回答を蒐集したものである。

市場調査に關する件

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

三、市場商人の種類及商人數

四、市場の賣買方法

五、仲介人手數料

六、懸貸の割合、仕拂期限、及金利

七、市場金融に對する金利

八、市場使用料

九、市場利用の範圍

一〇、市場稅徵收の方法

一一、市場の監督並に取締方法

これに據りて見れば、各市場の現狀も明瞭に知ることが出來、併せて地方經濟事情の一端をも窺ひ得るであらう。只最近の市場取引高に關しては、照會を發した當時が、恰も市場取引の閑散なる夏期であつた爲め、其一箇月乃至一市賣買高は、平均取引高に比して遙かに少額となつて居るものもあることを斷つて置かねばならぬ。

京畿道

京城府

明治町公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱　明治町公設市場

ロ、公私設別　公設

、仲
六萬
魚米
二圓
〈、
八、

ハ、所在地　明治町二丁目二十五番地

ニ、面積　九百十八坪

ホ、設備　バラック平家建九十六坪十六戸に分割し水道及下水の設備あり

ヘ、開市日　毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米及雜穀	三萬六千八百九十八圓	海産物、乾物	三萬五千九百六十九圓
生魚	四萬九千五百五十二圓	薪炭	三萬一千二十圓
鳥獸肉	二萬五百五十八圓	漬物類	三萬二千十八圓
蔬菜類	二萬二百七十圓	其他	六萬六千三百八十二圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣　十九人

四、市場の賣買方法　全部小賣

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料

一　等　建坪一坪に付　月　一圓八十錢

二　等　同　一圓六十錢

土地使用料　一坪に付　月　三十錢

九、市場利用の範圍　京城府内

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅なし

一一、市場の監督並に取締方法　專任の監視員をして監督せしめ、尙一面物價調査員をして市中の飾値等を調査せしめ、公設市場の販賣品の價格を指定し、商品には定價を明記せしめ、購買者の便に供す、若し商人にして不正の行爲ありたる場合は、市場使用の許可を取消すことあるへし

花園町公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　花園町公設市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　花園町一百七番地

ニ、面　積　二百九十一坪

ホ、設　備　バラック平家建七十坪十四戸に分割し水道及下水溝の設備をなす

ヘ、開市日　毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米及雜穀	四萬六千八百五十一圓	海産物、乾物	五萬七千六百五十三圓
生魚	六萬五千八百八十八圓	薪炭	二萬八千八百圓
鳥獸肉	一萬四百九十五圓	漬物類	一萬八千七百九十六圓
蔬菜類	一萬九千三百四十二圓	其他	五萬四千九百八十二圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣商　十五人

四、市場の賣買方法　全部小賣

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料

一　等　建坪一坪に付　月　二　圓
二　等　同　一圓八十錢
三　等　同　一圓六十錢
土地使用料　一坪に付　月　三十錢

九、市場利用の範圍　京城府內

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅なし

一一、市場監督並に取締方法　明治町公設市場に同じ

鍾路公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　鍾路公設市場
ロ、公私設別　公　設
ハ、所在地　堅志洞百十番地
ニ、面　積　四百六十坪
ホ、設　備　バラック平家建百二十坪十九戶に分割し水道及下水の設備あり

ヘ、開市日　毎日

ニ、市場主要取引品並に最近の取引高

米穀及雜穀	五萬四千二十圓	海産物、乾物	一萬一千三十一圓
鳥獸肉	一萬七千五百四十八圓	其他	一萬二百九十三圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣　十三人

四、市場の賣買方法　全部小賣

五、仲介人手數料　なし

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利　該當事項なし

七、市場金融に對する金利　該當事項なし

八、市場使用料

一等	建坪一坪に付	月	七十錢
二等	同		六十錢
三等	同		五十錢

九、市場利用の範圍　京城府內

一〇、市場税徴收の方法　市場税なし

一一、市場の監督並に取締方法　明治町公設市場に同じ

東大門公設柴炭蔬菜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ、名　稱　東大門公設柴炭蔬菜市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　鍾路五丁目自百四番地至百二十一番地

ニ、面　積　五百二十七坪

ホ、設　備　市場の周圍を區劃し道路に面する個所に出入口を設け共同便所一ヶ所を設置す

ヘ、開市日　毎　日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪　炭　一萬六百六十六圓

蔬　菜　一千百八十五圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣商　三人

名稱
は仲
なし
、場
法小

四、市場の賣買方法　小賣

五、仲介人手數料

薪炭	一駄に付	十錢
蔬菜	一荷に付	二十錢

六、懸買の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　土地一坪に付一箇月十錢を徵收す

九、市場利用の範圍　京城府內

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅なし

一一、市場の監督に取締方法　每日吏員を派遣して賣買仲介を取締り、各般の弊害を芟除し、場內の混雜を防ぎ、取引の圓滑を計り、閉場後は仲介人をして掃除を勵行せしむ

竹添町公設柴炭蔬菜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　竹添町公設柴炭蔬菜市場

ロ、公私設別　公　設
ハ、所在地　竹添町二丁目百六十番地の四
ニ、面　積　六百九十六坪
ホ、設　備　市場の周圍は鐵條柵を設け、道路に面する個所に入口を設け、之れより出入せしめ、尙適宜の場所に便所を設く
ヘ、開市日　毎　日

二、市場主要取引品並に最近の取引高
薪　炭　二萬七千七百九十六圓
蔬　菜　三千八十八圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣商　一人

四、市場の賣買方法　小賣

五、仲介人手數料
薪　炭　一駄に付　十　錢
蔬　菜　一荷に付　二十錢

六、懸資の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　土地一坪に付一箇月十錢を徴收す

九、市場利用の範圍　京城府内

一〇、市場税徴收の方法　市場税なし

一一、市場の監督並に取締方法　東大門公設柴炭蔬菜市場と同し

敦義洞柴炭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　敦義洞柴炭市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　敦義洞百三番地

ニ、面　積　七百二十坪

ホ、設　備　な　し

ヘ、開市日　毎　日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪　炭　　四萬二千二百八十八圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣商　七人

四、市場の賣買方法　小賣

五、仲介人手數料　一駄に付　十　錢

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　土地一坪に付十錢を徵收す但し定着店鋪を有する商人のみより徵收し一般入場者よりは徵收せす

九、市場利用の範圍　京城府內

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅なし

一一、市場の監督並に取締方法　府に於て直接監督をなし、舊慣に依り無給の仲介人を置き、賣買の紹介及市場の掃除の任に當らしめ、尙仲介手數料は府の承認を受くることゝせり

安國洞柴炭市場

賣買
:関す
所在
|、

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　安國洞柴炭市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　安國洞三十七番地

ニ、面　積　六百四十九坪

ホ、設　備　な　し

ヘ、開市日　毎　日

二、市場主要取引品並に最近取引高

薪　炭　一萬九千三百二十四圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣商　七人

四、市場の賣買方法　小賣

五、仲介人手數料　仲介人なし

六、懸賣の割合、仕掛期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　土地一坪に付十錢宛を定着の小賣人より徴收す

九、市場利用の範圍　京城府內

一〇、市場稅徴收の方法　市場稅なし

一一、市場の監督並に取締方法　衞生其他の取締を爲すの外取締ることなし

京城府家畜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　京城府家畜市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　崇仁洞二百四十二番地

ニ、面　積　七千四百三十四坪

ホ、設　備　瓦葺木造平屋建事務所の外四十頭餘を收容し得へき牛舍及病舍、隔離舍、飼料調理場、雨天賣場、給水場の設備及牛三百頭を繫留し得る繫留場を設け尙井戸、水道の設備をなし周圍は鐵條柵を繞らす

ヘ、開市日　每　日

頭に
懸
小
要取

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年）

家　畜　九萬六十七圓

三、市場商人の種類及商人數　獸肉卸賣商　五人　仲買人　若干

四、市場の賣買方法　小賣

五、仲介人手數料　賣買價格の百分の二

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　日歩二十錢

八、市場使用料

入場料

二歳以上の牛馬	一頭に付		五錢
二歳未滿の牛馬	同		三錢
羊、豚、犬	同		二錢
畜舍使用料	一夜	一頭	十錢
貸營業所	一構	一月	十圓

九、市場利用の範圍　京城府内

一〇、市場料徴收の方法　賣買價格の百分の一を賣却者より即時徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　畜産技手及市場監視員を配置し、京城府家畜市場使用條例及京城府家畜市場業務規程に依り監督及取締をなす

南大門市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱　南大門市場

ロ、公私設別　私設

ハ、所在地　京城府南米倉町二百八十二番地

ニ、面積　二千七百十二坪二合六勺

ホ、設備　全部瓦葺煉瓦建平屋にして果物卸商店々舗には地下室の設けあり、尚生産者の入場賣買に供する亜鉛葺上屋(百六十二坪)を設備せり

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年）

農産物　一百三十五萬七千圓　雜貨　一百四萬四千圓

をて、

水產物　十九萬七千八百圓　計　二百五十九萬八千八百圓

三、市場商人の種類及商人數

卸賣　九十三戸

小賣　三十二戸

四、市場の賣買方法　前項記載の通り大部分卸賣にして純然たる小賣は甚だ少數なり、但し卸賣商に於ても一部小賣を營みつゝある商店もあり、右の如き狀態にして現在に於ては見本取引なし

五、仲介人手數料　本市場にてはなし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　卸賣は全部懸賣にして仕拂期限は大抵一週間とす、其間は金利を附することなし、小賣は總て現金賣とす

七、市場金融に對する金利　當市場にては市場金融なし

八、市場使用料

店舖

一等店舖　建坪一坪に付　月　三圓五錢

二等店舖　同　二圓三十五錢

三等店舗　同　二圓五錢

上屋入場料　一日一人　四　錢

九、市場利用の範圍　以前は朝鮮に於ける中心市場にして、京畿道はもとより忠清南北道、江原道、黄海道其他の地方の物資の集散場なりしも、次第に交通の便開くるに及び物資は生産地より直接消費地に供給せらるゝに至り、市場の利用範圍も甚だ縮小せられ現在にては附近十五里内外ならん

一〇、市場税徴集の方法　市場税は經營者より徴收しつゝあり、經營者は店舗使用料及入場料中に之を含ましめ使用者より徴收しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　市場規則に因る監督の外監督取締の方法なし

南米倉町市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　南米倉町市場

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　南米倉町二百八十二番地

ニ、面　積　一千五十六坪

ホ、設備　瓦葺木造平家建にして五十九戸に分割し二戸毎に煉瓦造の防火壁を設く

ヘ、開市日　毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年）

農産物　三千圓

水産物　七萬五千四百圓

其他　一萬三千二百圓

三、市場商人の種類及商人數　卸小賣　四十戸

四、市場の賣買方法　卸及小賣

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　卸賣は全部懸賣にして仕拂期限は大抵一週間とす、其の間金利を附することなし、小賣は總て現金賣とす

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　店舗使用料一戸(九坪)月五圓乃至九圓

九、市場利用の範圍　京城府内及附近約十里内外

一〇、市場税徴收の方法　市場税は經營者より之を徴收す、經營者は店舗使用料に之を含ましめ使用者より徴收しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　市場規則に因る監督の外取締ることなし

京城食糧品市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　京城食糧品市場

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　旭町一丁目百九十九番地

ニ、面　積　四百八十坪

ホ、設　備　委託品保管の爲約百坪の倉庫を設け、尙凍結及腐敗を防ぐ爲特に地下室並土藏の設備あり、競賣場は百二十坪の木造家屋にして、二階建とし二階は市場關係人の住宅に充つ其の他衛生設備等も相當完備せり

ヘ、開市日　毎　日

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年）

蔬菜及果實　三十三萬三千八百七十四圓

三、市場商人の種類及商人數

問　屋　一名

小　賣　約二百名

四、市場の賣買方法　委託を受け競賣及入札賣買の方法に依る

五、仲介人手數料　問屋は委託者より賣上高の十分の一を徴收す

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利　現金賣買なるに依り該當事項なし

七、市場金融に對する金利　該當事項なし

八、市場使用料　使用料を徴收せす

九、市場利用の範圍　府內及其の附近

一〇、市場税徴收の方法　市場經營者より徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場規則に依り監督する外取締ることなし

東大門市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　東大門市場

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　禮智洞四番地

ニ、面　積　二千八百三坪

ホ、設　備　瓦葺平屋建二百四十五間亞鉛葺百五十三間半上家七十七間を建設し使用せしめつゝあり

ヘ、開市日　毎　日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

農産物　一百二十六萬七千圓

水産物　五萬六百八十圓

雜　貨　二十六萬一千三百四十圓

三、市場商人の種類及商人數　卸及小賣　二百十八戸

四、市場の賣買方法　小賣專門商人も幾分は存在するも概ね卸小賣兼營なり、見本取引なし

五、仲介人手數料　なし

るこ
り、
丘約
は大

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　卸賣は大抵一週間延にして金利を附せず小賣は現金賣とす

七、市場金融に對する金利　該當事項なし

八、市場使用料

店舖

一等	建坪一間	一箇月	四圓五十錢
二等	同		四圓
三等	同		二圓
入場料	一坪	一日	二十錢
土地使用料	一坪一	箇月	一圓

九、市場利用の範圍　京城府内附近約十五里内外

一〇、市場税徴收の方法　市場税は經營者より徴收しつゝあり、經營者は店舖使用料入場料中に之を含ましめ使用者より徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場規則に依る監督の外取締ることなし

京城魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　京城魚市場

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　京城府明治町二丁目八十五番地

ニ、面　積　七十二坪八合九勺

ホ、設　備　營業所は木造二階建にして階上の一部は事務員舍宅に充て、一部は倉庫とし委託貨物の保管をなす、階下は一部事務室とし、他は全部糶場とし、總て石疊となし井戸及水道の設備あり、尙市場の兩側には下水溝を設け、溝には汚物の落下を防ぐ爲一面に蓋を掩ひ、魚類の臓物其他汚物は、一定の場所に備付の塵箱に集めしむることゝせり

ヘ、開市日　毎　日

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年）

魚　類　六十二萬四千四百三十八圓

三、市場商人の種類及商人數

仲買人　二十六名

丸
外
部
五
の

仲買人には專屬小賣人約八十名あり

四、市場の賣買方法　委託を受け競賣（一部入札賣をなすことあり）の方法に依り卸賣をなす

五、仲介人手數料　問屋は委託者より賣上高の十分の一を徵收し、仲買人に對しては賣上高の千分の十五を拂戾すものなり

六、賦賣の割合、仕拂期限及金利　魚市場は何れも仲買人の買入代金は、其翌日開市前に支拂をなす規定なり

七、市場金融に對する金利　}
八、市場使用料　} 該當事項なし

九、市場利用の範圍　京城府內及京畿道の一部

一〇、市場稅徵收の方法　市場經營者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場規則に依り監督するの外取締ることなし

日の丸水產株式會社

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　日の丸水產株式會社

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　旭町一丁目二百二番地

ニ、面　積　八十一坪

ホ、設　備　營業所は木造亞鉛板葺平家建にして土間は全部石疊とし、中央に井戸を設備し賣場と兩側には下水溝を設け、常に清潔を保つへき設備あり

ヘ、開市日　毎　日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

鮮　魚　四十二萬二千四百六十七圓

三、市場商人の種類及商人數

仲買人　三十二名

仲買人に專屬する小賣人約五十二名あり

四、市場の賣買方法　委託を受け競賣の方法に依り卸賣をなす、但し一部入札賣をなすことあり

五、仲介人手數料　問屋は委託者より賣上高の十分の一を徴收し、仲買に對しては賣上高の千分の十七を拂戾するものなり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　仲買人の買入代金は其翌日開市前に支拂をなす規定なり

七、市場金融に對する金利
八、市場使用料
（七、八）該當事項なし

九、市場利用の範圍　京城府內及附近

一〇、市場税徵收の方法　市場經營者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場規則に依り監督するの外取締方法なし

龍山水產株式會社

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　龍山水產株式會社

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　漢江通十三番地

ニ、面　積　百三十坪

ホ、設　備　營業所は木造平屋にして糶場は五十四坪にして石敷とし、尚セメントを以て固め糶場の周圍は高さ四尺の腰板張とし、內部に洗滌用の井戸あり、污水排泄溝は土管とし構內に

金
なり
、に
名

三十坪の氷貯藏庫の設あり

ヘ、開市日　毎　日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

鮮　魚　三十二萬二千九百十七圓

三、市場商人の種類及商人數

仲買人　二十四名

仲買人に専屬する小賣人約三十九名あり

四、市場の賣買方法　委託を受け競賣の方法に依り卸賣をなす但し一部入札賣をなすことあり

五、仲介人手數料　市場は委託者より賣上高の十分の一を徴收し、仲買人に其の賣上高の千分の十五を拂戻すものとす

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利　仲買人の買入代金は其の翌日開市前に支拂をなす規定なり

七、市場金融に對する金利
八、市場使用料
（七、八）該當事項なし

九、市場利用の範圍　京城府及其の附近

造元
一一
經營

一〇、市場稅徵收の方法　市場經營者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場規則に依り監督する外取締せす

附記　右の外に京城株式現物取引市場及京城穀物現物取引市場あるも、該市場は特殊の市場にして普通の市場とは全然趣きを異にせるを以て省略せり

仁川府

一、市場の公私設別　私設

所在地　仁川府內里及新町

面積　前者　百五十五坪
　　　後者　二百二十坪

設備　前者　木造瓦葺
　　　後者　木造亞鉛葺

開市日　毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

市場の主要取引品
- 前者　鮮魚類
- 後者　野菜類

最近の取引高
- 前者　五萬二千圓　大正十二年度
- 後者　六萬二千七百九十圓　同

三、市場商人の種類及商人數

市場商人の種類
- 前者　生魚卸賣及小賣
- 後者　野菜卸賣及小賣

商人數
- 前者　三十名
- 後者　四十名

四、市場の賣買方法
- 前者　卸賣、小賣にて現金取引とす
- 後者　同　上

五、仲介人手數料　該當事項なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　現金賣に付該當事項なし

七、市場金融に對する金利　個人經營に付該當事項なし

市場
引とす
賣生魚
賣取引

置に
市場
未た
内の

八、市場使用料

前者市場は建物内に賣夢を設け一賣臺に付一日金十錢乃至二十錢を徴し以て屋賃及汚物掃除料等に充當す

後者賣場は建物内に賣臺を設け一賣臺に付月金一圓二十錢を徴し以て屋賃、電燈料、水道料、汚物掃除料等に充當す

九、市場利用の範圍　主に市内の者に於て利用す

一〇、市場税徴收の方法　該當事項なし

一一、市場の監督並に取締方法　當市場は市場規則施行當時は兩所共未た市場として認めらるゝに至らさりしも、近來漸く其の發達を來し小賣業者數前記の如きに及び、市場規則第一條第二號に抵觸するものと認めらるゝに至れるを以て、爾來之か處置に關し講究中のものなり

楊州郡漢金面

平邱市場

一、市場の名稱、公私設別、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　平邱市場

ロ、公私設別　公設(面經營)

ハ、所在地　楊州郡渼金面三牌里(漢江沿岸)

ニ、敷地面積　一千二十五坪

ホ、設備及開市日

設備　市場の周圍には木柵を施し市場内には事務室及牛繫留杭あり

開市日　陰曆毎月一、六日の六回なり

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場の主要取引品　牛

ロ、最近の取引高　物價調節の爲め現に毎市平均一千五百圓に外ならす

三、市場商人の種類及商人數

イ、牛商　五十名

ロ、問屋　三名

ハ、仲介人　十三名(以上牛賣買による)

吉店
上に
はな
該當

四、市場の賣買方法　賣買方法は小賣にして見本取引の如きはなし

五、仲介人手數料　牛一頭に付賣買價格の百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　該當事項なし

七、市場金融に對する金利　不良

八、市場使用料

イ、路面使用料なし

ロ、賣上に對する手數料

牛	成牛	一頭に付	五錢
	犢牛	一頭に付	三錢
店舗	露店	一坪に付	二錢
	店舗	一坪に付	二錢

九、市場利用の範圍

イ、出店のもの　本面内居住民

ロ、買出のもの　京城、楊州、廣州のもの多し

一〇、市場税徴收の方法　地方税徴收令に依る

一一、市場の監督並に取締方法

イ、市場の監督　看守一名、巡守二名を置き且面吏員出張して常に該監督に從事す

ロ、取締方法　密賣者(脫税)發見の時は五圓乃至十圓の過怠金を徴收す

水原郡水原面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　水原城外市場、水原城内市場

ロ、公私設別　公設

ハ、所在地　城外市場は水原面山樓里、城内市場は水原面北水里

ニ、面積　城外市場は二千九百六十五坪、城内市場は三千三百七十三坪

ホ、設備　事務所二棟、場屋、畜牛繫留杭等の設備あり

ヘ、開市日　城外市場は陰暦毎月四日、十四日、二十四日
城内市場は陰暦毎月九日、十九日、二十九日

小
の取
(引

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場の主要取引品

農産物、畜産物、織物、海産物、薪炭、其他

ロ、最近の取引高

城外市場　二萬二千三百圓　（一市日の分）

城内市場　二萬圓　（一市日の分）

三、市場商人の種類及商人數

問屋　百六十五名

仲買　五十名

小賣　一千名

計　一千二百十五名（城外、城内市場共最近一市日平均）

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣

五、仲介人手數料　牛仲介人は三名にして、牛一頭賣買價格に付百分の二を徴し、其一を仲介手數料に、一を畜産同業組合に收入す、但し牛市場に限り畜産同業組合に於て經營し居れり

六、懸賣の割合、仕拂期限及利金　殆と實例なし

七、市場金融に對する金利　百圓に對し月普通四分

八、市場使用料

場屋	一等地	一坪	八	錢
同	二等地	同	五	錢
同	三等地	同	二	錢
露店	一等地	同	三	錢
同	二等地	同	二	錢

(賣上に對する手數料なし)

九、市場利用の範圍　附近凡そ五里位の者か出店し又は買出等の爲め集合す

一〇、市場税徴收の方法　面管理に屬する市場使用料徴收員に於て毎市市場使用料徴收の際同時に徴收す(賣上高百分の一)

一一、市場の監督並に取締方法　普通市場に監督一人牛市場に監督一人を置きて夫々監督並に取締の任に當らせしむ

始興郡永登浦面

永登浦市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

永登浦市場　公設

所在地　始興郡永登浦面永登浦里　借用地三千坪

設備　市場周圍木柵、市場内に繫牛杭を設備す

開市日　舊曆毎月三、八日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

畜牛　大正十二年取引高　一萬六千八百七十七頭

三、市場商人の種類及商人數　畜牛賣買人　一回平均九十人

四、市場の賣買方法　二人の仲介人ありて適當なる畜牛の賣買を紹介す

五、仲介人手數料　畜牛一頭賣買に付其の價格の百分の三

六、屆賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　面に於て畜牛入場料とし一頭に付三錢宛を徵收す

九、市場利用の範圍　郡外附近五里以內より賣出に來る

一〇、市場稅徵收の方法　郡畜產同業組合より常日出張徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　當日郡畜產同業組合より出張監督し、畜牛賣買に付場外密賣を嚴禁す

坡州郡條里面

奉日川市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　奉日川市（俗稱牛市場）

ロ、公私設別　公設

ハ、所在地　京畿道坡州郡條里面奉日川里

ニ、敷地面積　四千八百五十坪

ホ、設備及開市日　牛市場の他には設備なし、開市日は陰曆每月二日、七日、十二日、十七日、二十

設使七見（千
をを し 回三

二日、二十七日の六回

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品は畜牛、白米、草鞋なり、取引高は畜牛三百二十頭、賣買價額二萬三千九百六十六圓

白米六百圓、草鞋百五十圓（一箇月分）

三、市場商人の種類及商人數　仲買二人　小賣五十五人

四、市場の賣買方法　卸賣及小賣なり、見本取引はなし

五、仲介人手數料　畜牛賣買は價格百分の一、其他の物品賣買には手數料なし

六、掛賣の割合、仕拂期限及金利　右の例はなし

七、市場金融に對する金利　每月一圓に付三錢乃至六錢なり

八、市場使用料　掛小屋、路面を使用し、市場內は賣上に對し百分の一を徵收す

但し畜牛に付ては別に牛市場を設備し、成牛一頭に付五錢、犢牛一頭に付二錢を徵收す

九、市場利用の範圍　十里以內より出店す買出に來るものは十五里以內

一〇、市場稅徵收の方法　面職員か出張し徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　面に於て警察官憲と連絡を取つて巡廻監督取締を施行す

開城郡松都面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱	公私設別	所在地	面積	設備	開市日
南城市場	私設	開城郡松都面大和町	一、四五〇坪	場内に上屋及倉庫を建設す	毎日開市するの外陰一、六の日に定山市場等を廻るしのゝため開市す
都橋市場	同	同郡同面南本町	八八五	同	毎日
十川橋牛市場	公設	同郡同面大平町	二、〇〇八	周圍に欄を廻し牛馬繋留杭を設置するのみ	毎月陰五、十日
西本町薪炭藁市場	同	同郡同面西本町	五一六	同	毎日
宮町薪炭藁市場	同	同郡同面宮町	二三七・五	同	同
京町薪炭藁市場	同	同郡同面京町	二七二・五	同	同
元町薪炭藁市場	同	同郡同面元町	二、二二五	同	同
高麗町薪炭藁市場	同	同郡同面高麗町	八九七	同	同

二、市場主要取引品並に最近の取引高

南城、都橋市場は主として農産物、水産物、其他食料品等にして、十川橋牛市場は畜類を其他は薪

炭藁とす、大正十二年中に於ける取引高左の如し

兩城市場	都橋市場	十川橋牛市場	薪炭藁市場
二四、三一五円	四〇、九三〇円	九七、二七四円	三一五、五八八円

三、市場商人の種類(問屋仲買小賣に相當するもの)及商人數　兩城都橋市場商人は殆と定着者と見るを得へく、其種類は小賣商人にして兩城市場五十二人、都橋市場三十九人の外に行商人約二十人あり、牛市場、薪炭藁市場は全部小賣商人にして、晴雨寒暑の別に依り出場者の數增減あるに依り其數判明せす

四、市場の賣買方法　小賣

五、仲介人手數料　使用料は徵收し居るも仲介人手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

兩城、都橋市場に於て穀類は一割位の懸賣あり、仕拂期限は一箇月にして、期限經過のものに對しては一分五厘乃至二分の金利を徵することあり、其他懸賣なし

七、市場金融に對する金利　一分五厘乃至二分五厘

八、市場使用料(上屋若は路面使用又は賣上に對する手數料)

市場別	上屋一間	場内地上	場内地上 荷車	場内地上 牛	場内地上 牛車
兩城市場	一圓以上三圓迄	—	—	—	—
都橋市場	一圓以上二十圓迄	—	—	—	—
十川橋牛市場	—	成牛一頭四十錢 犢牛一頭二十錢	—	—	—
西本町薪炭藁市場	—	—	一錢	二錢	五錢
宮町薪炭藁市場	—	—	同	同	同
京町薪炭藁市場	—	—	同	同	同
元町薪炭藁市場	—	—	同	同	同
高麗町薪炭藁市場	—	—	同	同	同

九、**市場利用の範圍**　出店者は一里以内にして買出しは三里以内

一〇、**市場税徴收の方法**　兩城、都橋市場には管理者ありて徴收し、牛市場及薪炭市場には面より直接徴税員を派遣し徴收す

一一、**市場の監督並に取締方法**　市場の監督並に取締は警察署及郡に於て之を爲す

十二日
ム、面
ニ、
面忠清

忠清北道

清州郡清州面

清州市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　清州市場

ロ、區　別　公　設

ハ、所在地　清州面市場町、新場垈

ニ、市場面積　區域内總面積九千四百八十九坪

但し實際使用面積約六千四百九十八坪

ホ、設備　常設店舗の軒下を利用し特に設備せしものなし

ヘ、開市日　毎月陰二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日の六回とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、主要取引品　生牛、米穀類、乾魚類

ロ、最近の取引高一市に付平均約五千圓(市場放賣高)

但し最近は農繁期に付き一箇年を通し取引高の最も少なき時期なり

三、市場商人の種類及商人數　イ、問屋(客主)三名　ロ、仲買十名　ハ、小賣人約四百八十名

四、市場の賣買方法　イ、卸賣　ロ、小賣　ハ、見本取引(米穀類、反物類)

五、仲介人手數料　牛馬一頭賣買に付き手數料として四十五錢を徴するものなり

他の商品には仲介手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

イ、現金賣買より五分增

ロ、賣買成立後向ふ二箇月を限度とし、仕拂期限經過後は普通二分の利子を受くるを慣例とす

七、市場金融に對する金利　普通貸借に對する金利は三分

八、市場使用料

イ、牛一頭に付金五錢を徴收す

ロ、其他は使用料を徴收せず

ハ、左記の如き慣例あり

1 常設店舗の所有者は其の店舗を貸付したる場合一市に付金三十錢、軒下を使用せしめたる時は二十錢を使用料として徴收す

2 飲食店は其の店舗前にて商賣せし者に使用料を加味し飲食物を賣付くる慣例あり

九、市場利用の範圍　四里内外より出店又は買出の爲集合す

一〇、市場税徵收の方法　市場補助員をして一箇年間の税額を請負はしめ、補助員は其月の割當額を月末に納入する契約なり

一一、市場の監督並に取締方法

イ、市場補助員をして直接監督せしめつゝあるも、一方面吏員を派し脱税者又は規定以外の場所に店舗を設くるを未然に防止しつゝあり

ロ、市日の翌日は補助員に於て人夫を雇し、市場内の掃除を爲さしめ衞生保持に努めつゝあり

報恩郡報恩面

報恩市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設置、及開市日

イ、名　稱　報恩市

ロ、公私設別　公設

ハ、所在地　報恩郡報恩面三山里及同郡同面竹田里

ニ、敷地面積

ホ、設備及開市日　竹田里市場　毎月陰　五日、十五日、二十五日
三山里市場　毎月陰　十日、二十日、三十日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

取引品　布帛、穀物、魚物、鹽、其他雜貨等

最近の取引高　三千圓

三、市場商人の種類及商人數

米穀商二十人、乾魚商三十五人、雜貨商二十人、陶器商五人、鹽商五人、金具商十五人、材木商七人、種子商五人、朝鮮笠商十人、獸肉商十五人、飲食店三十人以上

四、市場賣買方法　全部小賣にして見本取引はなし

五、仲介人手數料

仲介人か現に授受する手數料金額は成牛一頭に付金五十錢、犢牛一頭に付三十錢なり

穀物仲介人は一桝（五桝）に付き一錢乃至二錢を徵收し、乾物、乾魚は價格の二步を標準として徵收しつゝあり

六、懸資の割合、仕拂期限及金利　該當事項なし

七、市場金融に對する金利　該當事項なし

八、市場使用料（上屋若は路面使用料又は賣上に對する手數料）牛市場は牛一頭に付牛市場使用料として二錢宛徵收し、其外は市場使用料として徵收するものなし

九、市場利用の範圍　附近三四里位よりの者出店又は行商す

一〇、市場稅徵收の方法　各商品賣買の價格に依り百分の一を市場稅として徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　面に於て各物件種目每に仲介人を置き、不正賣買等を取締り其監督は本面々長直接行ふ

忠州郡忠州面

忠州市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　忠州市場

ロ、公私設別　從來の慣行市場にして公設なり

ハ、所在地　忠州郡忠州面忠州邑

ニ、面積　東西の長さ二町の道路二條南北半町の道路六條を市の區域となす、其内部の住家は總て市場商業に從事するものにして、其坪數約七千坪位なるへし

ホ、設備及開市日　未だ特定したる設備なるものなく、毎月陰暦五、十の日を以て開市す、故に一箇月六回なり

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品　穀物、水産物、織物、畜類　其他雜貨にして、之に對する最近一箇年（開市日七十二回）の取引高十二萬三千六百七十三圓なり

三、市場商人の種類　及商人數

商人の種類問屋一名、仲買なし、定住小賣者七十名、旅商人（近頃集合）二千人

四、市場の賣買方法　出市商人は總て物資を持來り現金賣買をなすに止り、特種賣買の方法、手形の流通等なし

五、仲介人手數料　穀物は桝取料として賣買高の百分の二（現品）、牛馬は一頭五十錢の仲介料にて媒介を行ひ、其他の諸物資には仲介人なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　右は第四項の如し

七、市場金融に對する金利　市邊なるものありて五圓以上二百圓位迄を貸付け、利率は普通月六分なり、此貸出をなすもの五、六人あり

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　方三里以內

一〇、市場稅徵收の方法　市場補助員を置きて徵收をなす

一一、市場の監督並に取締方法　別に特定の方法なし

忠清南道

公州郡公州面

公州市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　公州市場

ロ、公私設別　私設

ハ、所在地　公州面本町

ニ、面積

ホ、設備　なし

ヘ、開市日　舊一、六の日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場の主要取引品　米穀、雜貨、海産物

ロ、最近の取引高　（一ヶ月平均標準）

1 米穀　百五十石　2 雜貨　二千五百圓　3 海産物　一千圓

三、市場商人の種類（問屋仲買、小賣等に相當するもの）及商人數

小賣商　一百人

四、市場の賣買方法（卸賣、小賣又は見本取引の有無）

イ　主として小賣なり

ロ　見本取引なし

五、仲介人手數料　賣買價格に對し百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

イ、懸　賣　二割

ロ、仕拂期限　普通十五日以內とするも或る場合は月末拂もあり

ハ、金　利　なし

七、市場金融に對する金利　一圓に付一日金八厘の割合（二割四分）

八、市場使用料（上屋若は路面使用料又は賣上に對する手數料）

イ、上　屋　一坪に付　十錢

ロ、路面使用料　一坪に付　十錢

ハ、賣上に對す手數料　百分の三

九、市場利用の範圍　三里位の者も來る

一〇、市場稅徵收の方法　賣買現場に於て徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　なし

燕岐郡鳥致院面

鳥致院市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱　鳥致院市場

ロ、公私設別　公設

ハ、所在地　鳥致院里

ニ、面積　四千六百五十五坪

ホ、設備　幅員八間の道路狀の市場を縱横に碁盤目に通し市場の兩側に常設店を設けしめ市場内の中央に小屋掛店舗を設け其兩側に露店を開かしむ別に牛市場を設け場内に杭を打ち之に牛を繋ぎ周圍には木柵を施す

ヘ、開市日　陰曆四、九の日

二、主要取引品並に最近の取引高

米大豆粟其他雜穀	三萬一千七十二圓	獸肉	二萬一千三百十四圓
鹽干魚及海藻	三萬三千八百十九圓	野菜果物	七千七百六十八圓
木綿其他織物	四萬五千二百五圓	其他	一萬二千二十二圓

日十十期に二回

牛　　　豚　三萬一千九百四十二圓

合　　計　十八萬三千百四十二圓（大正十二年現在調）

三、市場商人の種類及商人數

小賣商人　六百五十人

仲買商人　十五人

四、市場の賣買方法　小賣

五、仲介人手數料　牛馬に限り賣上高の百分の一

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　現金取引のみなり

七、市場金融に對する金利　最高日歩十錢　最低日歩五錢

八、市場使用料

露　店　一市一間に付五錢　成牛の入場料一頭一市八錢

小屋掛　同　一店に付十錢　犢　同　同　五錢

九、市場利用の範圍　天安以南、大田以北、公州、清州、忠州、附近二十里以内

一〇、市場税徴收の方法　市場補助員監督の下に市場税徴收員を附置し毎市日に各人に付徴收す

種類
筆あり
ぇ六
盛督
開市

一一、市場の監督並に取締方法　市場補助員をして監督せしめ常に面吏員巡視す

魚　市　場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、又開市日

イ、名　稱　魚市場

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　烏致院里

ニ、面　積　建坪二十二坪五合

ホ、設　備　瓦葺平屋にして屋内を舗張り床として床上に鮮魚を並べ屋内一隅に井戸を設く附屬として方一間の冷藏庫あり

ヘ、開市日　毎日　但一月一日は休業

二、主要取引品並に最近の取引高

鮮　魚　三萬一千八十二圓（大正十二年現在調）

三、市場商人の種類及商人數

小賣商人　十　人

卸賣商人　一　人

四、市場の賣買方法　卸賣

五、仲介人手數料　賣上高の百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　全部懸賣にして代金は毎月末に之を支拂ひ別に金利なし

七、市場金融に對する金利　最高日歩十錢、最低日歩五錢

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　附近二十里以內及釜山、群山、仁川

一〇、市場税徴收の方法　別に記載すへき事項なし

一一、市場の監督並に取締方法　仲介人に於て監督取締を行ふ

米市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱　米市場

ロ、公私設別　私設

ハ、所在地　烏致院里

ニ、面積　建坪十七坪

ホ、設　備　瓦葺平屋とし、一室を區劃して事務室に充て、十一間にて賣買取引をなし、四周に腰掛を設く

ヘ、開市日　毎日二回　但し日曜日は休業

二、主要取引品並に最近の取引高

米、大豆、粟、其他雜穀　二百九十八萬五千三百十四圓（大正十二年調）

三、市場商人の種類及商人數　仲買商人　十七人

四、市場の賣買方法　見本取引及現物取引

五、仲介人手數料　なし

六、融資の割合、仕拂期限及金利　延取引及現金

七、市場金融に對する金利　最高日歩十錢　最低日歩五錢

八、市場使用料　五斗入叺一叺に付一錢

九、市場利用の範圍　附近二十里以內

一〇、市場税徵收の方法　賣買と同時に事務所に納入す

一一、市場の監督並に取締方法　經營者に於て監督及取締をなす

大田郡大田面

大田市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　大田市場

ロ、公私設別　私設

ハ、所在地　大田面本町二丁目

ニ、面積　三千五百五十三坪、外に道路使用面積約一千三百六十坪

ホ、設備　店舗トタン葺平家六棟百八十五坪、牛馬繫留場七百三十坪

ヘ、開市日　陰曆一、六の日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、主要取引品　農產物、水產物、諸織物、綿絲、陶磁器、金物、牛馬、鳥獸、薪炭、飲食物、日用品

ロ、最近の取引高　一市不均約六千圓

三、市場商人の種類及商人數　問屋、仲買、小賣商等、合計約四百四十名

四、市場の賣買方法　卸賣小賣共に行はれ見本取引を行ふこと少し、牛馬の賣買は仲介人の手を經るものとす

五、仲介人手數料　牛馬の賣買は賣買價格の百分の三

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　卸賣は大部分懸賣にして、仕拂期限は二市日の間とし、金利は之を大部分徴せす、小賣は現金取引とす

七、市場金融に對する金利　百圓未滿は月四分乃至五分位、百圓以上は四分以下三分位を普通とす

八、市場使用料

種別	面積	一等	二等	三等	平均
揚屋店舗	一坪	二五〇厘	一五〇厘	一〇〇厘	一五〇厘
露店	一坪	一〇〇	—	五〇	八〇
牛馬（賣買したる時）	一頭	—	—	—	一〇〇
豚（同上）	一頭	大 三〇	—	小 二〇	二五
薪炭	一擔	—	—	—	一〇

九、市場利用の範圍　主として朝鮮人間の賣買取引に利用せられ、附近約三里内外の地より集來する

もの多く、又汽車を利用し附近の停車場より來るものあり、當地は内地人集團地なるも内地人として利用するもの稀なり

一〇、市場税徴收の方法　經營者に市場管理人を命し市日毎に徴收しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　警察官監督をなすの外、徴税に付ては郡に於て監督せり

大田魚菜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ、市場の名稱　大田魚菜市場

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　大田面本町一丁目

ニ、面　積　敷地三百五十坪

ホ、設　備　木造瓦葺十一間コンクリート建坪百坪の揚屋あり

ヘ、開市日　毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場主要取引品　魚類、野菜、果物

ロ、最近の取引高　一日平均約三百圓

三、市場商人の種類及商人數

仲買人　約四十名

四、市場の賣買方法　糶賣にして、午前一回午後一回とす

五、仲買人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　全部懸賣にして、十日目勘定とし、金利を徴せず

七、市場金融に對する金利　日歩四錢乃至五錢

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　魚類供給方法としては釜山、馬山、統營、元山、群山、木浦、新義州、大連、下關等の各地問屋より委託するものにして、蔬菜に在りては附近營農者より委託するもの多く、需要者としては仲買者の手を經て大田市街、及附近部落、並に全羅北道錦山等に移送するものあり

一〇、市場税徴收の方法　經營者納付す

一一、市場の監督並に取締方法　經營者監督並に取締をなす、徴税に付ては郡に於て監督す

絹開十場
言王市

論山郡論山面

論山市場

一、市場の名稱　論山市場
公私設別　公設
所在地　論山面本町
敷地面積　四千六百二十六坪
設置年月日　本市場は大正十二年十二月二十七日附にて位置變更の認可を受け現位置に設く
開市日　陰曆三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高
主要取引品　穀類、絹綿布類、家畜類、獸類、竹及竹細工品、其他雜貨類
取引高　毎市三千五百六十六圓

三、市場商人の種類(問屋、仲買、小賣等に相當するもの)
穀類、野菜海藻類、薪炭類、材木類、漁具類、獸肉類、家畜類、菓子類、獸類、綿絹布類、錢物類、

魚楽市
監督
料は坪
、仕
場の賣

雜貨類、食器類、草蓆類、土磁器類、果實類、籠類、飲食物の小賣商人なり

四、市場の賣買方法　卸賣又は小賣とす

五、仲買人手數料　手數料は百分の一とす

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　現金賣買又は物々交換とす

七、市場金融に對する金利　金利は普通月五分とす

八、市場使用料　使用料は坪三錢より十五錢迄とす

九、市場利用の範圍　市場利用の範圍は五里四方とす

一〇、市場税徵收の方法　市場税徵收は徵收員四名を置き、賣買價格に依り百分の一を市場税として徵收し領收票を交付す

一一、市場の監督並に取締方法　市場補助員一人を置き面職員と共に市場の監督及取締をなさしむ

論山郡江景面

一、市場の名稱　江景普通市場、江景魚菜市場

二、市場主要取引高（最近）　普通市場　農産物　二十五萬圓　水産物　二十二萬圓
魚菜市場　魚類　四十八萬圓

ものを
者より
對する
品は
類，農

三、市場商人の種類　農產物商、綿布、綿絲、棉、麻布商、生、乾、鹽魚商、煙草商、陶磁器商、雜貨商、雜穀商、果物商、獸肉商、木材商、靴商、履物商、金物商

四、市場の賣買方法　卸並に小賣

五、仲買人手數料　商品は取引高の六分乃至四分、牛馬にはなし

六、懸賣の割合　普通市場はなし

七、市場金融に對する金利　月一分

八、市場使用料　普通市場內使用料（露店一坪三錢、小屋掛一坪七錢　常設店舗一戸四十錢）

九、市場利用の範圍　附近六里四方より集散す

一〇、市場稅徵收の方法　開市日の都度開店者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場監督員なるものを置き開市日の都度、警察官の應援を得て取締をなす

新場市場

舒川郡馬山面

の範圍
圓に
、市
類及
取引
十八
、八
三四

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

新場市、公設、新場里、一町三反五畝、店鋪十二軒、掛小屋三百五間、毎月三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日開市

二、市場主要取引品並に最近の取引高

苧布、青苧、穀物、生魚、青物、雜貨、魚類、獸肉、布帛、薪炭、最近の取引高六千九百三十圓なり

三、市場商人の種類及商人數

小賣商　八百九十三人　仲買人　二十三人

四、市場の賣買方法　小賣

五、仲買人手數料　牛馬は一匹に付き四錢　商品は一圓に付き一錢

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利　該當事項なし

七、市場金融に對する金利　同

八、市場使用料　上屋、路面を問はず三錢

九、市場利用の範圍　三里四方より出店す

一〇、市場税徴收の方法　面補助員一名、領收員五名を置き徵收に從事す

一一、市場の監督並に取締方法　面長より領收員を召集し常に誠心誠意を以て徵稅することを周知せしめ、且つ面補助員及領收員にて監督並に取締を行ふ

天安郡天安面

天安市場

一、市場の名稱　天安市場とす

公私設別　公設なり

所在地　忠南天安郡天安面邑內里

面積　天安市場は現に道路を使用し居るものにして、各市場面積として明記すへきもの無きも、牛市場丈は區域を別に選定しあり、此の面積六百坪とす

設備及開市日　牛市場には周圍に木柵を施し中に牛繫杭を排置し居るも他に何等設備なし

開市日は陰曆每月三、八、十三、十八、二十三、二十八日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高　穀物、織物、海產物、畜產物、鐵物、紙物、雜貨等なり、取引高每月平均一萬七千圓とす

三、市場商人の種類及商人數　雜貨商、穀物商、倉庫業、運送業、獸肉販賣商、魚物商、古物商、菓子商、布木商、製麵業、陶磁器商、材木商、自轉車商、賣藥商、農具販賣商、酒類商、時計商、金銀細工業、織物商等にして、商人數二百九名なり

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣

五、仲買人手數料　牛馬一頭に付百分の四、商品に付ては百分の四又は百分の五

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　三十日限にして利息は一分二厘とす

七、市場金融に對する金利　月三分乃至六分にして尙ほ市邊と稱し、每市間(五日每)一圓に付金二錢の利息あり

八、市場使用料　牛市場は一頭に付金三錢を徵收し、其他の市場は使用料を徵收せず

九、市場利用の範圍　市場を中心とし二里四方の部落より出場す

一〇、市場稅徵收の方法　市場補助員をして市場取引の現場に臨ましめ、賣上高の百分の一を徵收せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　市場稅徵收の監督としては、市場補助員をして確實に實行せしむる爲め、郡及面職員開市日に市場を巡視し、出場商人及賣上高等を調査し市場稅領收票を確實に受

0 六0
九六
四三
)六
市日
心最
居る

付し居るや否やを査察し居り、又牛市場其他に於て賣買仲買者か不正なる仲介料金を徴し居るや否や等を査察し、監督並に取締上遺漏なきを期しつゝあり

全羅北道

群山府

一、及二、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日、主要取引品並に最近の取引高

市場の名稱	公私設別	所在地	面積	設備及開市日	一個年の取引高 農産	水産	織物	畜類	其他	計
群山市場	公設	群山府錦財洞臺町	一、一〇〇坪	煉瓦造木造平家九十坪（毎月舊一、六、五の日）	三六、七〇〇円	四、一二〇円	四、六〇〇円	六、三六〇円	二、四〇〇円	四三、二九〇円
同魚市場	同	西濱町二番地	三二・四	木鉄瓦給葺コンクリートの魚市場毎日二回開市	…	三四、八二四	…	…	—	三四、八二四
同食料品市場	同	昔町二八番地	二〇・三五	木造瓦給葺平十間市場毎日二回開市	三五、九九九	九九〇	…	—	—	三六、九八九
同公設市場	同	明治町通	九九・五	木造亞鉛葺平家建十棟毎日開市（除月末）	四四、八八八	五、七二九	—	—	一三、九〇〇	六四、四一七
計			一、〇四一・二五		一五七、四〇七	六八、六六四	四、六〇〇	六、三六〇	三六、三四〇	二七三、三七〇

三、市場商人の種類及商人數

イ、群山市場は鮮人市場にして各地より商人群集し開市するに過きす、小賣人のみにして其の數常に一定せす

ロ、群山魚市場には九人の仲買と約六十人の小賣人を有す

ハ、食料品市場には仲買人十名其の下受賣人三十名あり　魚市場同樣糶賣とす

ニ、公設市場は十棟に區別し米穀、食料品、雜貨、肉類等を販賣せしむ

四、市場の賣買方法　群山魚市場及食料品市場は糶賣の方法を採り毎日午前午後二回開市し、仲買人の落札せしものを各小賣人に配當せり、公設市場及鮮人市場は商品を陳列して顧客を待つの方法を採れり

五、仲介人手數料　記すへき事項なし

六、群山市場及公設市場は現金取引とし、糶賣の方法を採れる食料品市場に於ては仲買の勘定は其當日及翌月とす、魚市場にては月三回の勘定とす

七、該當事項なし

八、市場使用料

イ、群山市場　一戸二十錢

ロ、魚　市　場　　賣物手數料の百分の十

ハ、食料品市場　　同　　上百分の十

九、市場利用の範圍

魚市場は市内、公設市場は重に市内にして、隣接沃溝郡の部落より買出に來る者あるも極めて小數なり、群山市場は遠きは五、六里多くは二里以内より來る、食料品市場は二里以内より來集す

一〇、市場税徴收の方法

群山市場（鮮人）には市場管理人を定め徴税せしめ、食料品市場、魚市場は營業人をして納入せしめつゝあり、公設市場は徴税せす

一一、市場の監督並に取締方法

群山市場には内地人監督員一名及鮮人管理人を置き、其他の市場に對しては係員をして臨時適當の方法を以て其任に當らしめつゝあり

全州郡全州面

全州市場

屋、卵菜の一部所

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場名稱　全州市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　全州面大和町の一部及本町の一部

ニ、面　積　五千七百二十五坪

ホ、設備及開市日

1　開市日　魚菜は毎朝其の他は舊二、七の日とす

2　設備　敷地は大正七年市場移轉と共に面に於て買收し、使用期間を定むる常設店舖四棟百二十坪、使用期間を定めざる常設店舖六棟二百十坪、魚菜店舖一棟三十坪の店舖を建設す

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀物、鮮乾魚、鹽魚、海藻、果實、莚蓆、野菜、鹽、金物、陶器、麻布、綿布、畜牛、材木、薪炭、鷄及卵

一箇月四萬一千四百六十圓の取引あり

三、市場商人の種類及商人數　問屋二名、仲買人二十名、小賣商一千二百名

四、市場の賣買方法　海産物（鮮魚海藻類）等には釣取引行はるゝも近來市場に接續して該問屋業を

営む者漸次増加の傾向あり、従て卸取引は漸次減少しつゝありて大部分は小賣とし、見本取引は全然行はれす

五、仲介人手數料

畜牛一頭五十錢　猪三十錢

穀類一叺毎に五升に滿たさる掬數を報酬とし、其他は賣上の約五分

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣としては織物業者等か農民に小量のものを貸與するに過きすして多くは現金取引なり、懸賣は大體五分乃至一割高にして、通例一市乃至二市を期限とするも麻布綿、蓆等にして夏季懸賣するものは收穫季を期限とす、從て約一割高賣と爲すか如し、金利として別に取る慣習行はれす

七、市場金融に對する金利　市場に於ける金融は月賦辨濟の如く毎市日に割當て市日毎に元利金を辨濟するものにして、利子としては市日毎に一圓に對し一錢なるが元金も辨濟し行くを以て一割二分の金利となるへし

八、市場使用料(上屋若は路面使用料又は賣上に對する手數料)　賣上に對する手數料なし

常設店舖　使用期間を定むるもの月一坪一圓五十錢

同　使用期間を定めざるもの月一坪九錢

魚菜店舗　一日坪十錢

露　店　一日坪二錢

牛繫杭　一本三錢

九、市場利用の範圍　五六里以内より生産物を持來り賣上金にて他の物を買取り歸るを例とす

一〇、市場税徴收の方法

1 郡より一箇年の市場税額の指定あるを以て、之を市場税徴收請負人に分擔し市日毎に分割徴收するものとす

2 商賈市場使用料に就ては徴收員五名を置き徴收せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　書記一名を毎日派遣し、市場使用料徴收監督を兼ね場内の監督並に取締の任に當らしむ

井邑郡井邑面

井邑市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　井邑市場

ロ、公私設別　從來の慣例に依る市場、所謂公設市場なり

ハ、所在地　井邑郡井邑面市基里の一部

ニ、面積　約一萬五千坪

ホ、設備及開市日　市場として何等の設備なし、開市日は毎月二、七日とす

二、市場主要引品並に最近の取引高

イ、主要品取引品

穀物、木材及薪炭、蔬菜類、牛馬、鳥獸類、魚介類、海藻類、鹽、果實類、織物及絲類、苧麻類、油類、金物類、紙類、陶磁器類、履物類、帽子類、團扇々子類、釦子類、竹細工類、飲食物類、其の他の雜品類

ロ、最近の取引高　目下一市日に約七千圓の取引あるも、當期は年中尤も取引の少なき時なり

三、市場商人の種類及商人

イ、問屋一人(鮮人)　仲買二十人　小賣六百人

ロ　商人數　六百四十人

四、市場の賣買方法　卸賣をなすもの極く少數にして、他は殆と小賣に依る賣買法なり、見本取引をなすものなし

五、仲介人手數料　商品に對して賣上の百分の一、牛馬は一頭十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　該當なし

七、市場金融に對する金利　該當なし

八、市場使用料　該當なし

九、市場利用の範圍

イ　出店の爲め來るもの　井邑郡の內井邑面、內藏面、所聲面、古阜面、德川面、北面、及淳昌郡全州郡、扶安郡、金堤郡、高敞郡の市場商人（俗に謂ふ市場廻商人）

ロ　出買する範圍　第一號各面の外井邑郡の內雨順面、淨土面、七寶面、及淳昌郡の內雙置面、福興面、長城郡の內北一面、北二面

一〇、市場税徵收の方法　市場管理人は市場補助員をして市場税徵收の責任を擔當せしめ、補助員は徵收員を置き分擔徵收をなさしむ、其徵收は徵收規程に基き賣上價額の百分の一を徵收す

二、市場の監督並に取締方法　市場管理人面長之を擔任し、外に市場補助員六人を置き、主として價格の均等暴利の防止に努め、常に物資の調節を計り一般需要者の圓滑を期する様充分なる取締を勵行しつゝあり

錦山郡錦山面

稗里市場

一、市場の名稱　稗里市場

公私設別　私　設

所在地　全羅北道錦山郡錦山面稗里

面積　九千一百坪

設備及開市日　第一牛市場、第二米穀市場、第三畜禽市場、第四陶器市場、第五魚市場（生乾共）、第六肉市場、第七海産市場、第八呉服市場、第九蔬菜及雜物市場、第十雜市場、第十一材木市場等にして、全部瓦葺居舖を長方形に建築しあり、開市日は陰暦四、九の日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

、市
し、
託徴
し卸
る、
市場
市場
の二
高は

農産物、海産物、織物、畜類、木材類、鹽、打綿、果實類

大正十二年中の取引高は六十五萬六千圓なり

三、市場商人の種類及商人數

問屋仲買　一百三十名、小　賣　七百五十名

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣及見本取引有り

五、仲介人手數料　商品百分の一、畜類(牛馬)百分の二

六、懸賣の割合　三割　但し卸賣に限る、而して現金取引より五分高なり

仕拂期限及金利　五日間又は十日間、但し卸賣に限る、金利なし

七、市場金融に對する金利　最高年六割、最低年二割五分

八、市場使用料　本面は市場改善中に付使用料及手數料は當分の間徵收せす

九、市場利用の範圍　汽車は二十哩以內陸路は五里以內

一〇、市場稅徵收の方法　市場補助員に依託徵收せしむ、但し金錢領收の場合は一定の領收證を交付しつゝあり、領收證は五厘、一錢、二錢、五錢、十錢にして色別に印刷したるものなり

一一、市場の監督並に取締方法　市場稅徵收に對する監督は面職員出張監督し、取締は警察官憲之に

人のみ
门最近
市日

當る

全羅南道

木浦府

木浦南市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

木浦南市場　（公設）面積千百二十四坪

所在地　木浦府南橋洞

開市日　毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀類、織物、鹽干魚、野菜、其他雜品

大正十二年中取引高　七千五百八十五圓

三、市場商人の種類　小賣商人のみにして凡そ五十人

四、市場の賣買方法　現金取引にて小賣を目的とす

五、仲買人手數料　なし

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　多く木浦府內の者にして、織物商の如きは各市場を巡廻小賣を爲すものあり、荷買手の如きは木浦及附近一里內外の者のみなり

一〇、市場稅徵收の方法　なし

一一、市場の監督並に取締方法　市場の淸潔保持其他風紀取締上臨時職員を派し監督取締を爲す

旭魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

旭魚市場　(私設)建物面積九十坪

所在地　木浦府櫻町

開市日　自九月十六日至翌年四月卅日　每日一回　自五月一日至九月十五日　每日二回

二、市場主要取引品並に最近の取引高

魚　類　大正十二年中取引高二十七萬九千四百二十九圓

三、市場商人の種類　仲買人十四名

四、市場の賣買方法　糶賣

五、仲買人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　全部懸賣三日限、金利なし

七、市場金融に對する金利　四錢より六錢

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　府内仲買商人のみ

一〇、市場税徴收の方法　毎月取扱高に對する收入申告により徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　府職員隨時出張監督取締を爲す

木浦穀物市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

木浦穀物市場　（私設）

位　置　木浦府港町

二、市場主要取引品並に最近の取引高　市場の主要取引品は穀物なり
大正十二年中の取引高五百七十八萬六千七百二十三圓なり

三、市場商人の種類及商人數
穀物商組合員　五十四人

四、市場の賣買方法　直取引、延取引

五、仲買人手數料　一石に對し雙方より二錢宛を徴收す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　府內穀物商組合員のみ

一〇、市場稅徴收の方法　なし

一一、市場の監督並に取締方法　府職員隨時出張取引の狀況並に帳簿其他組合員の資產狀態等に付調査監督取締を爲す、尙本道より一箇月一回出張監督取締を爲す

光州郡光州面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　大市場、小市場

ロ、公私設別　私設

ハ、所在地　大市場 光州面校社里　小市場 光州面不動町

ニ、面積　大市場 七千二百坪　小市場 二千五百坪

ホ、設備及開市日　敷地は官有地なるも往昔より個人に於て店舖兼住宅を建設し又各商人に於て占有する小家掛露店等あり。開市日は大市陰曆二の日、七の日、小市同上四の日、九の日とし一箇月各六回宛とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品布木、米、雜穀、木竹、魚鹽、果菜等にして、最近の取引高　大市は每市日平均千五百圓、小市は每市日平均五百圓なり

三、市場商人の種類及商人數　商人の種類は仲買、小賣のみにして、商人數は仲買業五十人、小賣業

四百五十人内外なり

四、市場の賣買方法　卸賣小賣等のみにして、外に見本取引なし

五、仲介人手數料　商品及牛馬に對する一定の例規なく賣買主相議の上若干金を給付す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　卸賣小賣間に於ける懸賣は現金と掛賣とに差なく、成るへく小賣の利益を付け相當賣價を以て之を行ひ、仕拂期限に付ては其市日の日沒前若くは次回の市日迄と約束することあり、小賣の場合に於ける懸賣も現金と懸賣との差なし、其知友間にては相當安價を以て之を行ふ、仕拂期限は短期期間にして買受人の定むる所に依る

七、市場金融に對する金利　市場貸金は總て市賦(替計)にして、(最高)例へば借金十圓を十市に分ち仕拂せは一市に付一圓八錢乃至一圓十錢、(最低)借金十圓同上期間に於て一市に付一圓五錢乃至一圓六錢とする例あり

八、市場使用料　市場使用料は現時に於て徴收せす、但し本面に於て目下當該敷地讓與手續申請中に屬し、之か讓與を待て實施の豫定なり

九、市場利用の範圍　大市場は光州、羅州、長城、潭陽、和順の各郡よりの諸商人出店し、附近住民の買出に來るを常例とす、小市場に在りては主として光州邑内に居住する商人及住民等の利用

に限らる

一〇、市場税徴收の方法　賣上高の百分の一にして本道より配付の領收證用紙に依り補助員を使用して現金と交換す

一一、市場の監督並に取締方法　面に於て市場税の徴收を兼ね市場内一般の監督及取締に任す

麗水郡麗水面

麗水邑内市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場名稱　麗水邑内市場

公私設別　公設

所在地　麗水郡麗水面東町

面積　二千百三十坪

設備及開市日　特記すへき設備なし、開市日は四、九の日(舊暦)

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品は農産物（米穀）、大正十二年中の取引高一萬八千圓なり

三、市場商人の種類及商人數　仲買一百名　小賣五百名

四、市場の賣買方法　卸小賣並ひ行はれ見本取引なし

五、仲介人手數料

海産物（文魚、海衣、甘藿類）　百分の三

生麻米穀　百分の三

牛一頭　五十錢

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利　賒賣は約五割にして、仕拂期限は最短は翌日、最長は十日、平均三日間にして金利なし、若し仕拂期限經過すれは金利を計算する例あり（此の場合は年三分の利子を附す）

七、市場金融に對する金利　最高一割二分、最低五分、普通六分

八、市場使用料　一店に付平均二錢（建坪一坪）

九、市場利用の範圍　出店者は十里以上十六七里より來集し、買出は五里以内より來る者多數を占む

一〇、市場税徴收の方法　市場補助員一名を選定し、毎市開店初に際し取引物品の數量及價額の概算

調査し、午後一時より徴收に着手し日暮に及ぶ、然れとも脱税者少し

一一、市場の監督並に取締方法　面書記現場に出張し徴税上監督を行ふ、尙ほ開市毎日毎に市場構内の掃除を行はしむ

濟州島濟州面

州城市場

一、市場の名稱　濟州島州城市場とす

公私設別　公設

所在地　濟州島濟州面三徒里

敷地面積　四千五百坪

設備及開市日　冠物、布木、雜貨、雜品等に區劃を設け一箇月六回開市す（每二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日）

二、市場の主要取引品　冠物、布木、雜物、魚類、雜貨等にして取引高略五千餘圓なり

三、市場商人の種類及商人數　問屋、仲買、小賣等、五百餘人なり

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣、仲買等

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　略五里以內より出店又は買出に來る

一〇、市場稅徵收の方法　市日には面書記二三人が出場し、各區分內に於て放賣高百分の一宛を領收
設引特に放賣者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法、島廳員及面書記は出場の上、商品の陳列及商人等の不正行爲に絶えず注意を加へ、一定の標準にて賣買する樣取締を爲す

慶尙北道

大邱府

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱	公私設別	所在地	面積	設備	開市日
大邱西門市	公（市場規則に依る第一號市場）	大邱府新町	二、七七八坪	市場全面を瓦屋に割し其の縦横及周圍に四間乃至六間の縦通行路及下水溝を附し北の内側に二棟、商小屋三棟（魚類）外に上屋棟、倉庫一棟外に事務所の總建坪數四百九十六坪外に警官出張所、既設共同便所二箇所あり	陰暦二、七日
大邱東門市	同	同徳山町	六一四	市街より通ずる三間半道路、及場内に二間半幅の十字形道路、下水溝及共同便所の設備あり	同四、九日
大邱令市	同	同京町一、二丁目、南城町、東城町二丁目、西城町二、三丁目各大通りの兩側	—	古來慣習たる區域なく其の附近にある街衢及商店に於て開市期間内に取引を爲すものなり	自十二月一日至同三十一日
大邱公設市場	公（府事業として設置せるもの）	同東門町十三番地の一	三七四	總面積は瓦葺平屋建より成り、内に米穀、蔬菜及果物、魚類、食糧、其の他日用品別店舖を設備せり	毎日 但し一月一日は休業
大邱穀物商組合市場	私（市場規則に依る第四號市場）	同大和町六十五番地	五一〇	事務所二階建一棟、立會場一棟上家倉庫二棟、社の總建坪數三百四十三坪八合とす	毎日 但し大祭日、日曜、年始年末各三日間は休業
計	公四 私一		一八六二四		

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年調）

取引品別＼市場別	西門市	東門市	令市	公設市	穀物市	計
農産物、穀物、蔬菜、其他	七二九、〇〇〇円	三三三、〇〇〇円	—円	三七、七五〇円	二九、七六二、三〇〇円	二九、八六六、四五〇円

魚類	九一六,〇〇〇	三二五,〇〇〇	—	四八,五一七	—	一,二八九,五一七
織物	六九六,〇〇〇	三一七,〇〇〇	七,〇〇〇	—	—	一,〇二〇,〇〇〇
畜類（主として牛、豚）	二七一,〇〇〇	二九,〇〇〇	—	—	—	三〇〇,〇〇〇
漢薬	—	—	三三,五〇〇	[illegible]	—	三三,五〇〇
其他雑貨	一,〇一三,〇〇〇	三三四,〇〇〇	四一,五〇〇	六四,七二三	—	一,四五三,二二三
合計	二,八九六,〇〇〇	九七八,〇〇〇	八二,〇〇〇	一一三,二四〇	二,九七九,四〇〇	四,〇六〇,九四〇

三、市場商人の種類及商人數

市場別	種類別商人數				備考
	問屋	仲買商	小賣商	計	
西門市	二〇人	八〇人	一,〇〇〇人	一,一〇〇人	年中の平均數を掲ぐ
東門市	—	二〇	七〇〇	七二〇	
令市	一五	七〇	四〇〇	四八五	
公設市	—	—	一五	一五	
穀物市	四〇	—	—	四〇	組合員四十人とす
計	七五	一七〇	二,一一五	二,三六〇	

四、市場の賣買方法

西門、東門の普通市場にありては總て小賣を主とする賣買とし、就中水產物は問屋に於て生產地よりの委託を受けたる商品を仲買人の手を經て、又は直接小賣商人に渡りて市場賣買となるものとす、今市にありては漢藥以外の商品は小賣とし、漢藥は仲買人を經て問屋に對し賣又は需要者に買はしむるもの多し、但し何れにしても見本を以て取引するものとす

穀物市場にありては見本取引とし、組合員直接又は委託を受けて賣買を行ふものとす

五、仲介人手數料

普通商品　魚類及織物の仲介手數料は委託手數料と同樣なるものにして、魚類は百分の四、織物は百分の三とす

生牛馬　牛馬に對する仲買人の手數料は百分の三とす

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　小賣を主とするか故に現金賣を普通とし、懸賣の場合は次の市日迄(五日間)の期限を普通とす

七、市場金融に對する金利　鮮人間に於て元金に對し月五分の利息を加算し、之を每市日に分割返濟するもの古來行はるゝか如し

八、市場使用料　當府條例を以て定めたる額に依り徴收し、當府に於て設備したる場屋內にありては一坪に付一箇月三圓以內、一日十二錢、場屋外露地にありては一箇月二圓以內、一日八錢以內とす

九、市場利用の範圍　大部分は四、五里內の者か利用し(賣、買共)其以外に各市を巡廻行商するもの〻數も多し

一〇、市場税徴收の方法　市場稅務補助員十五名及同監督一名、外に當府吏員七名をして、其分擔したる市場內區域に付徴收に從事せしむ

一一、市場の監督並に取締方法　府尹の指揮命令に從ひ、市場稅務補助員及同監督並に關係府吏員各商店の排置、整列に從事し、一面市場內に設置せられたる警察官派出所の巡警、又は當府汚物掃除係員等の出働に依り其取締又は衞生等に努むるものとす

義城郡安溪面

安溪市場

一、市場の名稱　安溪市

公私設別　公設

所　在　地　安溪面龍基洞

敷地面積　三千三百七十七坪

設備及開市日　店舖及露店を設備し、開市日は陰暦一、六日毎月六回開市

二、市場の主要取引品　農産物、水産物、織物、畜産物、其他雜貨

最近の取引高　木綿二百疋、牛二十頭乃至三十頭、大麥及小麥十石以上

三、市場商人の種類　小賣商人數四百人

四、市場の賣買方法　小賣のみにして見本取引はなし

五、仲介人手數料　牛馬は賣買價格に對し千分の六を仲介人の手數料とし徵收す、其他の商品は直接賣買を行ひて手數料はなし

六、掛賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　百圓に對し年三割五分乃至四割

八、市場使用料　市場敷地は全部國有地にして個人よりは別に使用料を徵收せす

九、市場利用の範圍　四五十里四方内の商人か多數出店又は買出をなす

一〇、市場稅の徵收方法　各廛又は店舖の區域を定め仲介人を置き請負の制度にて市場稅を徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　本市場は面事務所々在地にして、市日には面長又は面書記か直接巡廻し監督及取締をなす

安東郡安東面

安東市場

一、市場の名称　安東市場

公私設別　公設

所在地　安東面東部洞、西部洞、

面積　路面にして詳ならす

設備　なし

開市日　毎月二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日

二、市場主要取引品並に最近の取引高　（大正十二年中の取引高左の如し）

籾三千石、玄米二千石、大麦三百二十石、小麦百五十石、裸麦三百石、大豆一千二百石、小豆二十石、粟五百石、牛二千頭、繭二百五十石、麻布四千五百疋、木綿一千五百疋、石油三千二百四

十鑵、燐寸五十五拾箱、食鹽三千五百包、棉花六萬六千五百二十六斤

三、市場商人の種類及商人數

物品販賣業(卸)六戶、同上(小賣)八十九戶、銀行業一戶、質屋業一戶、料理店業四戶、旅人宿業五十九戶、飲食店業七十一戶、理髮業四戶、代書業八戶、湯屋業一戶、運送業三戶、釀造業二戶製造業四十五戶、染物業三戶、印刷業三戶、洗濯業三戶、寫眞業一戶、金銀細工業四戶、彫刻業三戶、裁縫業三戶、遊戲場業一戶、請負業三戶、間屋業四戶、自働車業一戶

四、市場の賣買方法　卸賣及小賣又は見本取引を爲し賣買せり

五、仲介人手數料　商品には手數料なきも、牛馬には手數料あり取引高の百分の四を徵收す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣は一割增し、仕拂期限は一箇月にして金利なし

七、市場金融に對する金利　二百圓以下は普通六分にして、千圓以下は月四五分、千圓以上は月三分位なり

八、市場使用料　路面にして使用料なし

九、市場利用の範圍　右に對し一里乃至五六里のものが出店し賣出せり

一〇、市場稅徵收の方法　市場管理人を置き徵收せり

二、市場の監督並に取締方法　警察官憲と相議し取締及監督をなす

安東郡豊山面

豊山市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

市場の名稱　豊山市場

公私設別　豊山面經營

所在地　豊山面安郊上里下里交叉の地點

敷地面積　二千九十三坪

設備及開市日　場屋を設け區劃を爲し開市日は(陰)毎月三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀物、鳥獸、魚類、海藻、蔬菜、果實、薪炭、織物、糸類、鹽類、油類、金物、紙類、陶磁器、酒類、煙草、其他雜類　大正十二年中取引高十萬二千九百五圓

三、市場商人の種類及商人數　仲買三人、小賣六十五人

四、市場の賣買方法　卸賣　小賣二種あり

五、仲介人手數料　商品に付ては一定の手數料なし、牛馬に付ては賣買金額百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣割合一割、仕拂期限一箇月乃至三箇月、金利なし

七、市場金融に對する金利　約年三割内外

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　附近約三里の內洞里よりの者か出店し又は買出に來る

一〇、市場稅徵收の方法　市場監吏を置き之を徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　面及警察官憲に於て巡廻監督し常時淸潔勵行店舖整理をなさしむ

迎日郡浦項面

浦項市、余川市

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

名　稱　浦項市　余川市

公私設別　公設　浦項市 面積 千百三十四坪　余川市 面積 一千二百坪

所在地　慶尚北道迎日郡浦項面浦項洞

設備　浦項市、浦項面南濱町埋立地に於て一定の區域内に開市す、木造亜鉛葺長屋式市場小屋建設の爲め目下準備中

余川市、浦項面浦項洞旭町通道路上に於て從來の慣習に依り開市し、小屋掛其他の設備なし

開市日　浦項市　毎月陰一日、六日一箇月六回
余川市　毎月陰四日、九日一箇月六回　計十二回

二、市場主要取引品並に最近の取引高

取引品　穀物類、海藻類、魚鳥類、蔬菜類、食料類、果實類、薪炭類、織物類、紙類、陶磁器類
煙草類、蓆席類

取引高　浦項市　三千九百圓　余川市　三千圓

三、市場商人の種類及商人數

商人種類　小賣商及問屋、仲買

商人數　浦項市　一千九十三人　余川市　一千二百十四人

四、市場の賣買方法　小賣、見本取引なし

常時上一一、二

五、仲介人手數料　商品百圓に付二圓　牛一頭に付手數料一圓

六、融資の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　二圓に付一市日二十四錢を拂ひ十回にて全額を返濟す

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　浦項面を中心とし附近二里位の者が毎市出店及買出の爲め群集す

一〇、市場税徵收の方法　面より市場管理者補助員を置き、一定の市場税徵收補助員章を携帶させ、市場管理者たる面長監督の下に各市場商人より其賣上價額を調査し、直接市場税を徵收す

一一、市場の監督並に取締の方法　面長及面職員隨時市場を巡視し、當面より市場管理者及補助員を置き、常時市場の監督並に市場の管理掃除取締をなす

迎日郡延日面

下扶助市

一、市場の名稱　下扶助市

公私設別　公設

所　在　地　迎日郡延日面中明洞
敷地面積　一千九百四十三坪
設備及開市日　設備なし、開市毎月陰暦十日、二十日、三十日

二、市場主要取引品並に最近の取引高
生牛一開市取引高二十五頭

三、市場商人の種類及商人數　仲買人十名　小賣人百名

四、市場の賣買方法　卸賣、見本取引はなし、小賣を以て取引す

五、仲介人手數料　商品及生牛何れも賣買價格百分の一なり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣なし

七、市場金融に對する金利　金貸業者なし

八、市場使用料　現に使用料を徴收せず

九、市場利用の範圍　附近五里位よりの者が出場し間々十五里位よりの者も買出に來る

一〇、市場税徴收の方法　出場商人に對し商品放賣價額百分の一を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　面に於て各物品の種類別に店の位置を一定せしめ常時市場隣接生民

を督勵し市場の敷地内を掃除し清潔を保たしむ

延日市

一、市場の名稱　延日市

公私設別　公設

所在地　迎日郡延日面生旨洞

敷地面積　一千二百坪

設備及開市日　設備なし、開市陰曆毎月三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米一開市取引高十斗

三、市場商人の種類及商人數　小賣人五十名

四、市場の賣買方法　卸賣見本取引はなし　小賣を以て取引す

五、仲介人手數料　本市場は仲介人なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣なし

七、市場金融に對する金利　金貸業者なし

|公州市品一

八、市場使用料　現に使用料を徴收せす

九、市場利用の範圍　附近二里位より出店し又は買出に來る

一〇、市場税徴收の方法　出場商人に對し商品放賣價額百分の一を徴收す

一一　市場の監督並に取締方法　面に於て各物品の種類別に店の位置を一定せしめ、常時市場隣接住民を督勵し市場の敷地内を掃除し清潔を保たしむ

慶州郡慶州面

慶州市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱　慶州市場

公私設別　公設

所在地　慶州面東部里(邑內)

面積　二千六百六十一坪

設備　なし

月 ）一 袋方物耳市

開市日 大市 毎月陰二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日
小市 毎月陰四日、九日、十四日、十九日、二十四日、二十九日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

市場の主要取引品 穀物、鳥獸、生牛、魚類、海藻、鹽類、蔬菜、果實、薪炭、織物、金物、紙類、陶磁、雜類

最近の取引高 大正十三年五月中の（一箇月分賣買價額）取引高五千百三十二圓六十錢

三、市場商人の種類及商人數 問屋無くして卸賣小賣のみ、商人數一千六十人

四、市場の賣買方法 賣買方法としては卸賣小賣にして、見本取引等はなし

五、仲介人手數料

魚類は一負に付五錢、布木商は一疋毎に付五錢、穀類は一斗に付四錢、即ち二錢以上五錢以下にして五錢以上のものなし、但牛馬は一頭に依らず賣買價格の百分の四

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利 織物に限り約三割の賒賣ありて仕拂期限は一般に三週間なるも、違約して一箇月或は二箇月程の延期を爲す者あり

七、市場金融に對する金利 月利三分

八、市場使用料 市場使用料なし、上屋若は路面使用料なし、賣上に對する手數料は賣買價格の百分

の一即ち市場税を徴收す

九、市場利用の範圍　本面の全部及隣接各面、最遠五里以内の者か出店又は買出に來る

一〇、市場税徴收の方法　牛市場に七名、米穀に五名、魚類に四名、其他全部各店に一名宛の市場税徴收員ありて是等か各々徴收し面へ納付しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　本面長自ら毎月三回以上嚴重に市場監吏及市場税徴收員の監督を爲し併せて巡視取締を爲し市場監吏は常に巡廻を爲し徴收員の監督と共に取締をなしつゝあり

慶山郡慈仁面

慈仁市場

一、市場の名稱　慈仁市

公私設別　私設

所在地　慶山郡慈仁面西部洞

敷地面積　三千五百八十五坪

設備及開市日　小掛屋店舗二百戶、牛馬繫留杭百本、毎月陰三、八日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀物類、魚介類、果實類、布帛類、織物類、陶器類、薪炭木物類、雜貨類、家畜家畜類、一萬五千六百三十九圓（最近一箇月分）

三、市場商人の種類及商人數

鮮人、內地人、支那人、問屋なし、仲買朝鮮人五十人、小賣朝鮮人四千五十人、內地人十八人、計四千百十八人（最近一箇月の商人數）

四、市場の賣買方法　卸賣は僅少にして重に小賣なり見本取引なし

五、仲介人手數料　織物百分の一、牛馬百分の一、外にはなし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　至額の二、三割、一ヶ月以內、金利なし

七、市場金融に對する金利　大口には二歩五厘乃至三歩五厘、小口には三歩乃至四、五歩

八、市場使用料　小屋掛店舖一坪に付毎市五錢、牛馬繫留杭一本に付毎市一錢、路面使用料及其他の使用料は別に徵收せす

九、市場利用の範圍　六、七里以內の者か出店し十里內外の者か買出に來る

一〇、市場稅徵收の方法　面制施行以來市場監吏員を廢止し下請負人五名を面より任命し、毎市の調

定額に依り之を徴收せしむ

一一、市場の監督並に取締方法　毎月一回以上下請負人を面事務所に集合せしめ徴税上其他事項に付き注意を與へ、毎市日には面吏員をして巡廻せしめ徴收上の不正を取締る

慶山郡河陽面

河陽市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

イ　市場名稱　河陽市

ロ　公私設別　公　設

ハ　所在地　河陽面琴樂洞

ニ　敷地面積　一町七反

ホ　開市日　陰四日、九日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ　主要取引品　織物

最近の取引高　苧五百疋、麻布一千五百疋、綿布六百疋

三、市場商人の種類及商人數

イ　問屋業者　一人　ロ　仲買業者　一人

ハ　卸賣業者　一人　ニ　小賣業者　百二十五人

四、市場の賣買方法　卸小賣のみにして見本取引なし

五、仲介人手數料　百分の一

六、懸賣の割合、支拂期限及金利

イ　懸賣の割合　一割五分

ロ　支拂期限及金利　支拂期限は雙方協定し一定の期限及金利なし

七、市場金融に對する金利　三分、四分、四分五里、五分

八、市場使用料　面經營にして建築したる店には一市一間に付五錢宛を徴收し、其他路面に臨時架設したる露店に於ては賣上高を見積り一錢或は二錢を徴收す

九、市場利用の範圍　三里以内の商人か出店し買出に來る

一〇、市場稅徴收方法　市場稅徴收の爲め徴收員二人を置き市日毎に徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場の監督並に取締は市場經營者か之れを執行す

金泉郡金泉面

一、市場名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱	公私設の別	市場所在地	面積	設備	開市日
金泉市場	公設	本町旭町	一萬八千二百坪	露店又は各自の店舖にて取引を爲し米市場と魚市場は上屋の設備あり	毎月陰曆五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日
金泉魚菜市場	同	城内二百十八番地	七十四坪	木材を以て周圍に外構を施すの外設備なし	毎日市場
鳥獸市場	同	黃金町百二十三番地	千五百九十六坪	市場區域の外構は鐵條網を以て圍ひ域内には牛繫杭の設備あり	毎月陰曆六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日、三十一日

備考　金泉市場は舊來の市場名にして、其區域は本町及旭町の一小部落を以てし、面積は一萬八千二百坪の區域たり、其區域内には個人所有垈地及道路等ありて市場としての面積を區分し難し、而して現今に至りては地方の發展に伴ひ本町旭町の全町内は勿論隣接せる錦町城内町に擴張し、市場區域内と同樣の取引賣買を爲すの狀態にあり

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀類、野菜、鳥獸、生魚、干魚、海藻、綿布糸、織布類、食料品、雜貨類、陶磁器、薪炭、藥品

最近取引高一開市三萬五千圓

三、市場商人の種類　問屋六名、仲買三十名、小賣三百名

四、市場賣買の方法

イ　海產物の取引は問屋より仲買人に仲買人は小賣人をして賣買の取引をなし居れり、而して各問屋は原產地荷主より委託を受け販賣を爲す

ロ　米穀類の如き其重なる玄米、及粗米、大豆、粟等の取引は見本により取引を爲すもの多く、雜穀類は現品の取引を爲し居れり

ハ　牛馬の取引は市場内に於て仲介人の手に依り賣買を行はれ、交換取引等は皆無の狀態なり

ニ　綿糸布類の賣買取引は商標及見本に依り賣買取引盛に行はれ居りたるも、現今にては店舖又は露店に於て現品の取引多く、卸賣商人の仕入等は從來の如く商品又は見本に依り先注文の取引を爲しつゝあるの狀況なり

ホ　其他食料、雜貨、陶磁器、薪炭、藥品等は各自店舖の賣買取引を繼續しつゝあり

五、仲介人手數料　商品手數料千分の三十以內　牛馬手數料一頭に付一圓　海產物手數料千分の四十以內

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣の割合五割、支拂期限市日の當日又は十日十五日以內、金利なし

七、市場金融に對する金利　月三步以內

設市場の面置き一

八、市場使用料
米市場の上屋一間に付一開市十錢、牛市場出場牛一頭一開市二錢、路面使用料なし、賣上に對する手數料なし

九、市場利用の範圍　附近十里餘のもの出店又は買出に來る

一〇、市場稅徵收の方法　常設店舖に對しては每月一箇月分を査定し置き告知書を發し徵收す、露店營業者に對しては每市日每に面吏員出張を爲さしめ徵收せり

一一、市場の監督竝に取締方法　面職員又は市場監吏人をして取締を爲し居れり

尙州郡尙州面

尙州市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
公設、尙州市場、所在地は尙州面南町里　面積は二千五百九十坪　設備は小屋掛百八十間を設く
開市日は每月陰二、七日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高（但し七月中一箇月分と

穀物類	七千二百圓	鳥獸類	一千六百六十五圓
海產類	二千四十圓	蔬菜類	三百六十圓
果實類	百八十圓	薪炭類	六百六十圓
織物類	七百四十九圓	糸類	三百六十二圓
金物類	七百七十九圓	紙類	百八十圓
陶磁器	三百六十圓	雜貨類	二千五十七圓

三、市場商人の種類及商人數　仲買商人（海產物、穀物）六十五人、小賣商人三百五十人

四、市場の賣買方法　仲買小賣を主とし、卸賣及見本取引はなし

五、仲介人手數料　牛一頭に付百分の三、其他商品は百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣の割合は全取引高の約二割あり、仕拂期限は一週日或は二週日とし、之に對する金利なし

七、市場金融に對する金利　月割五步以上

八、市場使用料　使用料は市場小屋掛の分每市平均一間に付五錢を徵收し、路商及賣上に對する手數料なし

貢市場
又締を
ては管
より商
古及買

九、市場利用の範圍　附近五里以内の者出店及買出に來る

一〇、市場稅徵收方法　從來の慣行により郡より商品の種別によりて各管理人を設置し、市日毎に各商人に就て賣上高百分の一を徵收せしむ

一一、市場の監督並取締方法　市場監督に對しては管理人及市場に對する面補助員ありて、一箇月四五回宛巡廻取締をなす

慶尚南道

釜山府

釜山鎭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名稱　釜山鎭市場

ロ 公私設別　公設

ハ 所在地　釜山府凡一洞

ニ 面積　一千四百五十坪

ホ、設備　なし

ヘ、開市日　舊四、九の日　日出より日沒迄

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

白米	一萬五千八百十八圓	鹽	二百三十七圓
大豆	三百八十九圓	蔬菜果物	七百四十六圓
雜穀	一千二百五十九圓	織物	一萬二千一百四十八圓
鳥獸	五百三十四圓	其の他	四千一百九十七圓
魚類及海藻	六百七十二圓	合計	三萬六千圓（大正十二年中）

三、市場商人の種類及商人數　小賣業者にして、約四百名より四百九十名内外とす

四、市場の賣買方法　小賣にして見本取引なし

五、仲介人手數料　なし

六、賣買の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　市場敷地は道路にして且つ設備なきに付使用料を徴せす

九、市場利用の範圍　二里内外より出買又は出賣に來る者なり

一〇、市場税徴收の方法　府の市場管理人をして毎市日に之を徴收せしめ、月末に於て納付せしむ

一一、市場の監督並に取締方法　府の市場管理人をして一切の管理監督並に取締に當らしむ

富平町市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　名稱　富平町市場

ロ　公私設別　公設

ハ　所在地　釜山府富平町二丁目七十七番地

ニ　面積　一千一百七十六坪

ホ　設備　木造瓦葺平屋三百十一坪

ヘ　開市日　一月一日を除き毎日日出より日沒迄

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

白米	五十六萬九千圓	鹽	一千八百圓
大豆	一萬六千二百圓	蔬菜果物	四十五萬六百四十圓

雜穀　一萬三千圓　織物　二千四百圓
鳥獸　一萬七千二百圓　其の他　二十六萬一百六十圓
魚類及海藻　四十七萬二千六百圓　合計　一百八十萬三千圓（大正十二年中）

三、市場商人の種類及商人數　小賣業者のみにして、屋內一百二十五、屋外一百三十七の店舗あり

四、市場の賣買方法　小賣にして見本取引なし

五、仲介人手數料　なし

六、賒賣の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料

等級		料金	等級		料金
場屋內	一等	一坪に付（一月 三圓 一日 十二錢）	場屋內	五等	一坪に付（一月 二圓 一日 八錢）
同	二等	同（一月 二圓七十五錢 一日 十一錢）	場屋外		同（一月 二圓 一日 八錢）
同	三等	同（一月 二圓五十錢 一日 十錢）	倉庫		同（一月 二圓五十錢 一日 十錢）
同	四等	同（一月 二圓二十五錢 一日 九錢）			

九、市場利用の範圍　商人は店舗を常設し居り、購買者は主として市内のものなり

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅は免除されありて納付せす

一一、市場の監督並に取締方法　府の市場管理人をして一切の管理監督並に取締の任に當らしむ

釜山鎭牛市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、並に開市日

イ　名　稱　釜山鎭牛市場

ロ　公私設別　公　設

ハ　所在地　釜山府凡一洞一千二百九十八番地の二

ニ　面　積　二千一百九十九坪

ホ　設　備　事務所瓦葺平家一棟三十三坪、稃秣舍八坪、牛馬繫留棚七間物八個

ヘ　開市日　毎日日出より日沒迄

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

生　牛　五十八萬八千四百五十圓（大正十二年中）

三、市場商人の種類及商人數　仲買人二十名、問屋業者八名

四、市場の賣買方法　見本取引なし

五、仲介人手數料　生牛一頭に付買賣者雙方より各五十錢の手數料を徵す

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　當該事項なし

七、市場金融に對する金利　別になし

八、市場使用料　生牛一頭に付八十錢

九、市場利用の範圍　出場商人は西北鮮各地、本道及慶北各地の者にして、買出に來る者は二里内外の農業者、屠牛者、又は當地に於ける移出牛商人等なり

一〇、市場税徵收の方法　市場税は市場經營者たる釜山府之を負擔し納付をなす

一一、市場の監督並に取締方法　府の市場管理人をして凡らゆる管理監督並に取締に當らしむ

釜山食糧品株式會社市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　名　稱　釜山食糧品株式會社市場

ロ　公私設別　私　設

ハ　所在地　釜山府南濱町一丁目六十六番地

ニ　面　積　七十三坪

ホ　設　備　木造瓦葺二階建事務所九坪、木造瓦葺二階建倉庫七坪半、競賣所木造瓦葺平屋四十坪

ヘ　開市日　祭日其他の休日を除き毎日午前六時より正午まで

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

蔬菜	二十二萬四千七百十八圓
果物	十三萬四千四百二十三圓
合計	三十五萬九千一百四十一圓（大正十二年中）

三、市場商人の種類及商人數　仲買人三十名

四、市場賣買の方法　競賣、示談販賣、委託販賣等の方法を以て卸賣とす、見本取引なし

五、仲介人手數料　なし

六、賣買の割合、支拂期限及金利　市場の賣買仕切金は賣買日の五日目内に決済するものとす、若し右期限内に決済せさるときは其市場より買受けたる仲買人をして市場取引を停止するものにして、其仕切金に對しては金利を附せす

七、市場金融に對する金利　市場より市場販賣品を擔保として貸出せる立替金は其時價の六掛とし、金利は日歩五錢とす

八、市場使用料　市場使用料は徵せざるも、手數料として販賣額に對し野菜類は百分の十二　果實類は百分の十、一般食料品は百分の十、花卉類は百分の十を徵收するものとす

九、市場利用の範圍　仲買人により出場品を買受け市内の販賣商人に賣却するものにして、其出品は朝鮮各地或は内地方面より市場へ販賣方を託送せらるゝものなり

一〇、市場税徵收の方法　釜山食糧品株式會社に每月之を賦課し徵收す

一一、市場の監督並に取締の方法　市場經營者に於て直接管理中にして別に監督並に取締を爲すを認めす

釜山水產株式會社魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　名　稱　釜山水產株式會社

ロ　公私設別　私　設

ハ　所在地　釜山府南濱町一丁口三十三番地及三十四番地

ニ　面　積　六百六十三坪

ホ　設　備　荷揚場及荷造場は木造瓦葺平屋建三棟二百六十八坪八合、倉庫は木造瓦葺二階建一棟三十二坪、木造瓦葺平屋十六坪四合、仲買人詰所木造瓦葺二階建十六坪五合

ヘ　開　市　日　一月一日を除き毎日左の時刻に開市す

自五月一日至十月末日（午前七時 午後二時）二回　自十一月一日至四月三十日（午前七時）一回

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

魚　類　二百十八萬七千四百二十五圓（大正十二年中）

三、市場商人の種類及商人數　仲買人七十二名

四、市場の賣買方法　糶賣、入札賣、算常賣等の方法を以て卸賣とす、見本取引なし

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　市場より買受けに對する仲買人の仕切金は市場賣買當日に決濟するものなり

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　市場使用料の徴收なきも、糶賣十分の一、算常賣及入札賣は各百分の五の手數料を

二
再、
に於
場税
用の

徴す、但し荷造の爲め單に市場のみを使用する場合は其價格の百分の二半の市場使用料を徴す

九、市場利用の範圍　慶南の巨文島より蔚山間に於ける各漁場の魚獲物は殆ど集まり仲買人に依り鮮內各地、內地、滿洲方面へ供給さる

一〇、市場税徴收の方法　市場經營者たる釜山水產株式會社に每月之を賦課し徴收するものとす

一一、市場の監督並に取締の方法　市場經營者に於て直接管理中にして別に監督並に取締を爲すを認めず

釜山鎭共同販賣所

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　名　稱　釜山鎭共同販賣所

ロ　公私設別　私　設

ハ　所在地　釜山府凡一洞八十番地

ニ　面　積　四十坪

ホ　設　備　木造亞鉛葺二十四坪（販賣所）

ヘ　開市日　自五月至八月（毎日　午後五時　一回）　自一月至四月（休市）

自九月至十二月　毎日　午後四時　一回

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

蔬　　菜　　　一萬五千七百五十三圓（大正十二年中）

三、市場商人の種類及商人數　仲買人二十名

四、市場の賣買方法　糶賣のみを以て卸賣とす、見本取引なし

五、仲介人手數料　なし

六、賣の割合、支拂期限及金利　市場賣買の仕切金は其市場より買受けたる仲買人をして賣買日の翌日市場立會前に決濟するものとす、若し其仕切金を延滯する場合には市場取引を停止せらる

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　市場使用料は徴收せさるも、手數料として賣上高の百分の十を徴するものとす

九、市場利用の範圍　釜山鎭農業組合員の生産せる野菜のみ出賣せらるゝものにして、仲買人により市内の商人に分賣せらる

一〇、市場稅徴收の方法　釜山鎭共同販賣所に毎月之を賦課し徴收す

一一、市場の監督並に取締の方法　市場經營者に於て直接管理中にして別に監督並に取締を爲すを認

分に、平以

めす

備考　以上の各市場の外釜山穀物商組合穀物市場あるも、右は特殊市場にして普通市場と趣を異にせるを以て省略す

馬山府

扇町公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　名　稱　扇町公設市場

ロ　公私設別　公　設

ハ　面　積　敷地總面積二千二百八十一坪の内亞鉛葺平家建八十一坪及瓦葺平家建二十五坪の場屋二棟あり

ホ　設　備　前記八十一坪の場屋内に適當の通路を設け一定の區劃をなし、希望者をして店舗を出しむ、陳列棚等の設備は出店者の負擔とす

前記二十五坪の場屋は之を四分し住宅付店舗とせり、建具其他一切の設備は使用人の負擔とす

へ　開市日　無休

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

イ　主要取引品　野菜、穀類、魚類

ロ　最近の取引高　一箇月五千圓餘

三、市場商人の種類及商人數

イ　商人の種類　小賣商人

ロ　商人數　二十八人

四、市場の賣買方法

小賣を專らとし見本取引なし

五、仲買人手數料

小賣商人のみなるにより仲介手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

イ　懸賣の割合　即時拂を原則とするも極めて少數の懸賣なしとせず、其割合三分内外なり

ロ　仕拂期限　懸賣の場合は月末勘定とす

の名
置かず
直を置
少數
ず、
市場

ハ　金　利　金利關係なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料

今日の處にては使用料は之を徴收せず、追て條例に依り之を徴する見込

九、市場利用の範圍

出店者は新馬山居住者のみにて、買出に來る者も亦新馬山の者多く舊馬山より來る者は少數なり

一〇、市場の監督並に取締方法

取締の爲め別に監督者を置かず、夜間は場屋出入口の戸に外部より鎖鑰を施し、當場屋の一隅に一室を設け之に一人の宿直を置けり

住宅付店舗は各使用人に於て管理す

舊馬山市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　市場の名稱　舊馬山市場

ロ　公私設別　公設

十なゞ首近

ハ、所在地　馬山府富町、壽町、元町、萬町、石町の等外道路上

ニ、面積　坪數不明なるも三間半中道路延長二百間内外

ホ、設備　なし

ヘ、開市日　陰五、十の各日(月六回)

二、市場の主要取引品並に最近取引高

イ、主要取引品　穀類、綿布、麻類、綿糸類、魚類、其他日用雜貨

ロ、最近取引高　六月中二千五百圓見當

三、市場商人の種類及商人數　小賣商人約三百名

四、市場の賣買方法　現金小賣の方法に依る

五、仲介人手數料　なし

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　總て現金賣なり

七、市場金融に對する金利　金十圓に付五日間に十錢内外の利息を支拂ふ

八、市場使用料　徴收せす

九、市場利用の範圍

イ　出店者は五里又は七里以內より來る

ロ　買出者は附近三里內外より來る

一〇、市場稅徵收の方法　府吏員をして徵收せしむ

一一、市場の監督並に取締方法　市場稅徵收の府吏員をして適宜取締を爲さしむ

馬山牛市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　市場名稱　馬山牛市場

ロ　公私設別　私設

ハ　所在地　馬山府午東洞

ニ　面積　一千四十四坪

ホ　設備　市場事務所及牛繫場を設け周圍には木柵を作り區劃をなす

ヘ　開市日　陰五、十の各日（月六回）

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

イ　主要取引品　生牛

る牛な市

ロ　最近取引高　一萬二千八百八十圓（自四月至六月三月分）

三、市場商人の種類及商人數

イ　商人種類　仲介者十五名

ロ　商人の數　不定

四、市場の賣買方法　仲介人立會の上賣買取引を爲す

五、仲介人手數料

賣價の百分の三は組合收入（馬山畜産組合）、仲介人手數料生牛七十錢、犢牛四十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣なし、隨て仕拂期限及金利關係なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　徴收せず

九、市場利用の範圍

イ　生牛を牽き入場する者五里以内

ロ　生牛を買出しに來る者亦同樣

一〇、市場税徴收の方法　仲介手數料徴收員を置き、之をして生牛賣却者より價格の百分一を徴收せ

しむ

二、市場の監督並に取締方法　監督者一名を置き百般の取締に從事せしむ

馬山水產市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　市場の名稱　馬山水產市場

ロ　公私設別　私設

ハ　所在地　馬山府濱町三丁目

ニ　面積　海面占用九十六坪

ホ　設備　トタン葺木造平家建一棟九十六坪

ヘ　開市日　陽一月一日並に陰一月一日及八月十五日の外は、毎日午前七時より同十一時迄開市す

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ　主要取引品　海產物

ロ　最近取引高　大正十三年七月中取引高九千二百六十三圓

三、市場商人の種類及商人數　競賣なるにより仲買人十一人あるのみなり

四、市場の賣買方法　競賣とす

五、仲買人手數料　仲買人手數料なし市場經營者たる馬山水產株式會社に於て手數料として賣買價額の一割を賣渡人より徵收す

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利　賒賣なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍

イ　出品者は鎭海及巨濟方面を主とす

ロ　買出に來るは馬山府居住者

一〇、市場税徵收方法　前記市場經營者の收入手數料額に對し百分の五を課稅す

一一、市場の監督及取締方法　なし

馬山㊁青物市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　市場の名稱　馬山⑧青物市場

ロ　公私設別　私　設

ハ　所在地　馬山府都町一丁目

ニ　面　積　八十九坪

ホ　設　備　トタン葺木造平家建一棟六十四坪

ヘ　開市日　一月一日同三日及八月十五日の外は、毎日午前九時より正午十二時迄開市

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

イ　主要取引品　蔬菜及果實

ロ　最近取引高　大正十三年六月中取引高、一千十圓

三、市場商人の種類及商人數　委託販賣及競賣なるを以て仲買人十一人あるのみなり

四、市場の賣買方法　競賣とす

五、仲買人手數料　仲買人手數料なし、市場經營者岩田政太郎に於て、手數料として賣買價格の一割を賣渡人より徵收す

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍

イ　出品者は下關、門司、及馬山附近一帶の果樹園經營者又は農業者(委託又は直接)

ロ　買出人は馬山府居住者

一〇、市場税徴收の方法　前記市場經營者の收入手數料額に對し百分の五を課賦す

一一、市場の監督並に取締方法　なし

晉州郡晉州面

晉州市場

一、市場の名稱、晉州市場

公私設別、公設面營、所在地、晉州面大安洞と東城洞に跨がる

面積　五千四百八十坪

設備　常設店舗三百八十七坪

と方く　可

開市日　舊曆二、七の日

二、市場の主要取引品

米及雜穀、魚類、織物類、薪炭、竹細工品、雞、豚、牛、冠類、及履物、蔬菜、鹽、其他

同上最近一箇月に於ける取引高　一萬八千七百八十六圓

三、小賣商のみにして常設店舖六十五、其他平日の出場商人平均五十人、開市日に於ける商人數は市況最盛期に於て約四百人に及ぶ

四、小賣人のみにして見本取引等なし

五、市場に於ける普通商品には仲介人なく、只生牛のみは晋州郡畜産組合にて仲介を行ひ、賣買價格の五分を徵收し、其内一分を道地方費に、一分を仲介人たる補助員に手數料として支給す

六、懸賞の步合は十分の二内外とす

七、市場金融に對する金利は月五分乃至六分とす

八、市場使用料は

常設店舖　一坪最高　一箇月一圓七十錢

同　　日貸　　八錢

露　天　同　日貸　二錢

賣上に對する手數料なし

九、普通五里以内位の者に利用さる

一〇、市場税徴收の方法　生牛は畜産組合に依賴し、其他は市場使用料徴收員をして徴收せしむ

一一、市場の監督並に取締方法としては市場使用料徴收員をして取締を爲さしめ、更に定員十三名の面書記中勸業係を事務として監督の任に當らしめ、其他の者も出來得る限り出動せしめつゝあり

密陽郡密陽面

密陽公設市場

一、市場の名稱、密陽公設市場　密陽面内一洞及三門里　面積一千六百七十二坪

每月舊二、七の日開市　設備なし

二、主要取引品　米穀類、牛、鷄、魚類、鹽、海藻、織物類、陶磁器、金物類、薪炭類、其他雜品

最近一市日取引高四千圓

三、市場商人の種類　魚問屋二軒の外は總て小賣商にして其數約一千人

四、市場の賣買方法　全部小賣にして、卸賣又は見本取引なし

五、仲介人手數料　牛の仲介人手數料は價格の百分の一とす

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　十圓以下の金融は一市日毎に金一圓に付き二錢とす

八、市場使用料　徴收せす

九、市場利用の範圍　附近七里以內

一〇、市場稅徴收の方法　各市場每に徴收員を臨場せしめ、賣買の都度賣渡人より百分の一を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　主として補助員に監督せしめ、面長及面吏員をして臨機監督せしむ

東萊郡東萊面

東萊市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場名稱は東萊市場にして、公設（舊府使の駐在地として指定開市）、所在地は東萊面壽安洞、福泉洞、校洞の三洞里に亙る、設備としては特になし、開市日は陰曆每月二、七の日なり

二、市場の主要取引品　穀類、魚類、海藻類、畜牛、鳥禽類、果實類、蔬菜類、薪炭類、鍮器、陶磁器、蘆蓆類、綿織布木類、其他日用荒物等にして、最近取引高毎市日約四千圓

三、市場商人の種類　仲買、小賣にして、商人數約四百人

四、市場賣買方法　小賣

五、仲介人手數料　牛一頭に付五十錢以上

六、懸賣の割合　總取引高の約十分の二にして、仕拂期限は月末又は次の開市日とし、金利なし

七、市場金融に對する金利　日歩六錢乃至七錢

八、市場使用料　徴收せす

九、市場利用の範圍　約二里以内の者出店し買出に來る

一〇、市場税徴收の方法　市場税は賣買價格の百分の一を徴收し、常設店舗には毎月之を賦課徴收し露店には市場從事員なるものありて賣買の時之を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　面は警察署と連絡して毎月數次出市し、商品別に賣買區域を指定整理し、市場從事員の徴稅上不正行爲の有無を監督す

統營郡統營面

統營市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名稱 統營市場

ロ 公私設別 舊慣による公設

ハ 所在地 統營面敷島町

ニ 面積 一千九十五坪餘

ホ 設備 上屋には間口を設置す

ヘ 開市日 每二、七の日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

海産物、工産物、農産物、約一萬五千圓

三、市場商人の種類及商人數 問屋十二名、仲買五名、小賣百名

四、市場の賣買方法 舊慣による取引にして 卸小賣の外見本取引は殆どなし

五、仲介人手數料　五分

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　五分

七、市場金融に對する金利　舊慣による市貸等あり、概ね月七歩の利廻を見る

八、市場使用料　上屋は一回一間十錢、露店は一回一坪二錢の割合にて徴收す

九、市場利用の範圍　郡内は勿論遠きは海路三十里河東、南海、近きは陸路十里泗川、固城等なり

一〇、市場税徴收の方法　徴收員を置き徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　監督員を置き臨機取締をなす

朝市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名稱　朝市場

ロ 公私設別　舊慣による公設

ハ 所在地　統營面新町

ニ 面積　九十六坪餘

ホ 設備　なし

一、開市日　毎日午前四時より同六時迄

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

海產物、農產物、工產物、約百圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣六十五名

四、市場の賣買方法　舊慣による小賣

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　郡内及固城郡隣接地三里

一〇、市場稅徵收の方法　なし

一一、市場の監督並に取締方法　監督員を置き臨機取締を行ふ

家畜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

収せ
料三
場商
市日

イ 名　稱　家畜市場
ロ 公私設別　舊慣に依る公設
ハ 所在地　統營面貞梁里
ニ 面　積　百十一坪餘
ホ 設　備　木柵及繋留用秩序杭を備ふ
ヘ 開市日　毎二、七の日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高
　生　牛　約一千圓

三、市場商人の種類及商人數　牛商（馬喰）百名

四、市場の賣買方法　統營郡畜產同業組合の仲介による

五、仲介人手數料　三分、外に鑑定料として成牛每頭一圓、犢每頭二十錢乃至五十錢を徵す

六、賣買の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　統營郡畜產同業組合費を徵收せる關係上斯業の發達を圖る爲め使用料を徵收せず

九、市場利用の範圍　郡内は勿論海路四十里河東、南海、馬山、釜山、近きは陸上十四里晋州、固城、泗川等

一〇、市場稅徴收の方法　統營郡畜産同業組合に委任徴收せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　監督員を置き臨機取締を行ふ

附記　以上の外釜山水産株式會社統營支店、統營水産株式會社、統營食糧品販賣組合あるも、右は普通の市場とは餘程趣を異にせるを以て之を省略することゝせり

昌原郡鎭海面

慶和洞市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ　名　稱　慶和洞市場

ロ　公私設別　公　設

ハ　所在地　鎭海面慶和洞

ニ　面　積　一千六百二十坪

一、開市日　毎三、八の日　但し雨天日は休場

二、市場の主要取引品並に最近の取引高
水産物、蔬菜果物、米穀類、畜類、雜貨等、一萬三千三百圓（大正十二年中）

三、市場商人の種類及商人數　小賣商人のみにして、毎市平均七十人の出場あり

四、市場の賣買方法　小賣にして現金取引とす

五、仲介人手數料　別に手數料を徴收せす

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　現金取引のみにして懸賣なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　別に徴收せす

九、市場利用の範圍　所在地を距る約五里四方の鮮人を主たる顧客とす

一〇、市場稅徴收の方法　小賣人即ち賣渡人より賣上高の百分の一を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　面に於て所轄警察官憲と共に直接間接に賣買人及仲介者を監視し、不正の事實なからしめんとしつゝあり

備考　本市場は明治四十五年三月の新設に係る

鎭海水產市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、開市日

イ 名　稱　鎭海水產市場

ロ 公私設別　私　設

ハ 所在地　鎭海面旭町五番地

ニ 面　積　七百坪

ホ 開市日　陽陰曆の正月一日を除く外休日なし

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

水產物　九萬八十二圓（大正十二年中）

三、市場商人の種類及商人數　仲買　十一人

四、市場の賣買方法　委託糶賣の方法による

五、仲買人の手數料　糶落金額の一割とす

六、糶賣の割合支拂期限及金利　全部糶賣にして現品糶落後受渡をなし、三日間の支拂期間を附す、金利の定めなし

七、市場金融に對する金利　當該事項なし

八、市場使用料　當該事項なし

九、市場利用の範圍　所在地を距る約六里四方の內鮮人漁業家其他に依り利用されつゝあり

一〇、市場税徵收の方法　面營業割に於て市場税として取扱金高の千分の五を經營者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　面に於て所轄警察署と共に出場者を監視し取締を行ふ

備考　本市は大正八年三月に設置せり

鎭海青物市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ　名稱　鎭海青物市場

ロ　公私設別　私設

ハ　所在地　鎭海面眞鶴町三番地

ニ　面積　十三坪

ホ　開市日　陽曆一月一日を除き休日なし

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

一一
正一
八、
]全
糴落金
、藤

水產物、蔬菜、果實等　一萬四千六百七十八圓（大正十二年中）

三、市場商人の種數及商人數　仲買　九人

四、市場の賣買方法　委託糶賣

五、仲買人手數料　手數料は糶落金高の一割とす

六、賒賣の割合、支拂期限及金利　全部賒賣にして、現品糶落受渡を了したる後一日間の支拂期限を定む、金利は徴せず

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　當該事項なし

九、市場利用の範圍　當面内内鮮人商賈家其他に依り利用せらる

一〇、市場税徴收の方法　面營業割に於て市場税として取扱金高の千分の五を經營者より徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　面にて警察官憲と打合せ、直接間接に取引者及仲介者の監視及不正事實の發生防止に努めつゝあり

備考　本市は明治四十五年五月の創設に係はる

河東郡河東面

河東市場

一、市場の名稱　河東市場

公私設別　公設

所在地　慶尚南道河東郡河東面邑内洞

敷地面積　三千四百七十九坪

設備　店舗十棟百九十間建設しあり

開市日　陰暦二、七の相當日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高(大正十二年中一箇年分)

牛	七萬五千四百九十一圓	米穀	二萬四千七百七十八圓
魚物	四萬三百七十三圓	鹽	一萬七千圓
海藻	三萬二千六百十一圓	織物	一萬七千五百七十九圓

三、市場商人の種類　委託販賣組合　商人數　四十人

四、市場の賣買方法　卸賣より小賣に分給販賣せり、見本の取引なし

五、仲介人手數料　魚物は百分の五　鹽は百分の三　牛馬は百分の二

六、懸賣の割合　なし

七、市場金融に對する金利　月五分

八、市場使用料　店舖一間に付一市十錢、路面は二錢、五錢（賣上高五圓以下は二錢、以上は五錢）

九、市場利用の範圍　河東は船舶出入する處にして四方交通便利の爲め、十里、二十里以上遠方よりの者が出市し、又は賣出に來るもの大部分なり

一〇、市場稅徵收の方法　各商品種別每に納稅組合を設けしめ、每市日面書記をして直接徵收せり

一一、市場の監督竝に取締方法　面職員及警察官吏と協力出市し、不正商人等を取締監督せり

黃海道

海州郡海州面

南本町市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　名稱　南本町市場
ロ　公私設別　私設
ハ　所在地　海州面南本町二十、二十一、六十三番地
ニ　面積　九百四十二坪
ホ　設備　野菜館、生魚館何れも間口十間奥行五間亜鉛葺周圍排水溝コンクリート舘内は總てコンクリート又は漆喰叩き
ヘ　開市日　毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高
野菜、生魚、乾魚、乾物、陶器、雞、其他雜貨等にして、最近一箇月の取引高二萬圓に達す

三、市場商人の種類及商人數　現今仲買人六名　小賣商六十名あり

四、市場賣買の方法　現金取引

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　懸賣なし、商人間の貸借は三箇月期限三分利、又は百日賦（日四分餘位）

七、市場金融に對する金利　常に市中金利より月五厘高位なりしも、現今は反對に市中金利二分五厘位なるに、市場金利は二分位となれり

八、市場使用料

露店雜貨一人一日	五　錢	男　三十錢乃至五十錢
野　菜　同	三　錢　場内行商者	女　一錢乃至三錢
生　魚一　日	二十錢	牛車　一　圓

九、市場利用の範圍　附近一里以内の者の出場なり

一〇、市場稅徵收方法　市場徵收員（腕章を付す）をして使用料と同時に徵收せしめ、納付濟領收票を交付す

一一、市場の監督並に取締の方法

海州面東門外薪炭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　名　稱　海州面東門外薪炭市場

ロ　公私設別　公　設

イ、所在地　海州面南旭町五百五十三、五百五十六番地
ロ、面積　八百十八坪
ハ、設備　周圍に木柵を構て鐵條線を張る
ニ、開市日　毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪炭、藁　一箇月一萬圓

三、市場商人の種類及商人數　生産者消費者の直接取引なるを以て商人なし

四、市場賣買の方法　第三の通り

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料

牛馬車一臺　五錢　車一臺　二錢

牛馬一駄　二錢　支械　一錢

九、市場利用の範圍　附近四里以内の出場者あり

一〇、市場税の徴收方法　市場徴收員（腕章を付す）をして使用料と共に徴收せしめ、領收票を納付者に交付せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　一週二回以上吏員をして徴税並に市場監督の爲め出張せしむ

海州面西門外薪炭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　名稱　海州面西外薪炭市場

ロ　公私設別　公設

ハ　所在地　海州面南幸町二百十四番地

ニ　面積　四百坪

ホ　設備　なし

ヘ　開市日　毎日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪炭、藁、　一箇月五千圓

三、市場商人の種類及商人數　需給者の直接取引にして商人なし

四、市場賣買方法　第三の通り

五、仲介人手數料なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料

牛車一臺	五　錢	荷車一臺	二　錢
牛馬一駄	二　錢	支械	一　錢

九、市場利用の範圍　附近四里以内の出場者なり

一〇、市場税徴收方法　市場税徴收員（腕章を付す）をして使用料と共に徴收せしめ、領收票を納付者に交付せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締の方法　一週二回以上面吏員をして徴收監督、市場監督の爲め出張せしめつゝあり

海州面牛市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名　稱　海州面牛市場

ロ 公私設別　公　設

ハ 所在地　海州面東旭町九番地

ニ 面　積　六百二十七坪

ホ 設　備　周圍に杭を立て鐵條線二綱を張り內部六坪に十本宛の割合を以て繋留杭を設く

ヘ 開市日　毎二、七日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

牛　大正十一年十月より取引なし

三、市場商人の種類及商人數　大正十一年十月より取引なし

四、市場の賣買方法　なし

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　一頭に付三錢

九、乃至十一は何れもなし

黄州郡兼二浦面

兼二浦市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　市場の名稱　兼二浦市

ロ　公私設別　公設

ハ　所在地　黄州郡兼二浦面本町十五番地

ニ　面積　二千六百九十二坪

ホ　設備及開市日　各區劃を定め標杭を建設し各自之に上屋を設け、毎月陰暦五の日、十の日を開市日とす

二、市場の主要取引品並に最近の取引高　大正十二年末調査に係るもの左表の如し

開市回數	一箇年の賣買高					
	農産物	水産物	織物類	畜類	其他	計
七一	六八、九六〇円	一八、九四〇円	三、五六二円	七、三五〇円	六四、六六七円	一六三、四七九円

三、市場商人の種類及商人數　問屋、仲買等なく總て小賣商にて市場商人數每市日約三百十人位とす

四、市場の賣買方法　前同斷小賣商人以外になし

五、仲介人の手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　總て現金賣買にして該當事項なし

七、市場金融に對する金利　市日每に金額の如何に拘らす一割二分の利子とす

八、市場使用料　一坪に付金十錢の使用料を徵收す

九、市場利用の範圍　附近數村より四里以內の者出店し買出は二里以內より來る

一〇、市場稅徵收の方法　別項市場稅徵收取扱手續寫の通り

一一、市場の監督並に取締方法　市場稅徵收補助員及使用人をして、直接市場稅及同使用料の徵收其他に從事せしめ、面長時々吏員を派して之か監督取締を爲し、警察署よりは衞生及交通に關し相當の取締を爲し居れり

市場稅取扱手續

第一條　市場稅ノ賦課徵收ニ關シテハ別ニ定メアルモノヲ除ク外本取扱手續ニ依ル

第二條　面又ハ市場管理者ニ於テ市場稅ヲ徵收スルトキハ左記樣式ノ市場稅領收票ノ裏面ニ年月日及面名又ハ市場名ヲ記シタル印章ヲ押捺シ納稅者ニ交付スヘシ

黄海道
市場稅領收票
金何錢



領收票ハ　一錢　三錢　五錢　十錢　五十錢ノ五種トス

一、直徑八分輪廓五厘トス

二、年月日ノ數字ハ亞刺比亞數字ヲ用ヒ陽刻トス

第六條　面及市場管理者ハ左記帳簿ヲ備ヘ整理スヘシ

第三號樣式　市場稅領收票受拂簿

第四號樣式　市場稅徵收簿

第七條　面又ハ市場管理者備付ノ領收票受拂簿ハ每月郡ニ提出シ檢閱ヲ受クヘシ

第八條　市場稅領收票ニシテ汚染毀損等ニ依リ使用不能トナリタルモノハ郡ヘ返納セシメ郡ニ於テ之ヲ燒却スヘシ

第九條　面ニ於テ市場稅徵收上必要アルトキハ面吏員ノ外徵收補助員ヲ置クコトヲ得

第十條　面ニ於テ補助員ヲ市場管理者ニ於テ使用人ヲ採用シタルトキハ左記事項ヲ郡ニ報告スヘシ之ヲ解免シタルトキ亦同シ

一、任免　年　月　日

一、住所　氏名　職業　年齢　擔當區域

第十一條　面ニ於テ使用シタル徴收補助員ニハ左記各項ニ依リ取扱ハシムヘシ

一、補助員ニ於テ使用人ヲ採用セントスルトキハ住所氏名年齢擔當區域及手當金額ヲ具シ面ノ承認ヲ受クルコト

二、第四號様式ノ市場稅徴收簿及第三號様式ノ市場稅領收票受拂簿ヲ備ヘ毎市日必ス整理スルコト

三、前項ノ帳簿ハ毎市日面ニ提出シ檢閲ヲ受ケ同時ニ徴收金ヲ納付セシムルコト

第十二條　面、徴收補助員及其使用人並市場管理者及其使用人職務ニ從事スルトキハ「市場稅領收員」ナル文字ヲ表示シタル腕章ヲ付スヘシ

第十三條　面又ハ市場管理者ハ第五號様式ノ放賣價額申告書ニ第六號様式ノ領收票使用高報告ヲ添ヘ常設市場ニ在リテハ前月分ヲ翌月一日迄ニ其他ニ在リテハ毎市ノ翌日迄ニ提出シ同時ニ徴收代金内ヨリ第十四條ニ依ル交付金及領收票代金ヲ控除シタル殘額ヲ納付スヘシ但シ常設市場以外ニアリテモ一ケ月ノ徴收見込額五拾圓未滿ノモノハ一ケ月分ヲ取纒メ納付スルコトヲ得

第十四條　面ニ徴收補助員ヲ使用シ徴收セシメタルトキ及市場管理者ニハ其徴收代金ノ内ヨリ納稅ノ都度左ノ割合ニ依ル金額ヲ徴收費用トシテ交付ス但シ道ニ於テ必要ト認ムルトキハ其額ヲ増減スルコトアルヘシ

記

一、市場稅徴收額二百圓以上ノトキ　徴收額ノ百分ノ二十、但四十六圓ヲ下ラス
一、同　百圓以上ノトキ　百分ノ二十三、但シ二十五圓ヲ下ラス
一、同　五十圓以上ノトキ　百分ノ二十五、但シ十五圓ヲ下ラス
一、同　十圓以上ノトキ　百分ノ三十、但シ四圓ヲ下ラス
一、同　十圓未滿ノトキ　百分ノ四十

第十五條　前條ノ徴收費用ニシテ面ニ交付スルモノハ總テ徴收補助員ニ交付スヘシ
第十七條　面吏員及面雇人ハ徴收補助員又ハ使用人ヲ兼ヌルコトヲ得ス

鳳山郡沙里院面

沙里院市

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地、面積、設備、及開市日

沙里院市、公設、鳳山郡沙里院面東里西里北里、面積一萬二千五百坪、其他西里魚菜市場七十一坪には屋蓋を設け、薪炭市場八百七十坪、及家畜市場一千二百二十四坪には柵を設備せり、開市日陰暦五、十の日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

白米及雜穀にして最近一月間の取引高（近來不景氣の爲取引高減少せり）七千石位

三、市場商人の種類及商人數

(一) 白米及雜穀商　五六百人位
(二) 水産物商　百人位
(四) 畜類商　二百五十人位
(五) 其他雜品商　千人位

(三) 織物商　二百人位

四、市場の賣買方法　總て小賣とす而して雜穀類は見本を以て時に取引することあり

五、仲介人の手數料

(一) 雜穀類一石（十斗入）に付　金十錢

(二) 牛一頭に付　金七十錢但し犢牛に付ては金三十錢とす

(三) 馬一頭に付　金七十錢　但し仔馬同じ

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　近來不景氣の爲殆んど懸賣なし

七、市場金融に對する金利　槪して月五分卽ち年六割の割合とす而して所謂濟し崩しの場合も之に準するものとす

八、市場使用料

(一) 放賣せる　成牛一頭に付金十五錢

同　犢牛一頭に付金十錢

(二) 放賣せざる　成牛一頭に付金五錢

同　犢牛一頭に付金三錢

(三)薪炭一駄に付金三錢
(四)魚鹽(上屋)　一間一坪以上三坪未滿金二十錢
一間一坪未滿金十錢
(五)路面使用料又は賣上に對する手數料なきも定住者の軒下を使用する場合掃除料として商人は約一坪に付五錢乃至十錢を支拂ふ

九、市場利用の範圍　附近及遠きは八、九里の地方より賣買の爲來市するものあり

一〇、市場税徴收の方法　賣上高一圓に付て一錢の割合を以て賣渡人より徴收す但し徴收と共に領收票を交付す

一一、市場の監督並に取締方法　前項市場税徴收監督(賣上に對し相當徴收するや否)及市場區域以外に於て放賣せざる樣開市日毎に面吏員を派遣巡廻せしめ取締を爲す

瑞興郡禾回面

新幕市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地、面積、設備及開市日
新幕市場、私設、所在地　黄海道瑞興郡禾回面新幕里、敷地面積一千六百九十八坪、設備として

は從來より常設店舗及露店あり、且つ畜牛四百頭位を容れる牛市場木柵繋牛杭、及構內に共同便所を設置す開市日は陰曆每月一、六日を以て開市す

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

農產物、薪炭、水產物、織物、畜類、蔬菜、金物、其他雜貨　最近六月二十七日の取引高三千二百十二圓

三、市場商人の種類

木炭問屋六名、穀物仲買十三名、織物及雜貨等の小賣商人數二百五十名位あり

四、市場の賣買方法　卸賣を主とし小賣又は見本取引もあり

五、仲介手數料

商品に付ては百分の三、牛馬に付ては成牛馬一頭に付七十錢、犢牛馬は三十錢

六、賣買の割合仕拂期間及金利　物品代金の五割は現拂、殘額は大概一箇月の期限にして金利はなし

七、市場金融に對する金利　百圓に付き一箇月の金利は二圓より五圓迄の間とす

八、市場使用料　該當事項なし

九、市場利用の範圍　附近七里位より出店又は買出に來る

、公
数收す
、百
殳店舗
場

一〇、市場税徴收の方法　面長より適當なる市場補助員を設き市場税を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　面長以下面書記又は市場補助員なるものか監督者として常設店舗に對しては毎月取引高を調査し、市日に出店し又は買出に來るものに對しては取引高を調査し、百分の一の税金を徴收す

平安南道

平壤府

壽町公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市

イ、名稱　壽町公設市場

ロ、公私設別　公設

ハ、所在地　平壤府壽町三十三番地

ニ、面積　八百坪

ホ、設備　なし

一、開市日　毎日（一月一日、三大節、及毎月十六日は定期休業）

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀物、肉類、薪炭、鮮魚、日用雜貨、食料雜貨、果實蔬菜、織物、履物、世帶道具、小間物等

大正十二年中取引高十八萬九百七十八圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣商人十七名

四、市場の賣買方法　現金小賣

五、仲介人手數料　商品に依り一定せざるも原價に對する二割以內

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣なし

七、市場金融に對する金利　特に市場に對し融通したることなきに依り不明

八、市場使用料　徵收せず

九、市場利用の範圍　主として所在地附近町里の者に利用せらる

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅を賦課せず

一一、市場の監督並に取締方法　府內務課に係員を置き見廻り監督す、尙市場商人をして市場商人組合を組織せしめ場內の淸潔、取締、夜間の取締等自警せり

幸町公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ、名　稱　幸町公設市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　平壤府幸町三十八番地

ニ、面　積　四百坪

ホ、開市日　毎日（一月一日、三大節、及毎月十六日は定期休業）

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀物、肉類、薪炭、鮮魚、日用雜貨、果實蔬菜、織物、履物、世帶道具、小間物等、大正十二年中の取引高十一萬九千九百七十八圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣商人十一名

四、市場の賣買方法　現金小賣

五、仲介人手數料　商品に依り一定せざるも原價に對する二割以內なり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣なし

七、市場金融に對する金利　特に市場に對し融通したることなきに依り不明

八、市場使用料　徴收せす

九、市場利用の範圍　主として所在地附近町里の者に利用せらる

一〇、市場税徴收の方法　市場税を賦課せす

一一、市場の監督並に取締方法　府內務課に係員を置き見廻り監督す、市場商人をして市場商人組合を組織せしめ、場內の清潔、取締、夜間取締等自辨せり

司倉公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ、名稱　司倉公設市場

ロ、公私設別　公設

ハ、所在地　平壤府倉田里二百四十三番地

ニ、面積　二千七十一坪

ホ、開市日　毎日（一月一日、三大節、及毎月十六日は定期休業）

二、市場主要取引品並に最近の取引高

穀類、肉類、海產物、食料雜貨、日用雜貨、陶磁器、鍮器類、織物等、大正十二年中の取引高は十五萬一千五百五十圓に上れり

三、市場商人の種類及商人數　小賣商人二十名

四、市場の賣買方法　現金小賣

五、仲介人手數料　商品に依り一定せざるも原價に對する二割以内なり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣なし

七、市場金融に對する金利　特に市場に對し融通したること無く不明なり

八、市場使用料　徴收せす

九、市場利用の範圍　主として所在地附近町里の者に利用せられ尙本市場は一、六日毎に平壤府附近大同郡部田舍より多數賣買者集場し取引を行へり

一〇、市場税徴收の方法　徴收せす

一一、市場の監督並に取締方法　府內務課に係員を置き見廻り監督す、尙市場商人をして市場商人組合を組織せしめ場內の掃除、取締、夜間の取締等自發せり

株式會社平壤魚市場

懸人市し、二在

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ、名　稱　株式會社平壤魚市場

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　平壤府櫻町六十一番地

ニ、面　積　五百二十四坪

ホ、開市日　毎日（一月一日、二日、十二月三十一日は休業す）

二、市場主要取引品並に最近の取引高

水產物並に果實及蔬菜にして、大正十二年中二十八萬二千圓の取引ありき

三、市場商人の種類及商人數　鮮魚仲買人十五名

四、市場の賣買方法　委託販賣

五、仲介人手數料　鮮魚賣却代金の百分の十、鹽干魚海藻百分の六、野菜果實百分の十、荷主との特約に依るものは此の限に在らず

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　規定に依りて懸賣をせさるも、若し懸賣となりたる場合は二箇月以内に回收し金利を附せす

在地
方法
市
郡部

七、市場金融に對する金利　普通月四歩

八、市場使用料　徴收せず

九、市場利用の範圍　朝鮮内は勿論内地、支那、臺灣方面より入荷あり、販路は府内を主とし附近郡部へも少數搬出するものとす

一〇、市場稅徴收の方法　府に納むるものは收入金額の百分の五

一一、市場の監督並に取締方法　賣買終了に至る迄は專任監督員を附し紛失損傷等の虞なきを期し、若し紛失損傷等ありたる場合は會社其責に任す

平壤家畜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、及開市日

イ、名　稱　平壤家畜市場

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　平壤府新陽里

ニ、面　積　二千八十二坪

ホ、開市日　陰曆一、六日

黄海
監督
月四
順川
方法
は

二、市場主要取引品並に最近の取引高
牛及豚にして、大正十二年中五千五百七十八頭、其價額四十萬四千七百八十九圓の取引あり

三、市場商人の種類及商人數　牛馬商人三十名

四、市場の賣買方法　仲介人の斡旋に依り其價格を評定し賣買の取引成立す

五、仲介人手數料　每頭成牛は七十錢、犢は四十錢、成豚は二十錢、仔豚は十五錢を徴す

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　懸賣なし

七、市場金融に對する金利　普通月四分

八、市場使用料　徴收せず

九、市場利用の範圍　出場者の九割は大同郡より、其他は平原、順川郡方面より來る、買出し商人の中には黄海道のもの又は釜山輸移出牛商人あり

一〇、市場税徴收の方法　放賣高の百分の一

一一、市場の監督並に取締方法　專任書記一名補助者一名を置き監督取締に任す

鎭南浦府

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場名	所在地	公私設別	面積	開市日	設備	備考
鎮南浦府龍井里市場	同上 龍井里	公設	二〇〇〇坪	陰暦一、四、七の日	家屋三十坪の設備あり	農産物、水産物、織物、畜類、其他
同 碑石里市場	同 碑石里	同	四〇〇	二、八の日	なし	同
同 億兩機里市場	同 億兩機里	私設	[illegible]	五、十の日	なし	同
鎮南浦水産株式會社魚市場	同 三和町	同	七〇〇	毎日	家屋内に休憩室、事務室、取引所あり	水産物
鎮南浦穀物市場	同 同	同	四〇〇	毎日二回	同	米穀類
鎮南浦物産市場	同 龍井町	同	一〇〇	毎日	同	農産物中野菜のみ

二、市場主要取引品並に最近の(五、六月)取引高

品名＼市場名・月別	龍井里 五月	龍井里 六月	碑石里 五月	碑石里 六月	億兩機里 五月	億兩機里 六月	魚市場 五月	魚市場 六月	物産市場 五月	物産市場 六月	穀物組合市場 五月	穀物組合市場 六月
農産物穀類	一〇、七四〇円	四、二一〇円	六、〇一〇円	六、六〇五円	一、四三〇円	三、四三〇円	—	—	—	—	六六四、四〇〇円	三、六四〇、六〇〇円
同 野菜	四〇〇	八〇〇	—	—	—	—	—	—	六、三四〇円	六、一四〇円	—	—
水産物	一、七〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	六〇〇	四〇〇	一二、一五九	四〇、九四五	—	—	—	—
織物	二一〇	二二〇	一五五	二〇五	九五	一三五	—	—	—	—	—	—
畜類	四三〇	三三〇	二三〇	三四〇	一四〇	一一〇	—	—	—	—	—	—

三、市場商人の種類

府内に鋪を有し各市日に出店をなすものは朝鮮日用雜貨商人及問屋業六、海産物三、水産物五、野菜商人三十、(支那人)穀物商三十八名にして、其他市日に各近傍より來會するものは龍井里約二千人、碑石里千人、億兩機里六百人あり、物產市場は支那人野菜農業關なるもの市場家屋を全部借受け每日約二十人出店をなし居れり

四、市場の賣買方法

魚市場は競賣、其他は直接取引、卸、小賣、見本取引あり

五、仲買人手數料　各市場共手數料なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

魚市場は支拂期限三日以內、其他の市場は全部現金取引

七、市場金融に對する金利　內地人間平均月二分二厘、朝鮮人間平均月二分七厘、內地人朝鮮人間月平均二分五厘

八、市場使用料　龍井里市場家賃一箇月三圓、土地使用料一坪五厘、碑石里一坪五厘、億兩機里なし、物產市場家賃一箇月五十圓、穀物市場一石に付三錢、魚市場鮮魚一割、下魚五分

九、市場利用の範圍　龍井里市場近傍約三里、碑石里及億兩機里市場近傍約一里半、物產市場府內、

魚市場近傍約三里、穀物市場黄海道の一部及龍岡郡、江西郡、大同郡、鎭南浦

一〇、市場税徴收の方法　市場規則第一條第一號及第二號該當市場は市場税領收票に依り開市日毎に放賣人に賦課徴收す(甲種市場)、毎年三月末日限り前年度の實績に依り税額を決定し翌月五日迄に前月分を徴收す(乙種市場)、市場規則第一條第三號及第四號該當の市場にありては毎月末日限り其月の放賣價額を申告せしめ納入義務者に之を賦課す

一一、市場の監督並に取締方法　龍井里市場、碑石里市場は税金取立囑託人に衛生等の取締方を囑託す、其他の市場は經營者若くは管理人に於て監督をなす、各市場の違反事項等發生せさる様取締る爲には勸業係員を時々派遣し監督をなさしめ居れり

中和郡中和面

中和邑市場

一、名　稱　中和邑市場

公私設別　公　設

所在地　平安南道中和郡中和面樂民里

一、敷地面積　一千五百坪位

設備及開市日　毎月(陰)三日、八日

二、市場の主要取引品

大豆、小豆、大麥、小麥、精粟、畜牛

最近の取引高

大麥　五百石

小麥　五百石

牛　三百頭

三、市場商人の種類

雜貨商　三十人

魚物商　二十五人

其他雜商　八十人

四、市場の賣買方法　市日毎に相互賣買し卸賣又は見本取引なし

五、仲介人手數料　牛一頭に付七十錢

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　該當事項なし

七、市場金融に關する金利　一圓に對し一箇月二錢

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍

中和面　一圓

古牛陽、東頭面、新興面、庚井面、大同郡龍淵面、栗里面

黃州郡黑橋面、清水面

一〇、市場稅徵收の方法　飲食店、雜貨店、魚物廛に於ては賣上高に依り月賦を以て徵收し、穀類、綿布賣買其他に於ては徵收員之を直ちに徵收し何れも領收票を交付す

一一、市場の監督並に取締方法　市場には取締役及市場囑託員を置き監督並に取締を行はしむ

安州郡安州面

安州公設市場

一、市場の名稱、公設市場

十人市

所在地　安州郡安州面清橋里

面積　三千坪

設備　なし

開市日　毎月陰暦四、九日

二、市場の主要取引品　穀物、絹布

最近の取引高　十三萬五千七十三圓

三、市場商人の種類

仲買人　六十人

卸賣人　二　人

小賣人　三百人

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣、見本取引等あり

五、仲介人手數料

商品　絹布は一疋に付五錢、其他は百分の一、牛馬　一頭に付六十錢

六、懸賣の割合　七割

仕拂期限　一箇月

金　利　三　割

七、市場金融に於ける金利　三割

八、市場使用料　牛市場に限り牛一頭入場に付五錢宛を徴し、賣上に對する手數料は百分の一を徴す

九、市場利用の範圍　出店者、買出者共五六里位の所より來集す

一〇、市場税徴收の方法　徴收囑託員を置き每市出場せしめ賣上價格の百分の一つゝを徴收し、其餘額の二分の一を給料として與ふ

一一、市場の監督並に取締方法　警官出場し之を監督又は取締す

平安北道

新義州府

一、市場の名稱　公私設別、面積、設備、及開市日

名稱　(イ)　新義州米穀商組合市場　私設

(ロ)　新義州水產市場　同

イ、新義州米穀商組合市場

所在地　新義州府榮町

面　積　四十一坪

設備　煉瓦造二階建にして階上は會議室階下は事務室及立會場に區分し、立會場はコンクリート叩にして四十一坪あり

開市日　日曜、祝祭日を除き毎日午前、午後の二回

ロ、新義州水産市場

所在地　新義州府常盤町九丁目

面　積　競賣場三十坪、倉庫十二坪、氷倉庫六十九坪

設備　木造建一棟の内一部を事務室に一部を競賣場に充つ、競賣場はコンクリート叩とす、煉瓦造一棟は一部を貨物保管場に一部を氷倉に充て、鴨綠江岸には當地水揚水産物競賣場として十二坪の建築物を設けあり

開市日　着荷の都度

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、新義州米穀商組合市場（穀物類）

大正十二年中取引高　玄米　一百二十萬六千七百六十石、粟　七千四十石

ロ、新義州水産市場（水産物）

取引高　大正十二年中、七萬六百六十四貫

三、市場商人の種類及商人數

イ、新義州米穀商組合市場　組合員三十三名

ロ、新義州水産市場　魚類仲介人十名

四、市場の賣買方法

イ、新義州米穀商組合市場　組合員は組合員外の者より委託又は注文を受けたる數量を市場に持出し銘柄及見本により直取引延取引を行ひ直取引は二日間延取引は六十日間内に現品の引渡を行ふ

ロ、新義州水産市場　仲介人集合して競賣の方法により取引を行ふ

五、仲介人手數料

イ、米穀商組合市場　仲介人なし但し組合員は委託及注文者より手數料として一石に付十錢を徴し市場に對しては石三錢五厘を納む

ロ、水産市場　仲介人は買入價格の百分の十、委託者は賣上價格の百分の十を市場に納む

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　該當なし

七、市場金融に對する金利　該當なし

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍

米穀商組合市場　平安北道内及支那安東縣

水産市場　元山、釜山、統營、鐵山、龍川の商人及漁業者より委託を受け當地商人買受くるものとす、冬期間は龍川郡より(六里)賣出に來ることあり

一〇、市場稅徴收の方法　每月各個人より徴收す

一一、市場の監督並に取締方法

米穀商組合市場　道の直接監督を原則とするも現在に於ては委任を受け府尹に於て監督しつゝあり、每月十日以上市場に臨場して組合諸帳簿を點檢し立會場の取締をなし、時々各組合員帳簿を檢して不正行爲の防止に勉む

水産市場　時々競賣の際臨檢するに過ぎず

義州郡義州面

梧木市場

一、市場名稱　梧木市、私設、義州面東部洞に在り
　市場規則第一條第一項に依るものにして、其敷地面積は三千二百九十七坪なり、米穀市場は上屋の設備あり、陰一日六日　月六回開市とす

二、白米、大豆、小豆、粟、稗、玉蜀黍、牛、豚、其他日用生活品とす、大正十二年度の取引高は穀物八萬四圓、牛一萬六百六十九圓、鷄豚一萬八千圓

三、仲買十名、小賣二百名とす

四、卸賣又は小賣にして見本取引なし

五、仲介人手數料は物品價格百分の一乃至三とす

六、懸賣なし

七、市場金融利子は百圓に付日歩十錢とす

八、上屋は使用する場所に依り一定せざるも一間に付一日平均五十錢とし路面は使用料なし

九、出店を爲すものは市場行商者の外は、主として附近一里以内の義州面、州内面居住者に限り、買出に來るものは遠くは八里に及び、古寧朔、枇長、水鎮、古城、玉尙州内及所在地面の住民とす

一〇、市場税は年二期に分け各期に於ける放賣の價額を審査し、各月に於ける百分の一を徴收す

一一、市場は本面之を管理し市場看守二名を置き居れり

義州郡枇峴面

特馬市場

一、市場の名稱　特馬市

公私設別	所在地	敷地面積	設備	開市日
公設	義州郡枇峴面特馬洞	九、二〇〇坪	設備せる建物其他物件なし	毎月二、七の日にして月六回

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

取引品名	最近一箇年取引高	最近一箇月取引高	備考
農産物	五七、六〇〇円	四、八〇〇円	米、大豆、雑穀にして滿洲粟巨額を占む
水產物	四〇、〇〇〇	三、三〇〇	魚類及食鹽にして食鹽巨額を占む
織物	八七、六三〇	九、五〇〇	綢緞、布木、綿絲
畜類	一〇二、六〇三	一五、九二二	牛、豚、鶏類

其他の雑品	五六、四三五	四、八五〇	履物、其他雑貨にして、ゴム靴の一箇年取引高二萬三千圓あり
計	三四四、二六八	五六、三七二	

三、市場商人の種類及商人數　仲買二軒、小賣商百二十戸にして、商人の總數二百九十五人なり

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣

五、仲介人手數料　牛一頭に付三十錢にして、其他商品には手數料なし

六、掛賣の割合、仕拂期限及金利　卸賣に付ては掛賣約三割を有し、支拂期限は一箇月乃至三箇月とし、日歩五錢(百圓に付)の金利を附す

七、市場金融に對する金利　一箇月未滿の期限を以て百圓以下の金錢を貸借するには日歩二十錢の場合あり、其他は三分以下とし、尙當市場所在地には金融組合ありて該組合よりは日歩五錢の金利を以て融通しつゝあり

八、市場使用料　該當事項なし

九、市場利用の範圍　附近西南方面よりは四里位の者、東北方面よりは七里位の者が出店又は賣買に集合す

一〇、市場稅徵收の方法　本市場は牛市場、米穀市場、豚市場、其他四箇所に區分しありて、牛市場

し
劃附近
百回に
るに
合よ
叫、
料なし
三個
高二角

には仲介人監督を置き、成牛一頭に付き六十五錢、犢牛一頭に付き二十五錢宛を賣買の際徴收し、常設店舗に對しては面より毎月告知書を發附し徴收す

豚市場、米穀市場、露店等に對しては個人に請負契約を締結し置き毎月徴收の上納入せしむ

一一、市場の監督並に取締方法　牛市場は該監督をして仲介人の監督及取締に任せしむ

其外の市場には別段の定例なし

龜城郡方峴面

南　市

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　南　市

ロ、公私設別　私　設

ハ、所　在　地　方峴面下丹洞

ニ、敷地面積　十二町五反歩

ホ、設備及開市日

家畜市場、米穀市場、水産物市場、布木及雜貨市場、木炭市場等區域を定め、毎月陰暦五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日の六日間開市す

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

最近一箇月間の重要取引品は、家畜四萬六千二百四十七圓、穀産物六千七百十圓、水産物三千五百八十七圓、木炭四百八十圓なり

三、市場商人の種類及商人數

仲　買　十　五　人

小　賣　百三十七人

四、市場の賣買方法　平壤又は宣川方面より物品を移入し之を小賣す

五、仲介人手數料

イ、穀　物　一斗に付　五　錢

ロ、牛　馬　一頭に付　四十五錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　月利三割

八、市場使用料　路面使用料　一箇月に付　五十錢

九、市場利用の範圍　附近三里位の者が出店し又は五六里位のものが買出に來る

一〇、市場税徴收の方法　常設店舗は毎月の賣買高に依り税額を定め、行商人よりは市日毎に徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　第一項記述の如く區域を設け監督並に取締を行ふ

泰川郡泰川面

泰川市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

市場名稱　泰川市場、公私設別　普通市場は私設なるも、牛市場は泰川面經營なり、所在地・泰川郡泰川面東部洞、北部洞、西部洞、面積（普通市場二千五百坪 牛市場一千坪）設備及開市日　陰三、八の日を開市日とし、普通市場には何等設備なきも牛市場には柵木及金網を附し居れり

二、市場の主要取引品並に最近一市日の取引高

穀物（米、大豆）四十六石　織物（明紬、綿布、綢緞）二百五十疋　牛三十頭

三、市場商人の種類

日毎
出店し
市場使
は一杭
方法卸買
錢なり
し期限

仲買十五人、問屋三人、小賣四十五人

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣にして、見本取引なし

五、仲介人手數料　商品は百分の一、牛馬は一頭に付四十五錢なり

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　懸賣は三割位にして、仕拂期限は普通一個月とし、若し期限を經過する場合には月三分の利を付す

七、市場金融に對する金利　月三分の利子又は六分の利子あり

八、市場使用料　普通市場使用料は地主及家屋所有者より徴收し、其額一定せざるも、牛市場使用料は一杭木毎に一頭繋留に付二錢を徴收す

九、市場利用の範圍　隣郡博川郡、昌城郡、朔州郡の方面約六里位より出店し又は買出に來るものあり

十、市場税徴收の方法　普通市場に監督二人、牛市場に監督一人を置き、市日毎に市場税を徴收す

十一、市場の監督並に取締方法　市場監督者は常に市場を巡視し其取締の任務に從事す

博川郡博川面

博川市場

一、市場の名稱　博川市場

公私設別　私　設

所在地　博川面東、南、北、西部四洞

敷地面積　五百五十五坪

設備及開市日　五の日、十の日　一箇月六回

二、市場の主要取引品　宕巾、綿類、牛皮、大豆、魚類、鮑、裝飾品

最近取引高（六月分現在）一百九十圓

三、市場商人の種類　支那人、内地人、朝鮮人の卸小賣商

商人數、二百十六名

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣、見本取引なし

五、仲介人手數料

商品　織物百分の二、海藻類百分の五、牛馬　牛四十五錢、馬三十錢

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　附近の者を主とし、五里以上の居住者も賣買に來る

一〇、市場税徴收の方法　放賣價格の百分の一を賦課し、面にて背面を以て直接に徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場範圍以外にて商品を賣買する者は面長監督して之を取締る

定州郡定州面

定州市場

一、市場名稱　定州市場

公私設別　公設

所在地　定州面城内洞

面積　二萬五千坪

設備　特に施設する事なし

開市日　毎月陰暦　一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米、蜀黍、雑貨、布木、取引高　穀類九百噸、布木雑貨七十五噸（大正十三年一月より同年六月末日迄分）

三、市場商人の種類及商人數

イ、問　屋　五　名

ロ、仲　買　十　二　名

ハ、小　賣　七十五名

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣、見本取引あり

五、仲介人手數料

牛馬一頭に付四、五錢（犢牛馬一頭に付二十五錢）、但し商品なし

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　仕拂期限は一箇月又は六箇月間とす、金利なし

七、市場金融に對する金利

最高一圓に付日歩二厘、最低一圓に付日歩一厘

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　五里四方の者出店し、又買出は右の外安州、肅川、平壤、鎭南浦、仁川方面より

來る

一〇、市場税徴收の方法　面吏員毎市日に出張し、物品賣上高に對する百分の一の税金を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　監督並に取締方法は面に於て擔任す

定州郡馬山面

清亭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

清亭市　私設　定州郡馬山面清亭洞　三千四百六十二坪

牛市場には木柵を設け、其他物品陳列場は種類を區別し標木を立てたり

開市日　陰暦三の日、八の日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

米穀、牛、真鍮器、木炭、雜貨　最近一個年の取引高　二十萬五千圓

三、市場商人の種類及商人數　小賣、卸賣　六十六人

四、市場賣買の方法　小賣、卸賣

五、仲介人手數料　成牛一頭に付三十錢　犢牛一頭に付十五錢　其他商品には仲介人なし

六、懸賣の割合　約三割

仕拂期限及金利　懸賣の仕拂期限は隨意契約にして、期限經過したるときは年三割の金利とす

七、市場金融に對する金利　金利の歩合は普通三割とす

八、市場使用料　牛市場の周圍に木柵を設け其内に出場牛を繫留せしめ、市場使用料として出場牛一頭に付一回に金三錢宛徵收す

九、市場利用の範圍　市場附近四里以内の者か出店し又は買出に來る

一〇、市場税徵收の方法　常設店舗は賣上額を調査し等級を定めて規定の標準額を賦課徵收し、露店、行商の者には市場税を賦課せす

一一、市場の監督並に取締方法　市場に出場の物品は種類を分け、一定の場所に陳列して買ひ易からしめ、其混雜を防ぎ、不正賣買を取締り居れり

宜川市場

宜川郡宜川面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

東面に於ける市場は公設にして、宜川郡宜川面川前洞、及川北洞とに分れ、其面積約十萬坪以上に達す、市場の設備は主に常設店舗及露店、開市日は毎月陰暦三の日、八の日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

東面市場の主要取引品　五穀及雜穀、布類、鮮魚及干魚類、昆布類、木炭、皮類、酒類、雜貨品類にして、最近の取引高は市日毎に五萬圓以上に達す

三、市場商人の種類及商人數　仲介業、小賣商、卸賣商にして、其數五百名位とす

四、市場の賣買方法　五穀類に對しては見本取引、卸賣は懸賣、小賣は現金を以てす

五、仲介人手數料　穀物類は石に對し十錢、牛馬は一頭に付六十錢宛徵收す

六、懸賣の割合仕拂期限及金利　懸賣の仕拂期限は一箇月にして、金利は月三分とす

七、市場金融に對する金利　市場金融に對する金利は月三分より一割とす

八、市場使用料　賣上に對する手數料は放賣價格の百分の一を徵收す

九、市場利用の範圍　市場の利用範圍は五里位の者が賣買に出場し、露店は主に負褓商なり、市場稅の徵收は常設店舗に限る

一〇、市場税徴收の方法　市場税徴收方法は、市場區域内の物品販賣者に對して賣高の百分の一を毎月二十四日面へ納付せしむ

一一、市場の監督並に取締方法　面吏員をして市日毎に監督せしむ、取締方法は露店取締及路上の混雜整理をなす爲め、警察官及面職員共同して取締す

江界郡江界面

江界市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

市場の名稱　江界市場、公私設別　公設、所在地　江界面邑内、面積　約五千坪、設備　別に設備はなし、開市日陰暦二の日、七の日

二、市場主要取引品並に取引高　市場の取引品は雜貨及雜穀にして、最近の取引高は約二千圓なり

三、市場商人の種類及商人數　商人の種類　卸賣、小賣、仲買、商人數約五十人

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣、見本取引はなし

五、仲介人手數料　商品は百分の五、牛馬は一頭に付四十錢

六、懸賣の割合　賣品の十分の三、仕拂期限は一箇月、利子は月三割

七、市場金融に對する金利　年三割

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　他より來て出店するものは無きも、買出に來るものは十里內外に及ぶ

一〇、市場稅徵收の方法　每月賦課を爲し其月內に徵收するものなり

一一、市場の監督並に取締方法

市場の監督は直接面に於てし、取締方は面及警察署に於て爲す

江原道

春川郡春川面

春川邑市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　春川邑市場

ロ、公私設別　公設

一　司　[illegible]

ハ、所　在　地　春川郡春川面司倉里

ニ、面　　積　一町歩

ホ、設備及開市日　舊暦二、七の日

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場主要取引品　米穀、海産物、薪炭等

ロ、大正十二年中取引高　二萬二千九百十三圓

三、市場商人の種類及商人數

イ、市場商人の種類　小賣商

ロ、商人數　二百人

四、市場の賣買方法　小賣

五、仲介人手數料　該當事項なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　商人間は一箇月間の延取引にして、小賣は殆ど現金取引なり

七、市場金融に對する金利　年二割五分

八、市場使用料　該當事項なし

九、市場利用の範圍　周圍七、八里範圍内の者出店又は買物に集合す

一〇、市場税徴收の方法　常設店舗に對しては、前年中の賣上高を調査し其總額百分の一を當該年度に調定して、之を十二回に分ち毎月最後の開市日に徴收することにし、行商、其他は市日毎に面吏員一名出張をなし、其賣上高に依り調定徴收しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　該當事項なし

江陵郡江陵面

江陵市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、公私設別　江陵面經營

ロ、所在地　本町、旭町、大正町一部

ハ、面積　二千四百十六坪

ニ、設備及開市日　市場の兩側は商人が常設店舗を設けあり、露店は開市毎に店主が假店舗を設く、市日は陰暦二、七の日毎に開市す

用料
金利
株式
欠三
水
並

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、市場主要取引品　農産物、水産物、畜産物、織物、石炭油、蔬菜、果實、陶磁器、其他一般雜品

ロ、最近の取引高　四百五十萬圓なり

三、市場商人の種類及商人數

商事株式會社一、銀行業一、金融組合一、仲買業十二、貸金業六、製造業十、旅人宿二十五、飲食店業七、自働車業三、自轉車業三、酒造業二、卸賣四、小賣九百五十、海陸物産委託販賣業十、彫刻業四、運送業三、質屋業三、倉庫業五、商人總數一千一百二十三名

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣、仲買

五、仲介人手數料　商品百分の二　牛馬千分の五

六、騷賣の割合、仕拂期限及金利

騷賣の割合　千分の五、仕拂期限　卸賣二十日限り小賣二十五日限り、金利　普通月二分五厘

七、市場金融に對する金利　普通民間の利子は月三分

八、市場使用料　牛市場に限り使用料(入場券五錢交付す)を徵收し、其外は徵收せず

九、市場利用の範圍　出店者は五里位にして、買出者は四里位より來る

一〇、市場税徴收の方法　牛市場及常設店舗は面吏員直接之を徴收し、其他は徴收補助員を配置し領收票を各納税者に交付の上徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　面長直接監任に當る、但し汚物掃除等に對しては一定の人員を配置し開市の時直ちに施行す

江陵郡新里面

注文津市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　注文津市場

ロ、公私設別　私設

ハ、所在地　江原道江陵郡新里面注文里

ニ、敷地面積　一千九百二十坪

ホ、設備　各商人等は自ら所有商店を以て使用しあり

一〇三圓一一

へ、開　市　日　陰暦毎月一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日、（月六回）

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、主要取引品、農産物、水産物、林産物、織物、畜類、金物類、其他雜貨

ロ、最近の取引高　四十四萬三千四十圓（大正十二年分）

三、市場商人の種類及商人數

イ、種類　問屋、仲買、小賣

ロ、商人數　四十人

四、市場の賣買方法

賣買方法　卸賣、小賣、見本取引なし

五、仲介人手數料

イ　商品　賣買物價格百圓に付一圓

ロ　牛馬　牛價格百圓に付五十錢、馬なし

六、掛賣の割合、仕拂期限及金利、掛賣は約一割ありて、支拂期限は最長一箇月迄と定め、若し償還期限經過せば借用金と見做し、每月一圓に付利子三錢宛を附することあり

七、市場金融に對する金利

イ、市邊利子としては一箇月一圓に付十二錢

ロ、間邊利子としては一箇月一圓に付六錢

八、市場使用料　該當事項なし

九、市場利用の範圍　附近五里位よりの者が出店又は買出に來る

一〇、市場税徴收の方法　毎市日午後二三時頃を利用し面職員直接徴收しつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法

イ、監督に付ては、管理者たる面長が毎市日に當り一回巡邏監督しつゝあり

ロ、取締方法に付ては、本面警察官駐在所より毎市日に當り警官一人宛出市し取締を行ふ

橫城郡橫城面

橫城邑市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

市場の名稱	公私設別	所在地	敷地面積	設備及開市日
橫城邑市場	私設	橫城面邑內	二、二七五	露天市街は四十八間の臨時設備は十五、開市日は陰暦毎月二六の日にして一箇月六回

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品　雜貨、畜牛

最近の取引高　二萬圓（七月中）

三、市場商人の種類及商人數

商人の種類　仲買商、小賣商

商人數　七十一人

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣

五、仲介人手數料　商品賣買額に付百分の十五、畜牛賣買額に付百分の一

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　該當なし

七、市場金融に對する金利　一箇月一圓に付三錢

八、市場使用料　該當なし

九、市場利用の範圍

出店者　本邑內又は一里以內位の居住者

買出者　本郡全部、原州郡、所草面、好楮面半部、平昌郡大和面全部の居住者

一〇、市場税徴收の方法　賣買品に付取引額の百分の一を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　面吏員常に監督す市場税徴收員は毎市日に稅金を徴收す

洪川郡洪川面

洪川市場

一、市場の名稱　洪川市場、公私設別　公設、所在地　洪川邑内、敷地面積　洪川市場は範圍廣く決定したる面積なし、但し牛市場は六百八十二坪、他に設備なく、開市日は舊暦の一、六の日なり

二、市場の主要取引品　穀類、牛、水產物、布帛、雜貨、最近の取引高　最近一箇月間取引高、穀類一千二百十圓、牛七千百八十圓、水產物五百七十圓、布帛一千二百四十圓、雜貨二千七百九圓なり

三、市場商人の種類　小賣にして、商人數八十人内外なり

四、市場の賣買方法　殆と小賣にして見本取引なし

五、仲介人手數料　商品賣買には仲介人なく、牛の賣買のみの仲介人にして、右手數料は賣上價格百圓に對し八十錢の割合なり

六、懸賣の割合　四割　仕拂期限一箇月内外にして、懸賣に對する金利はなし

七、市場金融に對する金利　月五分乃至六分なり

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　邑內津里、新陽松里、希望里の者出店し、買出に來る者は附近東面、南面、北方面、化村面の者なり

一〇、市場税徴收の方法　市日の商品放賣價格に對し百分の一を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場税徴收補助員を置き之をして市場の監督及取締に當らしむ

鐵原郡鐵原面

鐵原市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　鐵原市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　鐵原邑內

ニ、面　積　普通市場は邑市街路面に商品を陳列し居る爲め特記すへきもの無し
但し牛市場は一千五百八十八坪なり

ホ、設備及開市日　普通市場は何等設備すること無し、但し牛市場は周圍に木柵を設け其内には杭木を立て繋牛の便利を圖る、開市日は毎月二、七の日六回とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

イ、主要取引品　米、大豆、雜穀、畜牛、蔬菜、果實、水産物、布帛、薪炭類

ロ、最近の取引高　大正十二年度　九十五萬五千百圓

三、市場商人の種類　問屋、仲買、卸賣、小賣等、商人數　五百人位

四、市場の賣買方法　普通商品は大體賣買者間に於て相談の上賣買し、畜牛に對しては仲介人の斡旋に從つて賣買す

五、仲介人手數料　商品は賣上價格の一割より二割迄、牛馬は賣上高の百分の一

六、懸賣の割合　仕拂期限は大概十五日以内とす、若し十五日を經過せば月二分の利子を附す

七、市場金融に對する金利　普通市場は月三分、牛市場は月六分の割合

八、市場使用料

イ、上屋路面使用料　なし

ロ、賣上に對する手數料　普通市場なし、牛市場は成牛一頭に付四錢　犢一頭に付二錢

圓市開牛、地用置が

九、市場利用の範圍　附近七八里位の者が出店又は買出に來る

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅徵收補助人を置き徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　普通市場は面に於て監督し、牛市場は面及畜産組合が主として仲介人十六人を置いて監督に任じ居れり

平康郡平康面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

イ、平康　邑内市場　邑内牛市場

五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日が開市日にして、共に公設なり、位置は平康面西日里にあり、敷地面積は邑内市場七百坪、邑内牛市場一千二百六十六坪

ロ、平康面福溪牛市場

開市日は三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日にして、公設なり、敷地面積は一千七百六十坪にして、位置は福溪里にあり

二、市場主要取引品は牛畜、柴炭、其他雜貨

取引品の單價　牛（牝七十圓 牡六十圓）　犢三十圓　商品（煙炭一俵六十錢 薪木一束十錢）

三、市場商人の種類　皆小賣業を行ふものなり

四、市場の賣買方法　小賣を行ひ見本取引なし

五、仲介人手數料は總賣買高の一割を徵收す

六、本面は該當事項なし

七、同　上

八、同　上

九、市場利用の範圍は約三里内外の處より賣出に來たる

一〇、市場稅徵收の方法は面職員が立會して各商人の賣上高の百分の一を徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　市場の破損箇所あるときは之か修繕を監督を爲し、又は市場以外の處にて賣買せざる樣に取締る、上記事項は面に於いて掌る

咸鏡南道

元山府

元山府壽町公設市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　元山府壽町公設市場

ロ、公私設別　公　設

三四みし入坪

ハ、所在地　元山府壽町一丁目七番地

ニ、面積　三百五十四坪

ホ、設備　本敷地は三方道路に面せるを以て三箇所に出入口を設け一戸當り四坪のトタン長家建（四棟）賣店十六戶を敷地の周圍に配列し、多數人の出入集合に便ならしむることゝし、共一隅に公衆用便所を設く

ヘ、開市日　一月一日を除くの外年中休みなし

二、市場主要取引品並に最近の取引高（六月調）

魚類	四、五七八、九九円	鳥獸肉類	三、三六七、一六円
履物類	四二七、〇〇	陶器類	四五九、二一
米麥雜穀類	四、〇四一、二一	西洋雜貨	三二二、二〇
酒、味噌、醬油類	七五五、二二	食料雜貨	一、三三四、〇〇
薪炭類	一〇四、〇七	野菜類	一、五五九、三五

三、市場商人の種類及商人數

種類　小賣

商人數　指定商人十五名、中央魚市場商人五名

四、市場の賣買方法（卸賣、小賣又は見本取引の有無）

賣買方法　現金販賣制度

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　指定商人は月額三圓とす、但し月の中途に於て使用を開始し又は中止する場合に於ても之れを減額せず、中央魚市場の分は月額一圓とす

九、市場利用の範圍　元山府一圓

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅は納入告知書に依り之を納附するものとす

一一、市場の監督並に取締方法　府に於て公定相場を決定し、賣買は絕對に現金制度に依らしめ、府尹の定めたる監督員をして常に監督せしむ

元山府家畜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ、名　　稱　元山府家畜市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　元山府場村洞

ニ、面　　積　一千百十坪

ホ、設　　備　周圍に鐵線柵を張り場內に畜牛六百頭を繫留すへき繫杭と、仲介事務所、收入場料徵收所等あり

ヘ、開市日　陰曆五の日、十の日を開市日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

主要取引品　牛、豚

最近取引高　牛　六千八百四頭　四十一萬一千百六十三圓

豚　不詳　但し（自大正十二年一月至大正十二年十二月調）

三、市場商人の種類及商人數

商人の種類　仲介人　二十名

商人數　移出業者　四名

四、市場の賣買方法　仲介人の仲介に依り賣買を行ふ

五、仲介人手數料

　手數料　牛　一頭に付　二圓　豚　一頭に付　五十錢

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　場内一圓、牛七錢、豚五錢

九、市場利用の範圍　府近道郡より賣出に來るものと、附近郡面より牽き來るものとす

一〇、市場税徴收の方法　賣買價格の百分の一を徴收し、畜産同業組合の仲介料徴收と共に之を徴收するものとす

一一、市場の監督並に取締方法　市場の監督には主として畜産同業組合の職員出張し、府廳職員も出張することあり、仲介上不正行爲（密賣買、場内に於て靜肅を缺くが如きもの）をなすものは退場せしめ、組合員にありては過怠金五圓を徴收す

第二　魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱　第二魚市場

ロ、公私設別　私設

ハ、所在地　元山府海岸通一丁目四番地

ニ、面積　九百十九坪

ホ、設備　魚市場は百七十三坪、木造平屋にして鹽倉庫を合せ二百十坪五合、魚市場と鹽倉庫の間は中仕切を以て界し、他の三面は何等圍を設けず、空氣の流通を良くし、床は全部「コンクリート」叩土とし、一間に付一寸八分の勾配を附し、中央には大溝を設け排水を完全にしあり

ヘ、開市日　一月一日の外、年中休みなし

二、市場主要取引品並に最近の取引高

鮮魚　四萬六千三百七十六圓八十三錢（但し六月中に於ける賣上高）

三、市場商人の種類及商人數　仲買人十六名、付替人五名

四、市場の賣買方法　競賣を主とし荷主の希望に依り指値賣、入札賣若くは相對賣の方法を用ゆ

五、仲介人手數料　なし

六、懸賞の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料

鮮魚、海藻、貝類	賣却代價の百分の十	
鹽、乾水産物	同	百分の七
鮮、乾、明太魚及明太魚卵	同	百分の五

九、市場利用の範圍　元山府一圓

一〇、市場税徴收の方法　收入金額の百分の五を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　水産會社に於て監督及取締をなせり

第一魚市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱　第一魚市場

ロ、公私設別　私設

ハ、所在地　元山府北村洞六十一番地

ニ、面　積　百三十八坪

ホ、設　備　市場場内は五十坪木造平屋にして、特に衛生を重んじ四方は何等閉を設けす空氣の流通を良くし、床は全部厚さ一寸の板を張り詰め中央に溝を通し、溝に沿ひて兩方より傾斜せしめ、溝は一間に付一寸五分の勾配を取り排水を完全ならしむ、板張りは總て相互に重ね、其隙はアスファルトを以て充塡し汚水の浸入を防ぐ等完全なる設備をなせり

へ、開市日　一月一日を除く外、年中休みなし

二、市場主要取引品並に最近の取引高　水產物　最近取引なし

三、市場商人の種類及商人數　仲買人二十三名

四、市場の賣買方法　糶賣を主とし荷主の希望により指値賣、入札賣若くは算當賣の方法を用ゆ

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　第二魚市場に同じ

九、市場利用の範圍　元山府一圓

一〇、市場税徴收の方法　收入金額の百分の五を徴收す

一一、市場の監督並に取締方法　第二魚市場に同じ

上市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　上市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　元山府北村洞七十五番地

ニ、面　積　五百八十八坪

ホ、設　備　敷地總面積五百八十八坪にして、道路に面し十六間の壁を作り之に三個所の出入口を設け壁の内側に庇を取付け單なる店舗となす、他に六十三坪（十八間三間半）木造平屋二棟を設け一棟を十八に區劃す

空地は附近より來り出店するものゝために使用せしむ

ヘ、開市日　陰曆五の日を開市日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

より
個人毎
市場
四名 -
仲介
する

水産物、農産物、布類、雑物類　取引商評ならす

三、市場商人の種類及商人數

種　類　小　賣

商　人　數　三十六名　二十名乃至二十四名　二區劃を一區域となし仲買商人を散在す

四、市場の賣買方法　現金又は懸賣の方法に依る

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期間及金利　十分の三　特記事項なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料

イ、場屋内一區劃に付　一　日　金十錢

ロ、場屋外一坪に付　一　日　金五錢

九、市場利用の範圍　附近部面より來り出店し、及買出に來るものとす

一〇、市場稅徵收の方法　目下徵收員は七名あり之を三班に分け、各班は放賣人個人毎に放賣額の百分の一を徵收す、但し放賣額は何人も正直なる申告をなさゞるを以て、通常綿布商よりは一軒每に

四錢若くは三錢宛と云ふ様に殆と規定的に徴收し居れり

一一、市場の監督並に取締方法　府廳職員出張し監督をなす

下市場

一、市場の名稱、公私設別、並に所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　下市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　元山府場村洞百十三番地

ニ、面　積　五百八十四坪

ホ、設　備　な　し

ヘ、開市日　陰曆十の日を開市日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高

水産物、農産物、畜類、織物類　取引高詳ならす

三、市場商人の種類及商人數　特記事項なし

四、市場の賣買方法　現金取引に依る

九合
人
料
同

五、仲介人手數料　なし

六、融資の割合、仕拂期間及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　上市場に同し

九、市場利用の範圍　同

一〇、市場税徴收の方法　同

一一、市場の監督並に取締方法　同

咸興郡咸興面

牛市場

一　市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名稱　牛市場

ロ、公私設別　公設

ハ、所在地　咸興面荷西里

ニ、面積　二千二十坪九合

ホ、設　備　畜牛繋留場、事務室及倉庫を建設し周圍に木柵を設く

ヘ、開市日　陰曆二、七の日（月六回）

二、市場主要取引品並に最近の取引高　本市に於ける主要取引品は畜牛にして、大正十二年度中に取引されたる頭數及其價額は左表の如し

性別／區分	頭數	價額	備考
牝牛	七二五頭	三三、九一九円	
牡牛	二、三五〇	一七四、一六八	
犢牛	三八二	五、七〇三	單價 最高 一〇〇圓 最低 二五圓 平均 四六圓
合計	三、四五七	二一三、三九〇	

三、市場商人の種類及商人數　季節に依りては遠く京城元山方面より來場することあるも、主として郡內農民及當地商人に依りて取引せられ、大正十二年に於ける出場總人員一萬六百九十三名に及へり

四、市場の賣買方法　總て現金取引に依る

五、仲介人手數料

賣買	成牛一頭に付	二圓	犢一頭に付	一圓
交換	成牛同	一圓	同	五十錢

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　なし
七、市場金融に對する金利　最高三分五厘　最低二分　普通三分
八、市場使用料　成牛一頭に付十錢　犢一頭に付五錢
九、市場利用の範圍　郡内各面より出場す、平均附近七里位なり
一〇、市場稅徵收の方法　市場内に於ける賣買は總て畜産同業組合に於て仲介するを以て、取引の際直に其市場稅を納付せしめつゝあり
一一、市場の監督並に取締方法　市場監督員一名及常傭人夫一名を置き市場の整理に當らしむ

薪炭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日
イ、名　稱　薪炭市場
ロ、公私設別　公　設
ハ、所在地　咸興面豐陽里及荷東里
ニ、面　積　豐陽里九百十四坪　荷東里四百九十七坪
ホ、設　備　一定の地域を劃し敷地を整頓せる外特別の設備なし

徵千縣三の一二

（一）開市日　舊暦二、七の日（月六回）

二、市場主要取引品並に最近の取引高

薪炭　大正十二年中に於ける取引數量は、牛車八萬八百五十五臺、價額二十五萬六千四百九十三圓なり

三、市場商人の種類及商人數　郡内山地帶各面の農民に依り供給さるゝものにして、昨年中に於ける人員八萬一千八百五十五人に達したり

四、市場の賣買方法　全部現金小賣なり

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　大正十三年三月に至る迄は牛車一臺に付金二錢なりしも、大正十三年度より金四錢に改正せり

九、市場利用の範圍　郡内山地帶各面より出場す、行程七里内外

一〇、市場税徴收の方法　市場税徴收補助員を置き、取引後市場より持出す際規定の市場税を徴收し

價收票を交付す

一二、市場の監督並に取締方法　市場監督員一名を置き之か管理取締を爲さしむ

米　市　場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　米市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　咸興面豊西里

ニ、面　積　百七十坪

ホ、設　備　一般區域を劃せる外特別の設備なし

ヘ、開市日　舊暦二、七の日（月六回）

二、市場主要取引品並に最近の取引高　米其他の雜穀　大正十二年中に於ける賣買高概算八萬一千圓内外なり

三、市場商人の種類及商人數　附近各面農家の婦人の出場にして、昨年中に於ける出賣人員一萬一千六百五十七名に上れり

]、
場の
き之を
]料な
なし

四、市場の賣買方法　總て現金小賣取引なり

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　最高三分五厘、最低二分、普通三分

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　市内周圍四里四方より出場す

一〇、市場税徴收の方法　市場税徴收補助員を置き之を徴收す

一一、市場の監督並に取締の方法　隨時他市場監督員をして巡廻監視せしむ

普通市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　普通市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　咸興面上里、中里、中荷里の三箇里

ニ、面　積　千三百坪（三箇所）

ホ、設　備　上里市場は敷地千三百坪を劃し、其他は一般に道路を利用し特殊の設備なし

ヘ、開市日　二、七の日（月六回）

二、市場主要取引品並に最近の取引高

織物、雑穀、薪炭、陶器類　賣買高概算三十七萬五千圓なり

三、市場商人の種類及商人數　小賣商人を主とし、毎市日に於ける其數約五千人内外に達す

四、市場の賣買方法　現金小賣取引のみなり

五、仲介人手數料　なし

六、懸賣の割合、支拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　最高三分五厘、最低二分、普通三分

八、市場使用料　なし

九、市場利用の範圍　主として郡内各面より出場するも、其他隣接郡より鐵道便を以て出場する者渺からず、大體利用範圍は十五六里内外に亘る

一〇、市場税徴收の方法　市場税徴收補助員を各市場毎に配置し之を徴收せしめつゝあり

一一、市場の監督並に取締方法　他市場監督員をして隨時巡視せしめつゝあり

魚菜市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　魚菜市場

ロ、公私設別　私　設

ハ、所在地　咸興面豐西里

ニ、設　備　魚類市場は亞鉛葺一棟、地盤コンクリート張、建坪百二十坪　蔬菜市場は亞鉛葺一棟、地盤コンクリート張、建坪七十五坪　常設店舗は瓦葺四棟、建坪六十一坪

ホ、開市日　毎日　但し舊曆正月一日及八月十五は休場

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年中）

魚　類	二十二萬五千三百五十圓	其他雜類	四萬九千二百七十五圓
蔬菜類	六萬五千七百圓	合　計	三十四萬三百二十五圓

三、市場商人の種類及商人數　魚類は郡內海岸地帶、其他は市の周圍三里以內の農民より供給され、何れも直接小賣に依るもの多し、毎日出場者平均三百名內外とす、魚類に限り市場經營者に委託販賣をなすことあり

四、市場の賣買方法　現金取引に依る

五、仲介人手數料　なし

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利　なし

七、市場金融に對する金利　最高三分五厘、最低二分、普通三分

八、市場使用料　魚類は販賣價格の百分の六　蔬菜果實類は各一人に對し一錢

九、市場利用の範圍　魚類は海岸地帶五里以内より、其他は周圍三里以内より出場す

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅徵收補助員二名を置き徵收せしむ

一一、市場の監督並に取締方法　監督員二名、掃除夫三名を以て處理しつゝあり

備考　魚菜市場は市場規則發布前より個人經營にして存立期間無期限なりしも、市場規則第三十二條に依り本年九月經營期間滿了と共に本面に於て經營を爲すへく目下計畫中に屬す

永興郡洪仁面

永興市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

市場の名稱	公私設別	所在地	敷地面積	設備及開市日
永興市場	公設	洪仁面觀南里南山里雲坪里	一、九三四坪	設備はなし、牛市場は設備す 開市日五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日（月六回）

二、市場主要取引品　穀物にして、毎市日取引高二十餘石を算す
三、市場商人の種類及商人數　問屋、仲買、小賣等二百十一人あり
四、市場の賣買方法は小賣にして、見大取引はなし
五、仲介人手數料
　成牛　一頭に付　五十錢
　犢牛　同　二十五錢
六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　なし
七、市場金融に對する金利　月利六分なり
八、市場使用料　牛市場にありては成牛一頭に付七錢、犢牛一頭に付五錢とし、商品の賣上に對しては賣買金額の百分の一なり
九、市場利用の範圍　二里位よりの者が買出に來る
一〇、市場稅徵收の方法　市場稅徵收員以下同補助員三人を置きて、賣買價格百分の一を徵收す

二、市場の監督並に取締方法　議當事項なし

北青郡北青面

北青市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、備設、及開市日

イ、名稱　北青普通市場、北青牛市場

ロ、公私設別　公設

ハ、所在地　北青面東里、南里

ニ、面積　普通市場　二千四百十九坪、牛市場七百五坪

ホ、設備　普通市場　井戸一個所、共同便所二個所、常設店舗三十戸、各使用者に於て設備す
　　牛市場　市場の周圍に木柵（出入口二個所）を設け牛の繋留杭を設備す

ヘ、開市日　陰暦三、八の日

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年中）

生牛、穀類、生魚、鹽魚、布木、野菜、麻布、其他日用雜貨

農産物	水産物	布木麻布其他織物	其他	計	生牛	計
一八、九〇〇円	三、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	六一、九〇〇円	四三、九〇〇円	四三、九〇〇円

三、市場商人の種類　小賣

商人數　市日毎に多少異動あるに付確實なる統計數判明せざるも千五百名内外とす

四、市場の賣買方法　小賣とす

五、仲介人手數料　商品に對しては手數料なきも、生牛に對しては成牛一頭に付五十錢、犢一頭に付二十五錢の仲介手數料を徴收す

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　當北青市場の取引狀態は懸賣なく、全部現金取引とす

七、市場金融に對する金利　普通一市日間二分なるが、信用及業態に依りては月三分、又は三分以上五分迄の金利にて貸借をなしつゝあり

八、市場使用料　常設店舖一棟(一坪)に對し敷地使用料年額二圓宛を徴收す、其他普通市場にては使用料を徴收せず、牛市場使用料は成牛一頭に對し五錢、犢一頭に對し三錢の使用料を徴收す

九、市場利用の範圍　北青市場を利用する者は北青市場を中心として最遠距離は北青郡泥谷面三岐又は上車書面方村等約八里より來市するものあるが、普通は五里以内の者來市取引賣買に從事す

一〇、市場稅徴收の方法

イ、牛市場に對しては北青畜產同業組合より書記出場し、各個人より取引毎に徴收しつゝあり

ロ、面吏員直接出場し市場稅を徵收しつゝあり

二、市場の監督並に取締方法　市場の監督、場内の整理、淸潔保持等に面吏員をして當らしめ、開市毎に臨檢警察官二名と共に連絡を保ち取締をなしつゝあり

端川郡波道面

牛市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　稱　牛市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　波道面西上里

ニ、面　積　一千三十坪

ホ、設　備　周圍は木柵を設け出入口二箇を設置せり、場内には生牛繫留所を建て相當の距離を定め、生牛一頭毎に杭木一本を建つ

ヘ、開市日　陰曆一、六の日　午前七時開始午後七時閉鎖　舊曆一月一日は休業す

二、市場主要取引品並に最近の取引高　生牛取引のみにして、五月六月中の取引高二千圓(四十頭)に

及へり

三、市場商人の種類及商人數　仲買人　十七名

四、市場の賣買方法　指定の仲介人ありて生牛賣買の媒介を行ふ

五、仲介人手數料　成牛一頭の賣買に付五十錢、犢一頭の賣買に付二十五錢の仲介手數料を徵收す

六、賒賣の割合、仕拂期限及金利　全部現金賣買にして賒賣は行はれず

七、市場金融に對する金利　當該事項なし

八、市場使用料　每開市日入場生牛一頭に對し五十錢を徵收す

九、市場利用の範圍　端川郡一圓

一〇、市場稅徵收の方法　端川郡畜産同業組合にて徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　二面に於て監督を行ひ、時々場内を巡視し場内に凸凹あれは地均を行ひ、掃除人夫一名を傭入して場内の不正行爲者の取締及掃除等を行はしむ

朝　市　場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ、名　　稱　　朝市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　波道面東幌里

ニ、面　積　五百二坪

ホ、設　備　別に設備なし

ヘ、開市日　毎日午前七時より同十一時迄、陰暦正月一日、十五日、二月一日、四月八日、五月五日、七月七日、八月十五日及九月九日は休業す

二、市場主要取引品並に最近の取引高　雜物取引にして、五月六月中の取引高百五十圓なり

三、市場商人の種類及商人數　出場者は各自雜物を携へ來り相互物々交換を行ふを以て別に商人なし

四、市場の賣買方法　物々交換

五、仲介人手數料　仲介人無きを以て手數料なし

六、懸買の割合、仕拂期限及金利　全部現金取引にして、懸買は行はれず

七、市場金融に對する金利　當該事項なし

八、市場使用料　別に使用料を徴せず

九、市場利用の範圍　端川郡一圓

一〇、市場税徴收の方法　面にて徴收補助員一名を定め徴收を行はしむ

一一、市場の監督並に取締方法　面に於て監督を行ひ、時々場内を巡視し場内に凸凹あれば地均を行ひ、掃除人夫一名を傭入して場内の不正行爲者の取締及掃除等を行はしむ

甲山郡普惠面

惠山鎭市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、敷地面積、設備、及開市日

イ、市場の名稱　惠山鎭市場

ロ、公私設別　公　設

ハ、所在地　普惠面惠山里

ニ、敷地面積　二千百三十坪

ホ、設　備　普通市場には設備なし、牛市場のみ木柵を設け畜牛を繋留す

ヘ、開市日　毎月二、七の日に開市

二、市場の主要取引品並に最近の取引高

イ、主要取引品　魚、鹽、織物、穀類、畜牛

ロ　最近の取引高　五千五百四十圓（六月分）

三、市場商人の種類及商人數

イ　市場商人の種類　仲買、小賣

ロ　商人數　七十一人

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣

五、仲介人手數料

イ　商品（織物）　賣上價格一圓に付手數料二錢

ロ　畜牛　成牛一頭に付二圓、犢一頭に付一圓

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利

イ　懸賣の割合　三　割

ロ　仕拂期限　一週間

ハ　金　利　仕拂期限經過後には金一圓に付月二分

七、市場金融に對する金利　百圓に付月五分

八、市場使用料　牛市場のみ牛一頭に付金五錢

所在
締
市
利

九、市場利用の範圍　三里位より出店又は買出に來たる

一〇、市場稅徵收の方法　市場稅は賣上價格百分の一を面に於て直接開市日毎に各納稅者より徵收す

一一、市場の監督並に取締方法

イ　市場の監督　面に於て直接監督す

ロ　取締方法　開市日毎に物品賣買方法、市場稅通帳、及奸商輩の行爲を監視取締す

咸鏡北道

清津府

一、市場の名稱其他

名稱	公私設別	所在地	面積	設備	開市日
清津魚菜市場	公設	北星町	二二〇坪	糶賣場事務所及賣場	毎日
清津公設日用品市場	同	敷島町	四八坪	二棟十五戸	毎日
清津畜牛市場	同	浦項洞	三八一四坪	野天	舊暦一、五、該當日

二、市場の主要取引品並に最近の取引高　別表の通り

三、市場商人の種類及商人數

イ　魚菜市場は北鮮水產株式會社をして營業せしむ
ロ　日用品市場は小賣商人にして十五名
ハ　清津市場は主として生牛に付商人數一定せす
四、市場の賣買方法　魚菜市場は糶賣、日用品市場は小賣にして、見本取引なし
五、仲介人手數料　商品なし、生牛一頭一圓、犢五十錢
六、糶賣の割合、仕拂期限及金利　糶賣なし
七、市場金融　なし
八、市場使用料
魚菜市場は毎年豫算を以て定む（本年度坪三十錢）日用品市場は一戶月額六圓、清津市場は使用料を徴收せす
九、市場利用の範圍　府內及附近地方三里
一〇、市場稅徴收の方法　使用料の外市場稅なく、使用料は毎月告知書を以て納付せしむ
一一、市場の監督並に取締方法　魚菜市場に對しては水產會社をして監督並に取締せしむ、日用品市場は商人間に總代を設け之を補助者として府係員を以て取締り、清津市場は市場監督並に仲介監督

名一名を置き、開市日には係員を派遣して取締りつゝあり

（一）魚市場買揚高數別表　大正十三年六月分

種別	清津魚市場 數量	清津魚市場 價額	清津魚市場 平均單價	鮮内消費額 數量	鮮内消費額 價額	内地移出高 數量	内地移出高 價額	備考
鰈	四四貫	一,五三二円	一四·三〇円	四四一貫	一,五三二円	—貫	—円	
鰤	一,〇六五	一,一〇七	一〇·四〇	一,〇六五	一,一〇七	—	—	
鱒	二九七	二七〇	九·〇九	二九七	二七〇	—	—	
鯛	三〇八	二三一	七·五〇	三〇八	二三一	—	—	
鰊	六八四	一八五	二·七〇	六八四	一八五	—	—	
鰮	一四六,九八二	二二,四七八	一·五三	九八,二一二	一五,〇三四	四八,七七〇	七,四四四	
鮫	六	四八	八·〇〇	六	四八	—	—	
鮪	二四	二四	一·〇〇	二四	二四	—	—	
鱈	二六〇	二六〇	一〇·〇〇	二六〇	二六〇	—	—	
雜魚	一四,八二三	一四,〇八一	九·五〇	一四,八二三	一四,〇八一	—	—	
合計	一六五,二〇九	四〇,二〇六		一一六,四八九	三二,七六二	四八,七七〇	四〇,二〇六	

（二）市場畜牛賣買表

市場名	賣買頭數 牝	賣買頭數 牡	賣買價額 牝	賣買價額 牡	平均一頭價額 牝	平均一頭價額 牡

、南賣

清津市場	五円	一四円	三三三円	一、一六八円	六六円	八三円
計	五	一四	三三三	一、一六八	六六	八三

（三）清津公設日用品市場賣揚高表

販賣品目	賣上高	販賣品目	賣上高
蔬菜類	二四五円	陶磁器	八〇円
生魚類	八一五	金物類	二一五
乾物類	一三〇	小間物類日用雜貨	三九二
鳥獸肉	二三四	菓子類	二九二
食料品雜貨	三六五	履物類	五一
酒醤油味噌	二七七	米穀類	二、九七三
飲食物	一四五	計	六、六一七

鏡城郡羅南面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ　羅南公設市場　初瀬町百十一、百十二番地　面積四百三十坪

ロ　羅南牛市場　私設　初瀬町　面積三千八百坪

一二年
南牛市
開店
平の亜
ﾉ工場
得れる
こし、
ﾞ場に

八、羅北洞牛市場　私設　羅北洞　　面積三千坪

設備　羅南公設市場は建坪二十四坪、亜鉛葺平家一棟を建設し專ら魚類市場に充當す、其外市場指定地内空地に於て、雜穀類、蔬菜、果實、薪炭、其他雜貨等を木標を以て區劃なし、露店販賣をなさしむ

尙將來益々需要者の利用を顧慮し且つ市場の發展を圖る目的を以て、新に建坪三十坪の亜鉛葺平家一棟を建設（六月十六日起工七月十日落成）内部を十戸に區別し、内地に於ける勸工場式に日用品、諸雜貨、陶磁器、竹細工品等總て協定價格を以て何人にも安心して買求め得れる趣旨の下に來る八月一日より開店の豫定

開市日　羅南公設市場に於ては毎日午前八時より日沒迄とす

羅南牛市場及羅北洞牛市場に於ては杭木を以て牛馬の繫留場の設備をなす

開市日　羅南牛市場は毎月二、七の日とし、羅北洞牛市場は毎月三、八の日とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高（大正十二年中調）

市場名	所在地	一箇年賣買高				
		農產物	水產物	畜類	其他の雜貨	計

、十一　八十　十　場

羅南公設市場	初瀬町	七,三七八円	二〇,四七〇円	―円	五,四六一円	三三,三〇九円
羅南牛市場	同	―	―	六八,三二五	―	六八,三二五
羅北牛市場	羅北洞	―	―	五四,八〇八	―	五四,八〇八
總計		七,三七八	二〇,四七〇	一二三,一三三	五,四六一	一五六,四四二

三、市場商人の種類及商人數

魚類　十人、蔬菜果實　三人、穀類　四人、雜貨其他　五人、畜類(仲介人)　三人

其他附近の各部落より日々集散する鮮婦人の魚類、蔬菜、果實、豆類、及鮮人の薪炭、露店販賣者數多し

四、市場の賣買方法　總て小賣本位にて現金取引とす

五、仲介人手數料

牛馬賣買仲介手數料は價格二十圓以上一頭に付一圓五十錢、價格二十圓未滿一頭に付八十錢、交換は一件に付一圓とす

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　賣買は約一割の割合にて仕拂は毎月末日とす、其他該當事項なし

七、市場金融に對する金利　該當事項なし

八、市場使用料

魚類市場内使用料	各戸に付一日	二十錢
露店(場所代)使用料	薪一牛車積一日	二十錢
同	炭同	十錢
同	蔬菜果實一日	五錢
同	穀類	十錢
同	魚類	二錢
同	其他雜貨	十錢

使用料は毎日現金にて徴收す

九、市場利用の範圍　附近二里位の各部落より出店し、需要に於ては面内各市民一般に利用せられつゝあり

一〇、市場稅徴收の方法　該當事項なし

一一、市場の監督並に取締方法　市場管理人を設け面吏員と共に徴收其他諸般の整理をなさしむ

吉州郡吉州面

吉州邑市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ　名　　稱　吉州邑市場

ロ　公私設別　公　設

ハ　所　在　地　吉州面城外及城内

ニ　面　　積　約九千坪

ホ　設　　備　城外は牛市にして四圍東北南三面は民家、商店、飲食店等なり、西一面は河川にて堤防を以て界するのみにして城外も城内も何等の設備なし

ヘ　開　市　日　陰曆一、六日

二、市場主要取引品　牛馬、麻布類、穀類、蔬菜、水產物等

三、市場商人の種類及商人數　貿易商、行商、雜貨商、牛商、飲食店、宿屋等ありて　朝鮮人約八、九百名、內地人七、八十名、支那人五十餘名あるも、毎日賣買者の集合するもの二三千名を超ゆ

四、市場の賣買方法　卸賣、小賣にして見本取引の行はるゝもの多少あり

五、仲介人手數料　牛ノ賣買には指定仲介人ありて成牛一頭に付二十五錢、犢一頭に付二十錢の手數料を徵して媒介を行ふ

六、懸賣の歩合、仕拂期限及金利　懸賣は總取引額の三分の一位にして、仕拂期限は約一月以内なり
多額の金高の場合には約束手形を振出し、金利は略ぼ一割五分とす

七、市場金融に對する金利　時季に依り異なるも百圓に付三、四分の金利なり

八、市場使用料　市場入場料として左の割合の使用料を徴收す

牛馬一頭に付四錢　貨物積載牛馬一駄に付四錢

羊豚同　一錢　薪炭積載車一車に付四錢

貨物積載車一車に付八錢　支機一臺に付一錢

九、市場利用の範圍　附近三里位より出場するもの多く、産物の多き季節には郡内八、九里、遠くは
道外より出場する者あり

一〇、市場税徴收の方法　該當事項なし

一一、市場の監督並に取締方法　面職員及警察官吏に於て不正賣買者の監督取締を行ふ

城津市場

城津郡城津面

一、市場の名稱　城津公設市場

所在地　城津面旭町　面積　一千坪

設備　本市場は設置以來日尚淺く上屋二棟八十四坪、共他井戸、便所等の設備あるも目下尙完成準備中

開市日　毎日　日出より日沒まで

二、市場の主要取引品　魚類、野菜類、薪炭、及雜貨

最近の取引高　一日平均賣揚額二百五十圓

三、市場商人の種類　小賣商人、一日平均百二十人

四、市場の賣買方法　小　賣

五、仲介人手數料　該當なし

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　總て現金賣

七、市場金融に對する金利　特に定めなし

八、市場使用料　別項規定の通り

九、市場利用の範圍　出店者全部面内一里未滿、買出人附近三里以內

一〇、市場税徵收の方法

一一、市場の監督並に取締方法　專務者一名從事せしめ規定の通り使用料を徵し尙ほ之か監督並に取締等に任せしむ

市場使用料規程

第一條　両の市場を使用するものは左記區別により使用料を納付すへし

品目	區別		料金
一、羊豚	一頭に付		三錢
一、穀類	牛車一臺に付		十錢
	駄に付		五錢
	荷負載に付		二錢
一、薪炭	牛車壹臺に付	木炭	五錢
		薪柴松葉	五錢
	壹駄に付	木炭	二錢
		薪柴松葉	二錢
一、雜貨及魚菜其他	牛車一臺に付		十錢
	駄に付		五錢
	荷負載に付		二錢

第二條　前記使用料は市場入場の際之を徵收て、本規程は發布の日より之を施行す

會寧市場

會寧郡會寧面

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備、及開市日

イ 名稱　會寧市場
ロ 公私設別　公設
ハ 所在地　會寧面四洞百七十一番地の二
ニ 面積　三百二十四坪
ホ 設備及開市日
設備　周圍に木柵を建て出入口二個所を設けあり
開市日　毎日にして午前六時より午後七時迄とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高　本市の取引品は薪及穀稈なり、薪は一日平均四十臺、價額四十八圓にして、本年一月より七月迄の間に八千五百二十臺、其價額一萬二百二十四圓に達し、穀稈は一日平均一臺、價額二圓八十錢にして、同期間中二百十三臺、其價額五百九十六圓に上れり

三、市場商人の種類及商人數
イ 種類　附近村落の農民なり
ロ 數　毎日平均四十一名

四、市場の賣買方法　現金を以て賣買し、買受人の指定せる場所に運搬す

所本月
設別
八番
設神一
に於て
項な

五、仲介人手數料　該當事項なし

六、賣買の割合、仕拂期限及金利　該當事項なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料　薪、穀稈一荷三錢

九、市場利用の範圍　一里乃至五里位の者賣出に來る

一〇、市場使用料徵收の方法　面に於ては請負に因り、請負人に於て使用者より各自徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　面吏員隨時出張監督す

附記　本市場は從來家畜家禽も取扱中の所本月左記鷲山市場新設に因り、本表には家畜、家禽を省く

鷲山市場

一、市場の名稱、公私設別、所在地、面積、設備及開市日

イ　名稱　鷲山市場

ロ　公私設別　公設

ハ　所在地　會寧面鷲山洞六十八番地の二

ニ　面積　一千七百二十五坪

寸一同
金利
世話
扱者
した
迄と
進行
間は

ホ　設　備　民有地を十年間借受け周圍に木柵を、場内に繋留杭を建て、牛馬糞其他汚物溜一箇所を設く

本設備は新設なるを以て目下設備進行中なり

へ　開　市　日　毎月陰暦　四日、九日、十四日、十九日、二十四日、二十九日とし開市時間は毎午前九時より午後六時迄とす

二、市場主要取引品並に最近の取引高 自一月至七月間

豚　二百十頭（一頭平均十五圓）　三千百五十圓　其他なし

右は本市場新設前會寧市場に於て取引したるものなり本市場は不日開始の見込なり

三、市場商人の種類及商人數

市内及附近村落の農民毎日平均 會寧市場取扱者數 一　名 / 本市場 二百名の見込

四、市場の賣買方法　當郡畜産組合に於て仲介人を用し牛の賣買交換を世話せしめ仲介料を徴收す、但し牛以外の畜類にありては任意賣買するものとす

五、仲介料　賣買交換共牛一頭に付一圓賣買の場合は賣主より交換の場合は兩人より各半額を徴收す

六、懸賣の割合、仕拂期限及金利　該當事項なし

七、市場金融に對する金利　なし

八、市場使用料

一、牛馬一頭に付　五　錢

一、羊豚一頭に付　二　錢

一、其他家畜家禽一頭又は一羽に付　一　錢

附隨哺乳仔畜は無料とす

九、市場利用の範圍　市場及附近部落一里乃至七里位の者賣買交換に來る

一〇、市場使用料徵收の方法　專務の監視人を置き入場の際入場券引換に徵收す

一一、市場の監督並に取締方法　前記監視人をして監督せしむるの外面吏員隨時出張監督す

附記　本市場は最近認可になり未だ開市せざるも不日開市の見込に付參考のため揭記す

第七章　市場の取締

本章は大正十三年七月、各府、各指定面所在地、及年額五十萬圓以上の取引ある普通市場、並に一年間の集散頭數一萬頭以上の牛市場管轄地の警察署長に對し、其管內に於ける市場に關して左記項目の照會を發し、其調査に係る回答を蒐集したものである。即ち之に依りて見れば、市場取締に關する一班を窺ふことが出來るのみならず、亦以て地方に於ける民情、風俗の一端をも察知し得て、頗る興味の深いものがある。

市場調査に關する件

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、購買者數
二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲(賭博、竊盜、喧嘩、風俗犯等)の狀況及治安を紊すべき言動宣傳
三、市日に於ける交通事故
四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すべき事項
五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況(飲食店、遊廓等に於ける浪費の傾向)

而して右の調査中には、管內の主要市場のみに就いて回答したるものあり、管內市場の全部を網羅したるものあり、從つて市場の大小の標準は必ずしも一定して居ない。また市場取締に關する意見

も、自ら一樣でないのである。

京畿道

京城本町署管内

一、管内市場（主要）の種類、名稱、並に出場商人、購買者數

名稱	種類	出場商人數	購買者數
花園町公設市場	食料品、荒物、薪炭	一四	（一日入員）三、五五〇
同私設廉賣場	食料品、荒物、薪炭、小間物	一〇	一、〇五〇
明治町公設市場	同前	一七	一、五〇〇
南大門市場	穀物、果實、朝鮮雜貨、海産物、蔬菜、金物、其他の食料品	一四五	四、五〇〇
南米倉町私設市場	鶏、鶏卵、魚類、蔬菜、果物、古物、其他の食料品	二九六	五、二〇〇
若草町廉賣所	食料品、荒物、雜貨	六	五〇
本町三丁目私設市場	同前	七	二〇〇
本町四丁目私設市場	同前	八	五五〇
永樂町中央廉賣所	同前　其他薪炭、文房具、硝子	一九	一、二五〇
旭町食料品市場	魚類、蔬菜、果物、雜貨、其他の食料品	二六	一、二〇〇
並木町私設廉賣所	食料品、飲料、荒物、雜貨	一一	三〇〇
私設海産物集散所	海産物、薪炭、小間物、實業、其他	（次頁ニ續ク）九	五〇

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲其他　常設市場にして該當事項なし

三、市日に於ける交通事故　管内に於ける市場は悉く常設たる關係上本項該當事故なし、平素の交通狀況は各所共相當雜踏を呈し居れるも何等特種の事故なく一般交通上支障なし、但し例外として南米倉町私設市場は市場狹隘なると出場者多數なる爲め、南米倉町入口及南大門通の人道車馬道を壅塞して交通妨害を爲す事あるを以て所轄派出所及交通係に於て協力取締を行ひつゝあり

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記事項　管内市場中、南大門市場は三名、明治町公設市場は二名、其他市場は各一名の常備人夫あり、常に場内の淸潔維持に從事す、其他場内の淸潔整頓、販賣品に對する取締に付ては、管轄派出所員に於て常に視察取締を爲す外、當署衞生係より事情差支へなき限り每日一回各市場に出張、腐敗有害品の有無に付食料品飮食器具の檢査取締を勵行しつゝあり、其他度量衡器檢査、計量取締に付ては、當署保安係及所轄派出所員に於て機に應じ時々之れが取締を行ふ（公設市場に於ては自治的に計量檢査及價格統一を行ひつゝあり）

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　常設市場にして浪費遊興の傾向を認めず

京城鍾路署管内

柴炭市場

一、位置　京城府敦義洞公設市場（柴炭専門）毎日 自午前八時 至午後六時　出場商人　四名　購買者　四十名位

二、該當事項なし

三、交通上の支障なし

四、衛生上取締を爲すへき販賣品なし　同所に共同便所一箇所あるを以て相當取締をなしつゝあり

五、市場出場者の浪費遊興等聞込なし

鍾路公設市場

一、主要市場の種類　日用食料品

出場商人　十七名

購買者數　約百三十名位

二、市を利用して行はるゝ犯罪行爲なし、其他治安を紊すの言動宣傳等なし

三、交通上の事故なし

六時
每朝
出場
旨甚
五
類

四、衞生狀態普通にして特記事項なし

五、該當事項なし

唐珠洞市場

一、私設　野菜、果實を主とし、其他魚類

出場商人　約百五十名

購買者　五百人位

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲なし

三、市日と稱し一定せる日なく每朝午前三時頃より午前九時頃迄にして、同所は商店兩側に軒を幷へ交通頻繁の場所なるに、出場商人は大部分擔軍にして、牛車或は荷車稍多く、擔軍は去來一定せさる爲めに、交通の妨害甚しきを以て、交通取締を要する點多し

四、衞生狀態は比較的良好なり、其他特記事項なし

五、該當事項なし

鍾路夜市場

一、鍾路夜市　私設（日用品雜貨類）每年 自四月一日至九月末日　每日　自午後六時至午後十二時

出場商人數　二百五十名位
購買者數　二千五百名位

二、市を利用して行はるゝ犯罪行爲は掏摸犯（掏盜）喧嘩等にして、別に治安を害する言動宣傳等行はるゝことなし

三、夜間特に鍾路通の南側に位置を定めあるを以て交通事故なし

四、販賣品に對する衞生狀態は或は腐敗に傾く果實、野菜、無許可飮料水、清涼飮料水等の販賣並に「ウドン」「饅頭」飴等其儘食用すへきものゝ販賣にして露陳するもの等行はれ居り之が取締を行ひつゝあり、本夜市は鍾路二丁目總代其取締となり開店前撒水人夫三名及特設掃除人夫四名を置き清潔保持に努めしめ、別に取締員として事務員二名人夫四名をして巡回取締らしめ居るも稍遺憾の點なきにあらす、受持巡査及交通巡査をして特に之が取締及衞生保持に努めしめつゝあり。

五、該當事項なし

東大門署管內

一、主要市場の種類、名稱

(1) 米穀雜貨野菜魚類取引　東大門市場（廣藏會社）
(2) 牛馬豚類取引　家畜市場（府營）
(3) 薪炭取引　薪炭市場（同　）

右三箇所にして、府營二箇所は特記すへき事項なく、東大門市場に於ける狀況左の如し

一、毎日開市し、出場商人約二百名、購買者約二千名あり

二、治安を紊すへき言動宣傳なく、往々雜踏に乘じ掏摸犯罪あり

三、特記すへき事項なし

四、魚類にして腐敗に傾きたるものを販賣する事あり、市場内の衛生設備に對しては夫々指示命令を爲し改良に努め居るも未だ完全の域に達せす

五、該當事項なし

仁川署管內

蛇川場牛市場

一、管內主要市場の種類名稱　富川郡蘇萊面蛇川場牛市場

一、出場商人及購買者數　出場商人及購買者の數は農繁及農閑期に依り相違あるも、一年平均すれは出場商人百人、購買者二百五十名位

一、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳

1 數年前迄は往々牛販賣者の歸路を要し強盜犯罪等ありしも、昨年來一回もなし

2 喧嘩は市場解散後飲食店等に於て往々あるも説諭の程度にて終了す

3 他管内より畜牛を竊取し來り市場にて賣却せんとするものあり

4 市場仲介人にして往々組合規則を犯し詐欺的不正行爲をなすものあり、其他賭博、風俗犯、及治安を紊すへき言動宣傳等なし

一、市日に於ける交通事故として、前記1の外稀には飲酒の上喧嘩を爲す位にて其他の事故なし

一、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事故　市場及販賣品に對しては、入場牛は多數の蠅を寄らし露店飲食店には蠅蝟集し衛生上危險なるを以て、各露店には蠅捕器(紙)二個以上を設置せしめ、尙飲食物には防蠅の設備を爲さしむ、其他衛生上危險と認む可きものなし

一、市場取締上特記すへき事項　前記他管内より竊取し來れる畜牛の販賣、仲介人の不正手段及市場を的にして浮浪者等來りて惡計を企つる者等あり

一、市日に於ける市場出場者の浪費極めて僅少にして、多きも二三圓位を飲食に費消するものなり

場恭里牛市場

一、市場の種類、名稱並に開市、出場商人、及購買者數

1 富川郡桂陽面場恭里牛市場（富平驛より北西三里）

2 開市は舊曆毎五日開市

3 本市場は牛、穀類、雜貨の賣買行はるゝも牛を主とし他は自然市場に附帶せるものに過ぎす、市場には專屬の牛仲買人現在十一名あり、賣買相互に介在し當日郡畜産組合を經て取引せられ（手數料は賣價百圓に對し組合三圓仲介人一圓）、而して賣買者は殆と附近農民にして從つて規模小なる爲め、時々牛商人出場するも小取引なり、賣買額は金浦、蛇川場、及水原の牛市場に比し遠く及はす、出場者は金浦、江華、富川、始興各郡地方より參集し、一箇年を通し農家の繁閑其他時季等に依り異るも、舊七、八、十一、十二月は殊に多し、概表左の如し

繁期（七、八、十一、十二月出場）	閑期（其他の出場）
牛五六百頭	百頭以内

穀類雜貨商人三四十名　二十名内外

出場者一千名内外　二百名内外

二、市日を利用して行はるゝ犯罪

1 竊盜(農家の飼牛を專門に竊取し、之を市日に賣却せんとする犯行)　本犯に付ては從來より努力し居る結果、大正十二年八月一件(一頭)、同年十二月一件(二頭)を檢擧し、爾來更になし

2 强盜(市場よりの歸路者を擁し金品を强奪するの犯行)　本犯は深夜交通稀薄の山路に於て行はれる實例なるを以て、爾來畜産組合及市場當業者とも協議し、出場者の歸路を早め且つ數名同伴せしむる等の豫防策を講し居れり、嘗て被害檢擧共になし

3 賭博　本犯は從來より行はれす

4 喧嘩(傷害を含む)　從來より開市當日喧嘩鬪行はれ、多きは十數件少きも數件あり

5 風俗犯其他　特記すべきものなし

6 治安を紊すべき言動宣傳　大正八年三月二十四日獨立騷擾事件當時、本市場に參集せる約一千名の群集に對し不穩の言動を宣傳し、一擧して桂陽面事務所を放火燒燬せしめたる事件あり、由來地方農民は未た朴直にして無智蒙昧の域を脱せす、容易に他人の言語を信し附和雷同するの弊

習あり、殊に本市場は金浦、江華、始興、仁川、京城に隣接せるを以て、開市當日は相當の警戒取締に努めつゝあり、爾來此種不穩の言動其他宣傳更になし

三、交通事故　市場所在地は富平驛より金浦に通ずる三等道路に沿ふも富内より他は諸車の便なく何れも徒歩に依る、市場面積は東西一丁南北二丁にして、牛市は廣地に於て行はれ、店舗は屋内なるを以て交通上何等の支障を來さず、從つて事故の發生を見ず

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記事項　販賣品は穀類雜貨の外、牛にして、特に衞生上顧慮を要すべきものなきも、牛繫場の淸潔保持飲食物の取締は常に勵行し居るを以て特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀態　市場内飲食店十三戸の他に遊興、娯樂の箇所なく、出場者の多數は飲食店に於て飲食するも、定食の外浪費遊興等をなさず、僅少の飲酒をなすに過ぎず

楊州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、及購買者數

イ　市場の種類、名稱

平邱牛市場　渼金面三牌里に在り　牛市場
東豆川市場　伊淡面東豆川に在り　牛、雑貨、穀類市
佳納市場　廣積面佳納里に在り　牛、穀類、雑貨市
議政府市場　柴屯面議政府里に在り　牛、穀類、雑貨市

ロ　開市日

平邱市場　毎月舊一、六の日
東豆川市場　毎月舊五、十の日
佳納市場　毎月陰暦三日を基準として五日目毎
議政府市場　毎月舊三、八の日

ハ　出場商人

平邱市場　各市平均　百五十六人
東豆川市場　同　二十五人
佳納市場　同　三十四人
議政府市場　同　百人

二　購買者數

平邱市場	各市平均	六十七人
東豆川市場	同	百五十人
佳納市場	同	十五人
議政府市場	同	百五十人

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳　從來市場に於て賓く行はれ來りたる賭博の如きは近時其跡を絶ち特記すべきものなし、只牛賣買上時々紛爭を生ずること比較的多きも、相當の指導監督者ありて之が犯罪事故を惹起することなく、從つて治安を紊すが如き言動宣傳なし

三、市日に於ける交通事故　同市營日は各地より商人及購買者集來する爲め多少交通上雜踏するも、牛市場は一定の區域内にて行はれ、出場商人等は道路の兩側に座列販賣するを以て交通上支障なし

四、市日及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項　市日に於ける販賣品としては米粟、野菜、魚介、果物、海苔、廣木、及飲食物なるが、場内飲食店の設備完全ならず、衛生上遺憾の點あるを以て漸次改善しつゝあり、其他市場出價の爲め不衛生狀態を惹起するが如き事實なく、

又之が取締上特記すべきものなし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興の狀況　各市場は僻陬地の關係上娛樂、遊興に對する設備なく、只飲食店の小なるものあるのみ、市場出入の取引者も大多數堅實なる農民にて、特に目立ちたる浪費、遊興を爲すものなし

永登浦署管內

一、市場の名稱、種類、出場商人數、購買者數

名稱	種類	開市日	出場商人數	購買者數
永登浦市場	牛市場	毎月舊暦にて三、八の日開市月六回とす	自五名至八名	自三十名至五十名
軍浦場市場	穀物及雜貨	毎月舊暦にて五、十の日開市月六回とす	自三十名至四十名	自二百名至三百名
陵谷市場	同	同	自五名至十名	自二十名至五十名
畫室市場	牛市場	毎月舊暦にて二、七の日開市月六回とす	自四名至六名	自二十名至四十名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲としては特記事項なく、時により泥酔者又は賣買取引上意見の衝突にて口論者あるも、取締警察官に於て制止するに止まる、其他治安を紊すべき言動宣傳等の行はれたる實例なし

三、市日に於ける交通事故として特記事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ては附近部落農民の出場者大部分にして、附近の飲食店に於て買食間食を爲すものあるに止まり、一人當三十錢乃至四、五十錢位のものなり

六、以上の通にして未だ振はざる市場の取引なるを以て、大商人の出場するが如きこと殆どなく、附近部落民の出場するのみにて、從つて警察事故等殆ど　き狀態なり

水原署管內

一、管內主要市場の種類名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 市場の種類　畜牛、穀物、靑物、薪炭、布木類、飲食店、其他日用雜貨

2 市場の名稱　水原市場（但し城內、城外の二箇所）

3 出場商人　一箇年を通し一市に於て平均約三百人

4 購買者數　一市に於て平均約千人

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲、及治安を紊すへき言動宣傳　牛市場の開場せらるゝ關係上

勢ひ多額の金錢を所持して田舍より往復する商人及農夫あり、是等を途中に襲ひて慘忍なる犯罪行爲を敢行せる事例二三ありたり、其他賭博、竊盜等は稀にして、喧嘩の如きは市日毎に四、五件あるも、風俗犯の如きは殆どなし

三、市日に於ける交通事故　市場附近の道路は一般に狹隘にして人出多き市日には相當混雜を來し、市場の如きは立錐の餘地無き迄に至ることあり、之か爲め交通事故を生したること稀なるも、市場の整理は焦眉の急なり

四、市場及販賣品に對する衞生狀態並に其他市場取締上特記すへき事項　市場の衞生狀態は甚た不良なり、飮食店、獸肉販賣業者、餅屋、其他飮食物販賣者の衞生的設備不完全にして非衞生的のもの最も多し、殊に飮食店の如き塵芥散亂し雨天の時は泥濘甚たしく、市場の衞生狀態に就ては大に改善の要あり、又牛市場の如きは他の市場と相當の距離を要し、現在は飮食物其他のものを雜然として開市するか如き、衞生上甚た寒心に堪へさるもの多し

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　飮食店は相當賣上け多きも、料理屋等に立入り遊興するもの稀なり、地方人は市日には買物等の有無に不拘出場し、飮食店に立寄り飮酒するを以て最も慰安となし、之か爲め一般飮食店は何れも相當の利益を得居れり

坡州署管内

一、管内主要市場の種類、名称、並に開市出場商人及購買者数

管内主要市場の種類	同上名称	同上開市出場商人	同上購買者数
穀物、食料品賣買	坡州郡青石面拘橋市場	一日平均約 六十五名	一日平均約 四百十名
牛、穀物賣買	同 條里面奉日川市場	同 三百名	同 一千六百名
穀物、食料品の賣買	同 臨津面汶山市場	同 五百名	同 一千三百名
右同	同 坡平面斗浦市場	同 二十名	同 五十名
右同	同 衙洞面金村市場	同 二十名	同 五百名
計	五	九百五名	三千八百六十名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行為及治安を紊すへき言動宣傳　市日を利用して行はるゝ犯罪行為としては左記の通りなるも、取締を厳にせる為め泥酔して喧嘩口論を為すもの稀なり、其他の犯罪行為又は治安を紊すへき言動宣傳等を為すものなし

三、市日に於ける交通事故　見るへきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市日當日は飮食物販賣其他衛生上特に取締を厳にし居れる關係上、腐敗變敗せるものを販賣する者なく、從て特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市日出場者は主として附近住民にして、晝食の代りとして濁酒を飮用し晝食を濟す位のものにして、特に資産家又は知識階級の者は支那人料理屋に登樓するものあるも、未た浪費する程度に至らす、弊害として見るへきものなし

一山署管內

一、管內主要市場の種類名稱　管內碧蹄面高陽里、及中面一山里の二箇所にありて、何れも牛、豚、雜貨、穀類、及鮮人向日用雜品を販賣するものにして、前者を碧蹄市場、後者を一山市場と名く

一、開市出場商人及購買者數　碧蹄市場は陰一、六を、一山市場は五、十を各開市日とし、布木商、鷄、鷄卵賣、野菜商人、魚賣、穀物商等の類にして僅々三十名內外に止まり、購買者二百名內外に過きす

一、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　主として農業民の來場するに過ぎす、偶々酩酊の上一、二口論するものあるも、右樣の犯罪行爲、或は治安を紊すへき言動等に該當

事項を認めず

一、市日に於ける交通事故　該當事項の發生を見ず

一、市場及販賣品に對する衛生狀態其他取締上特記すべき事項　何れも小規模の市場にして該當事項を認めず

一、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　各前項の如くにして目下の狀況記すべきものなきも、市日出場者の多くは附近住民或は普通市場廻りの小商人なるため、只簡單なる酒食に過ぎず

開城署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

(1) 十川橋牛市場　位置開城郡松都面大平町

本市場は舊曆五日、十日を市日と定め毎月六回開市す、當日は郡內は勿論隣郡より市場商人約九十名、購買者約四十名來集して、生牛約五十頭の賣買交換を爲し、開城郡松都面の經營に屬す

(2) 南城市場　位置開城郡松都面大和町

本市場は舊曆一日を市日とし、毎月六回開市する外、毎日穀物、食料、雜貨、及蔬菜類の賣買を

爲す、出場商人は平素四十五六名ありて、前掲諸物貨の賣買を爲し、購買者二百名を算するも、市日當日は面外各所より行商人來集し、前掲物品以外の日用雜貨を賣買し殷賑を極む、即ち出場商人約百名、購買者約五百名を超過すへく、經營者は合資會社永信社とす

(3) **都橋市場**　位置開城郡松都面南本町

本市場は毎日開市し、主として穀物、海産物、蔬菜、食料品、諸雜貨類の賣買取引を爲し居れるか、時季に依り多少需要者及給供者に增減あるも、出場商人約百名、購買者約五千名と註せられ常に殷賑を極む

(4) **薪炭の賣買を主とする市場**として開城郡松都面内に於ては

イ　**西本町薪炭市場**　位置開城郡松都面西本町

ロ　**夜橋薪炭市場**　位置同郡同面京町

ハ　**大關峴薪炭市場**　位置同郡同面宮町

ニ　**堂橋薪炭市場**　位置同郡同面高麗町

ホ　**元町薪炭市場**　位置同郡同面元町

の五個所あり、何れも面事務所の經營に係り、路傍なる相當の土地を之に充當し、其場に於て需要

者及供給者參集賣買を爲し居れり、薪炭商人は多くは開城郡松都面外の農民にして、夏季は需要僅少にして一日牛車約百臺、駄牛百五十荷、擔軍百五十荷を算する位なるも、冬季需要の旺盛なる時は牛車三百臺、駄牛三百荷、擔軍三百五十荷以上に達すること稀ならす

5　其の他管內郡部には

豐德市場　開城郡大聖面豐德里

兩合市場　開城郡嶺北面吉水里

甕岩場市場　開城郡興教面仕谷里

等の田舍市場あるも取引高僅少にして、殆と開市日に需要者及供給者共參集することなく有名無實の狀況にあり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市街の繁殷を有する開城郡松都面內の市場は常に多數の需要者及供給者集合し賣買取引を爲すも、取引を了はれは直に退去し、飲酒して悠々遊興するものなきに依り、賭爭や賭博を爲し又は其他風俗を紊すか如き事なし、時に小爭鬪事件なきにあらさるも殆と記するに足らす、松都面以外の管內市場は、市日には多少集合の農民中には飲食を目當として來場するを以て、飲酒の結果喧嘩爭鬪を爲し、又は小額の賭錢、賭博等行

はれ、風俗を紊すことあるも、甚だしき弊害を惹起するか如きこと無し

三、市日に於ける交通事故　開城郡松都面内薪炭市場は相當空地を存し居るも、冬期は數百臺の牛車駄牛等參集し、場内に收容し得すして場外道路上に佇立するもの尠からさるを以て、交通に支障を及すこと甚大なり、加之場内の奥地に在りて販賣せんとするも需要者近接すること能はす、自然好機を逸することあらんを慮り、動もすれは場外道路に彷徨し顧客を待つ者ある爲め、冬期は各市場に警察官一名をして專ら交通取締に充當するの不得已次第なり、松都面以外の市場には斯かる交通障礙の事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其の他市場取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市日に於ける市場出場者にして多少浪費するものあるも、其額僅少にして開城邑外の市場に限らる

忠清北道

清州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數　別表の通にして近時財界不振の

爲め一般に購買者の數を減しつゝある狀況なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪及治安を紊すへき言動宣傳　市日を利用して行はるゝ犯罪は重に賭盜(掏摸も時々敢行せらる)にして、其他の犯罪は極めて尠しとす、從前は市日に博徒徘徊し比較的大なる賭博を開張したることあるも、最近に於ては殆と絕無の狀況なり、一般財界の好況時代に於ては、市日に出場せし者が飲酒、喧嘩、爭論を爲し良俗を紊したることありしも、昨今に於ては財界の不振に基く生活の窮乏に依り、市日に飲酒酩酊する者を見す、以上の如きを以て治安を紊すへき言動宣傳を爲すものなし

三、市日に於ける交通事故　當管內の如き僻陬の地に於ては特記すへき交通事故を認めす

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　當地方の市場の施設は極めて貧弱にして、衞生上の設備を缺き寒心に堪へさるものあり、殊に市日に於ける飲食物を販賣する露店の如き、實に不潔にして考慮を要す、然りと雖も地方の狀況として今俄に全廢する能はさるものあり、玆に於てか覆蓋等の設備を命し極力取締を勵行しつゝあり、故に將來は市場を經營する面等に於て、市場に露店又は販賣店を建設して一定の料金を徵し、路傍等に於ては飮食物其他物品の販賣を禁するの要ありと認めらる

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興状況　財界の不振と民衆の自覺に依り浪費者は漸次減少の傾向を示し居れり、資産家の不良子弟等に於ては今尚浪費者ありと雖も、是等も最近著しく減少せし感あり

最近如何なる田舎に於ても、店舗を設け日用品の販賣を爲す關係上、市場の出場人員は稍減少の傾向ありと認めらる

市場調査表

種類	名稱	場所	出場商人數	購買者數
市場規則第一條第一號該當のもの	清州市場	清州郡清州面市場町	三〇〇	二、〇〇〇
同	屛岩里市場	清州郡加德面屛岩里	五	八
同	文義市場	清州郡文義面文山里	五四	一八〇
同	米院市場	清州郡米院面米院里	七〇	四〇〇
同	内秀市場	清州郡北一面内秀里	七〇	三五〇
同	芙江市場	清州郡芙蓉面芙江里	一〇〇	一、〇〇〇
同	梧倉市場	清州郡梧倉面場垈里	四〇	三〇〇

備考　開市日出場商人及購買者數は季節に依り增減あるに依り平均數を計上せしものなり

報恩署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1　市場の種類　市場規則第一條第一號該當

2　名稱及開市

報恩市場　每月五、十の日に開市す

3　出場商人

米雜穀商二十名、乾物乾魚商二十五名、雜貨商二十名、陶器商五名、藥商五名、家具商十五名、材木商七名、種子商五名、朝鮮笠商十名、獸肉商十五名、飲食店二十名

以上商人は一定の場屋を設けざる出場商人を計上したるものにして、附近市場を巡廻行商者にして時季に依り增減することあり

4　購買者數　約二千人

購買者數は時季に依り一定せざるも年平均を掲記せり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市日を利用して行はるゝ犯罪としては、窃盜、傷害、賭博、詐欺にして、大正十二年中に於ける報恩市場の犯罪を見るに、窃盜五件、傷害三件、賭博二件、詐欺一件あり、其他の喧嘩、風俗犯等極めて僅少にして、世間の耳目を惹くへき犯罪なく、窃盜の如きも主として拐帶にして掏摸等の犯罪殆となし、其他風俗又は治安を紊すか如き言動を流布したる者なし

三、市日に於ける交通事故　當市場に於ける交通事故として特記すへき事項なく、僅に道路の一部及空地を利用して開市し居る狀況にして車馬其他の通行殆となく、單に出場人員の往來するのみなるを以て極めて輕微の注意訓戒に過きす

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　報恩市場の衞生狀態は概して良好なるも、元來市場の位置河川より低く從つて夏季、降雨、氾濫の際は浸水し、泥濘汚物の浸入する等至つて不潔不健康地なり、販賣品は主として農産物、家畜、水産物にして、水産物は乾物、乾魚なれば、一般に腐敗其他不衞生の物品なく、只果實等にして往々不熟又は腐敗したる物を發見するも、一般に衞生狀態良好なり、市場取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　近時財界の不況と金融逼迫のため、出場人員にして飲

し商靴、数人無

食店料理屋等に於て浪費するもの殆と無く、殊に昔日の如く、飲酒泥酔者なく、喧嘩口論するか如き者の非常に其數を減するに至れるは、人智の發達に伴ふと一面金融の逼迫に依るものならん、從つて浪費遊興傾向無し

忠州署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に市場商人、購買者數　管內に於ける主要市場としては、忠州市場、大召院市場、內倉市場、牧溪市場の四個所にして、其市場商人及購買者數は左の如し

1　忠州市場

每開市日に於ける出場商人は、穀物商、薪炭商、布木商、海産物商、草鞋商、牛馬商、小間物商人等にして、四百名內外に及び、購買者は隣接郡部落民にして約二千人內外とす

2　內倉市場

每市日に於ける出場商人としては、穀物商、海産物商、布木商、牛馬商人等にして、出場商人七十名位、購買者は附近部落民及隣接面部落民出場し九百名內外とす

3　牧溪市場及大召院市場　概ね內倉市場等と同樣にして、特記すへき事項なし

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動實情　市日を利用して行はるゝ犯罪は置引、掏摸等の竊盗にして、賭博は市日の歸途を擁し附近部落に於て行はれ、喧嘩は市日毎に數件あり、主として金錢の取引上及泥醉に起因するもの多し、風俗犯としては、各市場共臨時酒幕なるものあり、酒を強て劣情を唆かし賣淫行爲を行ふものあり、時々臨檢を行ひ檢擧に努め居れり、其他治安を紊すへき言動等は大正八年騒擾以後殆と之を認めす

三、市日に於ける交通事故　各市場共一定の地域を定められ普通交通は平素と異なることなく、市場は出場者を以て滿たされ交通自由ならさるも、市場取締巡査を以て露店の整理及交通整理を爲さしめ居るかため、今日迄交通事故發生したることなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場には共同便所を設置し一般の使用に便ならしめ、市場は各種商人の場所を指定し終了と同時に掃除を行はしめ、飲食物に對しては覆蓋を設けしめ、取締巡査をして衛生視察を爲さしめ、腐敗物等に對しては棄却處分等を爲す結果、衛生狀態は良好なり、其他取締としては穀物の買占、及度量衡の不正使用者の取締を實施し居れり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市日は一つの慰安日の如く思料し、田舍より態々飲食

を目當に出場するものあり、一人にて二三圓を費消する者無しとせざるも、多くは中食及一二杯の飲酒を爲すを普通とし、最近農村不振の折柄浪費すもの殆となき現況なり

忠清南道

公州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、及購買者數

市場の種類	市場の名稱	開市出場商人數	購買者數
米穀、魚類、雜貨其他日用品一切	公州市場	約三百五十名	約千二百名
同	維鳩市場	約七十名	約二百五十名
同	敬天市場	約八十名	約六七百名
同	大橋市場	約三十名	約百名
同	廣亭市場	約五十名	約二百名
同	利仁市場	約四十名	約百五十名

出場商人及購買者數は市日毎に多少の增減あるも、右は平均計算したるものにして、舊の盂蘭盆か又は歳暮の市日には、前表に掲げたるより約三倍の增加を見るに至る

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　公州市場に於ては市日を利用し掏摸等の徘徊を爲すを見受けらるゝも、其他の市場に於ては斯かる弊なく、概して出場する者中飲酒泥醉の上喧嘩を爲すは、平均毎市日毎に平均四五名つゝある狀態にして、其他の犯罪行爲及治安を紊す言動を宣傳するか如きことなし

三、市日に於ける交通事故　公州市場に於ては道路の中央に荷車を放置し、又は牛馬を繫留し、或は露店を設くる等の交通事故每市日に平均三十件内外はあるも、其他の市場には別に交通事故なし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　當管内に於ける市場は概して鮮人のみ出場するものにして、依て其衞生狀態極めて不良なり、就中飲食物販賣店、獸肉販賣店等は蠅塵芥等の付着を防くへき裝置を爲さす陳列しあるを以て、其衞生狀態は誠に寒心に堪えさる狀態なるが、加ふるに屋根のなき廣場に物品を陳列しありて、夏季中は日光に依り魚類其他の腐敗に傾くもの尠からさるが如し、されば郡廳所在地、其他發展したる土地にありては、市場經營者をして相當なる屋根を設けしむるを妥當とす

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　各市場に於て市日には料理屋飲食店等の賣行多少平日に比し多き狀況なるも、群衆集合せし當然の結果にして別に浪費とは認め難し

鳥致院署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、及購買者數

種類	名稱	出場商人	購買者	備考
魚類	鳥致院魚市場	十名	十五名	一、魚市場は毎朝開市 鳥致院市場は二四、九の日に開市
日用雜物	鳥致院市場	五百名	三千名	一、出場者數は一箇年中の平均を示せるものとす(魚市場を含む)

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊す可き言動宣傳　當地は鐵道沿線にある都邑にして忠南北兩道の咽喉にある關係上、開市日に際し出場者も比較的多數にして、殊に毎年末及舊盆前に於ては最も雜踏甚しき狀況なり、從つて警察事故の發生も多く犯罪として行はるゝは掏摸、竊盜、口論、喧嘩により生する傷害罪等にして、就中掏摸は京城方面より來り市場を徘徊せる常習者多し其他賭博、並に風俗犯罪の如きは極僅少なり、市日を利用して治安を紊すへき言動宣傳をなすものは現在に於ては其跡を絶ちたる狀況なるが、時々警察の目を忍び不穩の言動を弄するものあり

三、市日に於ける交通事故　鳥致院は鐵道沿線にある關係上市日に當り鐵道線路の通行者多く、殊に本郡東面は當地に通する完全なる道路なき爲め、鐵道線路通行者多く從つて鐵道事故の發生を見つゝありしか、之か防止に關し考究の結果、東面內板里へ假停車場を設置するを最も良策とし、鐵道

部に交渉の上、本年五月より開設の運びとなりたるを以て、鐵道線路の取締最も嚴なる關係上、現在にては是等の事故を防止する事を得たり、市内の事故としては道路に露店を出し或は物件を放置せるもの等の頗多く、市場出場者の交通頻繁なる爲めに生する事故等は稀少なり

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場設備の不完全なると、朝鮮人の衞生思想の幼稚なる關係上、一般衞生狀態良好ならす、殊に夏季に於ける飲食物に對する注意不充分にして、之か取締に最も困難を感する處なり、其他第二項に記述せる掏摸、小竊盜に就ては私服巡査をして之が查察をさせつゝあるも、犯罪手段巧妙にして犯人檢擧上困難なり、尙開市日每に物價の調査を行ひ之か調節に努めつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　當地市場出場者は大部分鮮人にして商人以外の者は殆と田舍の農民並に勞働者なり、而して近時財界不振の結果金錢裕福ならさる爲め、出場者に於ても無益の遊興浪費を爲すもの減少し、殊に料理屋等に於て遊興浪費する者は一部不良輩に過きさる狀況にして、從つて營業者側に於ては收益減少し打撃を蒙り居る狀態なり

大田署管内

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名稱	各種類	開市出場商人數	購買者數
大田魚菜市場	魚菜雜品	四十名內外	四十名內外
大田雜市場		四五百名	四千名內外
儒城雜市場	雜品	百名乃至百五十名位	三百五十名乃至六百名位
新灘津雜市場	同	四十名內外	六十名內外
長城雜市場	同	六七名位	八九十名位
鎭岑雜市場	同	一	一

二、市日を利用して行はるゝの犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　各市場を通し鮮人の通察として飲酒を爲す爲め、これより生する爭論等市日毎に惹起するも、時々保護を加ふる位に止まり刑事事件となりたる事實なし、尙大田雜市場に於ては近時竊盜市日毎に一二件あり、時々檢擧を爲すも取締上最も困難を感し居れり、其他犯罪なし

三、市日に於ける交通事故　大田雜市場に於ては人出多く諸車の交通困難を感するも、爲に事故を發生したることなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　近時衛生思想普及せる結果、飲食店露店等稍見るへきものあり、尙獸肉販賣者に對しても充分の設備を命しあり、是亦讃稱の點を

認めさるも、牛の集合する附近は特に蠅多く病毒傳播の虞れあり、夏季は蠅取藥を散布せしむるも充分行屆かさる點を遺憾とす、其他特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　從前は朝鮮人間に於て市日に飮食を爲すを樂みに出場を爲すもの大多數なりしも、近來財界不景氣にして殊に農民は打擊甚たしきため消費額も減少し、一人當り五十錢見當なり

江景署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管下論山郡內には七箇所の市場ありて其の主要なるものは左記二箇所なり、而して是等市場は何れも順次五日に一回宛開市せられ、總て穀物、其他食料、雜貨、日用品、並に畜牛の取引行はれ、鮮人住民は全部之に依りて物貨の需給を充たし居りて必須缺くへからさるものとせらる、其種類、名稱、出場商人、及購買者數等は左の如し

種類	名稱	出場商人	購買者數
江景學校組合管理	江景市場	八百人平均	五千人平均
面經營	論山市場	五百人平均	三千人平均

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市日を利用して往々竊盜常習者入込む事實あるも之を未然に防止しつゝありて事件極めて少なく、單に微々たる煙草其他雜貨の掻拂ひ窃盜犯罪あるに過きす、其一箇年の統計を示せは前記二箇所の市場に於ける窃盜發生件數四十件被害金品百圓內外なり、而して喧嘩行爲は極めて多く各市場共一回の市日に四五件は發生し、尙稀に賭博犯罪等行はるゝ事實あるも、風俗犯又は治安を紊すへき言動宣傳無し

三、市日に於ける交通事故　市日には路上に物品を陳列して販賣するもの、左側通行違反者等極めて多きも、諸車に關する事故等は極く稀にして、市場の割合に重大事故無し

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其の他市場取締上特記すへき事項　市場には何れも其の適所に共同便所及汚物捨場を設け而して飮食物、獸肉等の販賣場所は假小屋を設けて塵芥の附着を防止し、且つ其販賣品には必要に應し覆蓋を施さしめ居るも、飮食物の販賣者等は其販賣品に對する覆蓋等を爲すを嫌ふ癖ありて、往々にして衞生上惡心に堪へさるものあり、夏季は特に之か取締を嚴にし、專務巡査を設けて徹底を期しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市場出場者の浪費遊興狀況は年を逐ふて引締り、現今に於ては飮食店、遊廓等に出入し散財をなすもの極めて少なく、單に中食等をなす際に適當の飮酒

をなす位に止めつゝあるを常とせる狀況なり

舒川署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 舒川市場　苧布取引、雜貨、生獸、魚肉、乾魚、薪炭商にして、出場商人二百七十名、購買者二千五百名

2 新場市場　苧布取引、生獸、魚肉、乾魚、薪炭商にして出場商人二百五十名、購買者二千五百名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　本項は管內各市場共通の狀況にして、竊盜、掏摸、射倖的行爲者、賭博、喧嘩、泥醉等は主として市日に於て多き感あり、其他風俗を紊すべき犯罪は殆となく、治安を紊すべき言動宣傳は大正八年にありしも、近時全く此種宣傳なし

三、市日に於ける交通事故

1 舒川市場は群山より大川に通ずる二等道路より、北方山手に沿ふ所にして、人家は比較的多きも車馬の交通することなきにより、該當事故として計上すべきものなし

2新場市場は輕山に通ずる三等道路に沿ひたる所にして、荷車（牛車）の交通する場合に露店營業者の器物を毀損する如きことあるも何れも些細なる事故に過ぎず

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すべき事項　開市日は雜踏に乘じ、盜難、金品の遺失紛失の豫防、賭博、射倖的行爲者等の取締に最も意を用ひつゝあり、諸賣品中殊に露店の飲食物は衞生上懸念に堪へざるものあり、特に夏季に於て然りとす、就中未熟の果物、飲料砂糖水、腐敗せる獸魚肉には細心の注意を拂ひ取締つゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　最近に於ては財界不況により一般的に浪費遊興をするもの殆となく、用件を濟ませば直ちに歸途に就く狀態なり

天安署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、竝に開市、出場商人、及購買者數

種類	名稱	開市出場商人數	購買者數
穀類、反物、牛、海產物其他生活必需品の販賣	天安市場	一六〇	九〇〇
同	成歡市場	一二〇	五二〇
同	笠場市場	五〇	三〇〇

同	登龍市場	三八	二五〇
同	龍川市場	九〇	三二〇

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳、窃盜、賭博、喧嘩、其他行政違反

イ　窃盜　多く開市日の雜踏を利用して萬引其他空巢狙等行はる

ロ　賭博　常習者、其他不浪者は開市日に集合し同志相集りて動もすれば賭博を開帳するが如し

ハ　喧嘩　就中物品の取引販賣貸借等に基因するが如し

ニ　風俗犯　過度の飲酒の結果保護檢束を執行されるものあり、其他密淫賣行爲を動もすれば敢行す、鮮人飲食店に於ては翌日午前二時同三時頃に至るも依然として歌舞音曲を停止せさるものあり

ホ　治安を紊すへき言動宣傳　特記すへき事例なし

三、市日に於ける交通事故　路上に於て諸車に荷物の積卸並に放置、雜踏場所に於ける自轉車疾走、薪炭賣の徘徊等の如し

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記事項　平素の指示取締により漸時向上しつゝありと雖も、性來民度低き鮮人に於ては、取締の如何に依り動もすれば飲食物の覆蓋の勵行を缺略

する事例あり、右に對しては發見の都度覆蓋の勵行を督しつゝあるも、未だ露店飲食物の覆蓋適當ならず

取締上特記事項（鮮人に限る）舊來の惡習を一掃し、米麥其他雜穀賣買に關して必ず量器に斗枡を使用せしむること、右に對し不斷取締を嚴になし勵行に努むるも、因襲的舊習を打破することは至難に付、將來に於ては當該都面の職員を開市日に增派し、協力して斗枡の使用勵行に努むること

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況（飲食店遊廓等に於ける浪費傾向）出場者中の多くは農事業者にて打ち續く財界の不振にて料理屋等に於て遊興浪費するもの皆無の狀態なり、其他は宿屋飲食店露店等に於て飲食するのみ

全羅北道

群山署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1　群山公設市場

當市の出場商人及購買者數は年中通して一樣ならす、時季に依り自ら相違あり、即ち舊節句又は

中元及歳暮等に際するときは大小商人を合して約五百名にして、購買者約二千名に達するも、常日に於ける狀況は約この三分の一に低減するを常とす

2　群山野菜市場

當市は野菜賣買を以て專門とする市にして、野菜期たる春夏秋季に於ては最も盛にして、冬期に於ては殆と其存在を認め難し、而して野菜期に於ける平均出場商人は約七、八十名にして、購買者約百五十名乃至二百名を占むるを例とす

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　右記何れの市場に於ても開市中多少喧嘩、及竊盜の被害あるは常例なるも、其他の犯罪は之を認めす

三、市日に於ける交通事故　何れの市日に於ても商品及器具等の放置又は人畜相雜踏するも、別に交通上の事故と認むへきものなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場に於ける衞生狀態は、第一共同便所及排水の設備甚た貧弱にして、之に加ふるに塵埃棄場全然なきため、市場の衞生狀況非常に粗惡なるも、販賣品等に就ては可なり良好なるの觀あり、而して之か取締上に就ては、目下の處特に取締巡査を配置することなく、市場所在の派出所巡査をして、普通勤務の傍ら之を兼務せしむ

るに因り、到底取締の徹底を期し難きを以て、今後に於ては市場取締事務巡査を置き取締の勵行に努めむとす

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　當府市場出場者は何れも營業細民にして、多額の所持金なきため遊廓等に於ては散財するものなく、單に飲食店等に立寄り二、三十錢宛の飲食を爲すのみなり、別に浪費遊興とは認め難し

全州署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1　雜貨市場　全州市

2　開市日出場商人四百人、購買者數三千人

尙昨年十二月全州市場に於て令市を開き、本年より陰四月及十月の二回に亘りて、令市を開くことになり居るも、盛況を呈するや否やは不明なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳　竊盜、詐欺等往々あるも比較的少數なり、賭博及風俗犯等殆と行はれず、喧嘩は多き際に四五件ありと雖も傷害事件を惹き起すこと

稀なり、又治安を紊すか如き言動宣傳等なし

三、市日に於ける交通事故　開市日に限り市場は勿論附近一帶非常の雜踏を極むるも、交通上の事故を發生すること殆どなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すべき事項　同市場は全州商經濟にして、市場內には道路、上水及下水溝、便所等の設備あり、且つ全州川の沿岸にあり水の利用便にして常に掃除を行ひ、清潔の保持に努めつゝあるも、建物は頗る不完全にて外見甚だ宜しからず、加ふるに衞生觀念乏しき鮮人により常に不潔に汚さるゝを以て改善に努力せり、又販賣品中衞生上最も注意を要すべきは、果實類、鹽魚等にして、これ等は往々腐敗に傾きたるものを販賣することあり、市場內に於ける露店飲食店の如きも、衞生設備概して不充分たるを免れず、其他獸肉販賣容器の如きは、防蠅の設備を命じあるも之を有效に利用することを面倒かる傾きあり、殊に夏期に於ける煮素麵、西瓜の切り賣りを爲すものは、防蠅防塵の設備を缺くこと多く取締上の困難を致せり、衞生上改善を要すべきもの多く鋭意督勵中なり

市場取締上特記すべき事項としては、射倖的商行爲が顧客を呼ぶ手段として行はるゝことあり、其方法多様なるも小資本商人の常にこの行爲を敢てせんとする處なり、不正度量衡器の使用は其數多

からざるも時々檢査洩れのものあり、動もすれば有害飲食物の販賣行はるゝことあり、之等は多く衞生的智識乏しき鮮人商人に多きを常とす

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市場出場者にして飮食店に入るは古來の慣習にして、大正八九年頃は市場出場者にして、遊廓或は飮食店其他に於て遊興浪費したるものありたるも、近來金融界逼迫と共に之等の傾向殆となし

井邑署管內

一、管內に於ける主要の市場

市場の種類名稱	開市日	出場商人	賣買者數	備考
井邑郡井邑面（普通市場）井邑市場	二、七の日	五〇〇人	五、〇〇〇人	一、取扱多にて多少の差あるも大體に於て上記の通りとす
同同　泰仁面泰仁市場	五、十の日	二〇〇人	二、〇〇〇人	
同同　龍北面新泰仁市場	三、八の日	二〇〇人	二、五〇〇人	二、市場は普通市場にして諸物品の賣買を主として同時に生牛豚豚等の賣買す
同同　同禾湖市場	一、六の日	八〇人	四〇〇人	
同同　古阜面古阜市場	同	一〇〇人	五〇〇人	

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳

1 普通市日に於て行はるゝ犯罪は竊盜及賭博を主とす、之等の内には常に開市日を利用し常習的に行ふものあるが如し

2 開市日には常に喧嘩絶えさるも、之等は故意に出づるものにあらす、總て酩酊により起る所の小事なり

3 風俗犯としては時々射倖行爲を爲し、田舍の購買者及其他の出場者等に對し、甘言を用ひんとするものあれとも、近來官憲の取締を恐れ其數著しく減少せり

4 治安を紊る言動宣傳を爲すもの等　該當事項なし

三、市日に於ける交通事故　開市日には交通整理上、必要の巡査を派し之か取締に從事せしめ左側通行を勵行しつゝあるも、市場附近の道路は市場と化し、諸車の通行頻繁にして取締困難なる爲め、常に交通事故を發生することあり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すべき事項　市場に於ては旅人宿、飲食店の外田舍等より餅、飴、其他の飲食物販賣の爲め多數集合しつゝあるか、何れも完全なる設備なく衛生上最も注意取締を要すべきものあるを以て注意取締中なるも、何れも資力なく幾分利益を得漸く

に三千者欵場丘常實

の生活を爲し居るものにして、指示事項を實施し能はさるものあり、之か取締困難なり、

五、市日に於ける市場出場者の浪費並興味狀態　當地は比較的交通便利なる關係上、時に他地方より來りて、內鮮人料理屋に登樓する消費者あるも、近來不景氣風の襲來と共に此種のもの漸次減少するに至れり、其他は市場附近の飲食店、旅人宿等に於て飲食し居れり

裡里署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1　裡里市場と稱し、日用諸物貨、及牛馬の賣買取引行はる

2　開市出場商人及購買者數

本市場は裡里の發展に伴ひ逐年擴張し、最近農繁期節に於ける出場商人約四百名にして、購買者三千人を算し、八、九月の頃に至り殺額出場期節に際しては、出場商人約九百名、購買者約八千名參集す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

1　市日に於ける犯罪は、拘摸、窃盜、賍物に關する罪、又は飲酒口論の結果に依る傷害罪等にし

て、（近來賭博行はれす）、其主なるものは市日を利用し、市內及附近部落に於ける小窃盜の增加と、他管內に於て敢行せられたる贓物の處分等なり

2 現今治安を紊るか如き言動なし

三、市日に於ける交通事故 本市場は主要交通路に接せさる南端に位置し、諸車の交通少く從つて之に依る事故皆無なるも、其面積狹隘なる爲め出入雜踏を極むるを以て、巡察巡查又は特に之か取締巡查を派する等の措置を爲し、其豫防に努め居る關係上近來之か事故を見す

四、市場販賣品に對する衞生狀態 本市は釜山面の經營に係り、亞鉛板葺の床路店を設け之を貸與しあるも、市場擴張の結果建物に不足を生し、場內道路を利用して店舖となしたる關係上、下水溝の設備完全ならさるため衞生上遺憾の點あり

衞生上注意を要するは飮食器具並に飮食物品に對し着色又は防腐のため有害なる物質を混入せる物ありて、之等の疑ある物品に對しては徵收の上試驗する等適宜の方法を講し居るも、今尚不良、腐敗又は有害飮食物販賣の跡を絕たす、或は覆蓋其他衞生設備を爲さゝるありて、之か取締は主たる警察事故として取扱はれ居れり、特に其取締に困難を感するは、勞働者又は農家の婦女子或は一定の住居なき市場廻りの餅、素麵、飴、其他飮料水、果實販賣者か、一定の場所を定めす轉々して

不良の虞ある飲食物の販賣を爲し、之か取締を嚴にするも、世態の變遷に伴ひ其數漸次增加の處あり、又市日に際し乞食蝟集し、癩患、其他傳染性疾患者徘徊し、雜踏中出入者に接近し窃盜、或は竊取の目的にて販賣用の飲食物に手を觸るゝ等、公衆衛生上極めて注意すへき要あり

五、市日に於ける市場出場者の浪費狀況　本市場附近は[illegible]屋等の居住者なきため、其浪費と認むへきもの少く、場内飲食店に於て酒食するを普通とす

全羅南道

木浦署管內

一、市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　家畜（牛、及豚）、朝鮮雜貨、乾魚、雜穀（米、粟）、朝鮮木綿布

務安郡三鄕市場（務安郡一老面所在）

同　務安市場（同　外邑面所在）

同　望雲市場、（同　望雲面所在）

ロ　開市、出場商人

三郷面市場

飲食店九、雜貨商人二十人乃至三十人以內、購買者通常百六十人乃至二百四五十人、但し朝鮮の盆及正月の二回は約千人乃至千二三百人に達す

務安郡務安市場

毎年十月末頃より翌年三月頃に至る農家の金融運轉宜しき時期に於ては商人數最大二百人位、購買者二千人位に達す、四月より九月の間は金融逼迫のため商人購買者は減少、六七八の三箇月は商人百名、購買者三百名位なり

望雲市場

出場商人　秋季は百二十人位　春冬季は六十人位　夏季は四十人位

購買者數　秋季五百人位　春冬季三百人位　夏季百五十人位

二、市場を利用して行はるゝ犯罪行爲　望雲、三郷兩市場に於ては商人購買者の如きも少なき爲め、時に飲酒者の喧嘩爭論等あるも、務安市場の最も盛り時期には飲酒の末、金錢、取引、其他より起る爭論、毆打傷害最も多く毎市五六件あり、賭博は時期に於て常習者等入込み賭事を勸誘することあり、尤も市場內外附近に於ては開帳するを認めず、竊盜は多く陳列商品の萬引の類にして、時々

掏摸的行爲を以て人の財布を窃取す、風俗行爲としては放尿制止等多少あるも概して少なし、其他モルヒネ中毒患者の時に徘徊するありて、他人を誘惑し注射をなさしめ藥品を密賣するものあり、他に治安を紊すへき言動宣傳等尠くなし

三、市場に於ける交通事故　學雲、三郷面市場はなきも、務安市場は市場の位置、店頭（陳列）の配置等より交通極めて混雜を來し、市場内は勿論道路に店舗を爲す等の事多く整理困難なり

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　夏季中は飮食物の腐敗に傾くもの多く、生魚、鹽魚等の腐敗せるものを販賣するものなきにあらす、之等に對しては嚴重に注意を與ふるも、鮮人は新鮮のものよりも寧ろ稍々腐敗に傾けるものを好みて購入する弊習あるもの〻如し

五、市場に於ける出場者の浪費遊興狀況　農家の收穫期に至れば出場者の大部分は他人と會合飮酒するも、それ以外は食事等に止まり浪費するものなし、尙最近は一般不景氣にて飮酒其他に浪費する傾向なし

光州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

光州市場

光州面校社里一番地にありて光州大市場と稱し、毎月二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日の六回の開市にして、商人は米、麥、粟、乾物、鹽、野菜類、屠肉、薪炭及木材類、朝鮮燒物、竹材、竹細工品、其他の諸雜貨等の販賣者なり、附近各面より購買者集參し其數千餘を算し、光州郡第一位の市場たり（商人は鮮人のみとす）

松汀市場

松汀市場は松汀里停車場を距る約五町の地點にありて、毎月三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日の六回の開市とし、更に小市として毎月五日、十日、二十日、二十五日の四回に定めあるも、有名無實にして開市せさるとき多し

商人は牛馬、豚、鷄、米、麥、野菜類、朝鮮燒物類、海産魚商、鹽、金物商、鮮式吳服商、木材竹材、薪炭商等にして其内最も盛なるは穀物、魚類とし、購買者は附近各面より集參し其數多し

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宜敷

光州市場

犯罪としては、葉煙草密賣、掏摸、詐欺、賭博（紙捻の一端を結ひたるものを以てする）、其他玉轉ばし等に依る射行的犯罪敢行せられ、又飲酒の結果喧嘩口論等を爲すもの多し、風俗犯及治安を紊すか如き言動宣傳を爲す者は見受けす

松汀市場　大體に於て光州市場と同一なり

三、市日に於ける交通事故

光州郡第一位の市場にして、參集人員最も繁く其數幾千に達し、終日人出の絶ゆることなく、左側通行の如き極力宣傳するも實行せられす、又舊市にして家屋整頓せさる關係上、殊に交通取締に困難を感す、近く市場整理の計畫にして實現せは其取締も容易なりと認めらる、交通事故としては別に記載すへき事項なし

松汀市場　交通狀況は大體に於て光州市場に同し

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項

光　州　市　場

獸肉販賣並に飲食物販賣人に對しては覆蓋を設けたる容器に陳列すへく常に注意取締り、獸肉販賣營業者に對しては一定の容器を指示し調製を命したるも、破損したる儘修理を爲さす露用し販

賣し居る爲め、鮮族密集し不潔甚し、然かも衛生に無關心なる鮮人は之を意にせず飲食し、實に取締至難なり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　本場に對しては只鮮人か市場に於ける飲食店に立寄り飲食するに過きす、別に濫費する等の事實は認めす

麗水署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　市場の種類及名稱　麗水市場　魚市場

ロ　開市　麗水市場は毎月舊曆四、九の日開市す

魚市場は毎日二回、午前七時より同十時迄、午後二時より四時迄

但し天候其他の關係上開市せさる日、及開市時間を變更することあり

ハ　出場商人及購買者數　「魚市場出場商人一日平均六十人位にして、各魚商に羅賣を爲し、魚商に於て市場又は行商に依り販賣し、内地或は他方面に輸出する事無し

麗水市場は一定の商人としては六七名に過きさるも、開市當日に於ては管内の各商人及農夫等

の出場を見、時季に依り其數に增減あるも、通常約五百五十人位なり、一般に鮮人向きの日用品多く、野菜、其他農作物は農夫等の自作品にして、購買者約千二百人位出場す

二、市日を利用し行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　魚市場には該當事項なきも、鼠水市場に於ては、金錢の取引、貸借關係より屢々喧嘩口論を爲し、時に傷害罪に觸るゝ事あり、特種の犯罪行爲を認めす

三、市日に於ける交通事故　市場以外の通路に露店を張り、爲めに交通妨害を來し、其取締上最も困難を感しつゝあり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　衛生宣傳に對して極力盡力し、市場に於ては固定的に家屋を建設せしめ、飲食物販賣者には相當の設備を爲さしめたる結果、稍々衛生を重んし其成績見る可きものあるも、遊動的なる各種行商人に對しては、之か取締は最も困難を感しつゝあり、依つて其儘飲食すへきものに對しては、塵芥及蠅の附着等を防止すへき覆蓋を設けしむ可く、極力取締を爲しつゝあるも、容易に所期の目的を達する事を得す、甚た困難を感しつゝあり

五、市日に於ける出場者の浪費遊興狀況　開市の當日は平日より飲食店、旅人宿、料理屋等繁榮する

傾きあるも、管內に於ては浪費するものを認めす

濟州島署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　名　稱　州城市場（開市日陰曆二、七の日）

ロ　出場者　出場商人は約百五六十名にして、商品の大部分は、雜貨、日用品、太物、穀類、魚、鹽、陶磁器商等にして、購買者約七、八百名位

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　拾得物橫領、傷害、暴行、口論、竊盜等の如き犯罪あるも一箇年を通し數件に過きす、不穩の言動宣傳等の行爲者なし

三、市場に於ける交通事故　市場狹隘なるも、各種商店を區別整頓せるを以て事故概してなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　飮食物にして、剝皮又は煮焼するものを除き全部覆蓋を施さしめ、蠅及塵芥附着の豫防に努む、他に特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　出場者の大多數は各自辨當携帶者にして、飮食店等に於て浪費する者、及其傾向殆となき狀態なり、遊廓の設置なし

慶尚北道

大邱署管内

一、管内の主たる四箇所の市場は、諸雜貨全部を殆と整備せる關係上種類の別なく、其内二箇所は全く鮮人向にして、他は內地人向なり、而して鮮人向の一は南門市場と稱し全く原始的市場にして何等補修改良を加へたるものに非す、他の西門市場と稱するは、舊西門市場(原始的遺物)を府の西北端に移轉擴張したるものなり

內地向二箇所の公設市場は三年前府の公設せるものなるも、規模小さくして物貨揃はす價も比較的不廉なる等、更に振はす

之に反し中央販賣市場は二年前個人の創設せる所にして、規模大きくして從て物貨整頓し、價は公設市場に比し廉なる上に、地の利を占むる關係上內地人の大部分之に集中す

四箇所の商人及購買者の出入左表の如し

市場名稱	商人數	購買者數	摘要
公設市場	一〇名	三〇〇名	

中央販賣場	三〇	九〇〇	購買者中には鮮人二乃至三%を含む
南門市場	六六〇	七、五〇〇	同樣内地人購買者を含む
西門市場	三〇〇	三、〇〇〇	同樣内地人購買者を含む

備考　本表の購買者は延人員に非す、然れは一人の購買者にして數人の商人に付買物を爲すものとす

二、市日を利用する犯罪の主たるものは田舍者を欺く詐欺賭博なるも件數極めて少なく、年計五、六件に過きす、其他小盜、喧嘩、風俗犯等處分及處理したるもの月計約十件を算し、之か豫防に就ては多大の苦心を拂ふも未た理想點に達せす

三、市日の交通事故絶無なりと謂ふに非さるも、特記すへき程のものなし

四、在來の南門市場は地利其他の關係上相當商人及購買者の集中を見ること以上の如くなるも、西門市場は全然地利的關係惡しく出入者南門市の半數以下に下り、殊に市場一帶は凹地なれは一朝豪雨に會せんか附近泥海と化し、不潔極りなく、食料、雜貨を販賣する市場として將來考慮研究を要す、殊に場内各種業態劃然たらす殆と雜居と稱するも過言に非す、爲めに貨物は場内路上に配列せられ、一般の不便と不潔を誘致し、取締上多大の困難を感す、惟ふに市場設計上遺憾の點なしとせす、卽ち西門市場一帶の地は池沼を埋立てゝ工事を爲したるものなれは、元來土地は自然的傾斜を

なし、雨水の排水路に相當せる關係上、場内の大下水は六十度又は九十度の屈折をなし、西北の道路は排水を遮り、現に七月末の豪雨に際しては市場一帶の地泥海と化し、爲めに其附近一帶の民家數百戸は床上に浸浸水し、温突崩壞し、家財を流失せる等の一大悲慘事を演出し、府は炊出を爲して罹災民を救濟したる程なり

五、市場出場者中飯代以外の飲食に多少の浪費をなし、また閉市後遊廓や妓生の家に流れ込む弊害あり、大體に於て市日は平常より約一、二割方客多し

慶山署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 種類

穀類、野菜、魚類、鹽、牛、家畜、反物、其他雜品

2 名稱

慶山市場　慈仁市場　河陽市場　半夜月市場

以上の名稱は何れも當地方に於ける通稱なり

3 出場商人數　澄仁市場、河陽市場を主とし約七百名を算し、次に慶山市場約五百名、半夜月市場は百名内外とす、購買者數　前記順序に依り約三千名前後より尠なきは二三百名とす

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　窃盜犯は比較的多く、次に酒氣を帶ひ喧嘩口論をなすもの亦尠なからすと雖、刑事訴追を要するか如きものは極めて稀なり、其他取引上詐欺的行爲、賭博をなすもの絕無にあらさるも、治安を紊すへき言動宣傳をなす者等なし

三、市日に於ける交通事故　公衆の自由に交通する道路に、牛馬及諸車を放置し交通の妨害を爲すもの等往々あるも、交通事故としを特記すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項

市場は半夜月市場を除く外、何れも亞鉛板を以て屋根を作り、各種類の物品陳列場を設け、主なる物品は該場所にて販賣するを以て、衞生狀態稍可なるも、路上を利用せる部分は、全く露店なると、衆人の交通頻繁とにて、塵芥の飛散は免かれす

販賣品中露店飮食物販賣者にして、動もすれは覆蓋なき容器に飮食物を陳列販賣せんとし、或は不熟不良の果物、變敗せんとする魚類、又は有害タール色素混入飮食物を販賣し、不潔なる場所又は汚水にて飮食物若くは飮食器具を洗滌し、購入者も亦之に介意せす、兩者共衞生思想の缺如せる

同し
開集
場の
設
の度
とす
露す
す

は蓋し思ひ半に過くるものあり

其他飲食店に於ける食器又は箸の共同使用、残飯、残菜を其儘再三供膳するもの等尠からす、有は取締上最も困難を感すると共に特に注意すへき點とす

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興状況　目下財界不況の爲め市場出場者に於ても空腹を醫するに必要なる飲食を求むるに止まり、稀には飲酒の度を過きて泥醉し前後不覺となる者ある位に止まり、管內には遊興等をなす設備なく、從つて浪費を爲すか如きものなし

浦項署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　市場の種類、公設　十五箇所

ロ　名稱及開市日

名稱		
浦項市場	開市 集散物	毎月四、九、一、六の日十二回 米、麦、大豆、魚類、野菜、雑貨、畜類等
縣內市場	開市 集散物	毎月一、六の日六回 右に同し
興海市場	開市 集散物	毎月二、七の日六回 右に同し

市場	開市	集散物
玉城市場	毎月四、九の日六回	右に同し
生旨市場	毎月三の日　三回	右に同し
槐東市場	毎月八の日　三回	右に同し
中明市場	毎月、十の日　三回	右に同し
德泉市場	毎月八の日　三回	右に同し
滄洲市場	毎月二、七の日六回	右に同し
立岩市場	毎月三、八の日六回	右に同し
清河市場	毎月一、六の日六回	右に同し
光川市場	毎月三の日　三回	右に同し
都邱市場	毎月二、七の日六回	右に同し
下城市場	毎月一、六の日六回	右に同し

(德泉市場 column printed as 集散市)

一、出場の商人、一年中時季と場所に依るも、三十人乃至三百人

二、購買者數　百名乃至千五百名

三、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動等

イ　僅少の賭博、飲酒の上の喧嘩の外、特記すへき事項なし

ロ　特に治安を紊すへき言動等なし

三、市日に於ける交通事故　左側通行指導の外、特に交通事故として記すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項

イ　各市場とも大部分出場商人は周壁を有する一定の場所に開店するも、風の日等は沙塵の爲め不衛生的なるを以て、飲食物等には必す覆蓋を使用せしむるも、未だ不充分の域を免れす、漸次周壁及屋根等を築造せしめ居れり

閉市後の塵芥等は各管理人をして、燒却其他適當の方法を講せしめ居れり

ロ　其の他市場取締上特記すへき事項

夏節中腐敗に近き魚類を販賣するものあり、多數出場者の嗜好に依るものとは云へ、相當取締勵行中なり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興の狀況　管下には遊廓等の設けなし、出場者は附近の山間に居住する、純朴なる農夫及之等の家族なるを以て、浪費と認むへき點なく、飲食店に於て數杯の朝鮮濁酒に蕩然の氣分となりて歸路に就く位なり

安東署管内

一、主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名稱	種類	開市日	出場商人	購買者數
安東市場	各市場とも市場規則第一條第一號該當のものなり何れも面經營とす	陰曆 二、七の日	△八〇〇 三、〇〇〇	八〇〇
吉安市場	同	同 五、十の日	△四〇〇 一、〇〇〇	三〇〇
党泉市場	同	同 三、九の日	△五〇 一五〇	五〇
九潭市場	同	同 四、九の日	△四〇 一〇〇	八〇
雲山市場	同	同 一、六の日	△二〇〇 五〇〇	四〇〇
元川市場	同	同 九の日	△二〇 六〇	五〇
新德市場	同	同 一、六の日	△一〇〇 五〇〇	二〇〇
豐山市場	同	同 三、八の日	△四〇〇 一、〇〇〇	四〇〇
禮安市場	同	同 一、六の日	△五〇〇 一、二〇〇	四〇〇
鞭巷市場	同	同 五、十の日	△六〇〇 一、五〇〇	五〇〇

備考　(1)出場人員中△印は純商人にして、他は自己の生產品の販賣を兼ねて需要品の購買のため出場するものなり、此人員は

購買者數に計上せず、事實に於て物賣者の數に加ふへきものとす、購買者數に純購買者のみを計上せり　(ハ)吉安院壯市場は小の月には一日繰上け開市す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲　特殊の犯罪なきも、近年賭博の被害増加の傾向あり

三、市日に於ける交通事故　特に市日としての事故なし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他取締上特記すへき事項　露店に於て鬻く飲食物は舊慣により頗る非衞生にして、急激に矯正し難き事情あるも、漸次其歩を進めつゝあり、市場に於て取引に用ゆる度量衡の正否及之か使用の適否は、毎市嚴重に取締を勵行しつゝあり

五、市日に於ける市場出者場の浪費遊興の狀況　近來出場者も大に緊張し徒らに浪費する者なし、泥醉者徘徊すること極めて少く、村落より出場するものには辨當を持參する者さへあるに至れり、是れ不景氣の然らしむる處ならんも、一は地方鮮人の自覺したる爲めならん

金泉署管内

金泉市場

一、市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

一、金泉市場　金泉郡金泉面所在　月六回開市　穀物、薪炭、海産物、蔬菜、綿絲布、絹布、家畜、食料、雜貨、陶磁器、紙類、金物等、出場商人　問屋六名、仲買三十名、小賣約五百名、計五百三十六名の外、物々交換的のもの約百名あり、購買者數平均五千名位なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　金泉市場に於ては、竊盜、詐欺、賭博、傷害等の犯罪發生するも、其被害高及件數比較的少く、飲酒酩酊の後、喧嘩、口論等を爲すもの不均十件を下らす、亦各地より賣藥行商、飴賣、雜貨、行商を標榜する香具師連中入込み、射倖的行爲を以て愚民を欺き不當の利を得んとするもの數件あるを常とするも、治安を紊すへき言動宣傳を爲すものなし

三、市日に於ける交通事故　金泉市場は近來大に發展しつゝありて、市日當日は、蔬菜、魚類、薪炭家畜等を除く商人中、往々街路の兩側に物品の陳列を爲すため、街路狹隘となり雜踏を呈するか如き現象あるを以て、極力左側通行を勵行し取締を爲しつゝあるも、荷車、自動車、自轉車等の往來頻繁なる爲め、此種事故平均二十件位あり

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　金泉市場に於ては、下水溝、塵芥箱、共同便所、共同井戸等の設備不完全なるものあるを以て、之か改善及淸潔保持等に就き、督

理者側と協力し其實現に努めつゝあり、尚販賣品中、氷雪及清涼飲料水、未熟の果實、腐敗せる獸肉魚類、殊に露店に於ける菓類、蕎麥、餅等の如き飲食物に對しては嚴に取締を勵行すると共に、個人衛生の宣傳に一層の努力を爲しつゝある關係上、未だ市場より傳染病の發生したることなし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

開市日に於ける浪費者比較的少なく、場内及附近に散在せる鮮人料理屋三戸、飲食店百十三戸の收入毎市平均千二百圓餘りあり、而して之等は何れも出場者の飯代及酒代等にして、遊興に類する行爲をするものは僅少なり

知禮市場

一、市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

知禮市場　金泉郡知禮面所在　月六回開市　種類　金泉市場に殆と同し

出場商人平均二百五十名位、購買者數平均六百名位なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　知禮市場に於ては店頭に於ける小竊盜、所謂顧客の混雜に乘し販賣品を竊取せむとする犯罪行爲往々あり、他に何等の犯罪なく、其飲酒酩酊の結果、或は取引の關係上、喧嘩口論を爲すもの普通二、三件あるも、治安を紊すへき言

勸宣傳を爲すものなし

三、市日に於ける交通事故　知禮市場は道路の兩側及十字路其他狹隘の場所へ露店を陳列し、一般通行人の妨害をなすもの、其他左側通行の注意等、合して毎開市日數件に上れり

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　衛生上の設備として特記すへきものなく、開市日には市場及其附近の淸潔を保持する爲め、閉市後直ちに關係者をして掃除方を督勵す、販賣品中、未熟の果實、腐敗せる魚類、菓子、團子、其他の飮食物へ覆蓋を設けさるもの、夏季不良の飮料水を販賣せんとするものあり、嚴重取締を勵行しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　知禮市場には全く浪費遊興者と認むへきものなし、一般出場者中には日用必需品購入の爲め、或は農閑期等に於て山間僻地に居住する者が、他に何等の物質的慰安の途なきを以て開市日に來市し、飮食店其他旅店等に立寄り、一杯四、五錢の濁酒を傾け、或は小額の飮食を爲すに過きす、其額一人約十錢乃至一圓位にして浪費の程度に至らす、之に依り日常の慰安を求むるに過きす

尙州署管內

一、主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名稱	種類	出場商人數	購買者數
尙州市	穀物、生牛、薪炭、反物、荒物、雜貨、笠、海産物、野菜、絹(生糸)	四百人	五千人內外
咸昌市	同	二百人	六、七百人內外

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲其他　竊盜、傷害、風俗犯に關するものを主とし、最近六箇月間に於て、尙州市には竊盜十三件、傷害十件、風俗犯四件あり、咸昌市にては喧嘩あるのみなり、治安を紊すへき言動宣傳等は行はれたることなし

三、市日に於ける交通事故　露店、荷車放置、左側通行等に依る交通事故の外、特記すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他取締上特記すへき事項　市場の衛生狀態は概して良好なるも共同便所の改善、飲食店(露店)の改善等を要するものあり、販賣品に就ては生魚(鯖)又は乾鯖にして腐敗せるもの等あるの外、特記すへき事項なし

五、出場者の浪費遊興狀況　鮮人の購客者のみにして、料理屋(尙州市には一戶あり)に出入する者少く、大部分は飲食店にて飲食し、一日平均賣上高尙州市に於ては六百圓、咸昌市に於ては二百圓位にして、特に市日に浪費すると認めらるゝもの尠く、一年中の行事的慰安の如くなし居る風あり

慶州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數　管内市場は悉く在來のものなり

イ　慶州市場　開市日は大小に區別し、大は陰二、七の日、小は陰四、九の日にして、平均一市日出場商人約三百五十名、購買者約五十名位あり

ロ　安康市場　開市日は陰四、九の日にして、出場商人約百二十名、購買者約五百名位あり

ハ　扶助市場　開市日は陰五の日にして、出場商人約百六十五名、購買者約八百名位あり

ニ　乾川市場　開市日は陰五、十の日にして、出場商人約七十八名、購買者約六百名位あり

ホ　阿火市場　開市日は陰一、六の日にして、出場商人約二百名、購買者約六百名位あり

以上五市場は管内主要市場にして、販賣商品は主として、畜牛、穀物、生、鹽、漬、乾、魚類、海藻類、反物、雜貨、果實、野菜、其他の日用品等なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　各市場に於ける開市當日を利用して行はるゝ犯罪行爲中、賭博は昔日と其趣を異にし敢行者は稀有に屬す、竊盜に至りては掏摸行爲を働く者あり、之か嫌疑者檢擧に付ては容易に手懸りなく常に捜査の困難を感し來りたるを以て、

大正十一年六月以降市場取締を嚴行せしめ、一面特務刑事をして現行犯人の檢擧に努め、且つ常習者に對しては發見次第追放するの策を講する等取締を嚴にしたる結果、近來斯の種の被害激減し來れり、又喧嘩としては酩酊の餘り些事より感情の衝突或は商品賣買取引上の行違より直ちに喧嘩口論を惹起するもの多々あるも、之等は何れも飲酒の結果に外ならさるを以て大事に至らすして止むを例とす、風俗に關するもの及治安を紊すへき言動官侮等に至りては皆無の狀況にあり、當管內の市場に於ける一般犯罪行爲は極めて少く、比較的平穩無事にして寧ろ市場歸りの途中に於て、喧嘩賭博等の行はるゝこと多き現況にあり

三、市日に於ける交通事故　市場は慶州市場を除く外一定の場所に於て開市するも、偶々交通路傍に商品を陳列販賣し交通妨害を爲すものあるより、之等に對しては發見の都度注意諭示する等、此種の行爲防止に努めつゝある結果交通事故少し、又慶州小市は道路の兩側に於て行はれ、出場人員の多き爲め諸車は自然徐行の止むなき狀態にあり、一般通行者に迷惑を與へ居るは事實なるも、將來の關係上直ちに變更し得さるを遺憾とす

四、市場及販賣品に對する衛生狀態、其他市場取締上特記すへき事項　市場開市當日及其翌朝迄の間に市場全體に亘る大掃除淸潔方法を實施せしめ、販賣品に對しては、衛生上害あり或は不正品と認

めらるゝものを發見したる時は、其都度夫々適當の處置を講しつゝあり、其他の取締に付ては他に特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　大正十一年以來不景氣の影響を受けて部落民一般に金融梗塞し、殊に昨今に至りては日用品の購入すら躊躇するもの多き現況にあり、自然市日出場者は單に飲食店に立寄り飲食を爲す位にして、大金を浪費し飲酒遊興するか如きこと無し

義城署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　管內主要市場の種類名稱

管內主要市場は安溪、義城、桃李の三市場にして、何れも普通物資市場に牛市場を併設せるものなり、而して普通物資は薪炭、魚介、野菜、織物、米穀、鹽、藁等、日常生活上必需品は殆と集散賣買せらるゝものなり、以上三市場の外、點谷、佳音、比安、深川の四市場あるも、之等は單に附近住民が極めて僅少なる取引を爲し、以て日常生活の需要を充しつゝあるに過きす

ロ　開市日出場商人數及購買者數

市場別	出場商人數	購買者數
安溪市場	二百人乃至六百人	千人乃至九千人
義城市場	百五十人乃至三百五十人	千人乃至三千人
桃李市場	百人乃至三百五十人	八百人乃至二千人

以上出場數は地方農民の繁閑期に依り影響あるものにして、毎年十一月より翌年四月迄は殷賑なるに反し、五月より十月迄の農繁期は閑散寂寞たるの狀態なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

特に市日を利用して行はるゝ犯罪なきも、出市せる商人若くは購買者等か偶々飲酒泥醉の結果口論に始まり喧嘩となり、果ては傷害に至るの事例往々あり、又賭博は從來市場内に於て行はるゝこと絕無なるも、出場者か歸路沿道飲食店等に於て行ふことあり、警察の搜査至嚴にして忽ち檢擧せらる、尙露店先に於ける掏摸、物品竊盜による詐欺等の犯行あるも、其數極めて僅少なり、其他風俗犯又は治安を紊すへき言動宣傳は、人智の發達と共に近來其影を潛めたり

三、市日に於ける交通事故

義城、桃李市場の如きは二等道路に接し自動車其他車馬の交通頻繁なり、殊に市日の如きは擦薬

薪炭、雜穀類を運搬せる牛馬を市場附近に繋留し、或は荷車を路傍に放置し、交通妨害を顧みさるもの等ありて其雜踏實に甚たし、之等に對しては其都度嚴諭反省を促し、尙雜踏取締には特に左側通行を勵行し之か整理を計りつゝあり、從來此種の事故と認むへき事態の發生せさるは幸と云ふへし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項

市場內の淸潔保持に付ては、市場居住者の責に任し相當之か成績を收めつゝあり、又井泉下水は春秋二季の淸潔時に於て必す浚渫せしめ、下水の如きも時々浚渫を勵行せしむ、殊に夏季蠅驅除の徹底を期する爲め、市場住民の便所改造、及塵介箱を各戶に設置せしむる等、其根本的驅除を計りつゝあり、尙販賣品中特に魚介類は、蠅及塵介等の附着を防止する爲め、蓋覆を爲さしめ露列販賣を許さす、又果實類に對しては不熟腐敗に注意して取締を加へ、每開市日の翌日を淸潔デーとなし、市場內の一般的淸潔を實施しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

市日に於ける市場出場者の浪費としては、交際に藉口し飮食店等に於て濁酒を飮む程度のものにして、實に粗酒粗肴に甘んし浪費する如きものなし、蓋し目下金融梗塞に一因するならんも、出

市者の多くは、所要を辨すれは直ちに歸途に就く等、昔時の如き浪費するものなきに至りしは喜ふへき現象なり

慶尚南道

釜山署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

區分＼市場別	釜山府營市場	富平町市場	釜山牛市場	釜山食料品株式會社市場	釜山水產株式會社市場	釜山漁共同販賣所市場	釜山穀物組合市場
公私設	公設	同	同	私設	同	同	同
所在地	釜山府凡一洞	富平町一丁目七七	釜山府凡一洞	釜山府南濱町一丁目	同	釜山府凡一洞	釜山府大廳町一丁目
面積	一四五〇坪	一二七六坪	三三九九坪	七〇坪	六六坪	四〇坪	六六坪
開市	毎朔の四、九の日	一月一日を除き毎日	毎日	祭日其他を除き午後二時より	一月一日を除き毎日午前八時午前十時	毎日午後五時より	一般祭日を除き毎日
賣買者	自一〇〇名 至一九〇名	屋內一二五名 屋外一二〇名	仲買二〇名 其他五〇名	仲買六〇名	仲買七二名	仲買三〇名	組合員六六名

二、市場を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を害すへき言動宣傳

1、市日を利用して賭博を行ふ者を見受けす

2 市場內に於て行はるゝ竊盜の主なるものは、鮮人不良少年か場內店頭に陳列しある商品の一品二品を竊取するか如きものなり

3 內地人は鮮語を鮮人は內地語を解せさる關係より、物品賣買に當り代價の行違を生し、之か爲め喧嘩をなす者等あり

4 風俗を紊すもの等はなし

5 場內商人にして大聲を發し以て他人を來集せしめ、物品を賣却せんとするものあるも、其他治安を紊すへき言動宣傳等爲すものを認めす

三、市日に於ける交通事故　市場區域外に於て物品の販賣をなさんとするものありて、之か爲め交通を妨害するものあり

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項

1 市場內衞生狀態は、夏季に於て鮮人勞働者其他下等生活者等か、西瓜、甜瓜等の喰ひ殘しを場內に捨つることあり、之等は特に注意取締を要する點なり、其他下水溝の淸潔狀態は、市場內に設けある取締者か常に注意を拂ふ關係上淸潔を保ちつゝあり

2 販賣品に於ては鮮人の販賣する飮食物は覆蓋を施さす、爲めに蠅の之に集り害を與ふること甚

たしきを以て、取締上一層の注意を拂ひ居れり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　田舍の小商人が五、六百圓を携帶し、物品購入の爲め市場に出で、二、三の目的物を購入せんとする余を、遊興に浪費して旅費もなく歸宅出來ざる狀態に陷ることあるも、是等は尠少なるものなり

馬山署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名	所在地	開市日	出場商人數	購買者數	販賣品
特馬山市場	馬山府苻馬山	五、十日	三五〇	一五,〇〇〇	穀物、織物、海產物、ゴム靴、反物、食料雜貨等
昌原市場	昌原郡昌原面	二、七日	一五〇	八〇〇	同
鎭東市場	昌原郡鎭東面	二、七日	一九〇	二,〇〇〇	同
古縣市場	同	四、九日	一五〇	三,〇〇〇	同
北面市場	昌原郡北面新村里	四、九日	九〇	三〇〇	同

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を害すべき言動宣傳

舊馬山昌原等の市日に於ては、掏摸、竊盜の犯行あるも其件數極めて僅少なり、喧嘩等は何れの

市場にも開市日毎に二、三件の事件を醸成し居るの状況なり、其原因は主として商前の上諸取引の口論より起るものにして、深き根柢なきが故に、發生する事件の内容も極めて輕微なるものに屬す、市日を利用して治安を紊すべき言動宣傳等を敢行せし事例殆となし

三、市日に於ける交通事故　各市場とも通路を使用し居るか爲め開市日には一般交通の妨害を來すは事實なるも、著して重要なる交通事故は發生せす

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すべき事項　市日終了後の掃除は常に不行屆なると、塵埃の除去は常に不充分の感あり、當局と交渉し漸次面目を革めつゝあり、尙其儘食すべき飮食物に覆蓋の設けなきものを路傍に陳列し、又は放尿するか如きものも漸次減少しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　出市者に於て浪費遊興等の狀況を認めさるも、飮食店等にて過度の飮酒を爲す等の者、浪費及遊興者の數は極めて少く、特に記すべき事項なし

晉州署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

邑內市場　文山市場　丹牧市場　嚴亭市場

知水市場　斑城市場　安硼市場　水谷市場

毎市出場商人　平均千八百人　同上購買者數　八千九百人

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳　一般文化の幼稚にして頑迷無知なるに乘し、射倖的方法を以て商品を高價に賣附けんとする不良商人等出入し、或は博徒等も密かに出沒しつゝあるものゝ如く、喧嘩は鮮人の一般通弊とも見るへきものにして、多くは飲酒酩酊に基因するものなるも、漸次文化の進歩と一般の覺醒とに依り、又一面官憲の嚴重なる取締に依り、之等不良輩も漸次其跡を斷たんとしつゝあり

三、市日に於ける交通事故　毎市日共に多數の商人及購買者の出入に依り、平常に比し交通事故の多きは自然の數なるも、何れも輕微にして特に處罰を要するか如きものなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他取締上特記すへき事項　衞生思想の普及は朝鮮現下の急務にして、各市共多數集合したる時を利用し、講話其他の方法を以て衞生思想の宣傳に努めつゝありたる結果、現在にありては之か取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市場に出場する商人及購買者等にして遊廓及料理屋に登樓浪費するか如きものなく、僅かに飲食店に於て朝鮮式の輕便なる飲食を爲すに止まり、大なる

弊害を認めす

統營署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

統營市場は慶尚南道中有名なる市場にして、毎月二、七の日を以て市日とす、朝市場として新町中央に一箇所あるも、毎朝若干の蔬菜及海產物を賣買交換するに過ぎす

開市日に於ける商人及購買者數は、最多(舊十月、十一月、十二月、一月、二月、三月)三百二十人(商人)、一千五百人(購買者)にして、之を平均すれは毎市に商人百六十人、購買者一千人に達せり

二、市日を利用して極少數の掏摸犯罪行はるゝも、其他の犯罪なく、治安を紊すべき言動を宣傳するものなし

三、市場に於ける交通事故なし

四、衞生上より觀察する時は魚販賣の爲め臭氣の發散多く、又婦人は市日に販賣せる飲食物に對する衞生思想乏しきを以て、之か取締を勵行すると共に該思想の向上に努めつゝあり、而して當市場は

物資集散繁雜の割合に其面積狹少なるを以て、開市日に他より來統する商人等は、濫りに路上を使用せんとする傾向ありて取締困難なり

五、浪費遊興するか如き事例極めて稀なり

密陽署管內

一、管內主要市場の種類及名稱

密陽市場、三浪市場、松旨市場、守山市場、淵鏡市場、武安市場の六は公設にして、出場商人は米、麥、豆類、鐵釜類、朝鮮食器、薪炭類、鮮式莫蓙、朝鮮吳服類、下駄、鮮式乘鞍及鞋、笠帽類、飲食物露店、家畜類、果物、其他種々あり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲としては、掏摸、賭博、密淫賣、其他飲酒の上醉狂等ありて、治安を紊すが如き言動宣傳は、大正十一年の十月頃、土産奬勵の宣傳一時ありたるも其後なし

三、市日に於ける交通事故　橋梁等に於て荷車及荷牛車、牽牛等の衝突あるも、之等のものは極めて稀にして、常時發生する事故は荷車、荷牛車及運搬荷物等の路上放置、牛馬の路上繫留等なり

四、衞生上鮮人飲食店及飲食物露店等に對しては種々の方法を講し取締を爲しつゝあるも、下層勞働

者間に於ては衞生の觀念に乏しく、亦需要供給兩者共に之を顧みさるの狀態なるを以て、是等の自覺を俟つにあらされは徹底的取締の目的を達すること不可能なり

五、當管內には遊廓なく、料理屋等に於ても出場者の散財等を爲すか如きは稀なり、田舍よりの出場者にして、鮮人飮食店等に立寄り朝鮮濁酒等を飮むものあるも、これ恰も內地人の茶に類するものにして、彼等の習慣と見るへきか

東萊署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場名	開市日	開市出場商人數	開市購買者數
東萊市場	毎月陰暦二、七の日	一、〇〇〇名	四、〇〇〇名
盗水市場	同 五、十の日	二〇〇名	一、〇〇〇名
機張市場	同	一五〇名	三〇〇名
佐川市場	同 四、九の日	二五〇名	六〇〇名

備考 朝鮮在來の所謂百貨市場にして種別として區別する如きものに非らす

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳 犯罪行爲として特に市日に行はるゝもの現在にては甚だ少く、其犯罪も傷害、竊盜、詐欺、賭博等の輕微に行はる、喧嘩口論は飮酒

の末一種の習癖の如く行はれ、賭博の如きは小なるものにして酒一盃を賭するか如きものなり、其他度量衡法違反、漁業令違反の如き、時季に依り犯す者あるも現今には極めて少し、治安を紊すへき言動宣傳の如き事なし

三、市日に於ける交通事故　東萊、機張の兩市場は各部道路を使用せる爲め、市日には道路上を閉塞し、人出多き時は交通出來さる樣の狀況にあり、其他の二市場も自然道路を使用するを以て整理に力を用ひ、東萊市場の如きは市日には車馬の通行を禁止し事故發生を防きつゝあり

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すべき事項

市場には各市日必す一名乃至四名位の取締巡査及監督者を巡視せしめ、販賣品に對しては注意を拂ひ、殊に有害物品腐敗物品等に對しては種々研究取締をなし、或る時は協力調査を行ひ、各其時季に適應する取締に就き苦心し居れり

特記事項としては無きも、度量衡取締に對しては諸種商人集合する爲め、市日を利用し一齊に取締を行ふの有效なるを認め、各市日には必す面事務所員と協力し、度量衡の檢査取締を爲し、之か宣傳を爲しつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市場の位置及習慣上飲食飲酒等をなすも、遊興浪費等

の傾向なし

鎭海署管內

一、管內に於ては主要なる市場として認むるものなきも、鎭海市街に接したる慶和洞に於て普通の鮮人市場あり、名稱を慶和洞市場と稱し、月六回開市し、每回の出場商人は米穀商五十名、雜貨商三十五名、海產物商四十五名、布木商十五名等にして、概數百五十名より二百名內外に達す、購買出場人員は千名內外にして殆ど鮮人のみとす

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲　搔つ浚ひ三件、掏摸五件、金錢の取引より生ずる喧嘩三件ありたり、其他賭博等の犯行を認めず

三、一定の地域に於て開店するを以て交通上の事故は生ぜざるも、道路に突出せしめ商品を陳列するに依り、他の同業者に迷惑を與へ、又通交者及一般顧客等に妨害を及ぼすことあり

四、開市中に於ける飮食店に使用する器具容器は極めて不潔にして、又餠、飴、苹果の如き販賣品も、衛生狀態に何等の注意を用ひず、共儘市場に並列する等不潔なるものあり、現在にありては民度の低級なる關係上、自他とも之を意に介せず、盛に賣買交換し居るの實況なり

五、市場は鮮人間の物資交換の機關として往古より重要視されあるも、其反面には附近農民にして物資交換等の要件なきにも拘らず、市日を利用し態々遠路より來り、終日飲酒し爭鬪等を敢てなし、根據なき巷説を語り合ひ、歸鄕後之を郷黨に宣傳する等、害ありて益なきものあり、又婦人は出場を機會に姦通等を敢行するものなきにあらず、故に警察當局として市場取締は等閑視する能はず、常に注意警戒を行ひ居れり

河東署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管內市場は何れも公設にして面經營に屬し、其主要なるものは河東市場、辰橋市場、花開市場、安溪市場、古田市場の五箇所を有し、就中河東市場は慶尙南道屈指の市場にして、其利用區域全南・順天、光陽、求禮、寶城郡地方、及全北、南原の一部、本道內に於ては南海、泗川、晉州、咸陽、山淸、統營等の地方人の集散多く、市場の出品の主なるものは、農產物としては米、豆、麥、野菜等にして、海產物は海苔、漁類、鹽、及鹽魚等なり、就中海苔は其產額品質共に佳良にして、近來世人の好評を博し居れり、河東郡に於ても之か精製方に意を用ひ、近年大に精選の效を認められつゝ

あり

商人も之等の産物に對する取引關係者最も多數にして、年末盆等購買者の多數集合する時季に於ては六百名位、平素三百名位の商人の集合を見、購買者約一萬人位より五千人位の集合を算す、其他の市場は何れも規模小にして、商人約二百名位より一百名内外、購買者二千名位より五百名位のものある狀況なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　犯罪者としては主として竊盜（掏摸）、傷害等毎市約一件乃至二三件の發生を見ることありしも、最近は是等の事件も大に減少し、且つ治安を紊すへき言動宣傳全くなし、然るに金錢取引上の喧嘩は毎市數件を發生するも、之等は取締警察官に於て、說諭其他の方法により殆と未然に事件防止の策を講し、或は傷害の程度に至らさる前に和解せしむる等合理的處置を採り、近時此種の犯罪として擧くへきもの少し

三、市日に於ける交通事故　交通取締に關しては、曩に本道警察部よりの通牒に基き毎月交通整理デーを定め、此の整理デーを市日に利用し、荷車取締、自轉車、自動車等交通機關の取締を勵行し、交通事故の防止に努めると同時に、一面違反事件に對しては嚴重處罰取締中にあり、毎市日に之等違反事件として告發せらるゝもの二件乃至三四件位のものなるも、其他取締警察官に於て說諭注意

を加ふるか如きは、何れの市日に於ても二十件乃至五十件の發生あり、其他特記すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　管内市場は何れも野天市にして河東市場を除く外市場内に建築家屋等の設備なきも、河東市場は市場内に數棟の亞鉛葺小屋を設け雨天の際は小屋に於て開市し、販賣品中衛生上の設備を要する飲食店其他の飲食物を販賣する露店に對して、客年中面當局と協議を遂け小屋を適當に間切りし、之に適宜の設備を爲したるものに限り飲食店及露店の營業を許すことゝし、其他の食料品（餅、果實、魚類）に對しても取締官吏に於て相當の設備を命し、一方市場取締事務巡査に於ては度量衡器及計量取締に任し、違反者の防止と共に使用者の普及に努めつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　管内の市場所在地に於て貸座敷の設備ある處なく、河東市場所在地に料理屋の設備ある外、他の市場にありては僅に朝鮮酒幕の設備あるのみにして、浪費者としては河東に於て毎市數人の料理屋出入者あるの外、他の市場所在地に在りては、宿料、飲食料位のものにして、浪費者として擧くへきもの極めて少數なり

黄海道

海州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場の種類	名稱	開市出場商人	購買者數	摘要
面營	海州柴市場	約百五十名	約百五十名	薪炭のみの賣買にして毎日開市す、主として駄牛及牛車に依り田舍より搬出し來る
私營	海州魚市場	約二百名	約八百名	主として海産物野菜の賣買にして毎日開市す
面營	榮野市場	約三百五十名	約四千名	毎月六回陰三、八の日に開市し主として米穀及雜貨の賣買なり
同	梨木市場	約七十名	約五百名	毎月六回、九の日に開市し主として生牛、豚、穀類、雜貨の賣買をなす
同	青丹市	約三百名	約六百名	毎月一、六の日に開市し主として穀物、雜貨、金物、魚類、生牛の賣買なり
同	竹川市	約五名	約二十名	毎月一、六日に開市するも至て寂寥の感あり、來客か通行者か判別し難し

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲

市日を利用して行はるゝ犯罪行爲は主として竊盜(掏摸)にして、時に射倖的不正商人の徘徊を見ることあり、又昨年冬期に於ては田舍より來る薪炭販賣者(特に少年又は低能者を選び)に對し、恰も

需要者の少きが如く裝ひて之を市場より邑内に連れ行き、其の需要者を尋ねて販賣し其代價を受領するや、釣錢を要するを以て一時此處にて待ち居らば直に金錢を調達し來り與ふべしと稱し、巧に口實を設けて其場を逃走し代金を騙取したる實例再三に及ひたるも、之か犯人を逮捕したる爲め其後此種犯罪の跡を絶つるに至りたり

イ　市日を利用して行はるゝ賭博は朝鮮の因習なりしか、最近一般の自覺と取締の峻嚴に依り市場の賭博其影を見す

ロ　喧嘩は主として民度低級に基因するものにして、稀に取引關係より利害相反し權利主張に基因し起れるもの等あるも、官憲を信頼するの結果事件の審判を官憲に仰くを以て、昔に比し著しく其數を減し來れり

ハ　風俗犯としては主として山間僻陬の地より市場に來り薪炭、雜穀を販賣し得たる金錢を以て、酒幕に入り飮酒酩酊の結果稀れに路傍に横臥し、或は放牛して逸走せしむるか如き事あるも、現下金融の逼迫は此種泥醉者の數を著しく減するに至れり

ニ　管内は主として農村にして、市日を利用し治安を紊すへき言動宣傳を爲したる實例なし

三、市日に於ける交通事故

邑内に於ける市場に對しては毎日交通衛生取締事務巡査一名を派し、嚴重監視の下に取引を爲さしめあるを以て該當事項の發生なし、駐在所管内に於ては主として一部落内の路傍に於て、僅か造りの露店に於て取引するの狀態にして、随て開市當日は相當混雜を來すも、都會地と異なり人馬車の交通比較的僅少なると、警察官の取締と相俟て市日及市場に於て事故の發生を見たることなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態は常に取締巡査に於て維持せられ、不熟腐敗の物件は收去或は任意廢棄を爲さしめ、常設市場の如きは常に場内を洗滌し或は散水して塵埃の飛散を防き、特に机樣のものを設備し之に蠅取紙を置き各所に配置し以て捕蠅に努め居れり

五、近來市場出場者の浪費者及遊興者等頓に減少し、海州邑内の如きは飲食店等に於ても市場出場者の爲めに利益を得るもの皆無と云ふも憚らす、但し駐在所管内に於ける市場に在りては、開市日には遠くは十里内外より來集するの狀態にして、随つてこの日を利用し遊興の傍ら來集するもの稀に見受くるの狀態なるも、往年に比し此種浪費者の數著しく減少し居れり、是れ一般民衆の自覺と且つは社會の不景氣とに基因するものと認めらる

兼二浦署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

當署管下の市場は乘二浦市場、及三街浦市場とす、何れも定期開市にして、雜穀、魚類、野菜類、呉服類、其他日用品の賣買を爲すものにして、開市出場商人、及購買者數等は一定せさるも、概ね左の如し

乘二浦市場	出場商人	約百五十名	購買者數	約八百名
三街浦市場	同	約　十名	同	約　百名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市日を利用して行はるゝ犯罪行爲としては從來竊盜最も多かりしか、嚴重に取締を行ひ、且つ一般に對し盜難豫防宣傳等を爲し、此等犯罪豫防に努めたる結果、近來此種の犯罪極めて少數にして、其他特記すへき事項なし

三、市日に於ける交通事故　開市日に於ては數名の巡査を派し、交通取締を勵行しつゝありて、目下交通事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場は比較的清潔なり、販賣品に對しては常に嚴重なる取締を爲し來れるを以て衛生狀態佳良なり、其他市場取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　附近部落よりの出場者中には、飲食店等に於て飲酒するもの多數あるも、遊廓等に於て遊興浪費するか如きは稀なり

沙里院署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

當邑内の市場を沙里院市場と稱し、之を白米市場、穀雜市場、野菜市場、材木市場、牛市場、魚市場等の數種に區別す

出場商人は時季に依り異なるも普通五百名内外にして、購買者は三千四五百名内外と思料す

二、市日を利用して行はれる犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市日に於ける犯罪行爲は、賭博、竊盜、喧嘩、射倖行爲にして、喧嘩は毎市日に泥醉の結果爲すもの三四件あるも、賭博、竊盜、射倖行爲等は一箇年を通して二三件に過きす、市場内に於て治安を紊すへき言動宣傳等を認めす

三、市日に於ける交通事故　毎市日には要所要所に巡査を停立せしめ、取締を勵行し居るを以て、目下の處事故として特記すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場販賣品にして衞生上注意す

べきもの、即ち煎煮、洗滌、剝皮等を要せす其儘食用に供するものに對しては、全部覆蓋を施し居るを以て、衛生上何等害を及ほさす、市場の終りたる後は關係者をして、掃除を實行せしめ居るを以て常に清潔なり、其他取締上特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　當今各地金融逼迫の爲め、料理屋飲食店等にて浪費するものなく、少量の飲酒を爲すに過ぎさる狀態なり

瑞興署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　市場の名稱

瑞興市、新幕市、興水市、陵里市と稱す

ロ　市場の種類

瑞興市は牛、穀類、果物類、魚類、布類、陶磁器類、諸雜貨類

新幕、興水、陵里の各市場も同斷とす

ハ　開市、出場商人、並に購買者數

一、瑞興市は毎月陰二、七の日を開市日とし、出場商人は毎市平均五六十名、購買者一千名とす
興水市場は毎月陰四、九の日を開市日とし、商人は平均五十名、購買者平均三百名とす
新幕市場は毎月一、六の日を開市日とし、出場商人平均百名、購買者一千五百名位とす
陵里市場は毎月四、九の日を開市日とし、出場商人平均五十名、購買者四百名若くは五百名とす

二、市日を利用し行はるゝ犯罪行為

イ　賭博、窃盗、喧嘩、風俗犯、其他不穏の言動状況

瑞　興　市

従來射倖的行為の犯罪を敢行するものありたるか、近來漸次其跡を斷ちつゝあるも、飲酒の上喧嘩を為すか如きは稍々增加の傾向ありて、其件數毎市三四件に及べり、其他牛窃盗犯あるも、治安を紊すべき言動なし

新幕市場

犯罪行為としては賭博多く、窃盗之に次き、喧嘩、泥醉者の保護は毎日二三件あり、風俗犯としては密淫賣の行はるゝことも比較的尠し、其他治安を紊すへき言動宣傳なし

興水市場

附場己食しす

市口に於て特に掲上すべき犯行なきも、時々喧嘩等風俗を紊す如き行爲あるが、一箇年を通し七八件に過きす、其他治安を紊すか如き言動なし

陵里市場

犯罪としては喧嘩を爲す等風俗を紊すもの毎市二件位あり、其他不穏の言動を敢するものなし

三、市場に於ける交通事故　交通事故としては、駄牛を道路の並木に繫留し、交通妨害を爲す者あるも、特記すへき程度のものにあらす

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項

瑞興市場

販賣品に對する衛生狀態としては、特記を要する事項なきも、販賣の爲め陳列せる飲食物に對し覆蓋を爲さゝるもの、其他魚類等の腐敗せるものを販賣する者あり、其他に取締上特記すへき事項なし

新幕市場

市場附近の下水溝不完全にして、衛生狀態良好と言ふを得さるも、相當取締を勵行し居るを以て、大なる弊害なし、飲食物等も嚴重取締居り不正品を認めす、其他特記事項なし

市しと
なる付

興水市場

飲食物に對する特記事項なしと雖も、取締上特に牛市場に於ける繋留場を一定し、盜難豫防上監視人を附し之に報酬を與へて、豫防取締に當らしむる方效果ありと認めらる

陵里市場

前市に於ける狀況と同樣にして、他に特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

イ　瑞興市場

飲食店にて歌舞音曲をなし、飲酒遊興するものあり、其浪費高各市日毎に二百圓位とす

ロ　新幕市場

目下財界一般に不況の爲め浪費遊興するもの尠し、其浪費高各市日毎に四百圓位とす

其他の市場に於ても殆と大差なし

平安南道

平壤署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、及購買者數

イ　市場の種類及名稱

壽町公設市場、幸町公設市場、司倉公設市場

ロ　市場出場商人數

壽町公設市場	指定商人	二〇人	行商人	七〇人
幸町公設市場	同	なし	同	一三人
司倉公設市場	同	二四人	同	二〇人

壽町、幸町市場は一日平均の數なり、司倉市場は毎月一、六の日に開市し、公設市場の一部を使用して開市するものにして、市日毎に行商人二十人位の出店を見る、但し露店を出すものゝ數は不明なり

ハ　購買者數

壽町公設市場　一日平均購買人員六百五十三名、販賣高三百八十五圓

幸町公設市場　一日平均購買人員四百二十九名、販賣高二百八圓

司倉公設市場　一日平均購買人員六百一名、販賣高三百五十七圓

二　取引品の主要なるもの

食料雜貨類、和洋雜貨類、米穀類、獸鳥肉、薪炭類、鮮乾魚、鹽類、味噌、醤油、酒、荒物類、野菜類

司倉市日一回に對する取引高　平均賣買人員八千百九十二人、賣買高八千五百八十圓

但し賣上高は時季により増減すれ共、前記の數字は四季を通して大差なし

取引の重要なるもの

金巾、天竺、木綿、[illegible]、紬、朝鮮木綿、海産物、和洋雜貨、穀類、麻織物、其他食料雜貨類、帽子類

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を害すへき言動宣傳　市日開設當時は多數人の集合するを奇貨とし、竊盜(掏摸)犯罪を敢行したる者多かりしも、現在に於ては之等の常習者は大半檢舉され漸次減少しつゝあり、泥醉者にして喧嘩爭論を爲すもの多きを以て、特に開市日に於ては正服私服の巡查を派し取締りつゝあり

三、市日に於ける交通事故　市日に於ては特に果物、其他の飲食物を販賣する爲め道路に露店を出す者多く、交通の妨害となるへき事故尠なからす

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　本項に付ては別に調査したるものなし

鎭南浦署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　種類、定期及毎日、需給者隨意に集合して貨物を賣買す

名稱	開市日	出場商人	購買者數
鎭南浦穀物組合市場	毎日	三八名	八〇名
鎭南浦水産市場	同	六一	一三
五花市場	一、六の日	四〇	八〇
碑石里市場	三、九の日	二〇〇	三、〇〇〇
龍井里市場	一、四、七の日	三〇〇	三、〇〇〇
德兩機里市場	五、十の日	三〇	二〇〇
佳龍市場	二、七の日	一〇〇	一、〇〇〇

鎮南浦物産市場　毎日　四〇　八〇

備考　購買者は仲介人を示す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市日出場者の集合を利用し、商年筆行商者が路傍に於て崩倖的行爲を爲したるを以て、處罰したることありしも現在は根絶し、其他の犯罪なく、且つ治安を紊すか如き言動宣傳をなすものなし

三、市日に於ける交通事故　市日の當日は出場者多く雜踏するを以て、正服巡査二名乃至三名にて取締に從事し、交通上事故を生したることなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　不良品は販賣を禁し或は收去試驗する等、取締を勵行する結果衛生狀態其他の點なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費狀況　賣店に於て中食飲酒する程度のものに止まり、特に著しく浪費遊興するものを認めす

安州署管内

一　イ種類　穀類、呉服類、雜貨、蔬菜、及家畜

ロ　名稱　安州市場、及安州面家畜市場

ハ　開市　出場商人、及購買者數

安州市場は穀物及雜貨商の定住するもの二百餘戶ありて、ハ市場行商人は百五十餘人あり、而して出場人員は二千五百人乃至三千五百人あり、其內購買者數は千人內外にして、他の出場者は村閭よりの交易（山野の蔬菜、鷄、鷄卵、薪炭、草鞋、其他なりとて石物、鐵寸、席、繩草等を求むるもの）をなすものなり

安州家畜市場の家畜（重に牛）の出場は百五十頭乃至二百頭にして、百人內外の購買人出場するも四五十頭の賣買あるのみなり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動竝傾

イ　賭博　警察の取締嚴なる爲め賭博開帳の餘地なし

ロ　竊盜　市日を利用しての竊盜なきも掏摸の入込む事あり、私服巡査をして之か檢擧に努めつゝあるを以て、大正十年以降被害者なし、又冬季市日を利用し日沒後に至り、强盜の出沒あるを以て、當署は每市日に警戒班を組織しこれか絕滅を期しつゝあり、近來其出沒を見す

ハ　喧嘩　物品の賣買等には喧嘩なきも、田舍者か飮酒の上甚々たることにて喧嘩することあり、漸次之か減少を示しつゝあり

ニ　風俗犯なし

ホ　治安を紊すへき言動宣傳なし

三、市日に於ける交通事故　市日には市場内に人力車、自動車等の通行を制限し、且つ正服巡査をして交通取締に當らしむるを以て、交通事故なし

四、衛生狀態及市場取締上特記すへき事項

イ　衛生狀態　市場出場者多數なる爲め兎角不潔に流れ易きを以て、開市前及閉市後關係部長を督勵し清潔保持に努めつゝあり、販賣品にして不潔なるものは適當の設備をなさしめ、衛生上有害なるものは相當の處置をなさしめつゝあり

ロ　取締上特記すへき事項　市日には主として度量衡法違反、及奸商の取締を嚴にしつゝある外、特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　安州域内に於ては飮食店八十一戸あり、彼等飮食店の多くは、市日を以て重なる營業日となし居り、其賣上高三圓、五圓、乃至十二三圓あり、遊廓と料理屋十一戸あるも、市日出場者の大部分は田舎の農民にして、之等の場所に於て浪費するものは僅少なり

中和署管內

一、管內重要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場種類	市場名稱	開市出場商人數	購買者數
普通及家畜市場	看東	九二名	一、〇〇〇名
普通市場	瑞湧	一〇〇	二、〇〇〇
普通及家畜市場	祥原	五〇	七〇〇
普通市場	昆陽	二四〇	八五〇
普通及家畜市場	積盛	九五	九〇〇
普通及家畜市場	中和	一六五	三、三〇〇

備考　普通市場は穀類を主とし、其他日用雜貨、反物類、食用品、賣藥類、野菜を賣買す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳

市日を利用して行はるゝ犯罪としては

賭博　市日の歸途穀物等を賣却し、多少の金錢持合せを機會に賭博を爲すものあり

窃盜　市日の雜踏を利用し掏摸を働くものあり

喧嘩　當地一般農民の現況は、開市日に出て雜穀等を賣却し、其得たる金を以て必す多少の飮酒を爲

し歸宅するの風習あり、之か爲め市日には必す二、三組飲酒後の喧嘩あり

風俗　本項に關する犯罪なし

三、市日に於ける交通事故　前記市場は專有市場僅少にして、殆と道路を市場に代用し居るを以て、開市日には諸車及牛馬の交通に支障を來すも、舊慣に付何等部民が惡感を懷くことなく、事故として は特記すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　現在の市場は其た狹隘にして、開市日の際は非常に雜踏を來し殆と立錐の餘地なし、其間に販賣品を陳列しある爲め衛生上面白からす、前記各市場は田舍商人及百姓等のみ出入し居る狀態にて、取締上特記すへき事項なきも、商人等は市部に於ける下等品（市部にて賣殘りのもの）を郡部に持ち來りて、事情を知らさる百姓等に高價に賣却するものあり、且つ百姓等の中には自作の未熟なる果物等を販賣するものありたるも、警察の取締嚴重の爲め近來其跡を絕ちたり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興の狀況　第二項に於て述へたる如く、當地方民は舊慣上酒を飲まんと欲するものは、必す開市日に多少の雜穀等を持參出市し、之を賣却して得たる金を以て飲食店に立寄り、多數（同一部落民）集合飲食を爲すの風習あるも、其費消額僅少にして浪費するものな

く、前記各市場所在地には遊廓等の如きものなく、僅に中和市場所在地には酌婦（鮮人）二名あるも、市日には之等に費消するものなし

平安北道

新義州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管内市場は威遠面に白馬市場、枇峴面に枇峴市場の二箇所あり、種類は穀類、綿類、魚類、蔬菜、雜貨、及生牛にして、開市は月六回とす、出場商人は白馬市場三十人位、枇峴市場二百人位、購買者は白馬市場二百人位、枇峴市場千人位あり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動行爲

市日を利用して行はるゝ特種犯罪としては喧嘩口論最も多く、而して之に因る傷害犯二三件あり、鮮人間に於て行はるゝ金錢貸借、物品取引の多くは市日を以て期限と爲すを慣習とし居るを以て、之に基因すると、一は他方部落より來れる住民が會飲したる結果、泥醉して遂に口論喧嘩となり、傷害の果ては告訴を爲すに至る、其他商業景氣の如何に影響するも、物價及市日當夜の小竊盜あるが、右

は稀れに見る所なり

三、市日に於ける交通事故　該當事故なし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　鮮人間に於ては衛生の觀念幼稚なるを以て、稜蓋を要する露店飮食物等に何等覆蓋を施さす、其他不潔なる果物を販賣するか如きものあり、他に特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊蕩狀況　市場附近には料理店及飮食店相當に存在するも、特に市日に料理店に登樓し遊興浪費する者は稀れなり、飮食店は每市一戶平均五圓位の純利あり、次は酒類販賣業にして每市平均三圓位の純利あり、右は鮮人間に於ては牛其他高價なる物件の取引成立の際、又は久潤邂逅したる知人と、必す飮食店或は酒類販賣店に入り、飮酒快談するの風習に依るものゝ如し、料理店に於ける浪費者は漸次減少の狀態にして、特記すへき事項なし

義州署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管內には市場二箇所ありて、義州、及永山市場と稱し、舊慣に依りて義州市は陰一、六の日に開市

イ　永山市は四、六の日に於て開市す、市場内を穀物類市場、牛市場、豚市場、鳥市場、廣木布商市場に分ちて開市しつゝあるも、市場は交通不便なると且つ區域狹小にして、物貨の集散觀るへきものなし

ロ　義州市場に於ける出場者數左表の通りにして、道廳移轉及財界の不況に依り商取引不振なり

市場の種類	毎市出品數	取引數	取引者數 商人	取引者數 購買者	取引者數 計
穀物	一五〇石	五〇石	三〇人	一五〇人	一八〇人
牛	一二〇頭	三五頭	八〇	五〇	一三〇
豚	一四〇頭	一〇〇頭	三〇	八〇	一一〇
鳥	二〇〇羽	二〇〇羽	四〇	三〇	七〇
廣木布	一〇〇疋	三〇疋	三〇	五〇	八〇
計			二一〇	三六〇	五七〇

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を害すへき詐欺賭博等　犯罪行爲は極めて尠く、出場者の多くは地方農民にして智慮淺薄なる者飲酒泥醉の爲め多少喧嘩する事あるも、其他の犯罪事件なし

三、市日に於ける交通事故　市場附近の道路は比較的狹隘なる所あるも、牛馬及人力に依る荷車の外

自動車、其他の急速度に往復するもの無く、交通事故殆となし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場衛生は面の監督に依り、場内の清潔、共同便所、下水溝等嚴重勵行せしめ、當署は市場派出所員をして、場内の清潔、及飮食物其他貨物等に至る迄、嚴重に取締りつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　財界の好況時代に在りては、地方農民に至るまて多少遊興に耽る者ありしか、昨今は不況の爲め酒色を求むるもの極めて尠し、偶々飮食する者あるも其額僅少にして、浪費の傾向を認めす

定州署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ、定州市場　市場規則第一條第一號該當、即ち場屋を設けす區劃したる地域内に於て開市す開市出場商人數五百人餘、購買者數約二千人内外

ロ、郭山市場　前記同樣、開市出場商人數百八十人、購買者數平均七百人

ハ、清亭市場　前記同樣、開市出場商人數百七十人、購買者數七百五十人

ニ、蓮湖洞市場　前記同樣、開市出場商人數二十五人、購買者數六百人內外

ホ、新市市場　前記同樣、開市出場商人數二百人、購買者數一千五百人內外

ヘ、雲田市場私設市場、開市出場商人數百三十名、購買者數七百名內外

二、市日を利用し行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　以上六箇所の市場を通し、市日を利用しての犯罪は、竊盜等の稀に行はるゝことあり、最近行商人等にして射倖的行爲をなし、一般民の射倖心を挑發し弊害あるを認めたるも、之等は發見の都度中止せしめたることあり、其他風俗を害し、又治安を紊すへき言動宣傳をなすもの無し、只村落より市場に來たる者にて親族知人等と共に飮酒酩酊の結果、喧嘩口論をなし公安を害すへき行爲となることあるも、之等は適當なる處置を採りつゝあり、其他何等犯罪と認むへき行爲なし

三、市日に於ける交通事故　管內各市場は土地及道路の關係上幾分の雜踏を免れさるも、交通上の事故として特記すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場の露店に於て飴、餅、鮮語チヂミ燒等の剝皮を要せす直接食すへきものにして、其販賣方法に付き取締上考慮すへき點多く、鮮人の永き習慣上塵芥を防ぐへき覆蓋をなさす販賣するものあり、之等に對しては市場取締警察官

に於て厳重取締をなし覆蓋をなさしめ居れるも、警察官の影を沒するや、直ちに覆蓋を取除き販賣するの傾向ありて、取締上注意を要すへきものなり

五、市日に於ける市場出場者の遊興浪費の状況　該當事項なし

宜川署管内

宜川市場

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ、市場の種類　定期市場（市場規則第一條第一號に依る定期に多數需給者來集し貨物の賣買交換を行ふ面に於て設置の市場とす）

ロ、市場の名稱　宜川市場

ハ、開市出場商人數　常に一定し居らさるも、概ね四百五十人乃至六百人內外とす

ニ、購買者數

年中一樣ならさるも、一般農繁期たる六月九月間、及冬季一月三月間は、購買者著しく減少し、毎月市日毎に平均千八百人を超へさるも、四月五月間、及十月十二月間の農閑期に於ては、購買者最も多數にして、市日毎に平均五千人乃至六千人に達し、一年を通して平均三千七百人內外なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　從來多數出市者の間に介在して竊盜（掏摸を含む）を敢行する者ありしか、近來此種事犯の檢擧及取締を嚴行し來りたる結果、殆ど其影を見さるに至りたり、其他の犯罪に就ては市日毎に金錢貸借上の紛爭に依り、或は飲酒酩酊の上、口論爭鬪等に原因して起る、傷害暴行等の事犯は尙絕へさる狀況にあり、風俗犯等に對しては從來極力取締を勵行し、密淫賣者の檢擧を峻嚴にしたる結果、近來は殆と其跡を絕つに至れり、其他治安を紊すへき言動宣傳等を爲すものを見す

三、市日に於ける交通事故　當地市日に於ける交通事故僅少なり、而して其發生を見るは、主として道路に荷車を放置し、又は物品の堆積に依る交通妨害等なり、其他特記すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　本件に關しては一般部落民に及ほす影響重大なるを以て、從來鋭意此方面に對する措置、及取締を勵行し年々改善しつゝあり、殊に昨年來は夏季當署に於て一般部落民に對し數回蠅取紙を配付し、又は屋內不潔なる場所は勿論各戶家屋の周圍に、石油乳劑を十數度撒布し、蠅の驅除撲滅を期したる結果、蠅の發生も減少し、一般衞生上に及ほせる效果與つて大なるを認む、尙不良飮食物の檢査を實施し、有害物に對しては任意廢棄其他機宜の措置を爲したるを以て、衞生狀態は比較的良好なり、市場取締上特記すへきものな

し

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　數年前の經濟界好況の時代に於ては、景氣に伴れ相當浪費遊興等を爲すもの多かりしか、大正九年一般經濟界の不振に陷つて以來頓に此風も衰へ、近來は浪費遊興等を爲す者至つて稀れにして、料理屋飲食店等に於て消費する金高は、普通一人前二十錢乃至三圓位にして、一般に節約するの傾向あり

清江市場

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ、市場の種類　定期市場(前記同斷)

ロ、名稱　清江市場

ハ、開市出場商人數　一年を通し一定せさるも、平均百人乃至百五十人位とす

ニ、購買者數

購買者數は春秋の二季最も多く、毎市日平均七百人乃至八百人位なるも、夏季及農繁期は減少し、三百人内外となり、一箇年を通し五百人内外の出場者あり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲　賞川市場に於て行はるゝものと大差なし

三、市日に於ける交通事故　宜川市場と同断

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　宜川市場と同斷

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　宜川市場と同斷

江界署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

管内に於ける主要市場は江界邑内、及城干面別河洞の二個所にして、各市場共市場の種類は雜穀類（米、粟、大豆、小豆、玉蜀黍等）、薪炭、魚類等にして、江界邑内に於ては邑内を南北の二個所に分ち、毎旬二日、七日の當日交互開始し居れり、又城干面別河洞に於ては毎旬十日、五日の兩日に開始し居れり、而して毎市江界邑内に於ける出場商人約三百人にして、購買者數は一定せさるも、一箇年を通し春秋兩季には比較的多く約一千人に達し、其他の季節にありては約四百人位とす、城干面別河洞に於ては出場商人平均三十人、購買者數約百人位なり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　開市日を利用して行はるゝ犯罪に關しては、管内は遠く鐵道沿線を離れ、比較的文化の程度低く、住民概して質朴なるを以て、特に

記すべき犯罪なきも、市場商人中には正確なる度量衡を用ひず、又は計量を完全にせずして欺かんとするものあり、其他稀には窃盗、賭博、密淫賣を犯さんとするもの、又は飲酒の結果喧嘩爭鬪をなすの事例なきにあらず、今年春季に於て一部の奸商が、米穀其他日用必需品の買占め、又は賣惜みをなし暴利を圖らんとせしことあり、之を探知したるを以て注意警告を發する等取締を加へたる結果、未然に防止するを得たり、其他治安を紊すへき言動官憲等は曾て其例なし

三、市日に於ける交通事故　管内に於ける市場は慣例に依り、稍要道路の兩側に商品の種類を區別して陳列することゝなし、牛馬車の如き容積大にして交通上支障を來たす處あるものは、別に置場を設けあるに依り秩序立ち居れり

賣買者の多數にして市場の雜踏を極むる場合と雖も、殆ど事故の發生を見ず、警察官憲は事故防止のため、制服巡査を要所に配置し、交通整理其他の取締に當らしむる結果、交通上の事故無し

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すべき事項　穀物の如き乾燥せるものは衞生上何等差支なきも、當地は鐵道沿線を離れ居る關係上、魚類其他の食料品中に腐敗に傾けるもの往々あり、特に市場商人は甲の市場より乙の市場を廻りて營業をなしつゝあり、其持品中には衞生上有害と認むべきもの多きを以て、市日に際しては斯の種の取締に經驗ある巡査をして有害品の有無

を調査せしむ、人出を機とし路傍に飲食物を販賣するものあり、是等の商人にして塵芥又は蠅の如きものゝ防止設備をなさず、或は煮沸、洗滌、剝皮を要せす其儘食用に供すべき物に、覆蓋を施さゞるものゝあるを以て、常に取締巡査を督勵して遺憾なきを期せしむ、市日にありては終了後道路に塵芥其他の汚物を散亂せしめ、兎角之か掃除に冷淡なるを以て出店者に責任を負はしめ、閉店に際しては必ず完全なる掃除をなすべく注意を促し、目下は必ず掃除すべきものなりとの良習慣を馴致せり

管内には匪賊の徘徊出沒あり、賊徒市日を利用し、變裝して邑内に入込み、必要品を購求し、或は警備狀況を偵察せんとするものあり、之か取締は忽諸に附すべからさるを以て、私服巡査を派して内偵をなさしめ、彼等をして侵入の餘地なからしめつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市日は平日に比し飮食店料理屋(管内に遊廓なし)に於て、飮食又は遊興をなすもの多きも、浪費をなすか如きもの稀なり、出場者は其日を待て出場し、賣買の用件終れば必要なる物資を需めて歸宅するを常とせり、是れ概して質朴なる人民多きに因るならん、邑内を遠く離れたる地方に居住する者は、市日を利用し他の用件を帶びて來る場合あり、用件の如何に依りては飮食店又は料理屋に會合することあり、市日は平日と異なり金融も自ら

好く、爲めに友人と會せば遊興に傾くの嫌なきにあらざるも、浪費癖を破るが如きものなし、飲食店料理屋に於ても、平日と異なり客の多かるべきを豫想し、相當準備をなすと雖も、管内にありては市日なるが故に、浪費者、遊興者特に多きものにあらず

博川署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1　博川市場（穀類、日用雜貨等）

イ　出場商人　百六十三名（本年一月より五月迄の平均概數なり）

ロ　購買者　三千五百名

2　博川牛市場（畜牛）

イ　出場商人　四十二名

ロ　牽牛　出場者　二百名

3　嶺美市場（穀類、日用雜貨等）

イ　出場商人　二百名　（本年一月より五月迄の平均概數なり）
ロ　購買者　三千五百名

4　嶺美牛市場（畜牛）

イ　出場商人　四十名
ロ　牽牛　出場者　百五十名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲、及治安を紊すへき言動宣傳　喧嘩、風俗犯等少數あるも殆と問題となるへきものなし

三、市日に於ける交通事故　博川、嶺美兩市場共、市場區域内を通する交通機關としては流中、北鎮間（博川）、嶺美、泰川（嶺美）乘合自動車あるも、一日一往復にして、且つ區域内僅に三、四町を通過するに過ぎさるを以て、事故發生したることなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　特記すへき程の事項あらされとも、市日當日は、飴、餠、チャミ（餅名）類、果物等を販賣するものにして、衞生思想の缺如の爲め、時々未熟腐敗の果實、其他煮、燒、或は洗滌することなく、直に食用に供すへきものに覆蓋をなさすして、販賣の爲め陳列する者あるを以て、其都度注意取締をなすと共に、此等販賣人及一般

民衆の衛生思想の啓發に努め居れり

其他時期に應し、不良者の徘徊、犯罪手配人、及不穩言動者の出入、不正商人、度量衡等に就き取締を勵行し居れるも、未た重大なる事故を生したることなし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

市日當日成年男子の飲酒するは、當然の事の如く解する鮮人間には、久しき陋習今尙止ます、出場男子の多くは、必す最高一圓最低三四十錢位の飲酒をなすの風習あり、曾て前年禁酒禁煙の聲津々浦々迄風靡したる當時に於てすら、本洞に於ける禁酒會員も、市場に出てゝは進んて鯨飲をなすの狀態にして、從つて當地方の飲食店は市日を以て書き入れ日となし居れり、料理屋に於て遊興するもの多少なきに非らされとも、一般に及ぼしたる經濟界の不況は漸次其數を減しつゝあり

泰川署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1、管內主要市場の種類名稱

泰川市場　泰川郡邑內　食用品、綿布、毛皮類其他日用品の賣買

沙浦市場　泰川郡院面安心洞　同上

2　開市出場商人及購買者數

泰川市場　開市　毎月陰暦三、八の日

出場商人　一〇〇名乃至　一五〇名

購買者數　一、五〇〇名乃至　二、〇〇〇名

沙浦市場　開市　毎月陰暦二、七の日

出場商人　三〇名乃至　五〇名

購買者數　二〇〇名乃至　二五〇名

二、市場を利用して行はるゝ犯罪及治安を紊すへき言動宣傳　市場を利用する犯罪等は殆と無きも、時々不良の徒の開市當日質朴なる部落民の市場出場者を勧誘し、賭博等をなす者ありて之を檢擧したる實例あり、當署に在りては斯かる弊を除かんか爲め、開市當日は定期交通日となし、各駐在所員を一名宛出署させて途中の警戒に當らしめ、本署よりは市場取締巡査を派し嚴重取締をなし居るか故に、爾來市場を利用する犯罪なし、其他治安を紊すへき言動等あるを見す

三、市場に於ける交通事故なし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他取締上特記すへき事項　管内に於ける市場は穀類、飲食物、其他日用品雜貨等の販賣場所を各區分しありて、飲食物の販賣場所に於ては、取締巡査をして特に未熟の果物、腐敗に近き魚肉等は、其販賣を禁止し居る結果別に不都合あるを見す、其他市場取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　管内の飲食店の多くは農業其他勞働を兼ね、開市當日客の需めに應し、食事或は酒肴を供するに過きす、而して飲食店の開市當日の收入は五圓より多きは二十圓未滿に止まり、開市當日以外には殆と客なく、料理屋としては鮮人經營のもの二軒あるのみにて、浪費するもの等なきが如し

龜城署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

市場の種類	名稱	出場商人	購買者數
雜貨及牛市場	龜城市場	三〇名	四〇〇名
同	南市市場	一三〇名	二、〇〇〇名

同　新市市場　三五名　五〇〇名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市日を利用して行はるゝ犯罪行爲は、風俗犯、喧嘩、窃盗の順序にして、他の犯罪は極めて少なく、風俗犯は夏季炎暑の餘り衣服を脫し醜態を露はすか爲め、相當注意訓戒する位なり、其他密淫賣、賭博の方法を以て物品を販賣する者等少數あり、又喧嘩は飲酒の結果其量を過し、若くは貸金の督促上より感情を激し、終には傷害に問はるゝものあり、窃盗は貧困者又は惡癖ある者か、混雜を利用し掏摸萬引等を爲すものあり、其他治安を紊すへき言動宣傳者なし

三、市日に於ける交通事故　自轉車及荷車を雜踏中乘車し又は乘入するか爲め、他人に衝突し若くは通行を阻止し、其他市場に往來する者にして途中牛馬の牽綱を執らさるか爲め、自動車等の音響に驚き奔走して進行の妨害を爲すか如き事夥し

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場に於ける下水溝は何れも完成せしめあり、又各戶に對しては塵芥箱の設備を爲し、且つ共同井戶も水質試驗の上相當完成し、季節に依る驅蠅方法も懸賞附實施中なるを以て發生著しく減退す、又飲食店等の接客營業者には「エプロン」の着用を奬勵しつゝあり、販賣品中衞生上の考慮を要するは、豆腐、餅、果物等にして、

之等腐敗し易き、時日を経過したるものは、販賣を禁し任意棄却せしめ居れり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市日に地方より集合する者の多数は、家畜、雜穀等を少量宛市場に携行し、之を賣却の上其幾分を飲食に費消する位にて、浪費するものなし

江原道

春川署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　史北面新浦里市場　牛商人　平均　十名　農産物商人　同　二十名　購買者數　五十名

ロ　新北面泉田里市場　牛商人　平均　二百名　雜貨商人　同　二十名　飲食店　同　四十名　購買者數　一千名

ハ　春川面春川市場　雜貨商　平均　二十名　農産物　同　二十名　薪炭　平均　百名　其の他　同　五十名　購買者數　四百名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市日を利用する犯罪行爲として特殊の事項を認めさるも、不良者等入込み、小窃盜、詐欺、横領、暴行等最も多きを以て相當取締りつゝあり、亦治安を紊すへき言動宣傳等は目下の處なし

三、市日に於ける交通狀況　主として牛馬車の放置、薪炭賣者の不規律に依り、交通妨害を來す例多きも、別に大なる事故を認めす、大正十三年中に於ける事故數二十二件

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場は一定の地域を區劃し、畜牛繫留場と一般雜貨商人の開店場所を區劃し、毎市日市場取締警察官一名乃至三名を派遣し、飲食店其他露店に對しては市場管理人を設け、同人に於て市場閉鎖後の掃除取締を勵行しつゝありて、目下一般に良好なり、其他特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　閉市後各飲食店に出入するもの繁く、飲食店等は相當繁盛の狀態なり、之等出入者の多くは漫然なすなき徒食者共にして、常に市場を徘徊し、僅かの知己を頼りて因を結ひ、酒食の饗應を受くる徒輩多く、從つて此種商人も多額の懸貸を生し、顧客の多きに反し收入は僅少にして、經營困難の模樣あり

江陵署管內

一、

名稱	種類	開市出場商人	購買者數
江陵市場	雜貨市	約二百名	約千名

江陵牛市場　牛　市　約五十名　約三百名

二、飲酒酩酊して喧嘩を爲すもの市日毎に數多あるも、市日を利用して賭博、竊盗、風俗犯、其他の犯罪、並に治安を紊すへき言動宣傳を爲すものなし

三、車馬の交通に支障あるも、事故なし

四、市場は特に掃除を勵行し當日終了後面人夫をして跡始末を爲さしめ、飲食物は嚴重なる取締を爲し、非衛生的販賣品の檢査を行ひ、任意廢棄に努めつゝあり、露店の飲食物に對しては必す覆蓋を設けしめつゝあり

五、出場者中多くは飲食店、露店、酒幕等に於て飲食を爲し多少の消費を爲すも、料亭等に於て遊興を爲す者稀なり

鐵原署管內

一、管內主要市場中、鐵原邑に米穀、薪炭、牛馬等を賣買する鐵原市場ありて、開市日は每月陰の二、七、十二、十七、二十二、二十七日の六回にして、出場商人は商店約二百名の外、行商人約三百名內外に達し、之か購買者は夏季に於ては三千名乃至五千名位なるも、十月より翌年三月頃までは五千名

乃至一萬名位に達す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲　市日は平日に比し警察事項多くあるも、之を統計的に計上する能はす、而して當地方に於て最も多く市日に行はるゝは喧嘩にして、毎市日に平均四件に上り、竊盜平均二件に達する狀況にして、其他に特記すへきものなし

三、市日に於ける交通事故　當鐵原は數年來著しく發展したる關係と市内の道路狹隘の爲めに、市日の如きは肩摩轂擊の狀を呈し、之に伴ふ警務取締事項多く、市日に平均二百件以上の警務上特別注意事項あり、事故として取扱ふへき程度のもの十件内外に達す

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場の取締上特記すへき事項　當鐵原市場は牛市場を除く外、米穀市場、及薪炭市場は別に市場として設置したる區域なく、市場内道路の兩側を利用し使用するを以て、牛馬の糞尿散在し衛生上遺憾の狀態にあり、販賣品には別に有害物品と認むへきものなきも、夏季中は果物の未熟品を販賣するもの往々發見すること毎市日に平均三、四件に達す、而して當鐵原は爾今漸次發展の見込あるを以て、之か取締上完全を期せんとせは、米市場及薪炭市場を別に設置し、尚市街の道路を擴張する必要を感す

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　當鐵原市場に出場するものは多く農民なるを以て、市

食代りとして飲食店等に寄り數盃の飲酒をなす外、遊廓等に上り多額の遊興を爲すか如きことなし

洪川署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、購買者數

イ　種類　穀類、牛、雜貨、薪炭類等

ロ　名稱　橫城市、安興市、屯內市、柳洞市とし、何れも定期市にして、橫城市は陰曆一、六の日、安興市は三、八の日、屯內市は五、十の日、柳洞市は一、六の日に開市す

ハ　出場商人

橫城市	自一〇〇名	至三〇〇名
安興市	自二〇名	至三〇名
屯內市	自二〇名	至五〇名
柳洞市	自一〇名	至三〇名

二、購買者數

横城市	自二〇〇名	至二、〇〇〇名
安興市	自五〇名	至六〇〇名
竜内市	自一〇〇名	至八〇〇名
柳洞市	自三〇名	至三〇〇名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　著しく治安を妨害するか如き犯罪行爲を認めさるも、賭博、窃盗、詐欺等の行爲を爲す者なきを保し難きを以て、取締を嚴重に行ひつゝあり、又喧嘩行爲等の如きは時々目認することあり

三、市日に於ける交通事故　市日と雖も參集人員多からさるを以て交通上大なる事故の發生したることなきも、商人中には時に道路に突出して物品を陳列することあり、之等は常に取締りつゝあるを以て、未だ交通事故の發生を見す

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項

イ　市場は終了後其都度掃除を督勵しつゝあるを以て、衛生上有害と認むへき點なし

ロ　飲食販賣品等にして往々塵芥等を防ぐへき覆蓋を設けさる商人あるを以て、之等は相當取締りつゝあるに依り其弊漸次減少しつゝあり、其他特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　管內は僻地の關係上遊廓等なく、從つて浪費者を誘引すへき程度の處なきも、出市者中晝食又は夕食等をなすに當り、概ね多少の飲酒を爲す者あり、而して其消費金額は何れも一圓以內の程度なるに依り、浪費と認むへきものなし

洪川署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數　洪川郡洪川邑市場と稱し、常市場は毎月陰曆各一、六の日を開市日と定め、畜牛の賣買、雜穀、雜貨、海產物等の賣買を主とし、市場商人にして定住的店舖を有するもの五十餘名、其出場商人百名乃至二百餘名、毎市購買の爲め出場人員五六百名乃至二千名以上に達することあり、漸次增大に趨きつゝあり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　稀れに竊盜の事犯なしとせざるも、嚴に之を取締りつゝあり、其他の該當事項なし

三、市日に於ける交通事故　交通事故を生する程の混雜なし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　嚴に取締りつゝあるを以て、衞生狀態佳良にして、取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市日當日及其前後郡內各面より出場する者及商人等の中には、宿屋飲食店等に出入するものあるも、浪費遊興をなすものなし

平康署管內

一、平康邑內市場

雜穀、雜貨類等の市場なるも、主として生牛賣買の取引相當盛なり、而して市場出場商人及購買者等は僻陬地なると、殊に隣接開市日との關係上、季節に依り一定し難きも、平素朝鮮人市追行商を以て其多數を占め、其數約五十名內外、又購買者約三百名內外に過きさる狀態なり

二、市場を利用して行はるゝ犯罪としては、昨年來詐欺、賭博、及小竊盜等の犯罪あるも、其數極めて少し、其他特記すへき事項なし

三、市日に於ける交通事故　現今の處殆となし

四、市場及販賣品に對する衛生狀態　概して良好にして特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者浪費遊興狀態　出場者は多く田舍の農民にして、當日の辨當代用に濁酒、其他の飲食をするに過きす、其消費極めて少なく、殊に遊興者等なく、邑內營業者の收入僅少なり

咸鏡南道

元山署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ、管內に於ける主要市場は、俗に近市場（北村洞）、俗に遠市場（場村洞）、元山畜產市場（場村洞）の三箇所とす

ロ、前記三箇所の市場は、從來民營にして其設備も極めて貧弱なるものなりしが、大正三年九月府令第一三六號市場取締規則發布と同時に、之を府經營事業に移し、設備に至りても、漸次完備の域に達しつゝあり

ハ、前記三箇所の市場は悉く定期市場にして五日毎に交互開市し、遠近の兩市（貨物の交換賣買）循環開市す、畜產市場は五日毎に開市し共に交換賣買盛なり、尙本年近市場には場屋の新設を見一見常設の如き觀あり、畜產市場も本年四月より場內の設備を爲し逐月完備の域に達しつゝあり

二、既定出場商人としては場屋に經營するものゝ外適確に計算すること極めて難事なり、時季に依り出場者數も多少の增減を免れす、殊に農繁期就中九月中旬より十一月末迄に亙り漸次增加の勢

を示しつゝあり、只場屋經營商人としては近市場七十名、遠市場四十名、其他出場商人近市場四十名、遠市場四十名、合計百九十名餘に達せり、畜產市場出場商人は僅か十名內外（賣買周旋を業とするもの）あるの外、二百名餘の出場者あり悉く交換賣買に從事しつゝあり

ホ　市場を利用して購買する者極めて多き傾向あるも適確なる計算は至難なり、管內に於ける鮮人一般は市日に於て貨物を需むるを例とす、依つて其數も甚だ多し

尙管外より來集し購買するもの想像以上に多く、管內購買者數は約二千餘名、管外より來集し購買する者五百餘名、合計二千五百餘名は普通なり、勿論多少の增減は免れす

瓦里牛市場　（每月陰七日、十七日、二十七日開市）

馬轉里牛市場（每月陰二日、十二日、二十二日開市）

出場商人　雜貨、雜穀商を合し十名以內　牛十頭乃至三十頭、購買者は面民にして百名內外

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲、賭博、竊盜等は至つて尠き現況にあるも、掏摸犯に至りては比較的多し、尙風俗犯及治安を紊すへき言動宣傳等に至りては皆無と稱し得べく、喧嘩口論等は稍多く現出せらるゝと雖も原因皆些々たるものにして、一私人に限られ累を他に及ほし治安を妨害する事等なく、平穩無事に經過しつゝあり

三、市日當日の交通狀況は不安全にして事故も頗る多く、其主因とする處は道路の不完全なるが爲めなり、總ての市場は東西を縱貫する小道路（幅二間餘）の備道あるのみにして極めて不便なり、隨つて直接之が取締實行上甚だ困難を感し、交通保全を遂行せしむることは誠に覺束なく、警察上種々の事態を惹起することも自然多き觀あり

四、市場の衞生狀態は主として日光の直射を受ける關係上稍可良なるも、販賣品中殊に飮食物品に對しては頗る不衞生なり、元より營業者の衞生觀念の缺如せる所以なり、殊に夏季の保健衞生に對しては極力各從業者を奬勵して豫期の目的を達成すべく、蠅の驅除及塵埃の飛散を防ぎつゝあるも、衞生思想の遲々として普及せざるは甚だ遺憾の次第なり

五、前述の如く定期市場なるを以て出場者數も極めて夥しきを以て、遊興飮食に耽るものも隨つて多き傾向あり、市場附近に飮食店の多く營業せらるゝは其事實を物語る證左なり

咸興署管内

一、主要市場の種類、名稱、並に開市日、出場商人、及購買者數

咸興新市場、穀物市場、牛市場、及魚菜市場とす

魚菜市場のみは毎日市を開くも、其他は何れも二、七の日に相當する日を市日とし、市外數里の遠きより集る者約五六千名、薪炭、米、鹽、雜貨類を商はんとして市場に集る商人と稱すべきもの七、八百名に及ぶ

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すべき言動宣傳　正確なる統計の記錄なきも特記すべき事項なし

三、市日に於ける交通事故　當署に於ては市日を交通整理日と定め、常に七八名の巡査をして交通取締の任に當らしめ居るも、只雜踏を整理し左側通行の指導を行ふ位にして、交通上大なる事故を惹起したる例なく、又特種の傾向等なし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態、其他市場取締上特記すべき事項　各市場は市日の翌日を以て定期檢査日と定め、專任巡査をして掃除、蠅取、下水排除の方法を嚴密に檢査せしめ、以て淸潔の保持に努めつゝあるの外、特記事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　一般に不景氣の爲め出場者の數に比し浪費額少なき模樣なり、多くの者は只空腹を滿さんが爲め飲食する位にして、鮮人貸座敷二戶あるも繁昌せず、多くは邑內に散在する二百數十戶の飲食店（酒屋）に於て安價なる遊興を爲すのみ

永興署管内

一、

市場名	種類	出場商人	購買者數
永興市	毎月陰五、十の日に於て集合取引をなす	一一二名	三、五〇〇名

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲

イ 賭博　一部常習者の間に於ては市日見物者を誘引し窃かに之を行はんとするものあるも、取締嚴重なる爲め市日當日に於て之等の犯行をなすこと能はず

ロ 窃盜　市日を利用し犯罪行爲をする者稀なり

ハ 喧嘩　喧嘩は各市日を通し飲酒の結果一、二件あるも、極めて輕微の犯罪にして、檢束保護等の必要あるもの極めて尠し

ニ 風俗犯　該當事項なし

三、市日に於ける交通事故　當邑の市場は其區域狹隘にして常に道路の一部を犯しつゝあるを以て、取締巡査をして之が整理を圓滑に實施し居る爲め、何等の事故發生を見ず

四、市場及販賣品に對する衛生狀態及取締上特記事項　開市當日は特に取締巡査を派し、一般の衛生上

有害品、並に禁制品を密賣するものなきや、又は暴利買占等の奸商なきや等嚴重に取締をなし、一般商取引の圓滑を圖りつゝあるを以て遺憾の點なし

北靑署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1　普通市場（穀類、野菜、魚類）

北靑、新浦、新昌、陽化、居山、方村、獐興、三岐方面より出場する者多し

2　牛市場

北靑、陽化、三岐方面より出場する者多し

開市出場商人約一千七百人、購買者約二萬人

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市日を利用して行はるゝ犯罪絕無なりと斷するを得さるも、現今市日に於て多く發生する犯罪なく、尙往大正八年三月騷擾以後に於ては、市日を利用し治安を紊すへき言動宣傳のありたる事例なし

三、市日に於ける交通事故　各地共（管內開市地）市日當日には諸車及一般交通上の多少妨害なき能

はさる狀態なるも、未た特記すへき交通事故の發生を見す

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　各市場共完全なるを得さるも、相當衛生を考慮したる設備を爲し、販賣品に對しても夫々取締を嚴にし衛生上大なる缺陷なく、當署は制私服巡査をして、交通整理其他治安衛生等に關する取締を爲す、其他特記すへきことなし

五、市日に於ける市場出場者の狀況　出場者は一般に頑迷質朴なる鮮人のみにして、飲食店等に於て飲酒するものあるも、其消費額極めて僅少なり、又遊里に出入するか如きもの稀なり

惠山署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　惠山鎭市場

家畜及諸物貨賣買

出場者平均五百名位

ロ　大五是川市場

家畜及諸物貨賣買

出場者平均約二百名位

二、市日を利用し各種犯罪及風俗を紊すが如きものなし

三、開市當日は特に市場取締巡査を派遣し、交通並に衛生上嚴重なる取締を勵行しつゝあるに付弊害なし

四、當地方は一般に僻陬の地なるを以て、豪奢を極むるが如き者なく、開市日と雖も格別異なりたることなし、只飲食店及宿泊客等の多少増加する程度のものなり

端川署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

種類名稱	開市	出場商人	購買者數
端川邑市場	毎日午前中	平均三〇〇名	平均三〇〇名
同牛市場	毎月一、六の日	同 三〇〇	同 二〇〇
双上牛市場	毎年陰八月十五日前一箇月間五回	同 二〇〇	同 二〇〇
松項牛市場	右同	同 二〇〇	同 三〇〇
龍淵牛市場	右同	同 一五〇	同 二〇〇

香洞牛市場	右	同	同	三〇〇	同	三〇〇
堡巨牛市場	右	同	同	一〇〇	同	一〇〇
新浦牛市場	右	同	同	二〇〇	同	二〇〇
古城牛市場	右	同	同	一五〇	同	一五〇

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　市日を利用して行はるゝ犯罪としては本年中一件もなし、但し喧嘩、口論等にして説諭に止むるものは、各市日毎に平均五件乃至十件位あり、其他治安を紊すへき言動宣傳等なし

三、市日於ける交通事故　過去一箇年間に人畜の死傷、建物、物件の毀損等の事故一件もなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場の淸潔並に衞生狀態に就ては、市場經營者なる面をして常に遺憾なきを期せしめつゝ執行し、且つ販賣品並に市場の取締には開市毎に一名宛警察官を派し、不良品の檢査、病畜の視察、及市場參集者に對する衞生、風俗上の取締に任せしめつゝあり

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　朝市入場者は概ね婦人なるを以て浪費の傾向なきも、牛市場にありては入場者全部が男子なると、牛の賣買に依り多額の現金を授受する關係上、飮食店

に於て飲酒遊興する者多く、靖川牛市にありては、一市飲食店に於て浪費する總額平均百圓以上に達す、其他の牛市にありては、一市約三十圓乃至五十圓の浪費あるか如し

咸鏡北道

清津署管内

一、管内主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　清津魚菜市場　毎日開市し、出場商人約五十人にして、同市場は清津水産會にて漁獲又は取引せし魚類を、此等の商人が買出し各需要者に供給するものにして、直接需要者は市場に於て買受け得さる制度なり、魚菜市場となり居るも事實上從來蔬菜の賣買出場せし事例なし

ロ　清津日用品市場　開市日は毎日にして、十五戸の店舖あり、穀物、野菜、魚類、肉類、瀬戸物等日常生活必需品を販賣しつゝあり、購買者一定せさるも一日平均約五百名内外なり

ハ　清津市場　野天にして、生牛、薪炭、穀物類、野菜市場となり居るも、事實生牛以外從來出場品なし、同所は市街より隔絶し不便の爲め、他の出場品假りにありとするも、購買者出入せざる

結果、自然斯く生牛のみの市場となり居る狀況なり、開市日は舊曆一、五の日にして、生牛五、六十頭、商人及購買者每市日とも六十人內外なりとす

當署管內には以上の外市場なく、右は何れも清津府經營に係るものなり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　從來制服私服巡査をして時々臨場注意取締中なるも、本項該當事故なし

三、市日に於ける交通事故　生牛市場以外は何れも每日開市され、生牛市場と雖も出場人員少數にして、市街より隔絕せる個所にあるを以て、市日に於ける交通事故として特筆すへきものなし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場及販賣品に對しては巡察其他の機會に於て時々臨場し、場內の淸潔保持不良品、腐敗の傾きある魚類、果物等に特に留意取締りつゝあり、概して衞生狀態良好なり、市場取締として特に火災豫防、計秤の正否、盜難、遺失物に付注意警戒をなしつゝありて、從來特に不都合あるを認めず

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　市場出場者の大分部は府內住民にして、飲食店遊廓等に於て浪費するが如きことなし、村落よりの出場者は附近三里內外のものにして、往復に終日を費すに至るを以て遊食等を必要とする關係上、飲食店等にて飲酒し或は食事を爲すものあるも、浪費

の傾向あるを認めす

羅南署管內

一、主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 羅南公設市場　毎日開市、平均百二十名の出場商人、平均三百名の購買者あり

2 羅北牛市場　毎月三、七の日開市、出場商人は冬季に多く夏季に少し、二百名乃至五十名、平均九十名、購買者數平均九十名、隣接各郡より來集す

3 鏡城、城南洞牛市場、及同南大門外魚、雜貨市場、陰曆一、六の日開市、出場商人四十名乃至八十名、購買者數二百名乃至六百名

二、市日に於ける犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　賭博は從來盛なりしも近時著しく減少し殆輪を一掃せり、竊盜は羅南公設市場に於て萬引等を稀に見るのみ、喧嘩は鏡城の市場に屢々演せらるるも大なる事故を起したる事なく、其他の市場は一箇月平均五件を算するに過きす、風俗犯、其他治安を紊すか如き言動宣傳等の事例なし

三、市日に於ける交通事故　羅南公設市場、及鏡城各市場は市日に於て荷車集中し、交通事故一日平

均十六件を算す

羅北牛市場は羅北川に沿ひ部落外なるを以て、來場者多き割合に交通事故を見す

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項　市場の清潔保持に關しては各所其責任者を定めて督勵し、且つ設備も改善せられたるを以て、漸次良好に向ひつゝあり、販賣品中飴、菓子の類にして、塵蓋をなさゞるものありしも、現在に於ては其弊を認めす、其他衛生上特記すへき事項なし、市場取締に就いては、羅南市場は正服巡査、鏡城市場は、私服刑事及正服巡査各一名を派し、取締の完全を期しつゝあり

五、市場出場者の浪費遊興狀況　近來不景氣の爲め出場者の取引高尠く、羅南市場に於ては一日平均雜穀商十圓、生魚商五圓、其他鮮婦人、支那人等の生魚、野菜等の販賣者は一圓五十錢乃至二圓に過きすして、浪費遊興の餘地なし

羅北市場には鮮人飲食店四戶あり、市日に於ける其收入は一戶平均約十圓、之を來場人員に比較せは一人につき一錢弱となるに過す

鏡城市場にては浪費者最も少く、特筆すへき事なし

城津署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

1 城津市場 城津市場は市內旭町に在りて、魚肉、穀類、野菜類の賣買を主とし、常設にして府直營に係り、出場商人數一日平均約六十名內外に上り、購買者約三百名に達す

2 臨溟市場 當市場は牛豚魚肉類、其他雜貨の集散盛にして、每月六回の開市日には、出場商人約百六十名、購買者實に二千五百名を算す

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動箕佈

1 城津市場 當市場は常設なる關係上他所より來集する者少く、大部分は市民並に附近部落民なれは、犯罪行爲或は不穩の言動に出つる者稀なり

2 臨溟市場 往々飲酒泥醉の結果喧嘩、口論を惹起することあるも、市日を利用して各種犯罪を敢行するか如きことなし

三、市日に於ける交通事故

1 城津市場 當市場は道路上に直面することなく市內裏手に位し、出入道路數條を有するの外、

牛馬車は此所の廣場あるため混雜することなく、從つて交通事故なし

2　臨溟市場　附近の場所狹隘なると同市當日多數の出場者あるとに依り、每開市當日は道路に於て物品の賣買交換をなし、或は牛馬車を放置する等、相當の事故あるを例とす

四、市場及販賣品に對する衛生狀態其他市場取締上特記すへき事項

1　城津市場　市場內外は常に衛生人夫をして汚物掃除に努めしむる外、最近下水、共同便所を開設する等、著しく面目を一新したり、販賣品中魚介類は新鮮なるものを選ひ販賣せしめつゝありて、腐敗せるものなし

2　臨溟市場　當市場は境を水田に接し雨水の浸潤甚たしく、爲めに土地は常に濕氣を帶ひ、衛生狀態良好なりと云ふ能はさるも、販賣品に付ては嚴重取締りつゝある關係上、不良品を販賣するか如きことなし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況

1　城津市場　前記の如く當市場は常設なれは、特に市日なるの故を以て浪費遊興するものなし

2　臨溟市場　出場者の浪費場所は大部分飲食店にして、其月額二千圓に達すと云ふ

會寧署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數　管內に於ける市場は左の四箇所にして、何れも微々として振はす、主要市場と目すへきものなし

市場の種類	名稱	開市日	摘要
薪炭	會寧市場	每日	附近山間部落より農家の副業として薪材を牛車にて運搬し來たり會寧市居住需要者に販賣するものにして每日二三十名より百名に及ぶ
牛	勢城面地項洞市場	每月陰曆二、七の日	夏秋季のみ開市し農閑の際は約百頭の畜牛集合することあるも普通三、四十頭にして他より購買者の入込み購買することなく主として附近者間にて交換をなし居れり
同	勢城面中島市場		大正三年許可を受けたるも開市せす
同	雲頭面孔心洞市場	每月陰曆三、八の日	每年六月十三日より八月末日まで三、八の日に開市し五十頭乃至三十頭の畜牛集合するも他より商人入込むことなく主として交換をなし居れり

二、市日を利用して行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すへき言動宣傳　該當事項なし

三、市日に於ける交通事故　なし

四、市場及販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すへき事項　前記の如く管內市場は畜牛及薪材のみにして、衞生上及其他市場取締上特記すへき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の消費遊興狀況　市場出場者の飲食店に於て濁酒及朝鮮酒等を飲食するものあるも、特記すべきことなし

吉州署管內

一、管內主要市場の種類、名稱、並に開市、出場商人、及購買者數

イ　吉州市場

定期に開市し、主として牛、豚、反物、穀類、魚類、薪炭、雜貨等の賣買行はれ、商人は邑內市場に居住するもの約二百四十名內外、商人三十名乃至五十餘名にして、購買者の最も多く出場するは、端午節旬前、及仲秋前にして、約八千名に達し相當盛況なり、農繁期は比較的少く五百名乃至七、八百名出場するに過ぎす、之等出場者は主として附近部落民にして、出場に際し種々なる販賣品を携帶し、之を賣却して其得たる金にて日用品を購入しつゝあり

ロ　錦川市場

吉州市場と同樣定期に開市し、略は同種類の販賣品にして、市場商人二十五六名の外、雜貨行商人二十餘名、魚類商人十五六名、其他の行商人十五六名、及附近部落民にして、種々なる販賣品

其日を携帶出市するもの二百餘名に達し、相當盛況を極め居れり、購買者平均約六百五十名餘なり

八、龍原市場

吉州及錦川市場と同樣定期に開市し、殆と同種類のもの販賣せられつゝありて、同市場は以前相當盛なりしも逐年衰微し、現在市場商人十二名、及十五名の行商人來市するのみ、從つて購買の爲め出場するもの少く平均二百五十名內外なり

二、市日を利用し行はるゝ犯罪行爲及治安を紊すが如き言動宣傳

各市場共開市當日は附近部落民集合し相當盛況を極む、特に市日を利用し行はるゝ犯罪として特筆すへきものなきも、往々にして竊盜の行はるゝことあり、之等は露店に陳列しある物品を萬引するの類にして、陰曆年末前後に多く行はるゝを常とせり、比較的奸智に長けたる市場商人及行商人等は、質朴なる山間部落民を欺罔し、詐欺、橫領等の犯行を敢てするものあるも之等は極めて少數なり、賭博は從前相當行はれたるも近來此種犯罪者著しく減少せり、其他市場商人にして購買心を誘發せしむる爲め、射倖的行爲を爲すもの等時々見受けられたるも、官憲の取締に依り近來其跡を絕ちたり、出場人員は概ね田舍の住民なるを以て、出市に際して飲食店等に出入するを常とし、飲酒酩酊の結果喧嘩口論し、甚しきは互に格鬪傷害を受けるもの、或は飲食店宿屋等に會合して姦通するもの、又は飲食店宿屋及酒小

賣業者等にして密淫賣を爲すものありて、取締上相當困難を感しつゝあるも、治安を紊すべき言動宣傳を行ふが如き事實なし

三、市日に於ける交通事故　各市共相當出場人員ありて、殊に吉州市場等は混雜を極むるに反し、當地方住民は交通整理觀念極めて幼稚にして、道路に無許可にて露店を設くるもの、或は路上に諸車等を放置し、交通に支障を來さしむる等の事例に乏しからす、然れ共人畜の死傷其他重大なる事故の發生したることなし

四、市場内販賣品に對する衞生狀態其他市場取締上特記すべき事項　各市場共砂地にして乾燥し居り保健上何等實憾の點なきも、販賣品中夏季魚類等にして稍腐敗に近きもの等出市することあり、之等は發見の都度棄却處分に附せしめつゝあるも、往々にして之等魚類を購入したるものにして、調理悪しき爲めに下痢を起すことあり、又は未熟の瓜類を販賣せむとするもの、或は菓子及飴行商人等にして、露店にて何等覆蓋を施さす塵埃の附着せるものを販賣し、衞生上注意取締を要すべきものあり、其他特筆すべき事項なし

五、市日に於ける市場出場者の浪費遊興狀況　各市場共開市當日は午前七八時頃より出場し、午後六七時に至れば出場者及行商人等逐次引揚けるを以て、料理屋等に出入するもの皆無の狀況なるも、

開市中は飲食店に出入し、飲酒或は朝鮮麺等を食ふもの等あり、然れ共之等の消費額は至つて僅少にして、飲食店一戸に付五圓乃至三十圓内外の收入なり

朝鮮の市場 終

大正十三年十一月二十五日 印刷
大正十三年十一月二十八日 發行

朝鮮總督府

京城府西小門町三九
印刷所 朝鮮印刷株式會社

朝鮮の市場 終

大正十三年十一月二十五日印刷
大正十三年十一月二十八日發行

朝鮮總督府

京城府西小門町三十九
印刷所　朝鮮印刷株式會社

